

宮 崎 市

こども計画

(第三期宮崎市子ども・子育て支援事業計画)

【令和7年度～令和11年度】



みやざきの未来を担う全ての子ども・若者が、
明日への希望にあふれ、健やかで幸せに成長できるまち

令和7年3月
宮 崎 市

ごあいさつ

宮崎市では、令和2年3月に「第二期宮崎市子ども・子育て支援プラン」（以下、「第二期支援プラン」という。）を策定し、「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」という基本理念の下、子育て支援に関する3つの基本的な視点及び基本理念を実現するための5つの基本目標を掲げ、12の推進施策と子ども・子育て支援事業に取り組んでまいりました。



第二期支援プランの5年間を経て、それぞれの推進施策、事業については一定の成果を上げたものと考えておりますが、国が「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」と表現しているように、本市の令和5年の合計特殊出生率は1.39と、平成29年の1.63をピークに減少に転じていることから、今後も少子化に伴う人口減少が懸念されます。

また、国においては、貧困や虐待、ヤングケアラーなどの支援を必要としている子ども・若者の増加等を背景に、すべての子どもの権利を守ることを目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行され、子ども・若者の最善の利益を第一に考えた取組の推進による「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

このような中、第二期プランの最終年度を迎えるにあたり、更なる子ども・子育て支援施策の円滑な実施に向けて、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「宮崎市こども計画（第三期宮崎市子ども・子育て支援事業計画）」を策定いたしました。

本計画は、本市の最上位計画である「第六次宮崎市総合計画」がめざす将来の都市像「挑戦し、成長する 開かれたまち ～ OPEN CITY MIYAZAKI ～」の実現に寄与するものであり、「みやぎきの未来を担う全ての子ども・若者が、明日への希望にあふれ、健やかで幸せに成長できるまち」を基本理念に掲げております。この計画に基づき、子どもたちが健やかで幸せに成長できるよう、子どもたちの視点に立ち、子どもたちを第一に考えた施策や、社会全体で子育てを支援し、安心して産み育てられるまちづくりを推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「宮崎市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた多くの市民の皆様、パブリックコメントに意見をお寄せいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月 宮崎市長 清山 知憲

目次

第1章 宮崎市こども計画とは	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国の新たな枠組み	2
3 本計画の位置付け	3
4 本計画の対象	7
5 本計画の期間	7
6 本計画の策定体制	7
7 市民意識調査等	8
8 計画の推進体制	9
9 市民、事業者・関係団体等、市（行政）の役割分担（各主体ができること）	10
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	11
1 国における子ども・子育てを取り巻く状況	11
2 宮崎市における子ども・子育てを取り巻く状況	17
3 第二期支援プランの総括（評価）	23
第3章 基本理念と基本方針	27
1 基本理念	27
2 基本方針	27
第4章 推進施策	28
推進施策1 子どもの意見表明・社会参画の推進	29
推進施策2 困難な環境にある子ども・若者への支援	31
推進施策3 子どもの健康と発達支援	36
推進施策4 妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援	39
推進施策5 質の高い幼児教育・保育の推進	42
推進施策6 子どもの居場所づくりの推進	45
推進施策7 多様な学習機会の確保	49
推進施策8 若者のライフイベント(就労、出会い、結婚等)への支援	52
推進施策9 子育てしやすい環境づくり	54
推進施策10 ひとり親家庭への支援	57
第5章 子ども・子育て支援事業計画	59
1 制度における給付・事業の全体像	59
2 将来の子どもの人口	60
3 教育・保育提供区域	61
4 子ども・子育て支援給付	64
5 地域子ども・子育て支援事業	77

資料編.....	108
1 宮崎市子ども・子育て会議条例	108
2 宮崎市子ども・子育て会議 委員名簿.....	110
3 宮崎市子ども・子育て会議 運営要綱.....	111
4 宮崎市子ども・子育て会議 部会名簿.....	113
5 宮崎市児童育成施策推進会議設置要綱.....	114
6 『宮崎市こども計画』策定の経過.....	117
7 市民意識調査結果.....	119
8 宮崎県子どもの生活状況調査結果	151
9 宮崎県ひとり親生活実態調査結果	160
10 宮崎県結婚・子育て意識調査結果	172
11 子どもの権利条約	196

第1章 宮崎市こども計画とは

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や共働き家庭の増加、地域での人間関係の希薄化等により家庭や地域での子育て力が低下、また、子育てに対する不安や負担、孤立感が高まっている状況にあります。

また、いじめや不登校の増加、児童虐待の深刻化、子どもの貧困の連鎖等、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

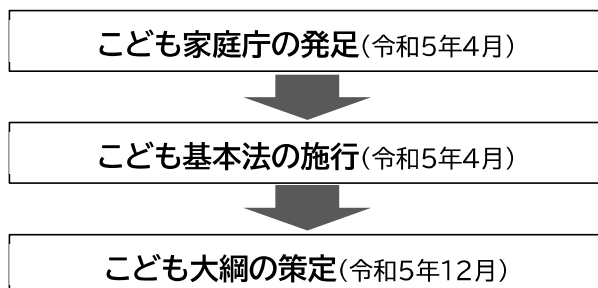
このような状況を背景に、令和5年に「こども家庭庁」が発足、「こども基本法」が施行されました。その後、「こども大綱」（令和5年）が策定され、すべての子ども・若者が将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活できるよう「こどもまんなか社会」の実現を目指した、子ども・子育て支援の新たな枠組みがスタートしました。

本市においては、「宮崎市子ども・子育て支援プラン」（以下「支援プラン」という。※第一期支援プラン：平成27年3月、第二期支援プラン：令和2年3月）を策定し、本市の総合的な子ども・子育て支援を推進してきたところですが、子育て家庭を対象とした調査結果には、子育てに不安や負担を感じている家庭が依然として多い状況が表れており、また、出生数も減少傾向にあります。

この度、令和6年度に「第二期支援プラン」が最終年度を迎えることや、こども基本法で市町村こども計画の策定が努力義務となったことを踏まえ、子ども・若者の成長と子育てを支援する取組みを総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、本市における「こどもまんなか社会」を実現するため、「宮崎市こども計画（第三期宮崎市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 国の新たな枠組み

国は、令和5年に「こども家庭庁」を発足させ、「こども基本法」の施行、「こども大綱」の策定を経て、こども政策の新たな枠組みがスタートしました。



<こども大綱の概要>

【目的】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の養護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～」の実現を目指します。

【主な内容】

- ・こども大綱は、こども基本法に基づいて策定されます。
- ・こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとします。
- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとします。

【市町村こども計画の策定】

- ・こども大綱を勘案した市町村こども計画の策定が努力義務に定められています。
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます。

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

3 本計画の位置付け

(1)計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、以下の計画を一体的なものとして策定するものです。また、本計画は「こども大綱」及び「宮崎県こども計画」を勘案して策定しています。

- ・子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）
- ・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

こども基本法（市町村こども計画）

第十条 （略）

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（市町村次世代育成支援行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（市町村子どもの貧困対策計画）

第十条 （略）

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

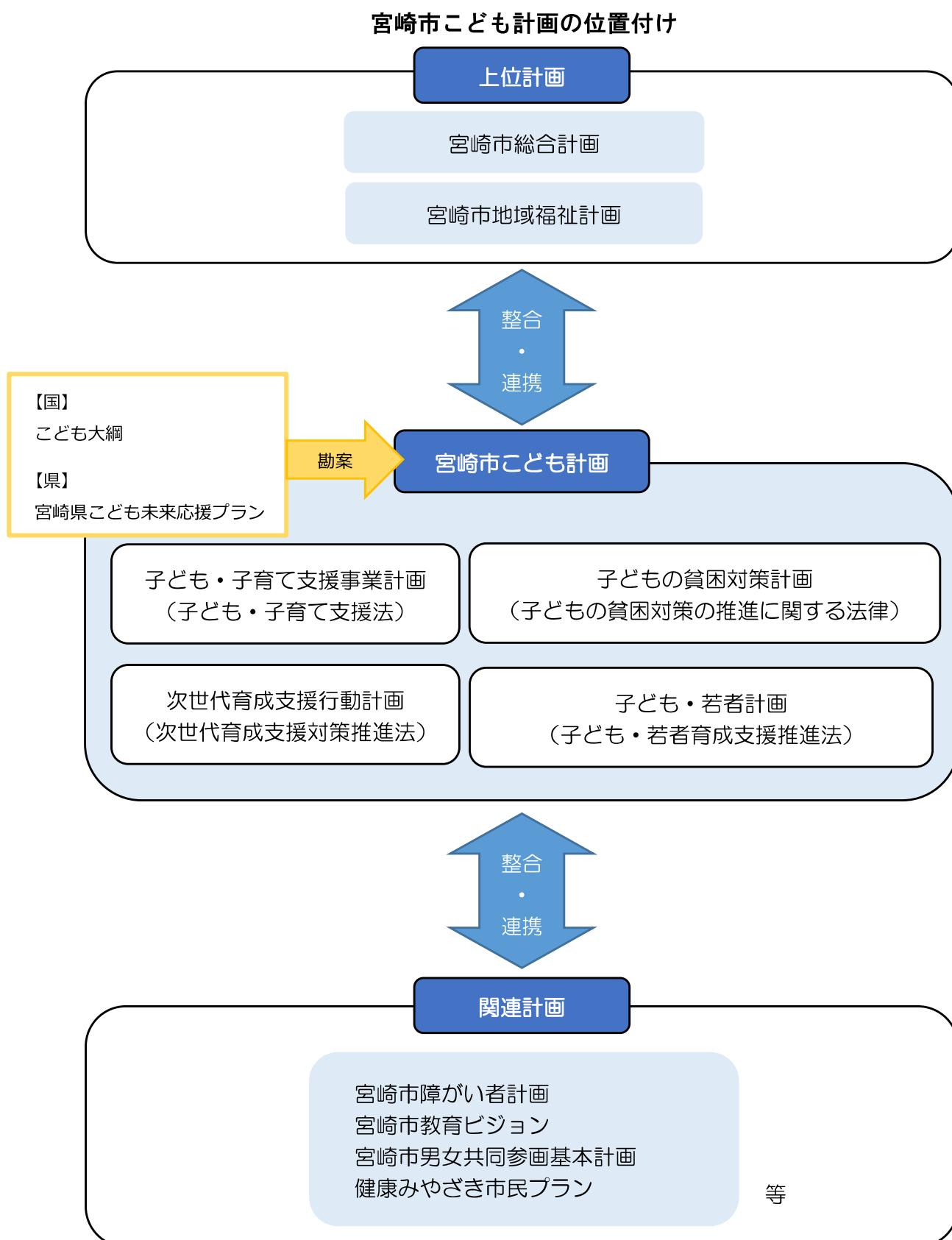
子ども・若者育成支援推進法（市町村子ども・若者計画）

第九条 （略）

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2)他の計画との整合

本計画は、本市の上位計画である「宮崎市総合計画」や「宮崎市地域福祉計画」、また、「宮崎市障がい者計画」、「宮崎市教育ビジョン」「宮崎市男女共同参画基本計画」等、関係する計画との整合・連携を図りながら、取組を推進していきます。



(3)SDGsとの一体的な取組について

SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）は、平成27年の国連で採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。この目標は、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、17のゴール、169のターゲットから構成されています。

本市の最上位計画である「宮崎市総合計画」において、「SDGsの基本理念は、これまで本市が重要な政策課題として掲げ、推進してきた取組と軌を一にするものであり、SDGsの基本理念と17のゴールを踏まえながら、計画の推進を図る」としていることから、本計画においても、「宮崎市総合計画」と整合を図るとともに、こども大綱の「誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすること」という理念に沿って、SDGsの達成に貢献します。

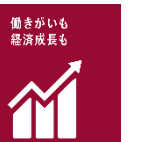
その中で、本計画ではSDGsの17のゴールのうち、主に次のゴールに取り組みます。

<SDGsの17のゴール>

 1. 貧困をなくそう 貧困状態にあるなど、支援が必要な人を地域全体で支え、自立した生活を営むことができるよう支援します。	 2. 飢餓をゼロに 国内有数の食料供給産地として、食料の安定供給を図るとともに、持続可能な農林水産業を推進します。
 3. すべての人に健康と福祉を 健康増進に向けた取組や感染症対策、医療体制の充実により、安心して健康的に暮らすことができる環境を整えます。	 4. 質の高い教育をみんなに 学校教育と社会教育の充実を図り、全ての人が生涯にわたって学べる環境を整えます。
 5. ジェンダー平等を実現しよう 家庭から地域社会、職場に至るまで、あらゆる場面においてジェンダー平等が実現できるよう取り組みます。	 6. 安全な水とトイレを世界中に 上下水道の適切な管理などを通じて、安全で豊かな水環境を確保します。
 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 温室効果ガスの排出削減に向けた省エネ活動を進めるとともに、再生可能エネルギーなど地球環境にやさしいエネルギーの普及啓発を進めます。	 8. 働きがいも経済成長も 起業に意欲のある人や事業者に対する支援の充実により、宮崎市らしい産業の創出に取り組むとともに、誰もが働きやすい環境づくりを進め、地域経済の活性化を図ります。
 9. 産業と技術革新の基盤を作ろう 市内に立地する大学や地元企業などとの連携を深めながら、新たな産業の創出や育成を進めます。	 10. 人や国の不平等をなくそう 誰もが個性と能力を十分に発揮することができ、価値観や生活習慣などの多様性を認め合いながら、支え合って暮らすことができる地域をつくります。
 11. 住み続けられるまちづくりを 災害対策の推進や地域公共交通の利便性の向上、公共施設の利便性向上などにより、安全・安心、快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりを進めます。	 12. つくる責任、つかう責任 ごみの減量化のための取組など環境負荷軽減に向けた普及啓発に取り組むとともに、地産地消など環境負荷の小さい消費活動を促進します。

 1 3. 気候変動に具体的な対策を 脱炭素化に向けた環境啓発を推進するとともに、気候変動の影響で増加する災害への対策を強化します。	 1 4. 海の豊かさを守ろう 下水道事業の普及やごみの減量、公害の防止などを通じ、市内の水環境を保全することで、海の資源の保全に貢献します。
 1 5. 陸の豊かさを守ろう 緑地や農地などを保全することで、生物多様性の損失を防止するとともに、緑の豊かさや生態系を守ることの普及啓発を進めます。	 1 6. 平和と公正をすべての人に 差別や偏見、虐待をなくすとともに、全ての市民の人権が尊重される平和で公正な社会づくりに取り組みます。
 1 7. パートナリシップで目標を達成しよう 市民協働のまちづくりを基本姿勢として、パートナーシップによる取組を通じて、総合計画で定めるめざす姿の実現を図ります。	

<本計画で主に取り組む SDGs のゴール>

						
---	---	---	---	--	---	---

4 本計画の対象

本計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子ども・若者と子育て当事者を対象とします。

【定義】

- こども・・・こども基本法に基づく心身の発達の過程にある者。
- 子ども・・・子ども・子育て支援法に基づくおおむね18歳未満の者。
- 若 者・・・おおむね18歳からおおむね30歳未満の者（思春期、青年期）。
施策によっては40歳未満の者も対象とする。

5 本計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度までの5年間となります。

なお、計画期間であっても、今後の社会情勢の変化や計画期間の各年度における点検・評価等で必要が生じた場合は、本計画の見直し等を行います。

また、新規事業の開始や既存事業の廃止等が行われた場合は、適宜修正を行います。

6 本計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民意識調査やパブリックコメント等広く市民の意見を聴取しました。

また、本計画は、宮崎市児童育成施策推進会議において素案を策定し、宮崎市子ども・子育て会議における審議を経た上で策定しました。

(1)宮崎市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく市民、保護者、事業者等で構成された審議会です。地域の実情に沿った計画とするため、本計画について様々な立場からのご意見を伺いました。宮崎市子ども・子育て会議では、計画推進部会、教育・保育推進部会、子育て支援推進部会の3つの部会を設置し、それぞれの所掌分野について審議を行いました。

(2)宮崎市児童育成施策推進会議

本計画の策定作業を効率的かつ効果的に進めるとともに、庁内における連絡調整を図り、児童育成に関する施策を総合的に推進するための庁内の検討組織です。

(3)パブリックコメント

市民の皆様から本計画に対するご意見等をいただき、それらを反映した計画とするため、令和7年2月17日から令和7年3月10日までパブリックコメントを実施しました。

7 市民意識調査等

本計画に、子どもや子育て当事者の意見を反映させるために、下記の市民意識調査等を実施しました。

(1)(仮称)第三期宮崎市子ども・子育て支援プラン策定にかかる市民意識調査

- ①調査時期：令和6年3月
- ②調査対象：本市在住の小学校入学前児童の保護者（10,000人）、小学生の保護者（6,000人）
- ③回収率：小学校入学前の保護者…38.4%（回収数：3,843人、配布数：10,000人）
小学生の保護者…35.9%（回収数：2,154人、配布数：6,000人）

(2)令和5年度宮崎市ティーンズ会議

「こども基本法」では、「こどもや若者に関する施策の推進に、こどもや若者の意見を反映すること」が求められていることから、令和5年度から宮崎市子ども・子育て会議の補助機関として、宮崎市ティーンズ会議（以下「ティーンズ会議」という。）を設置し、子どもの意見を本計画や施策に反映しました。

- ①活動時期：令和5年12月～令和6年3月
- ②活動人数：宮崎市内に在住・在学・在勤している12歳～18歳 37人

(3)宮崎県子どもの生活状況調査

※宮崎県が調査を実施し、居住地が「宮崎市」の回答者について本市で独自に集計、分析しました。

- ①調査時期：令和4年10～11月
- ②調査対象：本市在住の中学2年生がいる世帯から無作為抽出
（中学2年生：1,687人、中学2年生の保護者：1,687人）
- ③回収率：宮崎市内在住の中学2年生…37.2%（回収数：627人、配布数：1,687人）
宮崎市内在住の中学2年生の保護者…37.2%（回収数：627人、配布数：1,687人）

(4)宮崎県ひとり親生活実態調査

※宮崎県が調査を実施し、居住地が「宮崎市」の回答者について本市で独自に集計、分析しました。

- ①調査時期：令和4年12月
- ②調査対象：本市在住のひとり親世帯から無作為抽出（1,518世帯）
- ③回収率：宮崎市在住の母子世帯…34.8%（回収数：405世帯、配布数：1,163世帯）
宮崎市在住の父子世帯…35.5%（回収数：126世帯、配布数：355世帯）

(5)宮崎県結婚・子育て意識調査

※宮崎県が調査を実施し、居住地が「宮崎市」の回答者について本市で独自に集計、分析しました。

①調査時期：令和6年8月

②調査対象：本市在住の20～40代の男女から無作為抽出（男性：587人、女性：587人）

③回収率：宮崎市居住者：29.5%（回収数：346人、配布数：1,174人）

うち、男性22.1%（回収数：130人/配布数：587人）、

女性36.8%（回収数：216人/配布数：587人）

8 計画の推進体制

(1)宮崎市子ども・子育て会議の役割

本計画の取組状況については、保護者・学識経験者・施設関係者等、様々な分野の外部委員で構成する宮崎市子ども・子育て会議へ報告します。

宮崎市子ども・子育て会議では、部会を設置し、推進施策及び子ども子育て支援事業計画について点検・評価を行い、必要に応じて、関連事業の進捗に関しても助言します。また、必要に応じて本計画の見直しについて検討を行います。

また、ティーンズ会議では、子どもの視点から本市が抱える推進施策の課題等の解決に向けて話し合いを行い、意見を表明します。

(2)庁内における推進体制

本計画の推進に当たっては、子ども未来部・福祉部・健康管理部・教育委員会等の関係部局で連携、協力しながら横断的に取り組む必要があります。

このため、関係部局長で構成する宮崎市児童育成施策推進会議において、本計画の進捗状況について点検を行うとともに事業の改善や見直しに取り組みます。

また、進捗状況の点検の結果については、宮崎市子ども・子育て会議へ報告します。

(3)評価と公表

宮崎市子ども・子育て会議において行った、本計画の進捗状況の点検・評価の結果については、市ホームページ等を活用して市民に広く公表します。

なお、点検・評価の方法は次のとおりです。

①推進施策

各推進施策の進捗状況について、「主要な取組」の活動実績や取組状況、「推進施策の目標値」の達成状況等を参考にしながら総合的に評価します。

②子ども・子育て支援事業計画

ア. 子ども・子育て支援給付

教育・保育施設の施設数及び定員の推移、教育・保育施設の利用状況や待機児童数の状況に関して評価します。

イ. 地域子ども・子育て支援事業

量の見込みに対する実績や推進方法を踏まえて評価します。

9 市民、事業者・関係団体等、市(行政)の役割分担(各主体ができること)

基本理念である「みやぎきの未来を担う全ての子ども・若者が、明日への希望にあふれ、健やかで幸せに成長できるまち」を実現するためには、行政機関だけではなく、市民一人ひとりをはじめ、民間事業者や関係団体等、様々な主体が連携して取組を進めることが重要です。

①市民

市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちに関心を持ち、支えていくことが重要です。

保護者は、十分な愛情をもち、子どもの権利を尊重しながら子どもと接するとともに、家庭が子どもの人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持つことを認識した上で、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、地域においては、全ての市民が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えていくという意識を持ち、地域社会全体で子どもを育てていくことが望まれます。

②事業者・関係団体等

事業者においては、子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくり、家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような職場環境づくりが望まれます。

また、関係団体等は、それぞれの特性を活かして多様な主体と連携し、全ての子どもが健やかに成長できるためのサービスや支援、環境等を提供することが望まれます。

③市（行政）

本市においては、制度の実施主体として全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、庁内各部署が緊密に連携しながら、子ども・若者の成長と子育てを支援する取組みを計画的・総合的に推進します。

また、本計画を着実に推進するため、国や県等の関係機関、地域の事業者や関係団体等、多様な主体と連携し、各種施策の迅速かつ効果的な展開を図ります。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

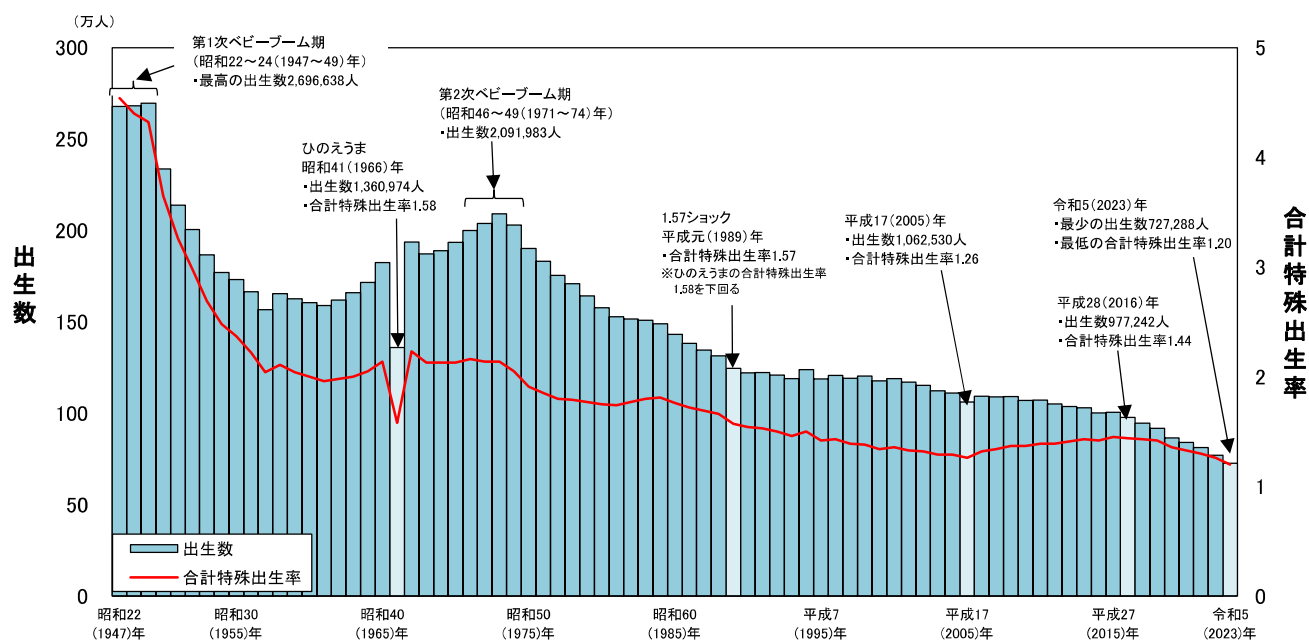
1 国における子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 出生数等の推移

全国の出生数は、昭和22～24年の第1次ベビーブーム期で約270万人、昭和46～49年の第2次ベビーブーム期で約200万人でしたが、昭和50年以降は減少傾向が続き、平成28年には100万人を割り込みました。令和5年は過去最少の約72万7千人となり、深刻な少子化の現状が浮き彫りとなっています。

合計特殊出生率※1は、第2次ベビーブーム期には2.1ありましたが、昭和50年に2.0を下回り、その後は低下傾向で推移し、平成17年には1.26まで落ち込みました。その後、緩やかな上昇傾向で推移していましたが、平成28年に再び低下に転じ、令和5年は過去最低の1.20となっています。

■ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



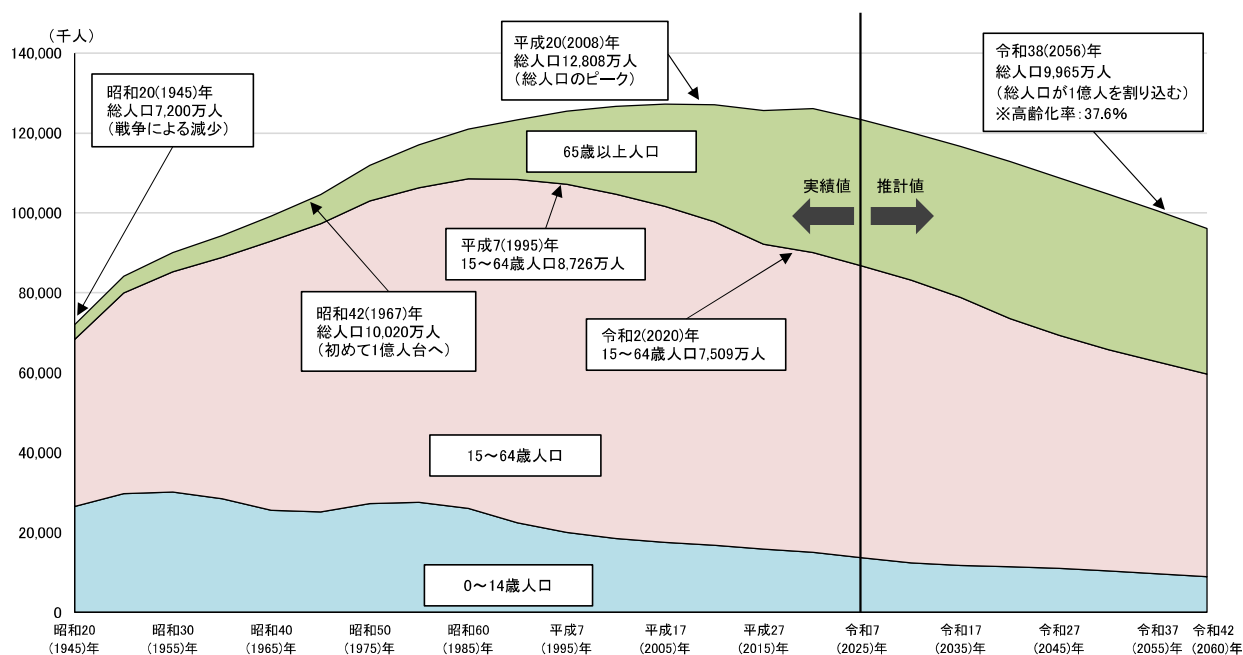
資料：厚生労働省「人口動態統計」

※1 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に何人の子どもを出産するか想定した数で、その年の15歳～49歳の女性が産んだ子どもの数を基に算出しています。

少子化の進行とともに日本の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、令和 38 年には 1 億人を割り込み、高齢化率は 37.6%になると見込まれています。

生産年齢人口（15～64 歳）は、戦後一貫して増加を続け、平成 7 年の 8,726 万人をピークに、その後は減少傾向で推移し、令和 2 年には 7,509 万人となっています。今後も生産年齢人口は大きく減少する見通しであることから、少子化対策が喫緊の課題となっています。

■国の人口構造の推移と見通し



資料：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(2)初婚の年齢と母親の出生時年齢

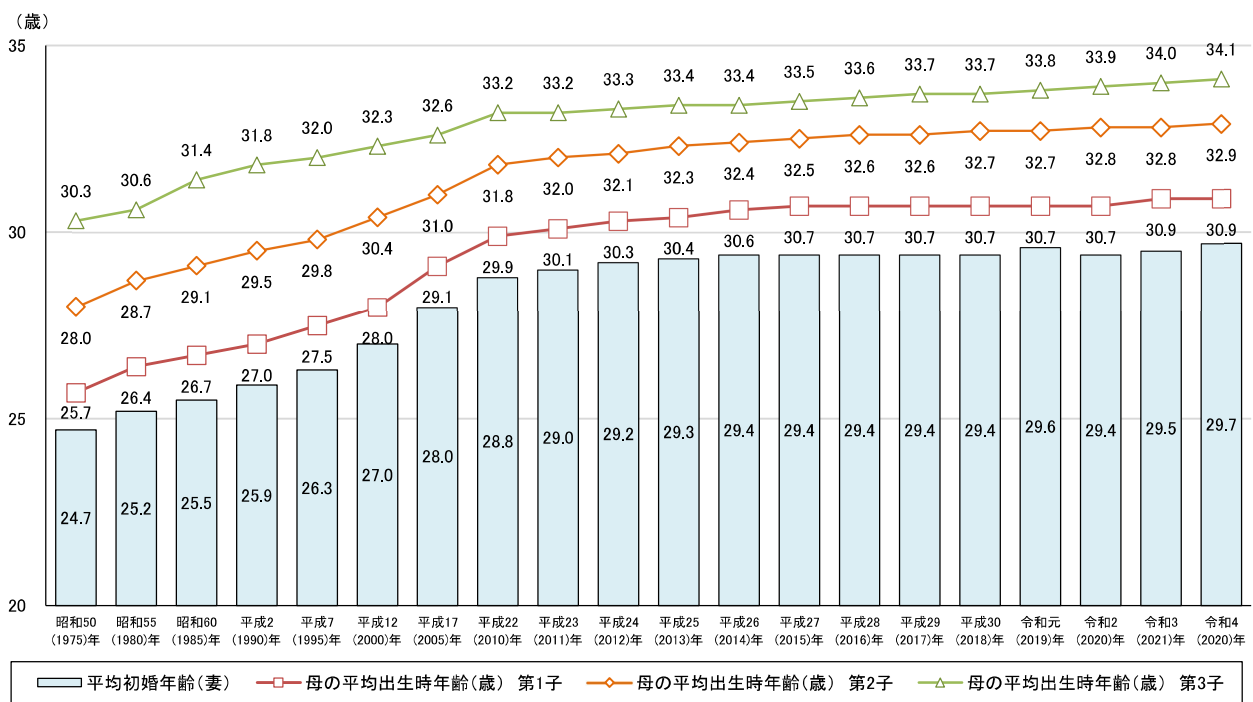
厚生労働省の「人口動態統計」によると、女性の平均初婚年齢は昭和50年では24.7歳でしたが、令和4年では29.7歳と晩婚化が進行している状況にあります。

また、母親の平均出生時年齢は令和4年では第1子が30.9歳、第2子が32.9歳、第3子が34.1歳となっており、昭和50年と比較すると、晩婚化に伴い、母親の出生時年齢が高くなる晩産化の傾向が見られることがわかります。

子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半である我が国において、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることとなります。

なお、こども家庭庁の令和6年版こども白書によると、未婚者（25～34歳）が独身でいる理由は、男女ともに「適当な相手にまだめぐり会わない」の割合が最も高く（男性:43.3%、女性:48.1%）、次いで「独身の自由さや気楽さを失いたくない」（男性:26.6%、女性:31.0%）、「結婚する必要性をまだ感じない」（男性:25.8%、女性:29.3%）が続いています。これに加えて、男性では「結婚資金が足りない」（23.1%）、女性では「今は、趣味や娯楽を楽しみたい」（24.5%）といった理由が続いています。

■平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」

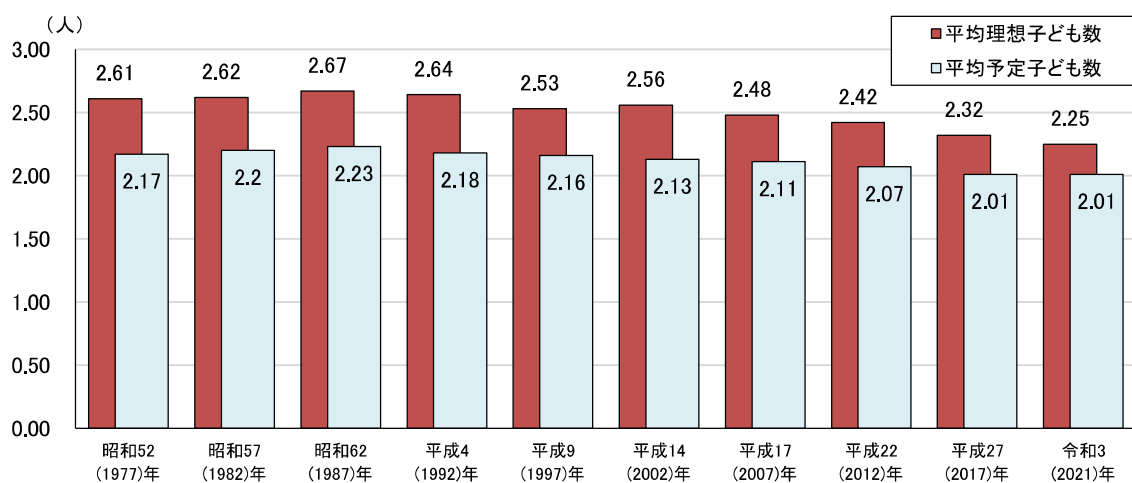
(3)平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移

国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（夫婦調査）」（以下「出生動向基本調査」という。）によると、夫婦の理想的な子どもの数（平均人数）※²は、昭和62年の2.67人をピークに年々減少し、令和3年は最も低い2.25人となっています。

また、夫婦が実際に持つ予定の子どもの数（平均人数）※³も、昭和62年の2.23人をピークに年々減少し、平成27年以降は2.01人となっています。

これらのことから、少子化進行の要因は未婚化の影響だけでなく、夫婦の意識の変化も影響していると考えられます。

■平均理想子ども数と平均予定子ども数の年次推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（夫婦調査）」

※²夫婦の理想的な子どもの数（平均人数）：出生動向基本調査（夫婦調査）の「あなた方ご夫婦にとって理想的な子どもの数は何人ですか。」という設問から算出。対象は初婚どうしの夫婦（妻50歳未満）。8人以上は8として計算。

※³夫婦が実際に持つ予定の子どもの数（平均人数）：出生動向基本調査（夫婦調査）の現存子ども数と「あなた方ご夫婦の今後のお子さんの予定についておたずねします。（1）お子さんの数と、（2）希望の時期について、あてはまる番号に○をつけてください。」という追加設問からの追加予定子ども数の和として算出。対象は初婚どうしの夫婦（妻50歳未満）。8人以上は8として計算。

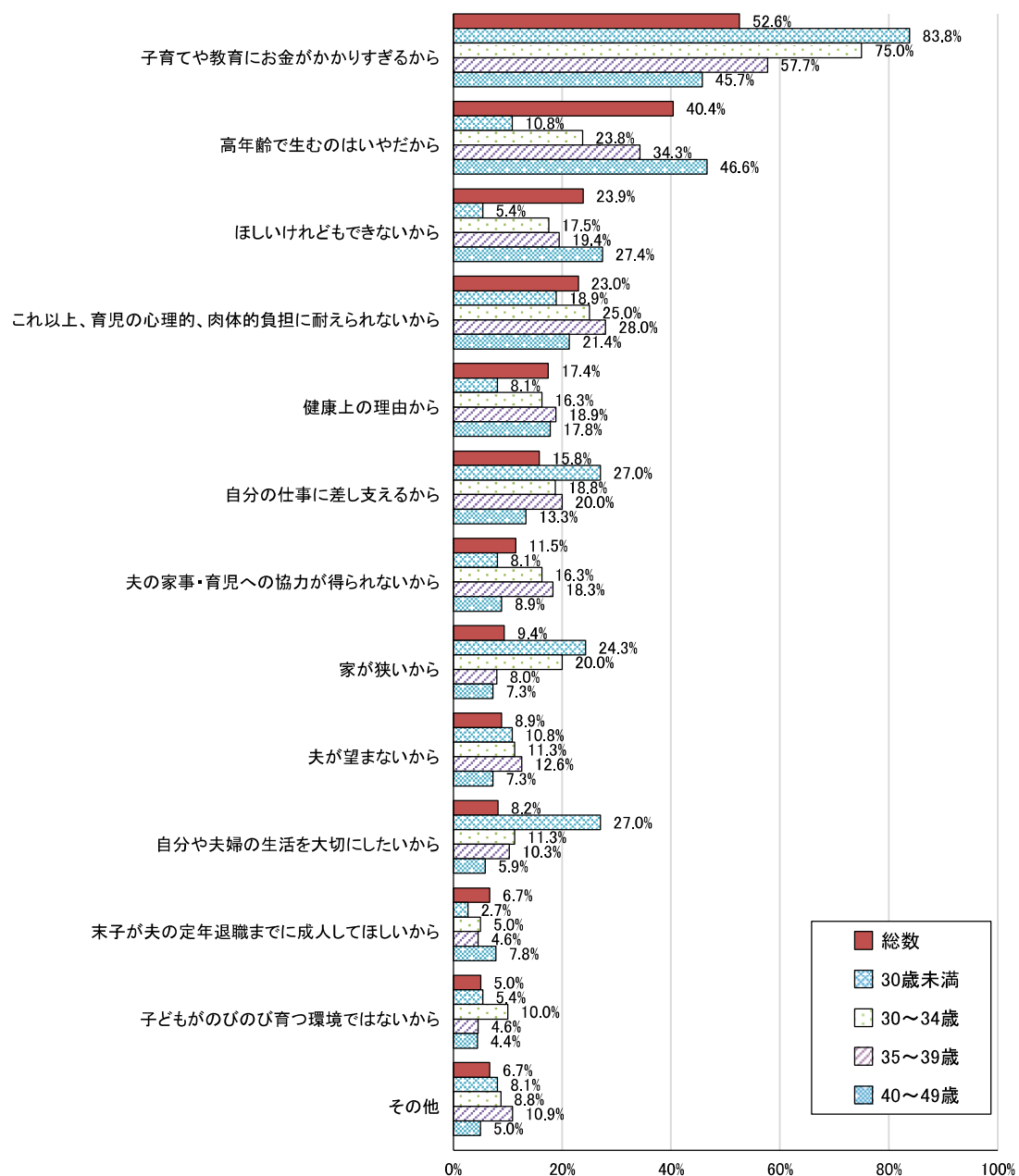
(4)理想の子どもの数を持たない理由

「出生動向基本調査」によると、妻の年齢別にみた理想の子どもの数を持たない理由としては、総数では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合（52.6%）が最も高くなっており、特に 35 歳未満の若い世代では 8 割前後となっています。

30 代では「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」、「自分の仕事に差し支えるから」等の割合が総数を上回っています。

40 代では「高年齢で生むのはいやだから」と「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という年齢的要因と経済的要因がほぼ同率となっています。

■理想の子どもの数を持たない理由（妻の年齢別）



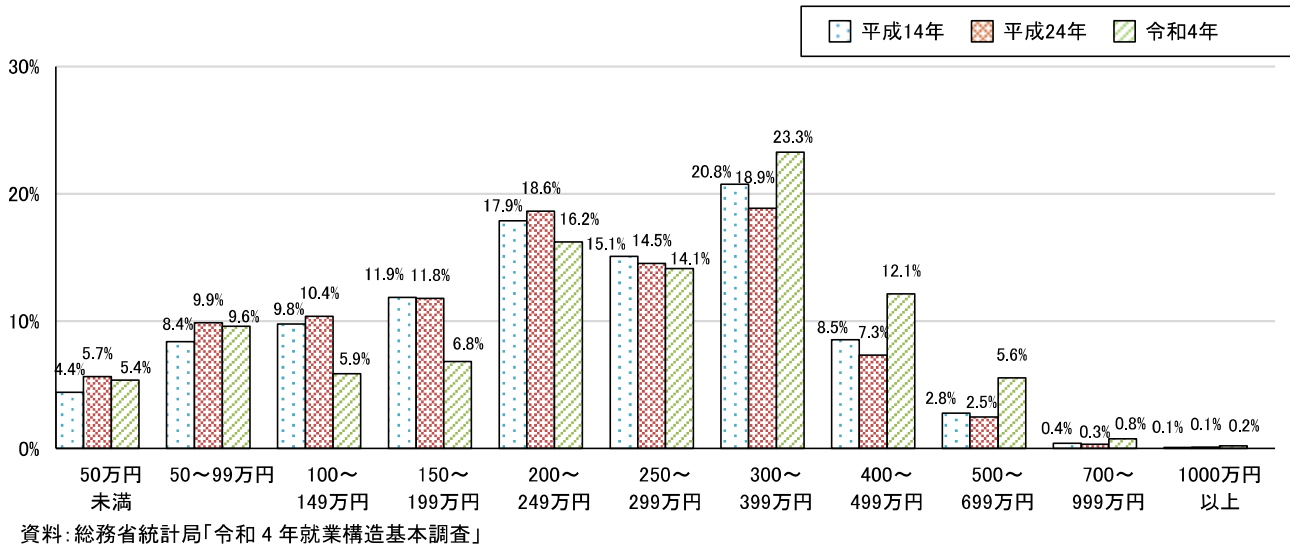
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査（夫婦調査）」（令和 3 年）

(5)子育て世代の所得分布の推移

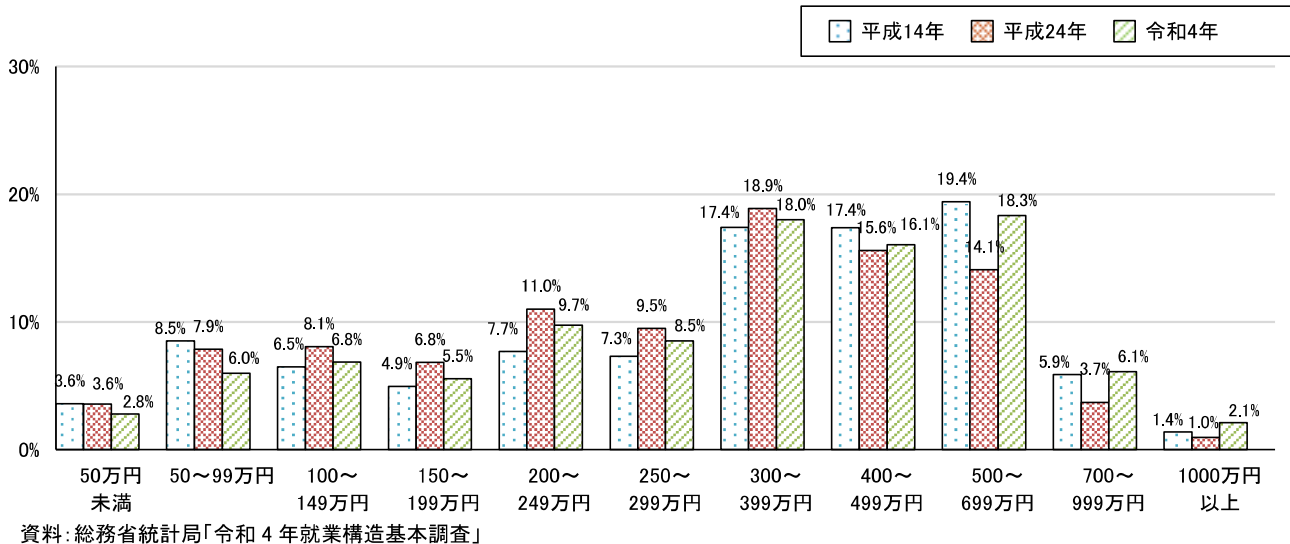
総務省の「就業構造基本調査」によると、令和4年の所得分布を平成14年と比較すると、20代では300万円台の割合が高まっており、30代は300万円以上の割合がほぼ横ばいで推移しています。このことから、20代の所得分布は高まる傾向にシフトしています。

このような中で、出生動向基本調査（P5 参照）によると、夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由の第1位は経済的理由であり、特に30歳未満で顕著となっています。

■所得階級別雇用者構成（20代）



■所得階級別雇用者構成（30代）



2 宮崎市における子ども・子育てを取り巻く状況

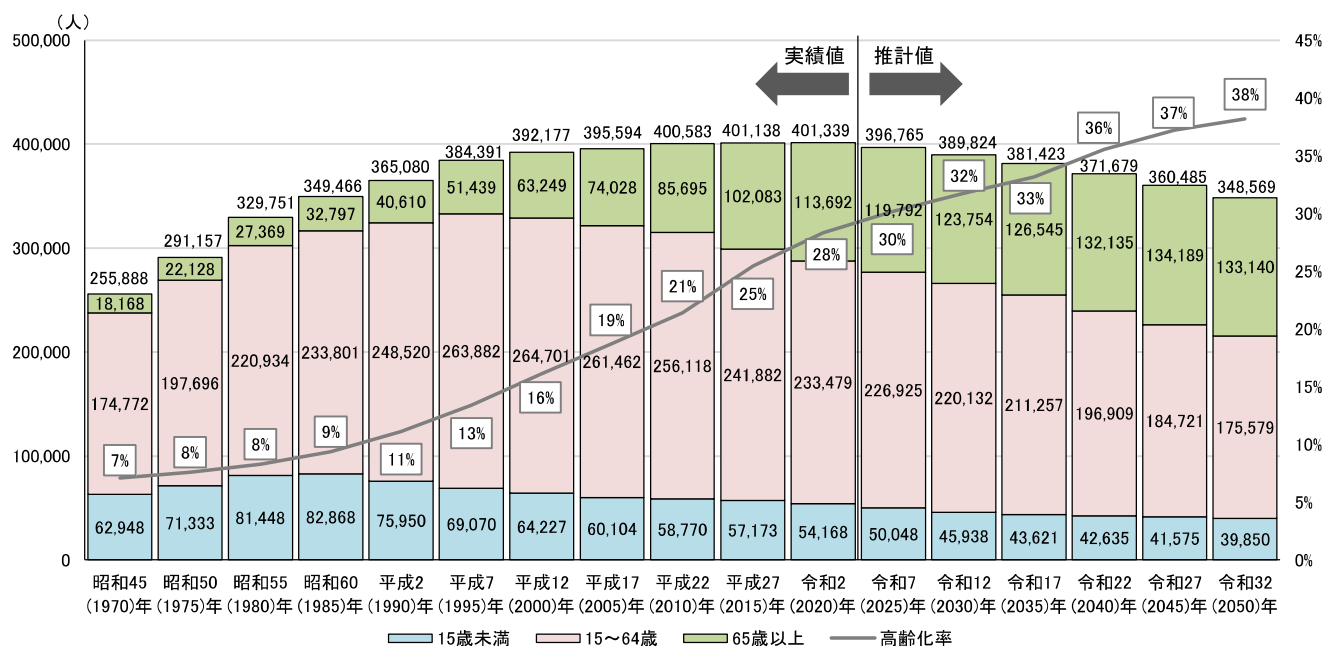
(1)人口の推移

本市の総人口は、昭和45年以降増加傾向で推移し、令和2年の40.1万人をピークに減少に転じ、令和32年には34.8万人にまで減少すると推計されています。

年齢階層別にみると、15歳未満の年少人口は昭和60年の8.3万人をピークに減少に転じ、令和2年の5.4万人から令和32年には4万人にまで減少すると推計されています。15～64歳の生産年齢人口は平成12年の26.5万人をピークに減少に転じ、令和2年の23.3万人から令和32年には17.6万人にまで減少すると推計されています。

その一方で、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しており、令和2年は11.4万人で高齢化率（総人口における65歳以上人口の割合）は28%となっています。今後も増加傾向で推移し、令和27年には13.4万人でピークとなり、その後は減少に転じて令和32年には13.3万人で高齢化率は38%に達すると推計されています。

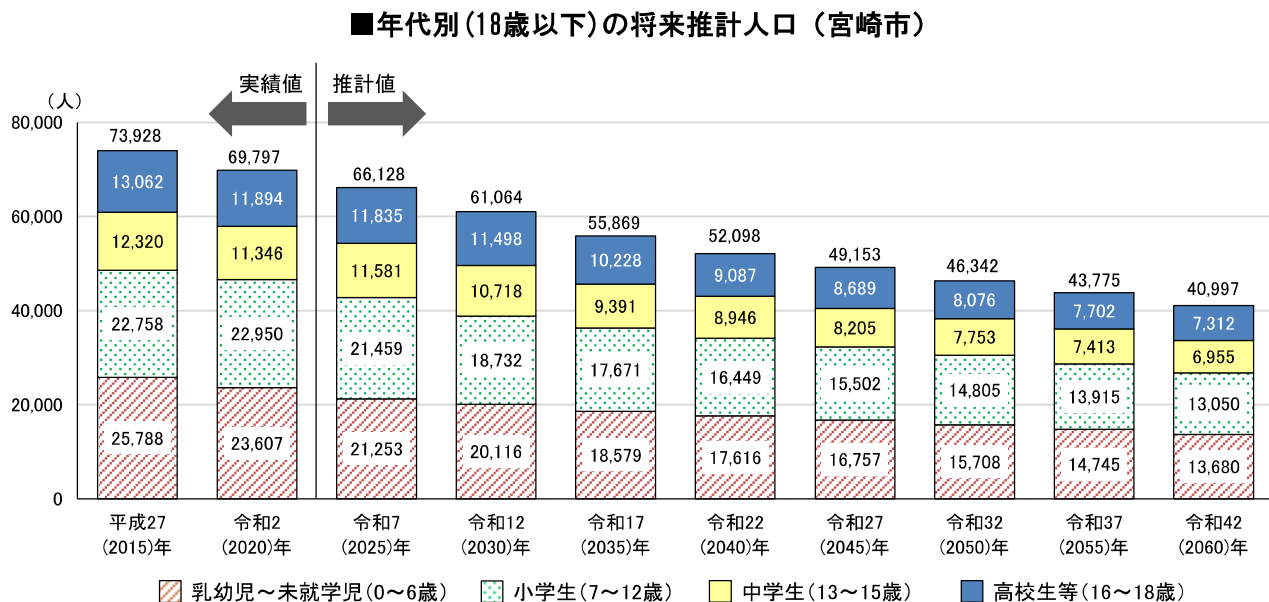
■人口（3区分）と高齢化率の推移（宮崎市）



資料：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(2)年代別(18歳以下)の将来推計人口

本市の18歳以下の人口は、令和2年の69,797人から減少傾向で推移し、令和42年には40,997人にまで減少すると推計されています。この中で、各年代の人口も減少すると推計されています。

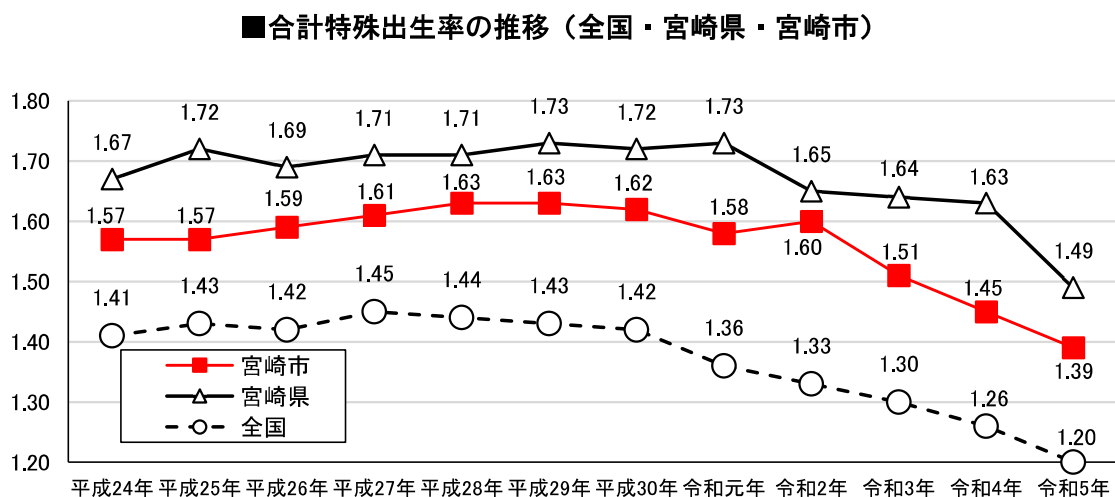


資料:実績値は「住民基本台帳」、推計値は「第六次宮崎市総合計画」

(3)合計特殊出生率の推移

令和5年の本市の合計特殊出生率は1.39で、全国より0.19ポイント高く、宮崎県より0.10ポイント低くなっています。また、中核市市長会による令和4年のデータによると62都市中9番目に高い率となっています。

本市の合計特殊出生率は、平成29年の1.63をピークに減少に転じています。なお、全国は平成27年の1.45、宮崎県は令和元年の1.73をピークに減少に転じています。



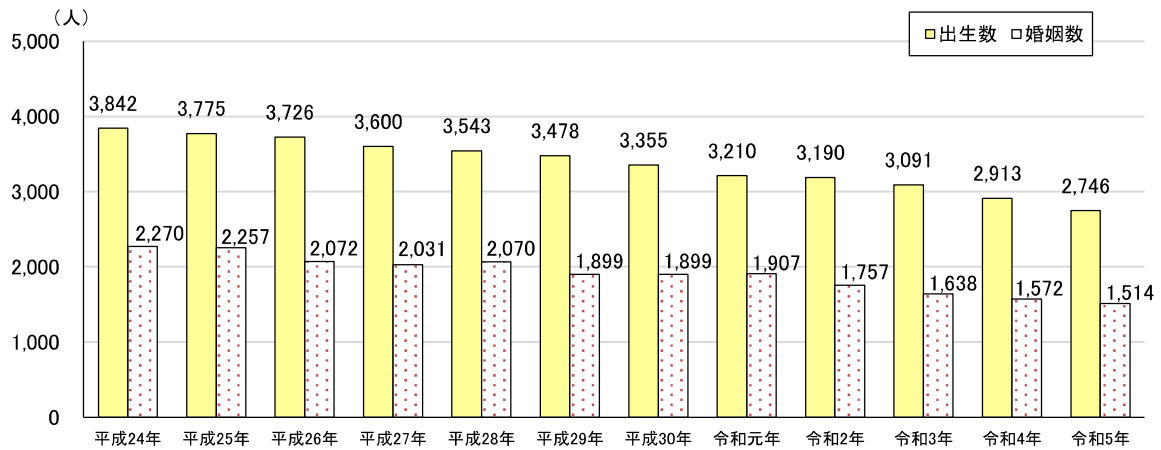
資料:宮崎市保健所の概要

(4)出生数、婚姻数の推移

本市の出生数は、平成 24 年の 3,842 人から減少傾向で推移し、令和 5 年は 2,746 人となっています。

本市の婚姻数は、平成 24 年の 2,270 件から減少傾向で推移し、令和 5 年は 1,514 件となっています。

■出生数、婚姻数の推移（宮崎市）



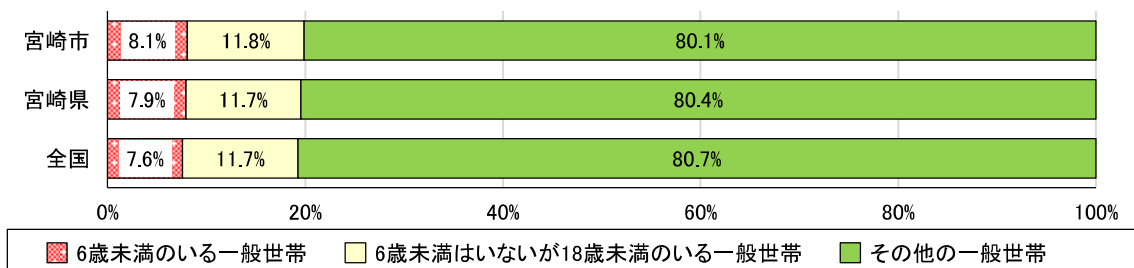
資料：宮崎市保健所の概要（令和4年まで）、宮崎県衛生統計年報（令和5年）

(5)子どものいる世帯の状況

本市の「6歳未満のいる一般世帯」の割合（8.1%）と「6歳未満はいないが18歳未満のいる一般世帯」（11.8%）を合計した「18歳未満の子どものいる世帯」の割合は 19.9%となっています。

「18歳未満の子どものいる世帯」の割合は、全国（19.3%）、宮崎県（19.6%）を上回っています。

■世帯の状況（全国・宮崎県・宮崎市）



資料：国勢調査（令和 2 年）

6歳未満の子どもがいる世帯（14,858世帯）の家族構成は、3世代等の世帯の割合は6.5%、核家族世帯は93.0%で、ほとんどが核家族世帯となっています。なお、本市の核家族世帯の割合（93.0%）は、全国（90.5%）、宮崎県（89.9%）を上回っています。

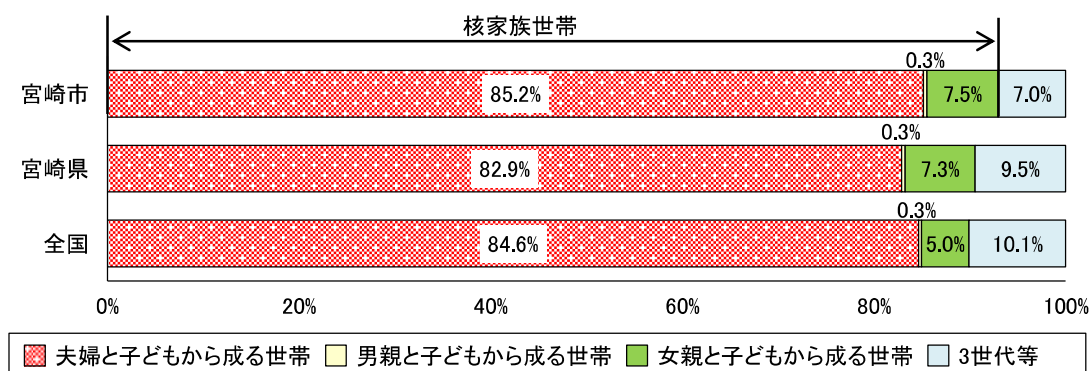
ひとり親世帯（1,157世帯）のうち、「男親と子どもから成る世帯」の割合は4.3%、「女親と子どもから成る世帯」は95.7%で、ほとんどが母子世帯となっています。なお、ひとり親世帯の割合（7.8%）は、全国（5.3%）、宮崎県（7.6%）を上回っています。

■ 6歳未満の暮らす世帯構造（宮崎市）

	世帯数(世帯)	世帯人員(人)	6歳未満人員(人)
一般世帯	183,782	389,477	19,782
6歳未満がいる世帯	14,858	58,818	19,782
核家族	13,812	53,460	18,454
夫婦と子どもから成る世帯	12,655	50,126	17,083
ひとり親世帯	1,157(100.0%)	3,334	1,371
男親と子どもから成る世帯	50(4.3%)	150	57
女親と子どもから成る世帯	1,107(95.7%)	3,184	1,314
3世代等	1,046	5,358	1,328

資料：国勢調査（令和2年）

■ 6歳未満の暮らす世帯の状況（全国・宮崎県・宮崎市）



資料：国勢調査（令和2年）

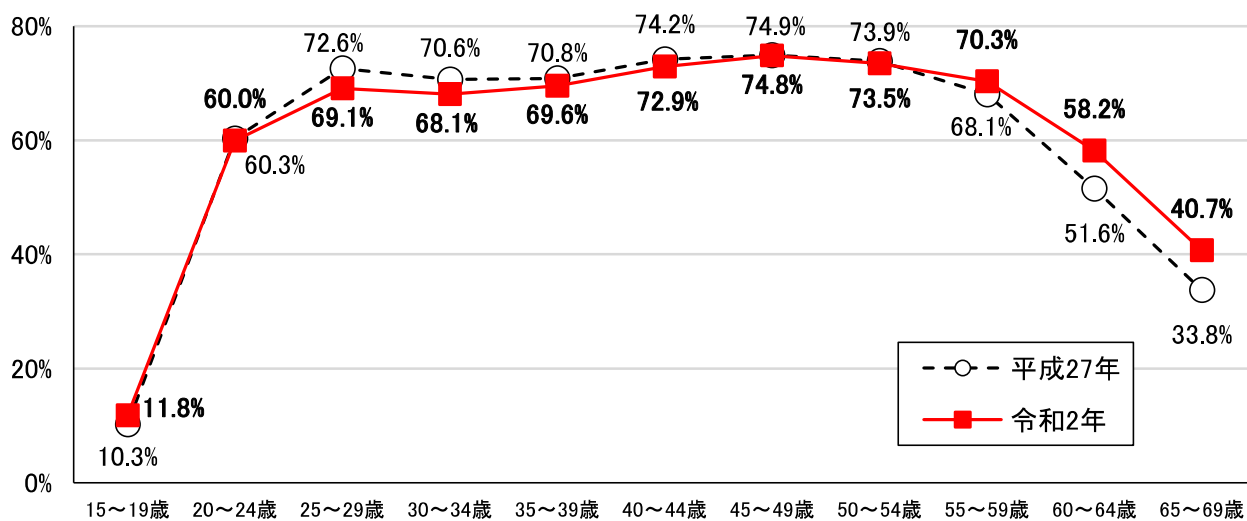
(6)女性の就業状況

女性の就業状況について、令和2年の年代別就業率は、10代後半から20代にかけて高まるものの、結婚等に伴い一時的に離職するため30～34歳ではわずかに下がりますが、40～59歳までの年代は7割台を維持しています。

なお、令和2年の就業率は平成27年とほぼ同じ傾向を示しています。

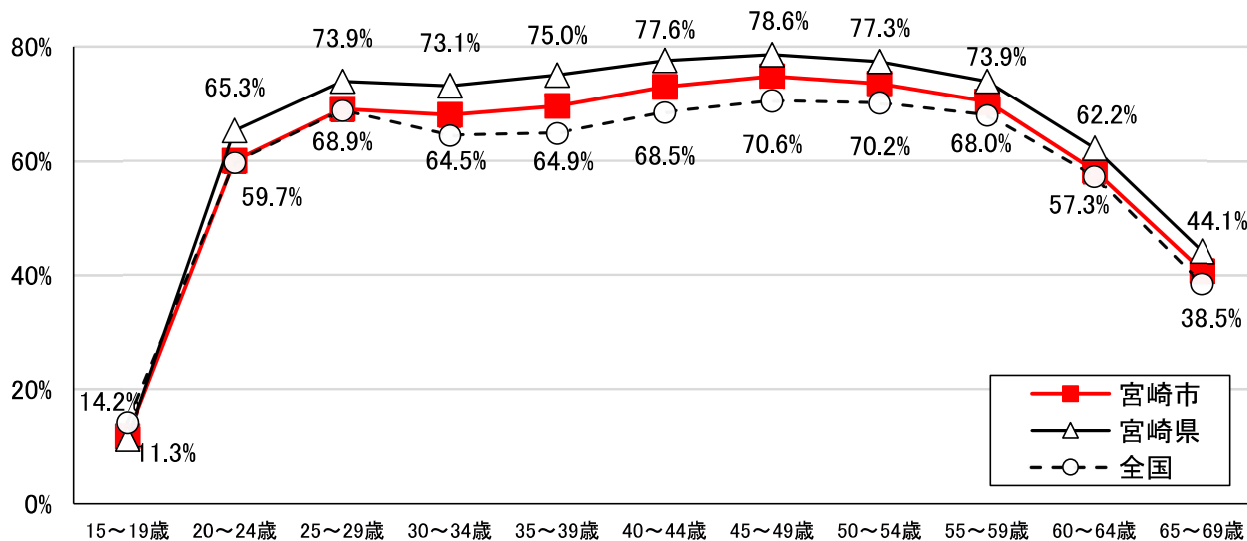
全国と宮崎県との比較では、本市の就業率は各年代とも全国を上回っているものの、宮崎県を下回っています。

■女性の年代別就業率の推移（宮崎市）



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

■女性の年代別就業率の推移（全国・宮崎県・宮崎市）



資料：国勢調査（令和2年）

(7)有業者の育児の状況

総務省の「令和4年就業構造基本調査」によると、本市の有業者で「育児をしている」人の割合は13.5%となっています。また、男性は14.7%で女性（12.4%）を2.3ポイント上回っています。なお、本市の「育児をしている」人の割合は、全国（12.2%）、宮崎県（13.2%）を上回っています。

育児休業制度の利用状況をみると、「育児休業等制度の利用あり」の割合は25.7%で、全国（28.8%）を下回り、宮崎県（23.0%）を上回っています。

■有業者の育児の状況（全国・宮崎県・宮崎市）

（単位：人）

		総数	男	女	育児の有無			育児休業等制度の利用の有無		
					総数	男	女	総数	男	女
宮崎市	有業者数	198,800	101,700	97,100	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－
	育児をしている	26,900	14,900	12,000	13.5%	14.7%	12.4%	100.0%	100.0%	100.0%
	育児休業等制度の利用あり	6,900	2,600	4,300	－	－	－	25.7%	17.4%	35.8%
	育児休業等制度の利用なし	19,900	12,300	7,600	－	－	－	74.0%	82.6%	63.3%
	不明	100	0	100	－	－	－	0.4%	0.0%	0.8%
	育児をしていない	171,000	86,400	84,600	86.0%	85.0%	87.1%	－	－	－
	不明	900	400	500	0.5%	0.4%	0.5%	－	－	－
宮崎県	有業者数	537,000	283,100	253,900	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－
	育児をしている	70,900	37,800	33,100	13.2%	13.4%	13.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	育児休業等制度の利用あり	16,300	5,000	11,300	－	－	－	23.0%	13.2%	34.1%
	育児休業等制度の利用なし	54,200	32,600	21,600	－	－	－	76.4%	86.2%	65.3%
	不明	400	200	200	－	－	－	0.6%	0.5%	0.6%
	育児をしていない	460,900	242,200	218,700	85.8%	85.6%	86.1%	－	－	－
	不明	5,200	3,100	2,100	1.0%	1.1%	0.8%	－	－	－
全国	有業者数	67,060,400	36,706,200	30,354,200	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－
	育児をしている	8,213,800	4,386,400	3,827,400	12.2%	12.0%	12.6%	100.0%	100.0%	100.0%
	育児休業等制度の利用あり	2,362,300	801,200	1,561,100	－	－	－	28.8%	18.3%	40.8%
	育児休業等制度の利用なし	5,802,300	3,559,900	2,242,400	－	－	－	70.6%	81.2%	58.6%
	不明	49,200	25,300	23,900	－	－	－	0.6%	0.6%	0.6%
	育児をしていない	57,547,700	31,534,900	26,012,800	85.8%	85.9%	85.7%	－	－	－
	不明	1,298,900	784,900	514,000	1.9%	2.1%	1.7%	－	－	－

資料：令和4年就業構造基本調査

3 第二期支援プランの総括(評価)

第二期支援プランについては、宮崎市子ども・子育て会議において、毎年度、前年度の進捗状況に対する点検・評価を行いました。点検・評価の方法は、まず、宮崎市子ども・子育て会議に設置する3つの部会に分かれて、それぞれの所掌分野について審議し、その後、全体会において各部会の評価結果を報告し、承認しました。

令和2年度から令和4年度の進捗状況に対する点検・評価は、新型コロナウイルスの影響により、委員が一堂に会することができない時期もあったため、一部は書面開催により行いました。

なお、第二期支援プランでは、市民意識調査の結果から導き出されたニーズ等に基づき、今後の利用量の見込みを算出し、目標値を設定していましたが、計画期間に入り、毎年の事業実績等から進捗状況を点検・評価する中で、新型コロナウイルスの影響により、当初定めた「目標値」や「量の見込み」等と実際の利用状況に大きな乖離が生じた事業があったことから、令和4年度に中間見直しを実施し、「目標値」や「量の見込み」等を修正しました。

全体会において承認された各部会の点検・評価の結果については以下のとおりです。

(1)推進施策の評価

◆評価方法

計画推進部会では、推進施策の進捗状況について、事務局が作成した点検・評価表（各推進施策に係る目標値や点検・評価の対象となる年度の実績等を掲載した資料）と、事務局からの各推進施策実施状況の説明をもとに、「順調である」「どちらかといえば順調である」「あまり順調でない」「順調でない」「評価保留（※）」のいずれかの評価を行いました。

なお、同じ施策の中に様々な事業の目標値が定められており、順調に取り組まれている事業や、新型コロナウイルスの影響等で順調に取り組めていない事業があるなど、事務局からの実施状況の報告だけでは、委員の評価が難しいという課題があったため、令和3年度分の点検・評価からは、市が各事業の目標値に対する達成状況を客観的に評価した「内部評価表」を資料として追加しました。

※ 新型コロナウイルスの影響により、評価が難しい施策も想定されることから、令和2年度から令和4年度は「評価保留」の項目を設けました。

◆評価結果

各施策とも全体的には「どちらかといえば順調である」の評価が多い結果になりました。

これは、特に令和2年度から令和3年度は新型コロナウイルスの影響を受けた事業も多かった中、柔軟な対応で事業を継続し、実績を上げたことに対して評価されたことが主な要因と考えられます。

一方で、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、地域子育て支援センターを閉館した時期があった推進施策2-(1)や虐待防止の出前講座等を開催できなかった推進施策5-(2)については、評価が難しい等の理由で「評価保留」となっています。

また、令和５年度の推進施策 3-(2)については、放課後児童クラブの時間の延長等のニーズの高まりに対して、担い手が不足している現状があること等から「順調でない」となっております。

各推進施策における令和２年度から令和５年度までの評価結果は下表のとおりです。

＜計画推進部会の評価結果＞

推進施策	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
１－（１）：教育・保育内容の質の向上	評価が分かれた	B	B	B
１－（２）：認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進	A	B	A	B
２－（１）：地域における子育て支援の推進	E	E	評価が分かれた	B
２－（２）：ワーク・ライフ・バランスの推進	A	評価が分かれた	B	B
２－（３）：ひとり親家庭の自立支援	B	評価が分かれた	B	B
２－（４）：障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実	B	評価が分かれた	B	B
３－（１）：安全・安心な活動場所など、子どもの健全な発達のための良質な環境整備	B	B	B	B
３－（２）：放課後の子どもの居場所の確保 【新・放課後子ども総合プラン】	A	評価が分かれた	B	C
４－（１）：妊娠・出産期からの親子の成長への切れ目のない支援	A	B	B	A
４－（２）：子どもの健康の保持と増進	B	B	B	A
５－（１）：子どもの貧困対策の推進	B	B	B	B
５－（２）：虐待などのない社会づくりに向けた取組の推進	評価が分かれた	E	B	B

A：順調である、B：どちらかといえば順調である、C：あまり順調でない、D：順調でない、E：評価保留、評価が分かれた：各委員の評価が分かれ、統一した評価結果を出せなかった

(2)子ども・子育て支援事業計画の評価

①子ども・子育て支援給付

教育・保育推進部会では、教育・保育施設の施設数及び定員、教育・保育施設の利用状況や待機児童数の状況について確認を行いました。

教育・保育施設の利用状況については、令和６年４月１日現在で、定員に対する利用率が、１号及び２・３号全体で 88.1%であり、市全域でみた場合、利用児童に対する定員は確保できていました。

また、待機児童は令和４年度から発生していません。

教育・保育施設の利用状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

施設の種類	施設数 (か所)	定員（人）			利用児童数（人）		
		1号	2・3号	計	1号	2・3号	計
保育所	80	－	6,115	6,115	－	5,733	5,733
認定こども園	69	2,155	5,948	8,103	1,601	5,553	7,154
幼稚園	18	1,374	－	1,374	880	－	880
小規模保育事業	10	－	141	141	－	97	97
事業所内保育事業	1	－	12	12	－	7	7
合計	178	3,529	12,216	15,745	2,481	11,390	13,871
定員に対する利用率					70.3%	93.2%	88.1%

保育所等の待機児童数の状況（2・3号認定）（令和 6 年 4 月 1 日現在）

調査時点	定員総数	(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D)	(E)	(F)	算出 区域数
		全申込 児童数	保育所等 利用児童数	(A) のうち保育所等を 利用できなかった児童数	(C) のうち 特定の保育所等 を希望する者等	(C)のうち企業 型利用児童 数	(C) のうち 待機児童数	
H27.4.1	11,024	11,223	11,059	164	164	0	0	6区域
H28.4.1	11,141	11,351	11,172	179	115	0	64	6区域
H29.4.1	11,831	11,904	11,729	175	147	0	28	6区域
H30.4.1	12,100	12,105	11,964	141	81	4	56	14区域
H31.4.1	12,361	12,292	12,134	158	104	11	43	14区域
R2.4.1	12,403	12,294	12,172	122	89	19	14	8区域
R3.4.1	12,371	12,185	12,068	117	96	20	1	8区域
R4.4.1	12,411	12,008	11,930	78	65	13	0	8区域
R5.4.1	12,376	11,772	11,675	97	72	25	0	8区域
R6.4.1	12,216	11,480	11,390	90	71	19	0	8区域

（備考）

- ① (B)は、調査時点において、保育所等を利用している児童の数
- ② (C)は、全申込児童数(A)から保育所等利用児童数(B)を差し引いた児童の数
- ③ (D)は、(C)のうち、希望する保育所等の空きが無い児童の数
(ただし、教育・保育提供区域内には空きがある状態)
- ④ (E)は、(C)のうち、企業主導型保育事業を利用している児童の数
- ⑤ (F)は、(C)のうち、希望する保育所等にも、
教育・保育提供区域内にも空きがないために待機となった児童の数

②地域子ども・子育て支援事業

◆評価方法

子育て支援推進部会では、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について、事務局が作成した点検・評価表（各推進施策に係る目標値や点検・評価の対象となる年度の実績等を掲載した資料）と、事務局からの各推進施策実施状況の説明をもとに、「順調である」「どちらかといえば順調である」「あまり順調でない」「順調でない」「評価保留（※）」のいずれかの評価を行いました。

※ 新型コロナウイルスの影響により、評価が難しい施策も想定されることから、令和２年度から令和４年度は「評価保留」の項目を設けました。

◆評価結果

特に令和２年度から令和３年度は新型コロナウイルスの影響で、確保方策（目標値）に対する実績が低い事業が多くありましたが、単に実績だけでなく、事業の中身も踏まえた評価を行いました。

結果については、全ての事業で「順調である」「どちらかといえば順調である」の評価が多い結果となりました。

ただし、令和２年度の「病児保育事業」については、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、利用者の大幅な減少が見られたことから「評価保留」となっています。

各事業における令和２年度から令和５年度までの評価結果は下表のとおりです。

<子育て支援推進部会の評価結果>

	地域子ども・子育て支援 事業名	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
1	利用者支援事業	評価が分かれた	B	B	B
2	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	評価が分かれた	A	B	B
3	妊婦健康診査	B	B	A	A
4	乳児家庭全戸訪問事業	B	B	B	B
5	養育支援訪問事業・子どもを 守る地域ネットワーク機能強 化事業	B	B	B	B
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	B	B	B	B
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	A	B	評価が分かれた	A
8-1	一時預かり事業(幼稚園)	B	B	B	A
8-2	一時預かり事業(その他)	B	B	評価が分かれた	B
9	延長保育事業	B	B	B	A
10	病児保育事業	E	B	B	A
11	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	B	B	B	B
12	実費徴収に係る補足給付を 行う事業	B	B	A	A

A：順調である、B：どちらかといえば順調である、C：あまり順調でない、D：順調でない、
E：評価保留、評価が分かれた：各委員の評価が分かれ、統一した評価結果を出せなかった

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

本市の第六次宮崎市総合計画基本構想では、本市の将来の都市像を「挑戦し、成長する 開かれたまち ～OPEN CITY MIYAZAKI～」と定め、将来都市像の実現に向けて、本市が「めざす姿」を3つ定めています。

このうち「めざす姿3 明日への希望にあふれ、未来に開かれているまち」では、未来を担う子どもたちが健やかに育ち、持続可能な形で発展し続けるまちをめざし、子どもたちが健やかで幸せに成長できるよう、子どもの視点に立ち、子どもを第一に考えた施策や、社会全体で子育てを支援し、安心して産み育てられるまちづくりを推進することとしています。

また、これらを具体化するため、宮崎市総合計画基本計画において、「次世代を育むまちづくり」を政策として位置付けています。

これらを踏まえ、本計画の基本理念及び基本方針を下記のとおり定めます。

【基本理念】

みやざきの未来を担う全ての子ども・若者が、
明日への希望にあふれ、健やかで幸せに成長できるまち

2 基本方針

基本理念を実現するために、推進施策に関わる共通事項として4つの基本方針を設定し、子ども・若者、子育て当事者への支援施策を展開します。

【基本方針①】 子ども・若者の権利を保障し、子ども・若者の最善の利益を第一に考える

子どもや若者を権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障します。

【基本方針②】 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を施策に反映する

子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら、施策の推進に取り組みます。

【基本方針③】 ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実する

子どもや若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援します。

【基本方針④】 若い世代が自ら希望するライフプランの実現に向けて支援する

多様な価値観が尊重されることを前提とし、若い世代（若者や子育て当事者等）が自ら描いたライフプランの実現に向けて支援します。

第4章 推進施策

【推進施策の体系】

基本理念	基本方針	推進施策
みやざきの未来を担う全ての子ども・若者が、明日への希望にあふれ、健やかで幸せに成長できるまち	基本方針① 子ども・若者の権利を保障し、子ども・若者の最善の利益を第一に考える	ライフステージを通じた重要事項 推進施策1 子ども意見表明・社会参画の推進 推進施策2 困難な環境にある子ども・若者への支援 推進施策3 子どもの健康と発達支援 推進施策4 妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援
	基本方針② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を施策に反映する	ライフステージ別の重要事項 <乳幼児期> 推進施策5 質の高い幼児教育・保育の推進 <学童期・思春期> 推進施策6 子どもの居場所づくりの推進 推進施策7 多様な学習機会の確保 <青年期> 推進施策8 若者のライフイベント（就労・出会い・結婚等）への支援
	基本方針③ ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実する	
	基本方針④ 若い世代が自ら希望するライフプランの実現に向けて支援する	子育て当事者への支援に関する重要事項 推進施策9 子育てしやすい環境づくり 推進施策10 ひとり親家庭への支援

【ライフステージを通した重要事項】

推進施策 1 子どもの意見表明・社会参画の推進



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

社会のあらゆるところで子どもの権利（※）が守られ、子どもの意見が市政に反映され、子どもの社会参画が図られている。

●現状と課題

子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して子ども関連施策に取り組む「こども基本法」が令和5年4月1日に施行され、国全体で「こどもまんなか社会」の実現をめざす動きが高まっています。

本市は、子どもが主体となって考え、成果を発表できる場の創出や、子どもの意見を本市の施策に反映させる取組を始めました。

今後も、子どもが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもが意見を表明し、社会参画できる仕組みづくりを推進する必要があります。

※子どもの権利は、国際的に守るべきものとして「子どもの権利条約」で42個規定されている。「子どもの権利条約」の4つの原則は次のとおり（その他の権利は、P196に掲載）。



2 差別の禁止
(差別のないこと)



3 子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)



6 生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)



12 子どもの意見の尊重
(子どもが意味のある参加ができること)

資料：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約(子どもの権利条約の考え方)」ホームページ
(<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>)

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 子どもの意見表明・社会参画の機会の充実

子どもが権利の主体として認識され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、家庭や学校、地域等において、子どもが意見を表明しやすい環境整備に努めるとともに、子どもの社会参画を促進します。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
宮崎市ティーンズ会議 【子育て支援課】	子どもが意見を表明したり参加したりする場として、ティーンズ会議を設置する。	参加者数

みやざき未来発表会 【学校教育課】	市内各中学校生徒代表がキャリア・探究学習を発表する場を設定する。	開催回数
中学生と教育委員会との意見交換会 【企画総務課】	宮崎市教育委員会活性化プランに基づき、教育現場の実情を把握するため、中学生と教育委員会が意見交換を行う。	開催回数

2 子どもの意見反映に向けた取組の推進

子どもの視点に立った子ども施策が推進できるよう、子どもの意見が積極的かつ適切に施策に反映される仕組みを構築します。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
宮崎市ティーンズ会議 【子育て支援課】	子どもの視点に立った子ども・子育て施策等を展開するため、ティーンズ会議を設置する。	参加者数
子どもの意見聴取及び施策への反映 【子育て支援課】	子どもの視点に立った子ども・子育て施策等を展開するため、庁内各課へ子どもの意見聴取及び施策反映について啓発を行い、取組み状況を把握する。	取組件数

◆ 推進施策の目標値

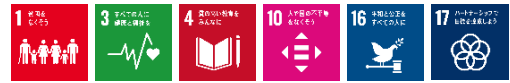
項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思う市民の割合(%) ※1 【子育て支援課】	29.5	33.6	37.7	41.8	45.9	50.0
子ども施策に関して自分の意見が聴いてもらえていると思う中高生の割合(%) ※2 【子育て支援課】	68.3	69.0	69.6	70.3	71.0	71.7

※1 「こどもまんなか」とは、子どもたちの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもたちにとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践すること。

※2 子ども施策とは、子どもたちが楽しく安全に育つための取組で、例えば学校や遊び場を良くしたり、健康を守るための支援をいう。

【ライフステージを通した重要事項】

推進施策 2 困難な環境にある子ども・若者への支援



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

- ・全ての子ども・若者の命と権利が守られている。
- ・全ての子ども・若者がその置かれた状況にかかわらず、将来への夢をもって成長できる。

●現状と課題

家庭の経済状況やその置かれた環境によって、子どもたちに教育の格差が生じています。また、貧困や虐待、ヤングケアラー、ひきこもり等により支援を必要としている子どもや若者が増加しています。

本市では、児童相談所を含む子どものための総合支援拠点の設置に向けた取組や、他機関と連携した支援体制づくり等、それぞれの課題に応じた支援を行っています。

今後も、支援を必要としている子どもや若者、家庭に対し、個々の状況に応じた切れ目のない支援を充実させる必要があります。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止に向けた取組の推進

①母子保健と児童福祉を統合した「こども家庭センター」の機能を発揮して、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、一体的に相談支援を行います。

具体には、妊娠届出時の面談をはじめ各種の健診等の場面を通じて、子育て家庭の状況を把握し、それぞれの状況やニーズに応じて丁寧に対応することで、早期発見・早期対応、再発防止に努めます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
家庭児童相談事業 【子ども家庭支援課】	児童虐待等の早期発見・早期対応や未然防止を図るため、関係機関と連携し、支援体制を整備するとともに、職員の資質向上に努め、家庭児童相談体制の強化を図る。	家庭児童相談件数

②地域とのつながりをいかした子育て支援や見守り等により、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
家庭児童相談事業 【子ども家庭支援課】	通告を受けた際、緊急受理会議を開催し、初動方針の決定や、場合によっては速やかに児童相談所に情報提供を行うなど、早期対応・早期支援に努める。	担当課における会議開催回数（緊急受理会議）

③関係機関と連携を図り、必要なサービスに繋ぐなどしながら切れ目のない支援を行うことで、児童虐待の再発防止に向けた取組を推進します。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
家庭児童相談事業 【子ども家庭支援課】	児童相談所や医師会、警察、弁護士会、保育会等で組織する「宮崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が相互に情報共有し支援方針を決定するなど連携を図る。	要保護児童対策協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース会議）の開催件数

2 （仮称）みやざきこどもセンターを中核とした相談支援体制の強化

市民にとって最も身近な基礎自治体である本市が、児童相談所を含む総合支援拠点を設置することで、児童虐待の未然防止から緊急時の対応、さらに再発防止までを一元化し、迅速かつ一貫した支援に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
（仮称）みやざきこどもセンター整備 【子ども家庭支援課】	（仮称）みやざきこどもセンター（児童相談所・一時保護施設、こども家庭センター、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、教育相談センターの機能を含む）整備のために、整地・設計・建設を行う。	完成予定年度

3 ヤングケアラーやその家族を地域で支えるための体制づくりの推進

宮崎県が行った実態調査等を踏まえ、本市においては、子ども自身からの SOS をキャッチできるように相談ツールの拡充を進めています。

引き続き、県や本市の教育・福祉部門等の関係部局が共通認識と連携を図りながら、ヤングケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える体制づくりに取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
宮崎市ヤングケアラー 庁内会議 【子ども家庭支援課】	ヤングケアラー及びその家族を支援するために情報共有や連携を図る。	開催回数
家庭児童相談事業 【子ども家庭支援課】	子ども自身からの SOS をキャッチできるツールとして児童生徒に配布しているタブレット端末を活用する等、相談しやすい環境づくりを推進する。	タブレット端末等からの 相談件数

4 生活困窮世帯の子どもや若者、その家族への支援

生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)の中学生、高校生、若年層の不就学・不就労者等を対象に、「居場所」の提供等を通じ、日常生活習慣の形成・社会性の育成、学習支援等を行います。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
子どもの居場所づくり 事業（コラッジョ） 【社会福祉第一課】	生活保護世帯・生活困窮世帯等の中高生、若年層の不就学不就労者に対し、学習支援・進学支援・居場所づくりを実施する。	延べ利用者数
子どもの居場所づくり 事業（進学支援） 【社会福祉第一課】	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中高生に対し、個別に高校進学や大学進学を目指した学習支援、進路相談、家庭訪問による進学に向けた相談支援を実施する。	延べ利用者数
子どもの居場所づくり 事業（受験料等補助） 【社会福祉第一課】	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護世帯等の中学3年生、高校3年生に対して、模試費用、大学等受験料の補助を実施する。	利用者数
子ども支援員の配置 【社会福祉第一課】	生活保護世帯・生活困窮世帯等の中高生で、不登校や進学資金等の課題がある世帯に対し、関係機関と連携し、進学や学校生活の維持（高校中退防止）、生活面等の支援を実施する。	支援者数
子どもの未来応援活動 支援事業 【子育て支援課】	困難を抱える子どもたちへの支援の拡充を図るため、市民主体の団体等が行う子どもの貧困対策活動や居場所づくり等に係る経費を補助する。	補助金交付団体数

②教育の機会均等を図るため、学用品費等を助成し、経済的理由によって就学困難な児童生徒等の教育の振興に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
教育振興就学援助事業 【学校教育課】	経済的理由によって就学困難な児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施を図るため、学用品費等を助成し、教育の振興を図る。	支給実績 受給者数

5 ひきこもり状態にある若者やその家族への支援

ひきこもり支援のための体制を整備し、ひきこもり状態にある当事者やその家族を支援し、ひきこもり状態にある当事者の社会参加を促進し、当事者及び家族の福祉の増進を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
ひきこもり支援事業 【社会福祉第一課】	アウトリーチや SNS による相談受付や居場所の提供等の事業実施により、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	相談者（本人・家族）向けのイベントの開催回数（居場所づくり等）
ひきこもりネットワーク連絡協議会 【社会福祉第一課】	義務教育終了後のひきこもりに関する、市の支援施策や方針について、官民一体となって検討し、事例検討会や意見交換にて情報共有を行う。	開催回数

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
地区担当ケースワーカー 一人当たりの児童虐待相談 対応件数(件) ※ 【子ども家庭支援課】	70	65	65	63	63	60
子どもの居場所づくり事業 登録者数(人) 【社会福祉第一課】	80	130	130	130	130	130

※ 目標値の算出根拠

本市は、児童相談所を含む(仮称)みやざきこどもセンター開設に向けた準備を進めており、そのためには人員体制の強化、対応能力の向上が必要となります。

本市における児童虐待相談対応件数は、全国的な傾向と同じく増加傾向にあり、職員一人あたりの受け持ち件数も右肩上がりとなっていますが、より丁寧に子どもの SOS へ対応することを目指して、段階的に体制を整え再発防止に取り組めます。

【参考】

こども家庭センターガイドラインにて示されている虐待対応専門員の上乗せ配置の基準が、児童相談所における児童福祉司の虐待相談の平均的な受け持ちケース数である「年間約 40 ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調)」を踏まえたものとされている。

【ライフステージを通した重要事項】

推進施策3 子どもの健康と発達支援



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

- ・子どもの病気や障がい等が早期に発見され、子どもの発達に応じた支援が提供されている。
- ・乳幼児等への予防接種により、感染症の蔓延防止や重症化が予防され、子どもの健康が維持されている。

●現状と課題

本市では、子どもの病気や障がい等の早期発見を目的とした健康診査を実施するとともに、子どもの命にかかわる感染症の発生予防及び蔓延防止のため、各種予防接種の充実に取り組んでいます。

今後も病気や障がい等で支援が必要な子どもの保護者や支援者に対して、正しい知識の啓発や保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努める必要があります。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 子どもの健康管理の推進

乳幼児健康診査を推進し、乳幼児期の疾病や心身障がい等の早期発見、早期支援に取り組みます。また、身近な地域との連携を通して、発達が気になる乳幼児やその家族の支援に努めます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
幼児集団健康診査事業 【親子保健課】	母子保健法に義務づけられている事業。子どもの発育・発達の確認と健やかに子育てができる環境整備に努めるとともに、必要な助言や専門機関等への受診勧奨等を行う。1歳6か月児健康診査の小児科診察のみ外部医療機関へ一部委託し、実施している。	1歳6か月児健診受診率 3歳6か月児健診受診率
乳児健康診査 【子ども家庭支援課】	宮崎市に住民登録のある3～4か月児、7～8か月児を対象に県内の医療機関で実施する。	受診率
1歳児健康診査 【子ども家庭支援課】	宮崎市に住民登録のある1歳～1歳3か月児を対象に宮崎市及び国富町・綾町内の医療機関で実施する。	受診率

幼児むし歯予防事業 【健康支援課】	乳幼児期のむし歯予防と歯質強化のために、年齢に合わせた健診とフッ化物塗布の実施及びフッ化物洗口を推進する。	1 歳児歯科健診受診率 2 歳児歯科健診受診率【1 回目】 集団でフッ化物洗口を行っている幼稚園・保育園の実施率
母子訪問、電話、来所相談 【地域保健課】	妊娠期・新生児・乳幼児の健康や育児に関する情報提供、育児不安の軽減等を目的として、訪問指導や電話・来所相談に応じる。	面接相談延べ件数 電話相談延べ件数 ※母子訪問実績は妊産婦・新生児訪問事業に含む

2 子どもの発育・発達に関する支援

- ①総合発達支援センターの機能を活用し、子育てのスタート期から就学以降の見通しを意識した関係機関との連携による子どもの発達支援施策に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
乳幼児発達相談事業 【親子保健課】	心身の発達の遅れ等がある乳幼児を早期に把握、相談を行い、保護者の不安や悩みの軽減を図るとともに地域との連携を通して子どもが心身ともに健やかに成長するよう支援する。	延べ利用人数 健診事後教室(ちびっこランド) 乳幼児発達相談(すこやかひろば)

- ②障がい児やその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、専門的な発達支援を行う障がい児通所支援施策に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	療育に関する専門的な支援が必要な障がい児・者及びその家族等の地域での生活を支援するため、療育に関する相談や、支援機関の職員への技術的助言等を行う。	延べ件数 在宅訪問療育等支援 在宅支援外来療育等支援 施設支援
宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業 【障がい福祉課】	障害者総合支援法及び障害者虐待防止法に基づき、市民の福祉の向上を図るため、障がい者基幹相談支援・虐待防止センターを拠点として障がい児・者及びその家族等に各種支援を実施する。	巡回支援実施回数
発達障がい児等早期支援強化事業 【障がい福祉課】	障がい児やその家族の不安解消を図り、早期支援及びその後の円滑な福祉サービス等の利用につなげるため、発達障がい等の診断を受ける前の期間に、相談支援専門員等の専門職員によるアセスメントやカウンセリングを実施する。	早期相談支援延べ件数 早期相談支援実利用者

障がい児通所支援事業 【障がい福祉課】	障がい児が身近な地域で障がい特性に応じた専門的な療育と適切な支援を受けるため、障がいの特性や生活ニーズに応じた支給決定を行い、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得、集団生活への適応訓練を目的とした療育の機会を提供する。	延べ実利用者数 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障がい児相談支援
------------------------	--	---

3 乳幼児等予防接種の推進

子どもの命にかかわる感染症の発生や蔓延の防止、感染症発生時の重症化予防のため、乳幼児等予防接種（定期・任意）の接種率向上に取り組めます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
乳幼児等定期予防接種 【親子保健課】	感染のおそれがある疾病の発生やまん延を防止するため、乳幼児等に対して予防接種法に基づく定期予防接種を医療機関において実施する。	MR ワクチン接種率 （1期／2期）

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
3～4 か月児健診受診率（%） ※ 【子ども家庭支援課】	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1
7～8 か月児健診受診率（%） ※ 【子ども家庭支援課】	97.4	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
1 歳児健診受診率（%） ※ 【子ども家庭支援課】	92.7	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0
1 歳 6 か月児健診受診率（%） ※ 【親子保健課】	95.7	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
3 歳 6 か月児健診受診率（%） ※ 【親子保健課】	94.6	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
3 歳 6 か月児健診事後 フォロー実施率（%） 【親子保健課】	86.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 当該年度4月1日現在の対象月齢を対象者数とする。しかし、実際の出生や転出入の状況等により対象者そのものが変動するため、過去5か年の平均値も参考とし、令和6年度見込みを下回らない目標値を設定している。

【ライフステージを通した重要事項】



推進施策 4 妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援

◆ 基本的な考え方

●めざす姿

妊娠・出産を望む人が、その希望を叶え、安心して子育てができている。

●現状と課題

本市では、こども家庭支援センターを設置し、妊娠期や出産後の面談を通し、全ての妊産婦及び子育て世帯・子どもに対し、一体的に支援を行っており、育児相談のほか、子育てを支援する地域の社会資源等の紹介を行っています。

今後も、妊娠・出産を希望する人が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図る必要があります。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 妊娠・出産を希望する方への支援

①妊活に取り組む夫婦に対し、不安や悩みを相談できるサポート体制の構築を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
妊活サポート事業 【親子保健課】	妊活に関する不安や悩みのサポートを行うため、妊活に取り組む者に対し、SNS等を使用して、妊活や不妊に関する情報提供や個別相談等を実施する。	延べ相談件数

②不妊に悩む夫婦（事実婚を含む）に対し、検査及び治療に係る経済的支援に取り組めます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
不妊検査費助成事業 【親子保健課】	不妊の原因を早期に発見し、適切な不妊治療につなげるため、不妊原因を調べるための検査を受けた者に対し、その検査費用を助成する。	助成件数
不妊治療費助成事業 【親子保健課】	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、対象の不妊治療に係る費用の一部を助成する。	助成件数

2 性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発・相談支援

早い時期からの性に関する正しい知識の普及啓発のため、就学前からの包括的性教育に取り組みます。また、思いがけない妊娠や性に関する相談等に応じることで、相談者の心身の負担軽減を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
性と妊娠 SOS 相談事業 【親子保健課】	助産師による思いがけない妊娠や性、健康に関する相談窓口の設置及び、SNS 等を活用した正しい情報の発信を実施する。	延べ相談件数
思春期健康教育推進事業 【保健給食課】	思春期における児童・生徒が、命の大切さや、自分の体を知ることにより自分自身を大切にすることの必要性を学ぶことができるよう、助産師等を各学校に派遣し、性に関する正しい知識や情報の啓発を行う。	か母ちゃっ子くらぶ助産師派遣講座への参加児童生徒数 命や性に関する講義の理解度

3 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠届出提出時の面談や妊産婦健康診査、産婦健康診査、妊婦歯科口腔健康診査等を通し、全ての妊婦や子育て世帯に寄り添った伴走型相談支援や家庭訪問等を実施し、必要な知識や情報の提供、育児不安の低減等に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
母子保健相談支援事業 【子ども家庭支援課】	母子保健コーディネーターが妊娠届出時の面談等で全妊婦を把握し、要支援者に電話等の支援を行い、必要時関係機関と連携を図る。	相談延べ人数
産婦健康診査事業 【子ども家庭支援課】	産後 2 週間と産後 1 か月の産婦を対象に県内の医療機関において実施。県外で受診した健診費用については、助成券相応を補助。	産後 1 か月受診者数
産後ケア事業 【子ども家庭支援課】	産後 1 年までの産婦及び乳児を対象に、助産師等が心身のケアや育児サポートを行う。	実利用人数
妊婦健康診査事業 【子ども家庭支援課】	全 14 回の健診費用の一部もしくは全額を公費負担する。県外で受診した健診費用については、助成券相当を補助する。	受診実人数（県外受診分含む）
母子訪問、電話、来所相談〔再掲〕 【地域保健課】	妊娠期・新生児・乳幼児の健康や育児に関する情報提供、育児不安の軽減等を目的として、訪問指導や電話・来所相談に応じる。	延べ面接相談件数 延べ電話相談件数 ※ 母子訪問実績は妊産婦・新生児訪問事業に含む
妊婦歯科口腔健康診査事業 【健康支援課】	妊娠中の歯科疾患の早期発見・早期治療により、口腔及び全身の健康増進を図り、母子の口腔衛生に関する認識を高める。	妊婦歯科健診受診率

4 子育てにおける経済的な負担の軽減

①児童手当の支給により、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
児童手当給付事業 【子育て支援課】	家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を社会全体で応援するため、児童の養育者に対し、児童手当を支給する。	支給実績 受給者数 対象児童数

②子ども医療費助成を継続することで子育て世帯の経済的負担を軽減し、早期に受診しやすい環境整備に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
子ども医療費助成事業 【親子保健課】	子育て世帯の負担軽減と早期受診しやすい環境を整備するため、未就学児の医療費を無料化し、中学校卒業までの子どもの医療費の一部を助成する。	助成の件数

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
妊婦等相談支援面談実施率 (%) 【子ども家庭支援課】	90.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
子育ての相談機能の充実と 子育てしやすい環境に満足 している人の割合 (%) 【子育て支援課】	36.2	39.6	43.0	46.3	49.7	53.1
出生数 (人) ※ 【子育て支援課】	2,500	2,490	2,480	2,470	2,460	2,450

※ 2045年に希望する出生率 1.81 を達成した場合の推計人口（第六次宮崎市総合計画）をもとに算出している。

【ライフステージ別の重要事項】～乳幼児期～

推進施策5 質の高い幼児教育・保育の推進



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

子どもが楽しく保育所等に通うことができる。

●現状と課題

就学前の幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるという点で非常に重要です。近年、共働き世帯の増加や様々な就労形態・家庭の事情等により、保育に対するニーズは多様化しています。

今後も、多様化するニーズに対応するため、関係団体と連携しながら担い手の確保や育成を図るとともに、関係部局が共通認識を持ち、連携を図りながら、幼児教育・保育の質の更なる向上をめざす必要があります。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 幼児教育・保育を担う人材の確保・育成・定着に向けた支援

保育士等の処遇改善に向けて、多面的な支援を行うとともに、関係団体と連携した就職説明会を開催するなどして、保育士等の人材確保を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
宮崎市保育団体補助事業 【保育幼稚園課】	幼児教育・保育を担う人材の確保・育成を図るため、市内の認可保育所等で組織する宮崎市保育会に対し、同会が開催する就職説明会等の費用の一部を助成する。	就職説明会等の開催回数
保育士等確保のための処遇改善補助事業 【保育幼稚園課】	保育士等の不足に伴う待機児童・空き待ち児童の解消を図るため、私立認可保育所、認定こども園等の保育士等の確保、処遇改善、離職防止を目的として、勤務している保育士等に対する人件費の一部を助成する。	実施（補助）施設数

2 幼児教育・保育の質の向上のための取組

関係団体と連携した研修会の実施等により幼児教育・保育に従事する者の資質や専門性の向上を図るとともに、施設への適切な指導監査等を通じて、安全で質の高い教育・保育及び子育て支援の提供に努めます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
宮崎市保育団体 補助事業 【保育幼稚園課】	保育の質の向上と認可保育所等の職員の資質向上を図るため、市内の認可保育所等で組織する宮崎市保育会に対し、同会が開催する各種研究大会・研修会等の費用の一部を助成する。	幼児教育・保育の質の向上のための研修会の開催回数
宮崎市幼稚園協会 補助事業 【保育幼稚園課】	幼児教育の質の向上を図るため、市内の幼稚園等で組織する宮崎市学校法人立幼稚園協会に対し、同会が開催する各種研究大会・研修会等の費用や、市民や会員に向けた情報発信に係る費用の一部を助成する。	幼児教育・保育の質の向上のための研修会の開催回数
指導監査等 【保育幼稚園課】	幼児教育・保育の質の維持・向上を目的に、指導監査を定期的に実施し、必要に応じ行政指導等を行う。	指導監査等の実施施設数

3 多様化する保育ニーズへの対応

- ①多様な保育サービスの提供体制の充実を図るとともに、保護者の保育に係る経済的な負担の軽減、一時的な保育の利用や特別な支援が必要な子どもに対応した保育環境づくりに努めます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
病児保育事業 【保育幼稚園課】	保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、集団保育が困難な病気の児童(0歳から小学校6年生まで)を、看護師や保育士が配置されている専用施設で一時的に保育する。	実施（委託）施設の延べ開所日数、利用人数
特別支援保育 事業費補助事業 【保育幼稚園課】	特別な支援を要する児童に対する保育サービスの充実を図るため、対象児童を受け入れている私立認可保育所等に対し、保育士の人件費等の一部を助成する。	実施（補助）施設数、対象児童数
私立幼稚園等特別 支援教育・保育事業 【保育幼稚園課】	特別な支援を要する児童の教育内容の充実を図るため、特別支援教育・保育を実施する私立幼稚園等に対し、事業費(人件費、研修費、保育材料費等)の費用の一部を助成する。	実施（補助）施設数、対象児童数
実費徴収に係る 補足給付事業 【保育幼稚園課】	保護者世帯の経済的な負担軽減を図るため、保護者の経済状況等を勘案し、保護者が負担する費用の一部を助成する。	対象児童数

②子育て支援員の認定を受けた職員等を保育幼稚園課窓口配置し、保護者等の保育ニーズに応じた相談支援を行います。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
子育て支援サービス利用支援事業 【保育幼稚園課】	子育て支援員等を保育幼稚園課窓口配置し、子育て支援サービスの情報提供、幼児教育・保育施設の利用申請支援を行う。	窓口配置職員のうち子育て支援員の認定を受けた職員等の割合

4 幼児教育・保育施設と小学校との連携

遊びを通して学ぶ幼児期から学習が中心の小学校の教育活動への円滑な移行のため、幼児教育・保育施設と小学校が交流会や合同研修会等を通じて、架け橋期の重要性や保幼小連携の意義に関する相互理解を深め、保幼小の連携と接続の強化を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
幼児教育・保育施設と小学校との連携 【保育幼稚園課】	小学校への円滑な移行のため、研修会や交流会を実施し、幼児教育・保育と小学校教育との違いについて関係職員の相互理解を深める。	研修会や交流会を小学校と実施した施設数

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
子どもが楽しく保育所等に 通っていると思う保護者の 割合（%） 【保育幼稚園課】	97	100	100	100	100	100

【ライフステージ別の重要事項】～学童期・思春期～

推進施策6 子どもの居場所づくりの推進



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

- ・子どもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所が確保されている。

●現状と課題

本市では、全ての子どもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びの機会に接し、自己肯定感や自己有用感を高めることができるよう、児童館・児童センターの運営や、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた取組、子ども食堂の普及促進等、子どもの居場所づくりを推進してきました。

今後も、ソフト・ハードの両面から子どもが安心して豊かに過ごすことのできる居場所の充実を図る必要があります。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 子どもが学び遊べる居場所の確保

- ①利用者のニーズに応じて児童クラブを適切に運営することで、児童が安全・安心に過ごすことができる場の確保に努めます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
児童クラブ運営事業 【生涯学習課】	就労や病気等により、保護者が放課後に家庭で面倒を見ることができない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びと生活の居場所を提供する。	定員数 児童クラブの実施か所数
放課後子ども教室 推進事業 【生涯学習課】	放課後対策事業として、安全で安心できる子どもの居場所を設け、児童の健全育成と地域の教育力向上を図る。	放課後子ども教室の実施 か所数 延べ参加者数
児童クラブ環境改善 事業 【生涯学習課】	児童の健全な発育に合わせた遊びと生活環境を整えるために、年次計画的に設備や備品の更新等を行う。	—
児童クラブ施設整備 事業 【生涯学習課】	待機児童数の多い小学校区において、児童クラブの定員拡充により待機児童数の解消を図り、子どもの安全・安心な居場所を確保する。	—

②児童館・児童センターや中高生の居場所等、子どもが学び遊べる場所の確保に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
児童館・児童センターの管理運営 【子育て支援課】	児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として、児童館(7 か所)・児童センター(9 か所)の管理運営を行う。 また、施設の空調・電灯等の環境改善に取り組む。	児童館・児童センター等運営数 児童館・児童センター等延べ利用者数
巡回児童館事業 (くる・くる児童館) 【子育て支援課】	児童館・児童センターの利用が困難な地区の状況を解消するため、巡回児童館(くる・くる児童館)の運営を行い、児童の健全育成を図る。	巡回児童館実施か所数 巡回児童館延べ利用者数
民間施設を活用した中高生の居場所づくり事業 【子育て支援課】	中高生がそれぞれ自分に合った過ごし方を見つけ、多世代の人との交流を通して自己肯定感や社会性を育むため、民間事業者のコワーキングスペースを活用して中高生向けの居場所を提供する。	施設の延べ利用者数

③子どもが安全・安心に使用できる公園、遊具の管理・新設・更新等を行います。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
児童遊園・児童広場運営事業 【子育て支援課】	児童の健全な育成を図るため、児童が安全かつ自由に遊べる場を提供する。	児童遊園・児童広場の設置数
ちびっ子広場整備補助事業 【子育て支援課】	地域の子どもの健全育成を図るため、地域の私有地等を借りて子どもの遊び場を設置管理している自治会や子ども会等に対し、維持管理費用の一部を補助する。	ちびっ子広場数
公園遊具等の施設整備事業(新設・更新・改修等) 【公園緑地課等】	子どもをはじめ、誰もが安全・安心に公園を利用できるよう、公園遊具等の施設整備(新設・更新・改修等)を実施する。	—

2 見守りの仕組みの充実

様々な困難を抱える子どもを含む、全ての子どもに対し、安心できる居場所を提供するとともに、相談体制や関係機関との連携の強化に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
b & g みやざき 運営事業 【子育て支援課】	経済的理由等を背景に家庭で大人と過ごす時間の少ない子どもに対し、家庭や学校の他に「第三の居場所」となる場所を提供し、学習支援や生活習慣の形成支援、体験活動の提供、相談支援等を行う。	延べ利用回数
子どもの居場所 づくり事業 (再掲) 【社会福祉第一課】	生活保護受給世帯や生活困窮世帯等のうち、中学生、高校生、若年層の不就学・不就労者を対象に、居場所の提供を通じて、基本的生活習慣の形成や社会性の育成を行うとともに、学習支援、生活・進路等の相談を実施し、高校進学及び卒業を支援する。	事業登録者数

3 民間団体等と連携した居場所づくり

NPO等の民間団体や企業等と連携し、子ども食堂やプレーパーク等、子どもが自分らしく過ごせるための居場所づくりに取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
子ども食堂ネットワーク 応援事業 【子育て支援課】	子ども食堂の取組を応援するため、コーディネーターを配置するとともに、子どもへの必要な支援につなげるため、子ども食堂運営者や子どもの支援に関わる関係機関等による連携会議を開催する。	子ども食堂の数 子ども食堂への食材等支援件数（コーディネーター食材受け件数）
子どもの冒険遊び場 (プレーパーク) 普及事業 【子育て支援課】	プレーパークの取り組みを広く周知するとともに、地域住民等による主体的な取り組みを各地域に広げるため、希望する地域団体に対して運営支援や人材育成等の中間支援を行う。	プレーパークを継続して実施する団体数
子どもの未来応援 活動支援事業 (再掲) 【子育て支援課】	困難を抱える子どもたちへの支援の拡充を図るため、市民主体の団体等が行う子どもの貧困対策活動や居場所づくり等に係る経費を補助する。	補助金交付団体数

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
「安心できる場所が一つ以上ある」と思う中高生の割合 (%) ※ 【子育て支援課】	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0	97.5
児童クラブの待機児童数 (人) 【生涯学習課】	173	137	101	65	29	0

※ 「安心できる場所」として中高生が回答した例
 自宅や祖父母宅、学校や図書館等の公的施設、カフェ等の民間施設、オンライン空間（SNS やオンラインゲーム）等

【ライフステージ別の重要事項】～学童期・思春期～

推進施策7 多様な学習機会の確保



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

子ども一人ひとりを尊重した教育が図られている。

●現状と課題

本市は、不登校の児童生徒や、障がいや発達の違いにより特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導等の支援が必要となる外国籍の児童生徒が増加傾向にあります。全ての小中学校で、生徒指導及び特別支援教育等に関するよりよい支援体制の構築に向け取組を行っていますが、不登校児童生徒数については、年々増加傾向にあります。

今後は、不登校の原因を精査し、それに応じた不登校支援を実施する必要があります。

また、一人ひとりのニーズに合わせた多様な学習機会を確保し、誰一人取り残さず全ての子どもの可能性を引き出す教育の推進が求められます。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 特別支援教育の推進

障がいや特性のある児童生徒や、外国籍の児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を推進するために、教員の専門性の向上をめざして専門機関と連携した研修を実施するほか学校の実態に応じて支援員を配置するなど、学校の支援体制の充実を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
特別支援教育支援員配置事業 【学校教育課】	支援員（生活・学習アシスタント、スクールサポーター、日本語指導支援員等）を配置し、下肢等に障がいのある児童生徒の学習補助や生活の介助や、日本語が分からず授業内容の理解が困難な外国籍の児童生徒に対して、個別支援を行う。	授業スタッフ・コーディネーターサポートスタッフ配置数 生活・学習アシスタント数 スクールサポーター数 日本語指導支援員数

2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応

魅力ある学校づくりに取り組むとともに、心の教育の充実をめざします。また、「SOSの見逃し0（ゼロ）をめざすいじめ防止等の取組の充実のために～10の提言のポイント～」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の充実を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
よりよい人間関係・学級づくりサポート事業 【学校教育課】	アンケートを用いて児童・生徒個人や集団の特性を把握し、人間関係づくりや居心地のよい学級づくりを行い、よりよい学級集団づくりに生かす。	調査回数（中1）

3 不登校や特別な支援を必要とする子どもや保護者への相談・支援体制の充実

①学びの多様化学校の設置等、不登校をはじめ特別な支援を必要とする子どもの個性や多様性に対応した支援と教育を受けられる体制の充実を図ります。

令和7年4月に開校する学びの多様化学校においては、学校に登校できていない子どもたちの新たな学びの場を確保し、特別な教育課程を実施することにより、互いを尊重し合い、生き方に希望や誇りをもつ子どもを育てます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
不登校児童生徒対策事業 【学校教育課】	不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のため、市内小・中学校15校に校内教育支援教室を、市内8か所には教育支援教室「まなびバ！」を設置し、相談業務や学習指導、体験学習等の適応指導を行い、社会的自立に向けた支援を行う。また、全小中学校に県メディア安全指導員を派遣し、SNS等のメディア利用方法等の指導を行う。	教育支援教室の開室日数 県メディア安全指導員を派遣した学校数

②宮崎市教育相談センターを中心に、不登校や特別支援教育等に関する子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
小中学校スクール カウンセリング等 事業 【学校教育課】	多様化、複雑化したいじめ・不登校等の諸課題への対応のために、児童生徒や保護者、教職員等へのカウンセリングや、学校、家庭、地域、関係機関等と連携した取組を行う。	SC、SSW による来所、電話、訪問による相談件数 スクールアシスタントによる家庭訪問実施率
宮崎市特別支援教育 就学相談 【学校教育課】	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくために相談を実施する。	就学相談件数

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている児童生徒の割合 (%) 【学校教育課】	45.0 未満	45.0	50.0	55.0	60.0	65.0

【ライフステージ別の重要事項】～青年期～

推進施策8 若者のライフイベント(就労、出会い、結婚等)への支援



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

- ・結婚を希望する人が、多様な出会いの機会を得られ、希望を叶えることができる。
- ・本市で就職を望む若者が、希望する職業に就くことができる。

●現状と課題

本市では、婚姻件数が減少傾向にあります。婚姻件数は、近年の未婚化の進行を背景として、全国的な傾向と同様に、今後も減少していくことが見込まれます。国の調査では未婚化が進む主な理由として、結婚を希望しながらも相手に巡り会えないこと等が挙げられています。

今後も、結婚を望む人が一人でも多くその希望を叶えることができるよう、多様な出会いの場の創出を図る必要があります。

また、若年層を中心に首都圏等への人口の流出が続いている一方で、市内には多くの魅力的な企業が立地しています。

このため、市内企業の情報を広く発信し、市内での就職を促進させる取組を継続するとともに、本市を進学や就職によって離れた若者が、また地元に戻って能力をいかし、希望する職業に就くことができるよう、雇用や就業機会の拡大を図る必要があります。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 出会い・結婚を希望する方への支援

パートナーとの出会いや結婚を希望する人へ、その人に合った手段で出会いの機会を提供できるよう支援します。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
みやざき結婚サポートセンター等入会登録補助事業 【子育て支援課】	宮崎県が委託運営する「みやざき結婚サポートセンター」及び市内の「結婚相談所」への入会登録料等の一部を補助する。	結婚サポートセンター等入会登録補助金申請件数
体験型お見合いイベント・ライフデザインセミナー等開催事業 【子育て支援課】	イベントやセミナー等の開催により、複数人での出会いの機会を提供し、婚活対象者の掘り起こしや機運醸成を図る。	イベント・セミナー等への参加者数

マッチングアプリ適正 利用推進事業 【子育て支援課】	マッチングアプリの適正な利用方法等を学ぶ セミナー等を開催し、アプリを安全で効率的 に利用できる環境整備を推進する。	セミナー後のアンケート における受講満足度
----------------------------------	--	--------------------------

2 若者の雇用や就労に繋がる支援

若者に魅力ある市内企業についての情報発信を行うとともに、就労を応援します。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
高校生への企業発信！ 事業 【企業立地推進課】	高校生やその保護者に対して市内企業の魅力 を知るきっかけを提供し、市内企業への就職 を促す。	市内企業の合同説明会開 催回数
奨学金返還支援事業 【企業立地推進課】	宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学 金返還支援事業」において、県の基金に出捐 した市内企業を対象に、出捐額の一部を支援 する。	支援した市内企業の数

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
婚姻件数（件）※ 【子育て支援課】	1,500	1,495	1,490	1,480	1,475	1,470
新規学卒者の県内就職率 (高校生) (%) 【企業立地推進課】	64.5	65.5	66.0	66.5	67.0	67.5

※ 2045年に希望する出生率 1.81 を達成した場合の推計人口（第六次宮崎市総合計画）をもとに算出している。

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

推進施策 9 子育てしやすい環境づくり



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

- ・地域全体で子育てを応援・協力する環境づくりが進み、子育て世帯が積極的に支援の場や制度を利用できている。

●現状と課題

本市は、共働き世帯が増加傾向である一方、男性の育児休業の取得率は低い状況です。

また、核家族化の一層の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てや子どもを取り巻く環境が変化しています。

今後も、子育てに不安や負担を感じている子育て世代に対し、安心して子育てができるような地域における子育て支援体制の強化のほか、子育て世代が働きやすい環境づくりが求められます。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 地域における子育て支援の体制づくり

- ①地域における子育て支援の拠点である地域子育て支援センターと関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
地域子育て支援センター事業 【子育て支援課】	地域の子育て家庭に対する育児支援を図るため、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子への交流の場の提供、育児不安等への相談・援助、育児に関する情報の提供、親子講座等を実施する。	地域子育て支援センターの延べ利用者数
子育て支援サービス利用支援事業 【子育て支援課】	地域子育て支援センターにおいて、保護者が必要とする地域の子育て支援サービスを利用できるよう情報を提供するなど、当事者目線で寄り添い型の支援を実施する。	相談対応件数

- ②利用者のニーズに応じて児童クラブを適切に運営することで、子育て当事者のワーク・ライフ・バランスの充実を支援します。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
児童クラブ運営事業 （再掲） 【生涯学習課】	就労や病気等により、保護者が放課後に家庭で面倒を見ることができない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びと生活の居場所を提供する。	定員数 児童クラブの実施か所数

2 ファミリー・サポート・センターによる育児負担の軽減

地域の会員同士で子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業の推進等により、保護者の育児負担の軽減を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
ファミリー・サポート・センター利用料補助事業 【子育て支援課】	安心して子育てができる環境整備を促進するため、依頼会員(利用者)がファミリー・サポート・センターみやざきを利用した場合に、援助会員に支払う報酬の一部を補助する。	子育て世帯(多子世帯等を除く)の利用件数
ファミリー・サポート・センター多子・ひとり親世帯等支援事業 【子育て支援課】	子育てに困難を抱える家庭を支援するため、ひとり親世帯等の依頼会員(利用者)がファミリー・サポート・センターみやざきを利用した場合に、援助会員に支払う報酬の一部を補助する。	多子・ひとり親世帯等の利用件数

3 子育てしやすい職場環境づくり

ワーク・ライフ・バランスや職場環境づくり等に取り組む事業者向けの勉強会や表彰等を行い、「ジェンダー（社会的・文化的に作られた男らしさ女らしさ）」にとらわれずその人らしく能力を発揮できる働き方の推進を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
ワーク・ライフ・バランスの推進 【文化・市民活動課】	民間事業者へワーク・ライフ・バランスやジェンダー平等の考え方を推進するため、働き方の改善に取り組む事業者を公表する。	ワーク・ライフ・バランスやジェンダー平等推進に取り組む事業者数 （R5 実績は宮崎市ワーク・ライフ・バランス企業同盟数）
女性活躍推進のための勉強会 【文化・市民活動課】	女性管理職の育成及びネットワークの構築のため、勉強会を実施する。	勉強会開催数

ワークライフ バランス・女性活躍 推進事業者表彰 【文化・市民活動課】	ワーク・ライフ・バランスの更なる推進と女性の活躍推進を図るため、ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進に積極的に取り組む企業を表彰する。	表彰企業数
--	---	-------

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
宮崎市は子育てしやすいまち であると思う人の割合(%) 【子育て支援課】	70.8	71.2	71.6	72.1	72.5	72.9
子育ての相談機能の充実と 子育てしやすい環境に満足 している人の割合(%)〔再掲〕 【子育て支援課】	36.2	39.6	43.0	46.3	49.7	53.1

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

推進施策 10 ひとり親家庭への支援



◆ 基本的な考え方

●めざす姿

- ・本市で育つ全ての子どもの将来が、生まれ育った環境により左右されることのないよう、多面的な支援が図られている。
- ・困難な状況にある家庭が社会的に孤立することなく、必要な支援を受けることができる。

●現状と課題

本市の離婚件数は近年、減少傾向であるものの、他中核市と比較し離婚率が高い状況にあります。ひとり親家庭は、生活困窮に陥るリスクが高く、困難を抱えやすい状況にあります。

今後も、様々な困難を抱える家庭について、社会的な孤立を防ぎ、自立につなげるためのさらなる支援が必要となります。

◆ 施策の方向性及び主要な取組

1 ひとり親家庭の生活支援・相談体制の充実

ひとり親家庭の経済的支援や子どもへの学習支援、母子・父子自立支援員等による相談支援等、ひとり親家庭の抱える課題に寄り添い、安定した生活の確保や子どもの健やかな成長を支援します。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
児童扶養手当給付事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。	支給実績額 受給者数 対象児童数
ひとり親家庭等医療費助成事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭等の健康の保持と適切な医療の確保を図るため、保険診療分として支払った医療費の一部を助成する。	助成額 受給者数 助成件数
ひとり親家庭等学習支援事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭等の子どもの学習習慣や基本的な生活習慣を確立し、学習意欲の向上を図るため、学習支援や進学相談等の支援を行う。	延べ利用者数
ひとり親家庭等自立支援事業 【子育て支援課】	ひとり親等の抱える課題の解消を図るため、生活や就業、経済上の問題に関する相談に対し、指導や助言、支援を行う。	延べ相談件数

2 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の安定就労による自立を支援するため、職業訓練講座等の受講料支援や、就労や転職に有利な講座、セミナーの実施等に取り組みます。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
母子家庭等自立支援 給付金事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格や経済的自立に結びつく資格を取得するための費用の一部や資格取得期間の生活費の負担減のための給付金を支給する。	高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金支給者数
ひとり親キャリア 支援事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭等の安定就労や経済的自立を図るため、収入増加や雇用の安定等につながる知識や技術、資格取得に関する講座の実施、就職、転職等に関するセミナーを開催する。	講座やセミナーの延べ受講者数

3 養育費確保に向けた支援

ひとり親家庭の経済的困窮の一因となる養育費不払いの解消のため、公正証書作成支援や養育費保証契約支援等、養育費確保による生活の経済的安定を図ります。

関連事業名等	概要	指標（活動実績等）
公正証書等作成支援 事業 【子育て支援課】	養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、ひとり親家庭の養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書を作成した際の手数料等を補助する。	公正証書等作成支援補助金交付決定数
養育費保証支援事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭の養育費の継続した履行確保を図るため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料を補助する。	養育費保証支援補助金交付決定件数

◆ 推進施策の目標値

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
高等職業訓練促進給付金 受給者の資格取得後における 就業率(%)【子育て支援課】	90	100	100	100	100	100
ひとり親家庭等学習支援の 登録者数(人) 【子育て支援課】	75	75	80	80	85	85

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

[P.64～P.76]

子どものための教育・保育給付（小学校就学前の子ども対象）

- 施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）
- 地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）

子育てのための施設等利用給付（未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用）

子どものための手当（児童手当）

地域子ども・子育て支援事業

- | | | |
|----|-------------------------------|---------------|
| 1 | 利用者支援事業 | [P.78～P.81] |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） | [P.82～P.83] |
| 3 | 妊婦健康診査 | [P.84] |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業 | [P.85] |
| 5 | 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | [P.86～P.87] |
| 6 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | [P.88～P.89] |
| 7 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） | [P.90～P.91] |
| 8 | 一時預かり事業（幼稚園・その他） | [P.92～P.95] |
| 9 | 延長保育事業 | [P.96～P.97] |
| 10 | 病児保育事業 | [P.98～P.99] |
| 11 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | [P.100～P.102] |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | [P.103] |
| 13 | 親子関係形成支援事業 | [P.104] |
| 14 | 産後ケア事業 | [P.105] |
| 15 | 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※） | [P.106～P.107] |

※子ども・子育て支援法に基づき令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付け

2 将来の子どもの人口

住民基本台帳をもとに、将来の子どもの人口を推計しました。

宮崎市の子どもの人口は、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。

※下表については、端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。

(参考) 量の見込みの算出に当たり用いた推計児童数〔単位：人〕

		現況					推計				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童数計		67,583	66,864	66,383	65,472	64,320	63,252	61,920	60,679	59,422	58,121
0～5歳	0歳	3,156	3,045	2,995	2,829	2,604	2,599	2,593	2,585	2,577	2,567
	1・2歳	6,762	6,521	6,344	6,160	5,857	5,469	5,246	5,233	5,219	5,201
	3～5歳	10,950	10,727	10,526	10,112	9,710	9,389	9,024	8,514	8,118	7,883
	小計	20,868	20,293	19,865	19,101	18,171	17,457	16,862	16,333	15,914	15,651
6～11歳		23,313	23,199	22,980	22,709	22,290	21,836	21,277	20,650	20,048	19,252
12～17歳		23,402	23,372	23,538	23,662	23,859	23,958	23,781	23,695	23,460	23,218

【推計方法】

①平成 25 年から令和 5 年までの住民基本台帳の変化をもとに推計された総人口の対前年比を算出

	推計値					
	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
総人口	396,058	394,237	392,267	390,140	387,890	385,509
対前年比	—	99.5%	99.5%	99.5%	99.4%	99.4%

②住民基本台帳（令和 6 年 4 月 1 日時点）の人口（実績値）に①対前年比を乗じて、令和 7 年の総人口（推計値）を算出。

令和 8 年以降の総人口（推計値）は、前年の総人口（推計値）に①対前年比を乗じて算出。

	実績値	推計値				
	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
総人口	395,060	393,244	391,279	389,157	386,913	384,537

③令和 5 年と令和 6 年の住民基本台帳（各 4 月 1 日時点）をもとに各歳の前年比を算出。（※0 歳を除く）

④令和 7 年の各歳の人口（推計値）は、令和 6 年の各歳の人口（実績値）に③の前年比を乗じることで仮算出し、仮算出した総人口に占める各歳の人口割合により、②の総人口を按分して算出。

令和 8 年の各歳の人口（推計値）は、令和 7 年の各歳の人口（推計値）に③の前年比を乗じることで仮算出し、仮算出した総人口に占める各歳の人口割合により、②の総人口を按分して算出。

令和 9 年以降も、同様の方法で算出。

※但し、0 歳は令和 6 年の総人口に占める割合(0.7%)で算出。

<各歳の対前年比等（実績値）>

年齢	R5年	R6年	前年比 (「Rn歳」 →「Rn+1歳」)
0	2,829	2,604	—
1	3,037	2,859	101.1%
2	3,123	2,998	98.7%
3	3,227	3,141	100.6%
4	3,355	3,219	99.8%
5	3,530	3,350	99.9%
6	3,637	3,509	99.4%
7	3,630	3,637	100.0%
8	3,792	3,639	100.2%
9	3,825	3,801	100.2%
10	3,872	3,835	100.3%
11	3,953	3,869	99.9%
12	3,965	3,968	100.4%
13	3,965	3,970	100.1%
14	3,966	3,961	99.9%
15	4,096	3,976	100.3%
16	3,868	4,101	100.1%
17	3,802	3,883	100.4%

<各歳の人口の算出（推計値）>

年齢	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
0	2,599	2,593	2,585	2,577	2,567
1	2,639	2,634	2,627	2,619	2,610
2	2,830	2,612	2,606	2,600	2,591
3	3,024	2,854	2,633	2,628	2,621
4	3,142	3,024	2,854	2,634	2,627
5	3,223	3,146	3,027	2,857	2,635
6	3,339	3,212	3,135	3,017	2,846
7	3,519	3,348	3,220	3,142	3,023
8	3,656	3,537	3,365	3,236	3,157
9	3,658	3,674	3,554	3,381	3,251
10	3,822	3,677	3,693	3,572	3,397
11	3,843	3,829	3,683	3,700	3,577
12	3,895	3,867	3,853	3,706	3,722
13	3,984	3,910	3,882	3,867	3,719
14	3,977	3,991	3,915	3,888	3,872
15	3,982	3,998	4,010	3,935	3,906
16	3,992	3,997	4,012	4,025	3,949
17	4,128	4,018	4,023	4,038	4,050

総人口	393,244	391,279	389,157	386,913	384,537
-----	---------	---------	---------	---------	---------

3 教育・保育提供区域

(1)教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業では、地域のニーズに応じた適切な実施が重要になります。法に基づく基本指針では、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定し、区域ごとに必要な教育・保育施設や事業を確保する計画を策定することが求められています。

本市では、教育・保育提供区域ごとに教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算定し、地域の実情にあった計画を策定するため、次の3つのポイントをもとに、第二期支援プランに引き続き教育・保育提供区域を8区域に設定しました。

<ポイント1> 地域を最小の単位として区域設定

最小の単位を地域（旧地域自治区）とし、ポイント2、ポイント3を考慮した上で、区域を設定しました。

<ポイント2> 地理的条件などを踏まえた区域設定

地理的状況や交通の便などを踏まえ、居宅より容易に移動することが可能な区域を設定しました。

<ポイント3> 現在の利用状況を踏まえた区域設定

幼稚園・保育所は、保護者の就労状況や通園バスの利用などにより、広域的に幼稚園・保育所を利用する傾向があり、特に市中心部の地域では、その傾向が顕著となります。

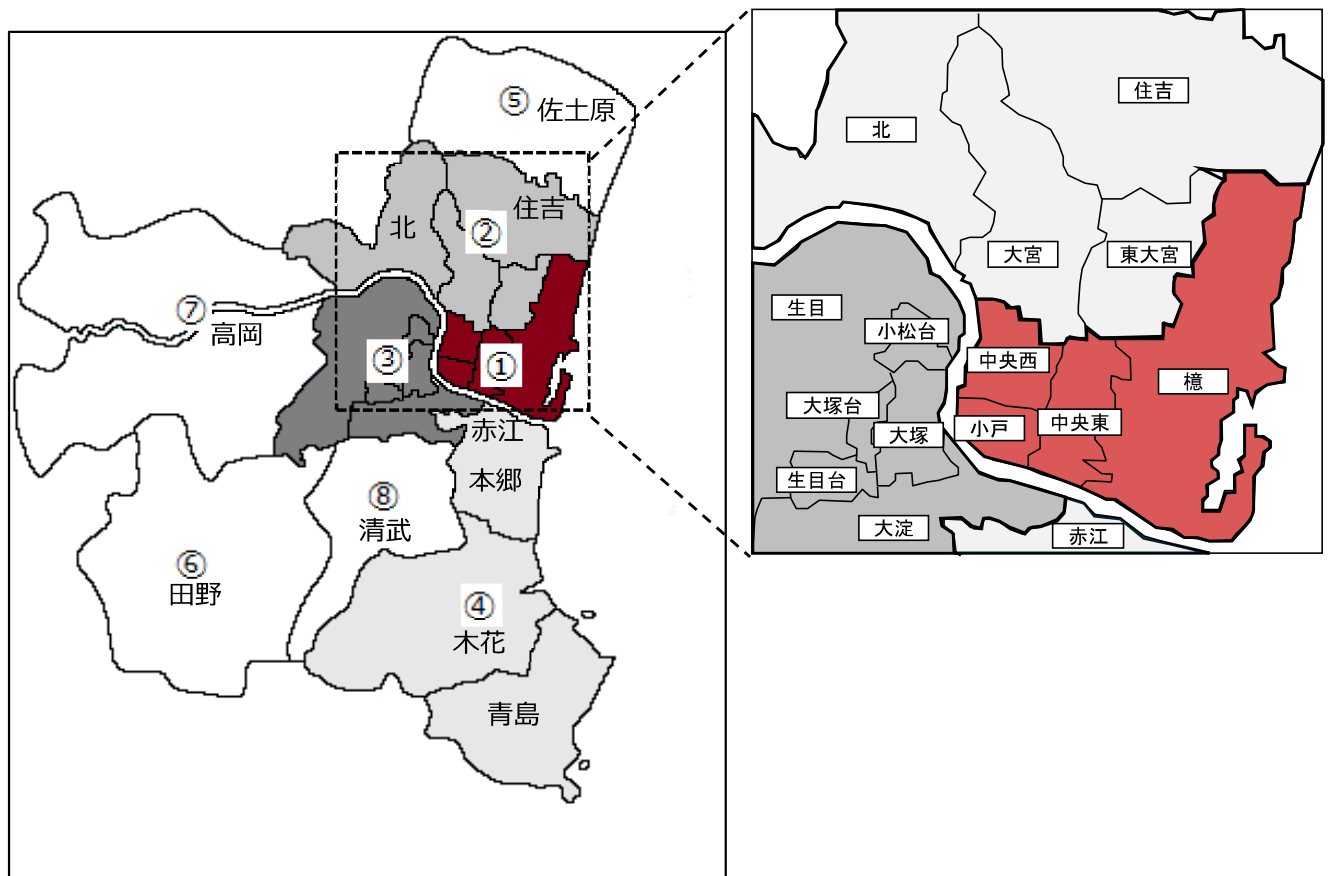
こうしたことから、利用実態に沿った需給計画を策定するため、現在の幼稚園・保育所の利用状況を踏まえた教育・保育提供区域を設定しました。

«子ども・子育て支援法に基づく基本指針【抜粋】»

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。

(2)教育・保育提供区域

①宮崎市の教育・保育提供区域



(参考) 教育・保育提供区域別の就学前児童の人口 (令和6年4月1日時点)

教育・保育提供区域 (単位:人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
①中央部	761	763	803	778	777	803	4,685
②中北部	426	538	505	572	591	586	3,218
③中西部	452	497	573	537	582	622	3,263
④南部	419	445	510	533	504	560	2,971
⑤佐土原	197	263	234	294	279	331	1,598
⑥田 野	72	73	89	101	128	99	562
⑦高 岡	71	65	75	76	87	92	466
⑧清 武	206	215	209	250	271	257	1,408
総 数	2,604	2,859	2,998	3,141	3,219	3,350	18,171

備考：中央部（中央東、中央西、小戸、櫛地域）

中北部（大宮、東大宮、住吉、北地域）

中西部（大淀、大塚、大塚台、生目台、小松台、生目地域）

南 部（赤江、本郷、木花、青島地域）

②教育・保育施設提供区域内における利用率（令和6年4月1日）

提供区域	① 中央部	② 中北部	③ 中西部	④ 南部	⑤ 佐土原	⑥ 田野	⑦ 高岡	⑧ 清武
利用率	75%	75%	82%	86%	89%	92%	86%	71%

利用率：居住地域と同じ提供区域内に所在する教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所等）を利用する児童の割合

【参考】教育・保育施設提供区域内における利用率（平成31年4月1日）

提供区域	① 中央部	② 中北部	③ 中西部	④ 南部	⑤ 佐土原	⑥ 田野	⑦ 高岡	⑧ 清武
利用率	77%	75%	76%	87%	92%	93%	87%	72%

4 子ども・子育て支援給付



(1) 子ども・子育て支援のための給付制度について

平成 27 年 4 月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、「子どものための教育・保育給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所への共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設され、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育の質・量の拡充を図ることとなりました。

また、令和元年 10 月からは、子育て世帯を応援し、全世代への社会保障の充実を図るため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性及び幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、「幼児教育・保育の無償化」がスタートし、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付である「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

<無償化の概要>

- 認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する 3 歳児から 5 歳児クラスまでのすべての児童の利用料が無料
- 0 歳児から 2 歳児クラスまでの児童については、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料
- 保育の必要性の認定を受けている場合、幼稚園の預かり保育や企業主導型保育事業、その他認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象となる（上限額等の条件あり）

令和 8 年度には、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「乳児等のための支援給付」が創設されます。

(2) 教育・保育の量の見込みについて

子ども・子育て支援法では、次のことが市町村の責務として規定されています。

- 子ども・子育て支援給付を総合的かつ計画的に行うこと
- 確実に子ども・子育て支援給付を受けるために必要な援助を行うこと
- 良質かつ適切な教育及び保育が提供されるよう体制を確保すること

本市では、第二期支援プランの計画期間における実績を踏まえ、次の計画期間（令和7～11年度）における教育や保育の必要な量の見込み（以下「量の見込み」という。）を算定しました。

①「量の見込み」（推計）の算定方法

$$\text{「量の見込み（人）」} = \text{「ア．推計児童数（人）」} \times \text{「イ．推計申込率（％）」}$$

ア．推計児童数（人）・・・ 0歳～5歳の人口の推計値

イ．推計申込率（％）・・・ 未就学児全体のうち特定教育・保育施設の利用申込を行う児童の割合（以下「申込率」という。）の推計値

<令和7年度の算定方法>

令和6年度の申込率の実績値 × 年平均変化率（※）

※年平均変化率は、平成31年4月（新型コロナウイルス感染確認前）から
令和6年4月（5類感染症への移行後）までの申込率の変化率

<令和8年度以降の算定方法>

前年度の推計申込率 × 年平均変化率

②教育・保育の量の見込みについて

量の見込みについては、次の「ア」～「ウ」の区分ごとに算定しました。なお、「イ」の2号認定子どもについては、教育ニーズが高い児童と保育ニーズが高い児童に区分し、教育ニーズが高い児童の量の見込みについては、「ア」の1号認定子どものニーズと合わせて、教育のみの量の見込みとして算定しました。

定義		区分	量の見込み
ア	1号認定子ども 満3歳以上～就学前児童で教育のみを必要とする児童。	1号認定	教育のみ
	2号認定子ども 教育ニーズが高い（幼児期の学校教育の利用希望が強い）児童。	2号認定（教育）	
イ	2号認定子ども 満3歳以上～就学前児童で教育と保育を必要とする児童。	2号認定（教育・保育）	教育・保育
ウ	3号認定子ども 満3歳未満で保育のみを必要とする児童。0歳と1・2歳の区分で量の見込みを算定する。	3号認定（1・2歳児）	保育のみ（1・2歳児）
		3号認定（0歳児）	保育のみ（0歳児）

教育・保育の量の見込み

（単位：人）

量の見込みと区分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
教育のみ		2,292	2,105	1,897	1,728	1,603
	うち1号認定	1,221	1,121	1,010	920	854
	うち2号認定（教育）	1,071	984	887	808	749
教育・保育	2号認定（教育・保育）	6,479	6,347	6,104	5,931	5,870
保育のみ（1・2歳児）	3号認定	4,162	4,070	4,140	4,209	4,277
保育のみ（0歳児）	3号認定	524	514	505	495	486
合 計		13,457	13,036	12,646	12,363	12,236

③教育・保育の提供体制の確保の見込み

各年度の量の見込みと、受け皿となる施設定員の確保数を記載する項目です。

年度		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児
量の見込み		2,292	6,479	524	4,162	2,105	6,347	514	4,070	1,897	6,104	505	4,140
確保方策	保育所・認定こども園・幼稚園	3,559	6,828	1,115	4,132	3,672	6,727	1,141	4,198	3,757	6,749	1,142	4,215
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	196	127	256	0	196	127	256	0	196	127	256
差＝確保方策－量の見込み		1,267	545	718	226	1,567	576	754	384	1,860	841	764	331
市が定める数		2,756				3,281				3,796			

認定こども園移行における需給調整に係る特例により定める数です。

《 全体 》

年度		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児
量の見込み		2,292	6,479	524	4,162	2,105	6,347	514	4,070	1,897	6,104	505	4,140
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	3,559	6,828	1,115	4,132	3,672	6,727	1,141	4,198	3,757	6,749	1,142	4,215
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	196	127	256	0	196	127	256	0	196	127	256
差＝確保方策－量の見込み		1,267	545	718	226	1,567	576	754	384	1,860	841	764	331
市が定める数		2,756				3,281				3,796			

中央部

年度		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児
量の見込み		610	1,446	156	1,055	560	1,417	153	1,031	505	1,363	150	1,049
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	924	1,499	277	935	954	1,458	285	983	939	1,468	285	988
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	100	85	162	0	100	85	162	0	100	85	162
差＝確保方策－量の見込み		314	153	206	42	394	141	217	114	434	205	220	101
市が定める数		715				866				960			

中北部

年度		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児
量の見込み		507	1,196	92	735	465	1,172	90	719	419	1,127	89	731
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	750	1,289	178	718	780	1,283	180	712	780	1,295	181	724
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差＝確保方策－量の見込み		243	93	86	-17	315	111	90	-7	361	168	92	-7
市が定める数		405				509				614			

《 全体 》

年度		令和 1 0 年度				令和 1 1 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児
量の見込み		1,728	5,931	495	4,209	1,603	5,870	486	4,277
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	3,450	6,852	1,142	4,274	3,475	6,831	1,158	4,279
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	196	127	256	0	196	127	256
差＝確保方策 - 量の見込み		1,722	1,117	774	321	1,872	1,157	799	258
市が定める数		3,934				4,086			

中央部

年度		令和 1 0 年度				令和 1 1 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児
量の見込み		460	1,324	147	1,066	427	1,310	145	1,084
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	939	1,468	285	988	939	1,468	285	988
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	100	85	162	0	100	85	162
差＝確保方策 - 量の見込み		479	244	223	84	512	258	225	66
市が定める数		1,030				1,061			

中北部

年度		令和 1 0 年度				令和 1 1 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児
量の見込み		382	1,095	87	743	354	1,084	86	755
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	690	1,335	181	744	690	1,335	181	744
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
差＝確保方策 - 量の見込み		308	240	94	1	336	251	95	-11
市が定める数		643				671			

中西部

年度		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児
量の見込み		348	1,222	72	759	320	1,197	71	742	288	1,151	69	755
確保方策	保育所・認定こども園・幼稚園	578	1,263	195	757	562	1,233	205	762	562	1,233	205	762
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	29	19	34	0	29	19	34	0	29	19	34
差＝確保方策－量の見込み		230	70	142	32	242	65	153	54	274	111	155	41
市が定める数		474				514				581			

南部

年度		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児
量の見込み		366	1,121	80	697	336	1,098	79	682	303	1,056	77	694
確保方策	保育所・認定こども園・幼稚園	602	1,170	234	770	590	1,176	236	774	675	1,176	236	774
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	30	9	28	0	30	9	28	0	30	9	28
差＝確保方策－量の見込み		236	79	163	101	254	108	166	120	372	150	168	108
市が定める数		579				648				798			

佐土原

年度		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児	教育のみ	教育・保育	0歳児	1・2歳児
量の見込み		288	535	48	366	264	524	47	358	238	504	46	364
確保方策	保育所・認定こども園・幼稚園	380	649	86	398	395	639	88	406	395	639	88	406
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差＝確保方策－量の見込み		92	114	38	32	131	115	41	48	157	135	42	42
市が定める数		276				335				376			

中西部

年度		令和１０年度				令和１１年度			
		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
		教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児	教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児
量の見込み		263	1,118	68	768	244	1,107	67	780
確保方策	保育所・認定こども園・幼稚園	562	1,233	205	762	562	1,233	205	762
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	29	19	34	0	29	19	34
差＝確保方策－量の見込み		299	144	156	28	318	155	157	16
市が定める数		627				646			

南部

年度		令和１０年度				令和１１年度			
		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
		教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児	教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児
量の見込み		276	1,026	76	705	256	1,016	74	716
確保方策	保育所・認定こども園・幼稚園	493	1,224	236	803	508	1,222	238	803
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	30	9	28	0	30	9	28
差＝確保方策－量の見込み		217	228	169	126	252	236	173	115
市が定める数		740				776			

佐土原

年度		令和１０年度				令和１１年度			
		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
		教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児	教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児
量の見込み		217	490	45	370	201	485	44	376
確保方策	保育所・認定こども園・幼稚園	395	639	88	406	395	639	88	406
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
差＝確保方策－量の見込み		178	149	43	36	194	154	44	30
市が定める数		406				422			

田野

年度		令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児
量の見込み		48	254	19	138	44	249	19	134	40	240	19	137
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	65	245	46	156	80	240	46	156	95	240	46	156
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差＝確保方策－量の見込み		17	-9	27	18	36	-9	27	22	55	0	27	19
市が定める数		53				76				101			

高岡

年度		令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児
量の見込み		31	192	13	114	28	188	13	112	26	181	13	114
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	75	177	29	114	96	162	31	121	96	162	31	121
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	16	1	5	0	16	1	5	0	16	1	5
差＝確保方策－量の見込み		44	1	17	5	68	-10	19	14	70	-3	19	12
市が定める数		67				91				98			

清武

年度		令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児	教育のみ	教育・保育	0 歳児	1・2 歳児
量の見込み		95	512	44	298	87	502	43	292	78	483	42	297
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	185	536	70	284	215	536	70	284	215	536	70	284
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	21	13	27	0	21	13	27	0	21	13	27
差＝確保方策－量の見込み		90	45	39	13	128	55	40	19	137	74	41	14
市が定める数		187				242				266			

田野

年度		令和１０年度				令和１１年度			
		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
		教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児	教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児
量の見込み		36	233	18	139	34	230	18	141
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	95	240	46	156	95	240	46	156
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
差＝確保方策－量の見込み		59	7	28	17	61	10	28	15
市が定める数		111				114			

高岡

年度		令和１０年度				令和１１年度			
		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
		教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児	教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児
量の見込み		23	176	12	116	22	174	12	117
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	61	177	31	131	61	177	31	131
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	16	1	5	0	16	1	5
差＝確保方策－量の見込み		38	17	20	20	39	19	20	19
市が定める数		95				97			

清武

年度		令和１０年度				令和１１年度			
		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
		教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児	教育のみ	教育・保育	０歳児	１・２歳児
量の見込み		71	469	41	302	66	464	40	306
確保 方策	保育所・認定こども園・幼稚園	215	536	70	284	225	517	84	289
	地域型保育事業・企業主導型保育事業	0	21	13	27	0	21	13	27
差＝確保方策－量の見込み		144	88	42	9	159	74	57	10
市が定める数		283				300			

④設置認可に関する留意事項

ア. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の認可方針について

「児童福祉法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、保育所、認定こども園を含む特定教育・保育施設及び小規模保育事業を含む特定地域型保育事業については、条例等で定める基準等に適合していると認めるときは、認可をするものとしてされています。

ただし、申請事業の所在地を含む教育・保育提供区域における利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該申請に係る事業の開始によってこれを超えることになるか、その他の子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合は、認可をしないことができると国が示しています。

そこで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の新たな認可申請に際しては、「量の見込み」を踏まえた需給状況により、宮崎市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、必要性の判断を行います。

イ. 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置について（市が定める数）

子ども・子育て支援新制度では、供給が需要を上回る場合は、認定こども園・保育所の認可・認定を行わないことができるとされています。

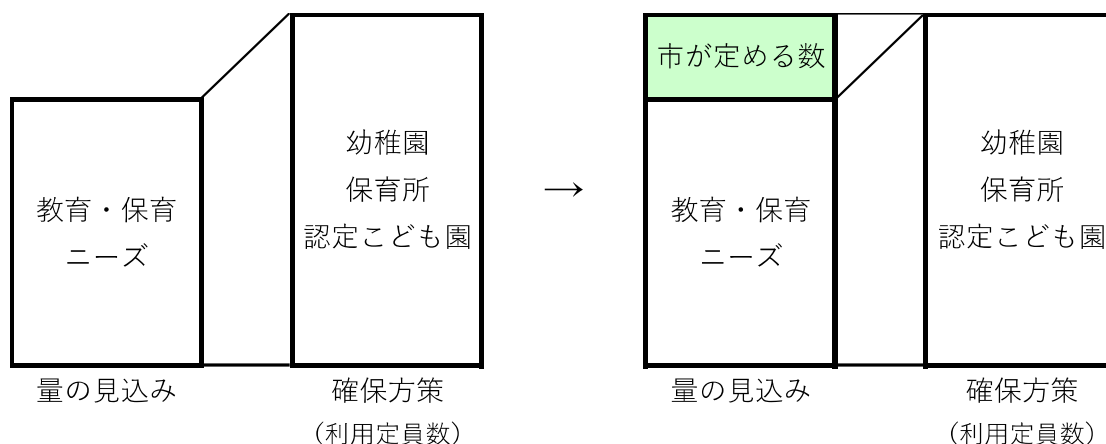
しかしながら、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、供給過剰区域においても認可・認定を可能とするための需給調整の特例が設けられています。

具体的には、以下のいずれの場合においても、地域における教育・保育施設の「利用定員総数」と現在の利用状況や利用希望を踏まえて設定した「量の見込み」に、「都道府県（中核市含む）計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うことができます。

- 幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行する場合
- 保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行する場合

需給調整の特例により供給過剰区域においても認可・認定を行うことができますが、需給バランスは考慮すべき要素とされていることから、「都道府県（中核市含む）計画で定める数」については、既存施設の現在の利用状況や認定こども園への移行希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議で議論等を行い、透明性を確保した上で、地域の実情に応じて具体的な数を設定することになっています。

よって、「確保方策（利用定員数）」から「量の見込み（各年度の量の見込み）」を差し引いた数を、「都道府県（中核市含む）計画で定める数」（＝「市が定める数」）とし、認可・認定は、原則として、令和6年9月に実施した移行希望調査結果の範囲内とします。



⑤その他・参考

●企業主導型保育事業について

平成 28 年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成が行われています。

設置企業は、自社の従業員のための利用枠（従業員枠）だけでなく、一定の条件下で周辺の住民の利用枠（地域枠）も設定することができます。

内閣府の委託を受けた実施機関により、認可施設に近い水準の運営費助成及び立入調査が行われています。

なお、児童福祉法上は認可外保育施設に位置付けられ、設置後 1 か月以内に都道府県知事（中核市は市長）への設置届出を提出する必要があります。本市では、他の認可外保育施設と同様に年 1 回の立入調査を行っています。

設置企業の従業員だけでなく、周辺住民の利用も可能であることから、待機児童対策の一つにもなっています。

(3) 子どものための手当について



◆ 事業内容

① 児童手当について

家庭等における生活の安定に寄与するとともに次世代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援する観点から、高校生年代までの児童を対象に、児童手当を支給します。

<支給額児童 1 人当たりの月額>

- 3 歳未満 (第 1・2 子 15,000 円、第 3 子以降 30,000 円)
- 3 歳以上高校生年代まで (第 1・2 子 10,000 円、第 3 子以降 30,000 円)
 - ※高校生年代まで：18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童
 - ※第 3 子以降：18 歳到達後最初の 3 月 31 日を経過した後 22 歳到達後最初の 3 月 31 日までの子で受給者が生計費の負担をしている子を含めて 3 番目以降の児童
- 所得制限はありません。

<支給月>

- 年 6 回偶数月の 15 日に支給します。
- ※15 日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関営業日となります。

支給月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
支給対象月	2・3 月分	4・5 月分	6・7 月分	8・9 月分	10・11 月分	12・1 月分

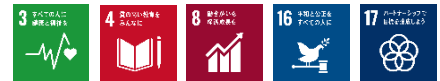
5 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に位置付けられている、地域子ども・子育て支援事業については、客観的なデータを基に必要な事業の量を見込み、計画的に事業を推進することが求められています。

本計画では、国の基本指針を参考に、市民意識調査の結果やこれまでの事業実績等から適切な量の見込みを算定し、計画的に事業を推進するための計画を策定しました。

また、教育・保育提供区域は、第二期支援プランをベースに設定し、事業によって異なる区域を設定することで、より本市の利用実態に沿った計画を策定したところです。

1 利用者支援事業



◆ 事業内容

子育て中の親子や妊産婦が、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設やファミリー・サポート・センター事業等の地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、専任の子育て支援員が身近な場所で相談を受け、情報提供や助言等を行います。

また、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して、妊娠中から乳幼児期にかけて、妊産婦や親子を切れ目なく見守り、支援します。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

【基本型（※1）】（実施場所：地域子育て支援センター）

- ・地域子育て支援センター（みやざき・高岡・佐土原・清武）において、保育士等の有資格者を子育て支援員として配置し、子育て支援に関する情報を収集・提供を行い、利用者それぞれのニーズに応える支援を行っています。
- ・子育て支援員研修（地域子育て支援コース 利用者支援事業・基本型）を受講し、利用者支援事業（基本型）の担い手となる子育て支援員を養成しています。

【特定型（※2）】（実施場所：保育幼稚園課）

- ・利用者相談窓口にて子育て支援員の認定を受けた職員等を配置し、保護者からの教育・保育施設にかかる相談に応じるとともに、それぞれのニーズにあった教育・保育施設等の情報を提供しています。

【こども家庭センター型】（実施場所：子ども家庭支援課）※旧子育て世代包括支援センター

- ・産前産後サポート室を市内2か所に設置し母子保健コーディネーターを配置しています。妊産婦の相談に応じるとともに、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を拡充するなど、妊産婦への切れ目のない支援体制を強化しています。
- ・さらに、こども家庭センターの産前産後サポート室として、引き続き支援体制の強化を図っています。

【こども家庭センター型】（実施場所：子ども家庭支援課・地域保健課）

※旧出産・子育て応援事業（伴走型相談支援）

- ・こども家庭センターの保健師、母子保健コーディネーター、看護師が、妊娠届出時や産後の面談や訪問を通して育児に関する情報提供や相談等を実施します。併せて、妊娠中に5万円、産後にこどもの人数×5万円を支給します。

※1 主として身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行うことを目的とする類型

※2 主として市町村窓口で、教育・保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行うことを目的とする類型

○計画期間における取組方針

【基本型】（実施場所：地域子育て支援センター）

- ・市内計4か所の拠点となる地域子育て支援センターに子育て支援員を配置し、利用者支援を実施します。
- ・また、地域子育て支援センターの職員に子育て支援員研修の積極的な受講を促し、利用者支援事業の担い手となる子育て支援員の有資格者の増加により、利用者からの相談に更にきめ細かに対応することができる職員の養成に努めます。

【特定型】（実施場所：保育幼稚園課）

- ・利用相談窓口子育て支援員の認定を受けた職員等を配置する他、タブレット端末を用いたわかりやすい説明により、利用者の個々の状況に応じた支援を行います。

【こども家庭センター型】（実施場所：子ども家庭支援課）※旧子育て世代包括支援センター

- ・産前産後サポート室（北部、南部）に保健師や助産師、看護師等の資格を持つ母子保健コーディネーターを配置し、保護者が安心して妊娠・出産・育児ができるように、個々の状況に応じ寄り添った支援を行います。

【妊婦等包括相談支援事業型】（実施場所：子ども家庭支援課・保健センター）

- ・こども家庭センターの保健師、母子保健コーディネーター等が、妊娠届時に子育てガイド（セルフプラン）を手交し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、利用できるサービス等を一緒に確認します。
- ・妊娠8か月頃にアンケートを送付し、個々の状況に応じた支援を行います。
- ・産後には、こんにちは赤ちゃん訪問を兼ねてご自宅を訪問し、子育て情報の提供と相談支援を行います。

◆ 提供区域の考え方

【基本型】（実施場所：地域子育て支援センター）

市内を東部、西部、北部、南部の4つの提供区域とします。

【特定型】（実施場所：保育幼稚園課）

市内全域を一つの提供区域とします。

【こども家庭センター型】（実施場所：子ども家庭支援課）※旧子育て世代包括支援センター

市内を北部、南部の2つの提供区域とします。

【妊婦等包括相談支援事業型】（実施場所：子ども家庭支援課・保健センター）

市内全域を一つの提供区域とします。

◆ 需給計画

○全体（基本型、特定型、こども家庭センター型の計）

（単位：か所）

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		7	7	7	7	7	7
(B) 確保方策	目標値	7	7	7	7	7	7
	※実績	7					
過不足（B－A）		0					

○各事業形態ごとの内訳

【基本型】（実施場所：地域子育て支援センター）

（単位：か所）

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		4	4	4	4	4	4
(B) 確保方策	目標値	4	4	4	4	4	4
	※実績	4					
中央東・中央西・小戸・大宮・東大宮・楳		1	1	1	1	1	1
大淀・大塚・大塚台・生目台・生目・小松台・赤江・北・高岡・本郷		1	1	1	1	1	1
佐土原・住吉		1	1	1	1	1	1
木花・青島・田野・清武		1	1	1	1	1	1
過不足（B－A）		0					

量の見込みの算出方法	提供区域に 1 か所を目安に量を見込みました。【量＝設置か所数】
------------	----------------------------------

【特定型】（実施場所：保育幼稚園課）

（単位：か所）

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		1	1	1	1	1	1
(B) 確保方策	目標値	1	1	1	1	1	1
	※実績	1					
過不足（B－A）		0					

量の見込みの算出方法	提供区域に 1 か所を目安に量を見込みました。【量＝設置か所数】
------------	----------------------------------

【こども家庭センター型】（実施場所：子ども家庭支援課）※旧子育て世代包括支援センター

（単位：か所）

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		2	2	2	2	2	2
(B) 確保方策	目標値	2	2	2	2	2	2
	※実績	2					
中央東・中央西・小戸・大宮・東大宮・榎・佐土原・住吉		1	1	1	1	1	1
大淀・大塚・大塚台・生目台・小松台・赤江・本郷・生目・北・高岡・木花・青島・田野・清武		1	1	1	1	1	1
過不足（B－A）		0					

量の見込みの算出方法	提供区域に 1 か所を目安に量を見込みました。【量＝設置か所数】
------------	----------------------------------

【妊婦等包括相談支援事業型】（実施場所：子ども家庭支援課・保健センター）

（単位：回）

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		5,164	5,140	5,114	5,086	5,058	5,026
(B) 確保方策	目標値	5,164	5,140	5,114	5,086	5,058	5,026
	※実績						
過不足（B－A）							

量の見込みの算出方法	妊娠届け出数の推計に面談回数（1 人当たり 2 回）を乗じて、量を見込みました。【量＝延べ面談回数】
------------	--

2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）



◆ 事業内容

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感や負担感を緩和するとともに、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、公共施設や保育所・認定こども園、児童館等の地域の身近な場所で、未就学児のいる子育て家庭や妊婦が交流を行う場所を提供します。また、子育てに関する相談や地域の子育て関連情報の提供、親子で参加できる講座や子育て中の保護者のための講座等を実施します。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

- ・地域の身近な場所で交流や相談ができるよう市内 35 か所の地域子育て支援センターや子育て交流ひろばに専任職員（保育士等）を配置し、以下の事業を実施しています。
 - ◎プレイルームの開放： 親子（未就学児とその保護者）と妊婦を対象に、親子が遊びを通してふれあったり、子育て中の親子や妊婦同士で交流のできるプレイルームを開放しています。
 - ◎育児相談： 保育士等の有資格者や子育て経験者等の職員が、子育て中の保護者の様々な相談に応じます。
 - ◎情報提供： 行政や関係機関が発行する各種リーフレットやチラシ等を掲示、配布し、子育て中の親子に役立つ情報を提供しています。
 - ◎親子講座： 未就学児親子を対象とした各種講座を開催し、親子のふれあいや子どもに様々な経験の機会を提供するとともに、親のための講座も実施しています。

○計画期間における取組方針

- ・これまで地域子育て支援センターを利用したことがない子育て家庭や共働き家庭に対し、支援センターへの利用促進を図るとともに、土日開所を行っている施設の周知等を積極的に行い、新規の利用者の増加に努めます。
- ・市内 35 か所の各地域子育て支援センターの特色を活かしながら、利用者のニーズに対応する他、各支援センター間や関係機関との連携を今後より一層強化するため、地域子育て支援センター連絡会議や職員の専門性向上のための研修を実施します。

◆ 提供区域の考え方

教育・保育提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／月)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		7,201	6,947	6,828	6,889	6,946	6,999
(B) 確保方策	目標値	7,201	6,947	6,828	6,889	6,946	6,999
	※実績						
実施か所数	目標値	35 か所	35 か所	35 か所	35 か所	35 か所	35 か所
	※実績						
中央部		2,660	2,566	2,522	2,544	2,565	2,585
	実施か所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
中北部		696	671	660	666	671	676
	実施か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
中西部		1,282	1,237	1,216	1,227	1,237	1,246
	実施か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
南部		916	884	869	876	884	890
	実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
佐土原		429	414	407	411	414	417
	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
田野		143	138	136	137	138	139
	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
高岡		241	232	228	230	232	234
	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
清武		834	805	791	798	804	811
	実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
過不足 (B - A)							

備考：中央部（中央東、中央西、小戸、櫛地域）

中北部（大宮、東大宮、住吉、北地域）

中西部（大淀、大塚、大塚台、生目台、小松台、生目地域）

南部（赤江、本郷、木花、青島地域）

量の見込みの算出方法	推計人口（0～2 歳）に令和 6 年度の利用率（見込み）等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】 なお、令和 6 年度の利用率等には、利用率の伸びを加味しています。
------------	--

※端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。

3 妊婦健康診査



◆ 事業内容

妊婦の健康の保持・増進及び疾病の早期発見のため医療機関及び助産所で、妊婦に必要な検査・計測・保健指導を実施します。

妊婦健康診査にかかる費用については、妊娠届出の際に妊婦健康診査助成券を交付し、助成を行います。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

- ・妊婦健康診査が、県内の委託医療機関及び助産所（3施設）において、一部の自己負担で受診できるように、妊娠届出の際に、合わせて14回分の妊婦健康診査助成券を交付しています。
- ・県外の医療機関で妊婦健康診査を受診し、事後申請があった際に補助を行っています。

○計画期間における取組方針

- ・親子（母子）健康手帳の交付の際に、保健師等が健やかな妊娠・出産のために必要な情報や妊婦健康診査の必要性を伝え、健診の受診率の向上を図ります。

◆ 提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

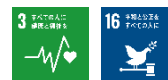
◆ 需給計画

（単位：人／年）

年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(A) 必要な事業量の見込み		4,058	4,049	4,036	4,023	4,007	3,990
(B) 確保方策	目標値	4,058	4,049	4,036	4,023	4,007	3,990
	※実績						
確保体制	実施場所	25 か所					
	検査項目	17 項目					
	実施時期	通年					
過不足（B－A）							

量の見込みの算出方法	推計人口（0歳）に令和6年度の利用率（見込み）を乗じて、量を見込みました。【量＝実受診者数】
------------	--

4 乳児家庭全戸訪問事業



◆ 事業内容

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を、訪問指導員（看護師）等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

また、訪問時に子育て情報誌等を配布し、子育てに関する情報提供や予防接種の勧奨、子育ての相談窓口を紹介します。さらに、訪問指導員の研修を実施し、資質向上を図ります。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

- ・訪問指導員（看護師）の訪問または妊産婦・新生児訪問指導事業での専門職（保健師、助産師）の訪問により、子育て情報の提供と相談支援を行っており、必要に応じ、支援者間で連携を取り切れ目のない支援の提供に努めています。
- ・また、こんにちは赤ちゃん訪問時の面談は、出産・子育て応援事業開始に伴う、伴走型相談支援としての産後の面談を兼ね実施しています。

○計画期間における取組方針

- ・妊娠届出時や出生届出時、産婦人科や市ホームページ等での周知、個別通知等の機会を通じ本事業についての周知を図るとともに、関係機関と連携をとりながら訪問実施率の向上に努めます。

◆ 提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(A) 必要な事業量の見込み		2,742	2,737	2,731	2,723	2,714	2,703
(B) 確保方策	目標値	2,742	2,737	2,731	2,723	2,714	2,703
	※実績						
実施体制	訪問指導員	4人					
過不足（B－A）							

量の見込みの算出方法	推計人口（0歳）に令和6年度の利用率（見込み）を乗じて、量を見込みました。【量＝延べ訪問者数】
------------	---



◆ 事業内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

また、市内に居住する若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭の他、出産後の間もない時期（概ね1年程度）の養育者が育児ストレス等の問題によって、子育てに対して強い不安を抱える家庭等を対象に、保健師や保育士等が家庭訪問を実施し、指導や助言等を行います。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

1 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会の事務局を子ども家庭支援課に設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催や、関係機関との連携強化のための研修会を実施しています。

2 養育支援訪問事業

子ども家庭支援課の保健師、保育士等が家庭訪問し、適切な養育が行えるようになるための専門的な相談・支援を実施するとともに、訪問支援者のさらなる資質向上を図るために研修会を行なっています。

《養育支援訪問対象者》

- ①若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び予期しない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- ②出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。
- ③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

○計画期間における取組方針

- ・児童虐待の未然防止及び早期発見・早期支援を行うため、母子保健活動や民生委員・児童委員協議会等の地域の関係機関と連携充実を図り、支援が必要な世帯の把握に努めます。
- ・市ホームページ等を活用し、児童虐待に関する相談・支援体制の周知に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、連携強化のための研修会や協議の場の設定に努めます。

◆ 提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：世帯／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		11	11	11	11	11	11
(B) 確保方策	目標値	11	11	11	11	11	11
	※実績						
過不足 (B - A)							

※ (B) 確保方策は、養育支援訪問世帯数のこと。

量の見込みの算出方法	推計人口 (0 歳) に令和 6 年度の利用率 (見込み) を乗じて、量を見込みました。【量 = 実訪問世帯数】
------------	--

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）



◆ 事業内容

保護者の疾病や出産等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等において必要な養育・保護を行う事業で、市内に住所を有し、保護者が病気や出産等により一時的に子育てが困難となった場合で、他に養育する方がいない家庭の児童（生後3か月から18歳未満）を、原則7日間児童福祉施設等で預かることで、その家庭への子育て支援を図ります。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

- 【対 象】 市内に住所を有し、保護者の疾病や出産等の理由により、一時的に家庭において養育を受けることが困難になった児童（生後3か月から18歳未満）
- 【期 間】 上半期及び下半期にそれぞれ原則7日間
- 【実施施設】 社会福祉法人 カリタスの園 乳児院 つぼみの寮
社会福祉法人 宮崎福祉会 みんなのいえ
社会福祉法人 再生会 さくら学園
社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団 青島学園
社会福祉法人成就会 ファミリーホームひまわり
ファミリーホーム結
社会福祉法人 カリタスの園 児童養護施設 竹の寮

○計画期間における取組方針

- ・制度の利用促進を図るため、事業の周知に努め、利用条件や委託先の追加等、制度運用の見直しについて検討を行います。

◆ 提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：日／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		206	209	211	213	216	218
(B) 確保方策	目標値	206	209	211	213	216	218
	※実績						
過不足 (B - A)							

量の見込みの算出方法	推計人口（0～17 歳）に令和 6 年度の利用率（見込み）等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用日数】 なお、令和 6 年度の利用率等には、利用率の伸びを加味しています。
------------	--

◆ 事業内容

小学生の児童を養育中の保護者で、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（援助会員）を会員として、その会員間の連絡・調整を行う事業です。

学校の迎えや帰宅後の預かり等の育児援助活動を行うことにより、子育て中の保護者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行います。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

- ・依頼会員のニーズに柔軟に対応するため、援助会員の確保が必要であることから、事業の周知に努めるとともに、活動推進協力者の育成を行い、会員の研修・交流会を充実させるなどの取組を行っています。

○計画期間における取組方針

- ・ファミリー・サポート・センター活動の更なる周知と、援助会員が活動しやすい環境の整備を行います。

◆ 提供区域の考え方

教育・保育提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		6,160	6,253	6,306	6,326	6,342	6,283
(B) 確保方策	目標値	6,160	6,253	6,306	6,326	6,342	6,283
	※実績						
	中央部	1,378	1,398	1,411	1,414	1,418	1,405
	中北部	1,146	1,163	1,173	1,177	1,180	1,169
	中西部	1,168	1,186	1,196	1,200	1,203	1,192
	南 部	1,068	1,084	1,093	1,097	1,100	1,089
	佐土原	563	572	577	579	580	575
	田 野	193	196	198	198	199	197
	高 岡	164	167	168	169	169	167
	清 武	479	486	490	492	493	489
過不足 (B - A)							

備考：中央部（中央東、中央西、小戸、櫛地域）

中北部（大宮、東大宮、住吉、北地域）

中西部（大淀、大塚、大塚台、生目台、小松台、生目地域）

南部（赤江、本郷、木花、青島地域）

量の見込みの算出方法	推計人口（6～11 歳）に令和 6 年度の利用率（見込み）等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】 なお、令和 6 年度の利用率等には、利用率の伸びを加味しています。
------------	---

※端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。

◆ 事業内容

教育標準時間認定を受けた児童について、認定こども園及び幼稚園において教育標準時間の前後に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

在園児について、認定こども園及び幼稚園で受け入れることにより、広く子育て世帯の支援を図るものです。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

【実施場所】 認定こども園、私立幼稚園

【対象児童】 認定こども園及び私立幼稚園の教育を必要とする在園児（1号認定）のうち、教育時間を超える預かりが必要な児童

実施数〔令和5年度末状況〕

私立幼稚園：16 か所、認定こども園：69 か所

○計画期間における取組方針

- ・ 認定こども園及び幼稚園において、教育標準時間の前後に預かり保育を実施します。

◆ 提供区域の考え方

教育・保育提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		376,805	372,908	365,267	349,706	337,254	330,208
(B) 確保方策	目標値	376,805	372,908	365,267	349,706	337,254	330,208
	※実績						
中央部		91,505	90,557	88,703	84,923	81,900	80,190
中北部		67,871	67,170	65,793	62,990	60,747	59,478
中西部		67,561	66,862	65,492	62,702	60,470	59,206
南 部		61,973	61,332	60,075	57,516	55,468	54,309
佐土原		35,081	34,718	34,006	32,558	31,398	30,742
田 野		12,728	12,597	12,339	11,813	11,392	11,154
高 岡		9,895	9,793	9,592	9,184	8,857	8,672
清 武		30,191	29,879	29,267	28,020	27,022	26,457
過不足 (B - A)							

備考：中央部（中央東、中央西、小戸、檉地域）

中北部（大宮、東大宮、住吉、北地域）

中西部（大淀、大塚、大塚台、生目台、小松台、生目地域）

南部（赤江、本郷、木花、青島地域）

量の見込みの算出方法	推計人口（1号認定者）に令和6年度の利用率（見込み）等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】 なお、令和6年度の利用率等には、利用率の伸びを加味しています。
------------	--

※端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。

8-（２）一時預かり事業（その他）



◆ 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、主に昼間に保育所や子育て支援拠点やその他の場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

保護者の就労の有無にかかわらず、育児疲れの解消や急病等で一時的に児童を受け入れることにより、広く子育て世帯の支援を図ります。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

- 【実施場所】 保育所、認定こども園、ファミリー・サポート・センター等
- 【対象児童】 保護者の就労、傷病等により緊急かつ一時的に家庭における保育が困難な児童
保護者の心理的または肉体的負担を解消するために一時的に保育が必要とされる児童

実施数〔令和５年度末状況〕

保育所：71 か所（公立含む）、認定こども園：55 か所、小規模保育施設：6 か所、事業所内小規模保育施設：1 か所、私立幼稚園：1 か所

○計画期間における取組方針

- ・一時預かりを実施することができる保育所や認定こども園等の施設と子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の援助会員の確保を行い、子育て世帯の負担軽減を図ります。

◆ 提供区域の考え方

教育・保育提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み (延べ利用者数)		14,489	14,475	14,522	14,629	14,731	14,836
(B) 確保方策	目標値	14,489	14,475	14,522	14,629	14,731	14,836
	※実績						
中央部	一時預かり	2,619	2,612	2,621	2,641	2,656	2,663
	子育て援助活動	1,117	1,118	1,123	1,130	1,142	1,164
中北部	一時預かり	1,799	1,796	1,800	1,814	1,824	1,828
	子育て援助活動	767	768	772	776	785	799
中西部	一時預かり	1,824	1,821	1,825	1,840	1,850	1,853
	子育て援助活動	778	779	782	787	796	811
南 部	一時預かり	1,661	1,658	1,662	1,675	1,684	1,688
	子育て援助活動	708	709	712	717	725	738
佐土原	一時預かり	893	892	894	901	906	907
	子育て援助活動	381	381	383	385	390	397
田 野	一時預かり	314	314	315	317	318	319
	子育て援助活動	134	134	135	136	137	140
高 岡	一時預かり	260	260	260	263	264	264
	子育て援助活動	111	111	112	112	114	116
清 武	一時預かり	787	786	788	794	798	800
	子育て援助活動	336	336	338	340	343	350
過不足 (B - A)							

備考：中央部（中央東、中央西、小戸、檉地域）

中北部（大宮、東大宮、住吉、北地域）

中西部（大淀、大塚、大塚台、生目台、小松台、生目地域）

南部（赤江、本郷、木花、青島地域）

量の見込みの算出方法	「一時預かり事業」 推計人口（0～5 歳）から入所児童見込みを引き算出した非入所児童数の推計値に令和 6 年度の利用率（見込み）等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】 なお、令和 6 年度の利用率等には、利用率の伸びを加味しています。
	「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」 推計人口（0～5 歳）に令和 6 年度の利用率（見込み）等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】 なお、令和 6 年度の利用率等には、利用率の伸びを加味しています。

※端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。

◆ 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育時間延長の需要に対応するため、保育時間の前後に更に 1～7 時間の延長保育を実施します。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

【実施場所】 保育所、認定こども園等

【対象児童】 保育所、認定こども園等の保育を必要とする在園児（2号認定，3号認定）のうち、保育時間の前後に延長して保育が必要な児童

実施数〔令和5年度末状況〕

公立保育所：5か所、私立保育所：56か所、認定こども園：42か所

小規模保育施設：2か所、事業所内小規模保育施設：1か所

○計画期間における取組方針

現在、保育所で実施している延長保育を引き続き推進し、認定こども園・小規模保育事業等の実施施設の確保を図ります。

◆ 提供区域の考え方

教育・保育提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		1,544	1,490	1,446	1,411	1,384	1,372
(B) 確保方策	目標値	1,544	1,490	1,446	1,411	1,384	1,372
	※実績						
	中央部	398	384	373	364	357	355
	中北部	273	264	256	250	245	243
	中西部	277	268	260	253	249	246
	南 部	252	244	236	231	226	224
	佐土原	136	131	127	124	122	121
	田 野	48	46	45	44	43	42
	高 岡	40	38	37	36	35	35
	清 武	120	115	112	109	107	106
過不足 (B - A)							

備考：中央部（中央東、中央西、小戸、櫛地域）

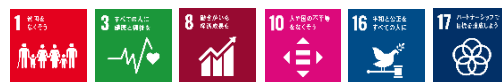
中北部（大宮、東大宮、住吉、北地域）

中西部（大淀、大塚、大塚台、生目台、小松台、生目地域）

南部（赤江、本郷、木花、青島地域）

量の見込みの算出方法	推計人口（2号、3号認定者）に令和6年度の利用率（見込み）等乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】 なお、令和6年度の利用率等には、利用率の伸びを加味しています。
------------	--

※端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。



◆ 事業内容

病中や病気の「回復期」にあって保育所等に通所できない児童に対して、保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。

事業の実施により、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、感染症等の重症化を防ぎ、児童が心身ともに健やかに成長することを図ります。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

【実施場所】 病児・病後児保育事業を実施する病院、保育所等

【対象児童】 集団保育や家庭での保育が困難な、病中や病気回復期の児童（0歳児から小学校6年生まで）

実施施設〔令和6年度状況〕

6施設：小野小児科医院 病児保育室

かわぐち小児科医院 病児保育所

竹井小児科医院 キラキラ病児保育室

カリタスの園乳児院つぼみの寮 かおりキッズ

くどみ児友園 病後児保育室ゆり

霧島幼保学園 病後児保育室 霧島おかあさんの家

○計画期間における取組方針

- ・本事業について市民への周知を行うとともに施設の利用状況を踏まえ、施設間の連携及び受入体制の確保に努め、対象者の利用しやすい環境を整えます。

◆ 提供区域の考え方

病児・病後児保育施設の設置状況を勘案した提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		2,956	2,847	2,739	2,633	2,538	2,441
(B) 確保方策	目標値	8,114	8,114	8,114	8,114	8,114	8,114
	※実績						
中央・大宮 ・北	量の見込み	1,000	964	926	891	859	826
	確保方策	2,744	2,744	2,744	2,744	2,744	2,744
大塚・大淀 ・生目・高岡	量の見込み	670	645	621	597	575	553
	確保方策	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839
檉	量の見込み	186	179	172	165	159	153
	確保方策	509	509	509	509	509	509
赤江・木花 ・青島	量の見込み	345	332	320	307	296	285
	確保方策	948	948	948	948	948	948
住吉・佐土原	量の見込み	434	418	402	387	373	359
	確保方策	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192
田野・清武	量の見込み	321	309	298	286	276	265
	確保方策	882	882	882	882	882	882
過不足 (B - A)							

※「確保方策」は各施設の年間受入可能数の合計であり、計算式は以下のとおりです。

「確保方策」＝施設定員×施設開所日数（令和5年度開所日数実績）

量の見込みの算出方法	推計人口（0～11 歳）に令和 6 年度の利用率（見込み）等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】 なお、令和 6 年度の利用率等には、利用率の伸びを加味しています。
------------	---

※端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。

◆ 事業内容

就労等により昼間家庭に保護者がいない世帯で小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、夏休み等の長期休業日に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という）において適切な遊び及び生活の場を提供しています。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況 【令和6年度実績（令和6年5月1日現在）】

児童クラブ設置数：63 か所

登録児童数：4,813 人

待機児童数：173 人（令和6年5月1日現在）

- ・学校内の施設や学校外の民間施設を整備し（3 か所）、合計 217 人の定員増を図りました。（令和6年度実績見込み）
- ・利用申請の方法を全曜日利用から各曜日利用に変更したことにより、曜日ごとに定員までの入会が可能となり、待機児童数の削減にある程度の効果が得られています。（令和元年度～）
- ・全 63 か所のうち 33 か所の児童クラブにおいて、開所時間の拡充を実施し、利便性の向上を図りました。

開所時間の拡充（土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日）

午前 8 時→午前 7 時 30 分

閉所時間の拡充（平日、土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日）

午後 6 時→午後 7 時

○計画期間における取組方針

ア) 待機児童解消に向けた方策

関係機関と緊密に連携し、学校施設、公共施設や保育所等の民間施設を活用し、定員の拡充を図るほか、児童クラブを運営する人材の確保の支援等を行い待機児童の解消に取り組めます。

イ) 児童クラブと放課後子ども教室の連携に関する方策

共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材の育成を図るため、児童クラブと放課後子ども教室の情報交換や協議の場を設け、双方の連携を進めます。

- ・連携型（校内交流型含む。）
 - 令和6年度実績見込み 4 教室（22 教室中）
 - 令和11年度目標 7 教室（23 教室中）
- ・校内交流型
 - 令和6年度実績見込み 1 教室（22 教室中）
 - 令和11年度目標 3 教室（23 教室中）

ウ) 児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する方策

児童クラブ等の利用希望児童等の居場所を確保するため、学校との対話を行い、学校教育に支障が生じない範囲で、普通教室、余裕教室の活用に加えて、学校内の特別教室のタイムシェアや体育館の有効活用を検討します。

エ) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の連携方策及び特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応に関する方策

児童の利用状況等に応じて、学校や関係部局と情報交換を行い、連携に関する課題や対策を協議し、共に取組み、児童の安全を確保します。

オ) 事業の質の向上に関する方策

児童クラブ運営事業者を一堂に会した会議等を通し、職員の資質の向上を図るとともに、人材の確保の支援に取組み、事業が安定的かつ継続的に実施できるよう取組みます。

また、子どもや保護者の意向、社会の要請等、多様なニーズに対応したプログラムを、関係機関と連携し、提供するよう努めます。

加えて、児童が安全安心に過ごせるよう、空調設備の更新工事や電気設備のLED化工事、プレハブ施設改修工事等に取組みます。

放課後子ども教室：

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業。（文部科学省より）

連携型、校内交流型の定義：

児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての児童クラブと放課後子ども教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。（放課後児童対策パッケージより）

◆ 提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

◆ 需給計画

○学年ごとに量の見込みを算出しています。

(単位：人／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		5,321	5,392	5,420	5,363	5,301	5,192
	うち 1 年生	1,938	1,935	1,949	1,970	1,961	1,911
	うち 2 年生	1,698	1,719	1,708	1,668	1,653	1,615
	うち 3 年生	1,084	1,118	1,110	1,077	1,056	1,049
	うち 4 年生	451	456	481	479	469	464
	うち 5 年生	118	133	142	142	136	128
	うち 6 年生	32	31	29	27	26	24
(B) 確保方策	目標値	5,148	5,255	5,319	5,298	5,272	5,192
	※実績						
過不足 (B - A)							

量の見込みの算出方法	推計人口（6～11 歳）に令和 6 年度の利用率等に乗じて、量を見込みました。【量＝利用希望者数】 ただし、令和 6 年度の (A) 必要な事業量の見込みは実績値となります。
------------	--

※端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。

◆ 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）、日用品や文房具等物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

1 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具に要する費用の給付

低所得者で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、特定教育・保育、特別利用保育等の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収額に対して、市がその一部の給付を行います。

【対 象 者】 特定教育・保育施設を利用している生活保護世帯等
※保育料第1階層の全ての認定子ども

2 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の給付

施設等利用給付認定保護者にかかる施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）にかかる実費徴収額に対して、市がその一部の給付を行います。

【対 象 者】 新制度未移行幼稚園を利用している低所得世帯及び多子世帯
※満3歳以上の子どものみ

13 親子関係形成支援事業



◆ 事業内容

令和7年度から、5歳児健康診査の事後フォローの一つとして実施し、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者に対して、講義やグループワーク等を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

◆ 取組方針

○計画期間における取組方針

- ・就学前の発達支援を必要とする子どもの保護者や地域の支援者に対して本事業を周知し、関係機関と連携を図りながら家族支援を継続します。
- ・参加を希望する保護者が受講できるよう実施体制の確保に向けた取組を進めます。

◆ 提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(A) 必要な事業量の見込み		—	96	96	96	96	96
(B) 確保方策	目標値	—	96	96	96	96	96
	※実績	—					
過不足 (B - A)		—					

量の見込みの算出方法	5歳児健康診査対象者数（令和7年度）や3歳6か月児健康診査における要経過観察者数（令和5年度）をもとに量を見込みました。 【量＝延べ受講者数】
------------	--

※5歳児健康診査での要経過観察者の判定を令和7年度から新たに開始するため、令和8年度以降の見込みは一定にしています。本計画の見直し時に、事業実績等を踏まえて再算出する方針です。



◆ 事業内容

出産後、授乳が上手くいかない、赤ちゃんの世話の仕方がわからない、お産と育児の疲れから体調がよくない等、出産、育児等の支援が必要な方を対象に、助産師等が心身のケアをし、子育てをサポートする事業です。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

- ・助産師等が、産後の生活の助言・健康管理や乳房のケア、赤ちゃんの体重や栄養方法の確認、授乳の方法等についてサポートを実施しています。

【種類】

- ・アウトリーチ型：助産師がご自宅を訪問
- ・ショートステイ型：助産所に宿泊
- ・デイサービス型：助産所に日帰りで滞在

○計画期間における取組方針

- ・妊娠届出時や産後の面談等の機会を通じて本事業についての周知を図るとともに、関係機関と連携をとりながら、支援を必要とする全ての方が利用できるように提供体制の確保に向けた取組みを進めます。

◆ 提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み	235	1,300	1,553	1,805	2,058	2,310
(B) 確保方策	目標値	235	1,300	1,553	1,805	2,058
	※実績					
過不足 (B - A)						

量の見込みの算出方法	令和7年度から事業の見直しを行い、利用しやすいように対象者の要件緩和等により事業の拡充を予定しています。 令和5年度の実績をもとに、令和11年度には産婦（0歳推計人口）の9割が利用するよう量を見込みました。【量＝実利用者数】
------------	---

15 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）



◆ 事業内容

全ての子どもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として創設され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる事業です。

令和8年度から子ども・子育て支援給付として創設されることに伴い、令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として位置付けられる事業です。

◆ 取組状況・取組方針

○取組状況

【対象児童】

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子ども

【実施施設】

宮崎市公立保育所（小戸保育所、青島保育所、跡江保育所、福島保育所）

※令和8年度からの本格実施に向けて公立保育所のみで実施

【実施内容】

乳児及び幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談等

○計画期間における取組方針

令和8年度からの本格実施に向けて課題の抽出を行い、私立の保育所等との情報共有を図ります。

◆ 提供区域の考え方

市内全域を一つの提供区域とします。

◆ 需給計画

(単位：人／年)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(A) 必要な事業量の見込み		－	384	－	－	－	－
	0 歳児	－	143	－	－	－	－
	1 歳児	－	116	－	－	－	－
	2 歳児	－	125	－	－	－	－
(B) 確保方策	目標値	－	384	－	－	－	－
	※実績	－		－	－	－	－
過不足（B－A）		－		－	－	－	－

※地域子ども・子育て支援事業としての位置付けは令和7年度のみ

量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づく推計対象者数に推計利用率等乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】
------------	--

資料編

1 宮崎市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第44号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、宮崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年３月２５日条例第４号抄）

（施行期日）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２７日条例第２７号）

（施行期日）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

2 宮崎市子ども・子育て会議 委員名簿

(令和5年8月28日～令和7年8月27日)

会長：佐山委員 副会長：高妻委員

区分	団体名	役 職	氏 名
委 1 号 員 号	宮崎市 P T A 協議会	会 計	山本 嘉南美
	保護者（公募）		上原 菜摘
2 号 委 員	宮崎市保育会	会 長	高妻 秀次
	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会	会 長	佐山 幸二
	宮崎市学校法人立幼稚園協会	会 長	下笠 敏大
	宮崎県認定こども園協会（宮崎市支部）	理 事	坂本 圭佑
	特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター	理事兼 事務局長	片野坂 千恵
	子育て支援事業等経験者（公募）		松田 葵美香
	子育て支援事業等経験者（公募）		都成 愛子
	子育て支援事業等経験者（公募）		岩崎 瑞枝
	子育て支援事業等経験者（公募）		安達 雄樹
3 号 委 員	宮崎学園短期大学	教 授（保育 科学科長）	後藤 祐子
	国立大学法人宮崎大学	教 授	立元 真
4 号 委 員	宮崎市教育委員会	教育委員	片山 今日子
	宮崎市小学校長会	理 事	根之木 茂
	宮崎県中央児童相談所	所 長	松田 正宏
	宮崎労働局雇用環境・均等室	室 長	三浦 章子
5 号 委 員	宮崎市民生委員児童委員協議会	主任 児童委員	辻井 千代子
	宮崎市ひとり親家庭福祉協議会	会 長	福田 恵美子
	特定非営利活動法人 宮崎市手をつなぐ育成会	理 事	大矢 亜矢
	公益社団法人宮崎市郡医師会	理 事	佐藤 潤一郎
	宮崎市地域婦人会連絡協議会	副 会 長	開地 敏子
	宮崎市自治会連合会	副 会 長	中原 崇
	宮崎商工会議所	青年部会長	三輪 紘平

- 1号委員（子どもの保護者）
 2号委員（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）
 3号委員（学識経験のある者）
 4号委員（関係行政機関の職員）
 5号委員（その他市長が必要と認める者）

3 宮崎市子ども・子育て会議 運営要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき設置する宮崎市子ども・子育て会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 宮崎市・子ども子育て会議には次の部会を設置するものとする。

- (1) 計画推進部会
- (2) 教育・保育推進部会
- (3) 子育て支援推進部会

2 各部会の委員は、宮崎市子ども・子育て会議の委員をもって充てるものとし、部会の委員構成は、宮崎市子ども・子育て会議において決定するものとする。

(部会の所掌事務)

第3条 前条第1項各号に掲げる部会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画推進部会

イ 宮崎市次世代育成支援行動計画に関すること

ロ 宮崎市母子保健計画に関すること

ハ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

- (2) 教育・保育推進部会

イ 法第31条第2項において規定する特定教育・保育施設の利用定員に関すること

ロ 法第43条第2項において規定する特定地域型保育事業の利用定員に関すること

ハ 公立の教育・保育施設のあり方に関すること

ニ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

- (3) 子育て支援推進部会

イ 法第61条第7項において規定する地域子ども・子育て支援事業に関すること

ロ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

(運営)

第4条 各部会には部会長、副部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選によって定め、副部会長は部会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、副部会長は、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、議事を進める。

2 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ、開くことが出来ない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって可し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(宮崎市子ども・子育て会議での承認)

第6条 各部会において審議した事項については、宮崎市子ども・子育て会議において報告し、承認を得るものとする。

2 前項の規定に関わらず、軽微な事項のほか、本会議を開催することが困難な場合など特段の理由がある場合は、各部会の専決事項とすることができるものとする。ただし、法第72条第1項に規定する事項についてはこの限りでない。

(委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4 宮崎市子ども・子育て会議 部会名簿

名 称	計画推進部会	教育・保育 推進部会	子育て支援 推進部会
部 会 長	安達 雄樹	下笠 敏大	片野坂 千恵
副 会 長	根之木 茂	後藤 祐子	松田 葵美香
委 員	佐山 幸二 岩崎 瑞枝 三浦 章子 福田 恵美子 佐藤 潤一郎 中原 崇	高妻 秀次 坂本 圭佑 都成 愛子 片山 今日子 大矢 亜矢 開地 敏子	山本 嘉南美 上原 菜摘 立元 真 松田 正宏 辻井 千代子 三輪 紘平

5 宮崎市児童育成施策推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 児童育成に関する施策を総合的に推進し、市内における連絡調整を図るため、宮崎市児童育成施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1)「宮崎市子ども・子育て支援プラン」の推進に関すること。

(2) 児童育成施策について関係部門相互間の総合調整に関すること。

(組織及び役員)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 推進会議に会長を置く。

3 会長は、子ども未来部長の職にある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、議事を進める。

2 委員が出席できないときは、当委員の指名する者が代理して出席することができる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に第2条の所掌事務に関する具体的事項を審議検討させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、議事を進める。

(担当者会)

第7条 幹事会の所掌事務を円滑に推進するため、担当者会を置くことができる。

(庶 務)

第8条 推進会議及び幹事会の庶務は、子ども未来部子育て支援課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

〈別表 1〉

宮崎市児童育成施策推進会議委員名簿

職 名	
会 長	子ども未来部長
委 員	福祉部長
委 員	総合政策部長
委 員	総務部長
委 員	財務部長
委 員	地域振興部長
委 員	健康管理部長
委 員	観光商工部長
委 員	教育局長

〈別表 2〉

宮崎市児童育成施策推進会議幹事会名簿

職 名	
幹事長	子育て支援課長
幹 事	企画政策課長
幹 事	財政課長
幹 事	人事課長
幹 事	地域コミュニティ課長
幹 事	文化・市民活動課長
幹 事	福祉総務課長
幹 事	障がい福祉課長
幹 事	社会福祉第一課長
幹 事	子ども家庭支援課長
幹 事	保育幼稚園課長
幹 事	親子保健課長
幹 事	地域保健課長
幹 事	健康支援課長
幹 事	企業立地推進課長
幹 事	教育委員会企画総務課長
幹 事	教育委員会学校教育課長
幹 事	教育委員会生涯学習課長
幹 事	教育委員会保健給食課長

6 『宮崎市こども計画』策定の経過

時期	会 議 等
令和6年 9月26日～ 10月4日	第1回 宮崎市児童育成施策推進会議・幹事会合同会議【書面開催】 【主な協議内容】 ○こども計画の骨子(案)について
10月17日	第3回 宮崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 【主な協議内容】 ○こども計画の骨子(案)について
10月22日	第1回 宮崎市児童育成施策推進会議 担当者会 【主な協議内容】 ○推進施策について
11月6日	第3回 宮崎市子ども・子育て会議 全体会 【主な協議内容】 ○こども計画の骨子(案)について
11月14日	第2回 宮崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会 【主な協議内容】 ○教育・保育の量の見込み等について
11月15日	第4回 宮崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 【主な協議内容】 ○推進施策について
12月9日	第2回 宮崎市子ども・子育て会議 子育て支援推進部会 【主な協議内容】 ○地域子ども・子育て支援事業について

時期	会 議 等
12 月 18 日	第 1 回 宮崎市児童育成施策推進会議・幹事会合同会議 【主な協議内容】 ○こども計画の素案について
12 月 25 日	第 5 回 宮崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 【主な協議内容】 ○推進施策（修正後）について
令和 7 年 1 月 30 日	第 4 回 宮崎市子ども・子育て会議 全体会 【主な協議内容】 ○こども計画の素案について
2 月 17 日 ～ 3 月 10 日	パブリックコメント 【実施概要】 ○募集期間 令和 7 年 2 月 17 日（月）から 3 月 10 日（月） ○実施結果 提出された意見の件数 49 件（28 名）
3 月 31 日	宮崎市子ども・子育て会議へ報告 【主な報告内容】 ○パブリックコメントの結果について ○こども計画の最終案について ※パブリックコメントを経て、こども計画（素案）に大きな修正がないことから、 書面報告にて実施。

7 市民意識調査結果

(1)調査の概要

調査対象、配布・回収状況

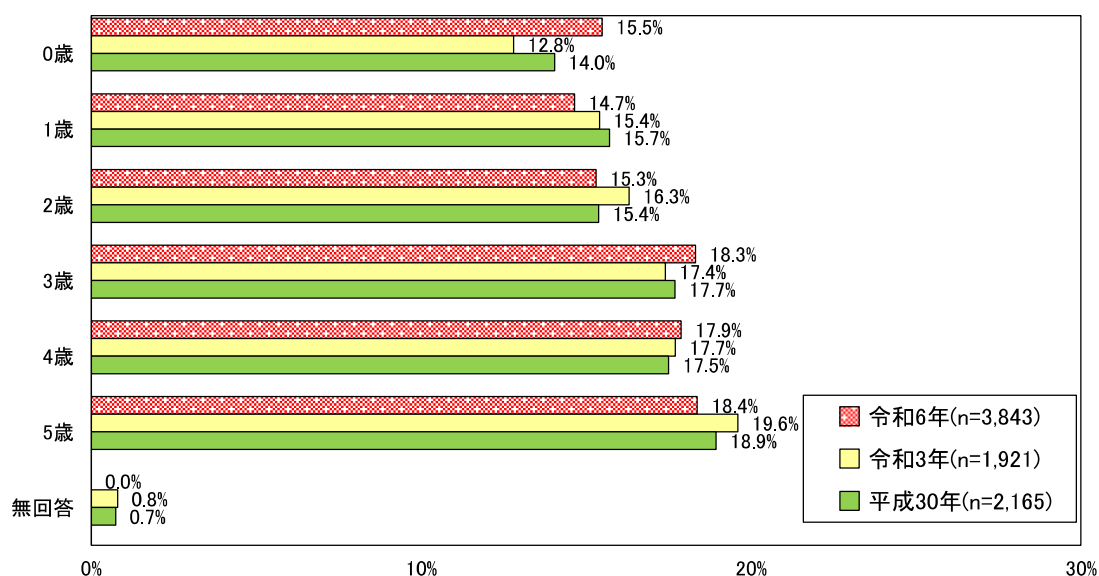
調査年度	対象	配布数	回収数	回収率	調査方法	調査時期
令和5年度調査	小学校入学前児童の保護者	10,000票	3,843票	38.4%	WEB回収	令和6年3月
	小学生の保護者	6,000票	2,154票	35.9%		
令和3年度調査	小学校入学前児童の保護者	5,000票	1,921票	38.4%	郵送またはWEB回収	令和3年12月
	小学生の保護者	3,000票	1,308票	43.6%		
平成30年度調査	小学校入学前児童の保護者	5,000票	2,165票	43.3%	郵送回収	平成30年12月
	小学生の保護者	3,000票	1,406票	46.9%		

(2)小学校入学前児童の保護者の調査結果

①子どもと家族の状況について

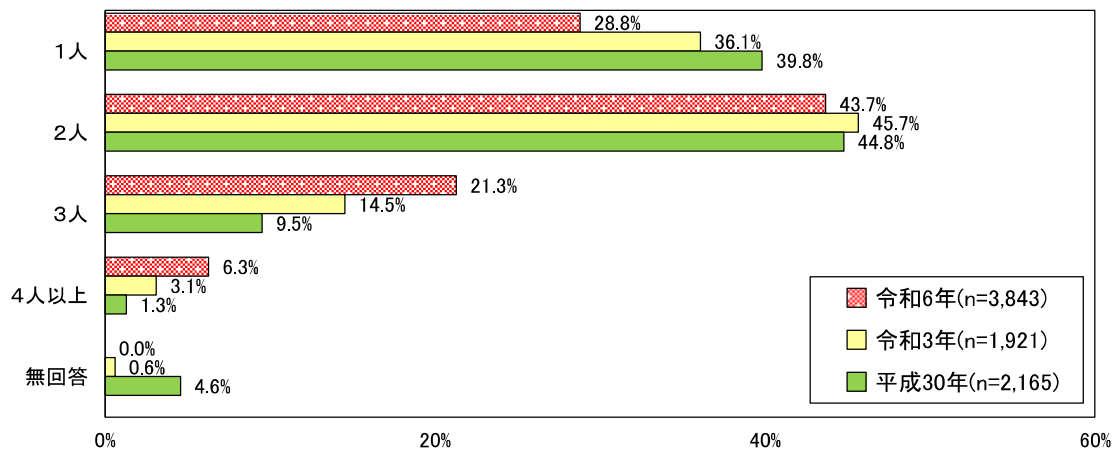
○子どもの年齢については、平成30年度調査（以下「平成30年」という）、令和3年度調査（以下「令和3年」という。）、令和5年度調査（以下「令和6年」という。）とも「3歳以上」の割合が「2歳以下」を上回っています。また、3調査とも各年齢の割合はおおむね同じとなっています。

■子どもの年齢【記入回答】



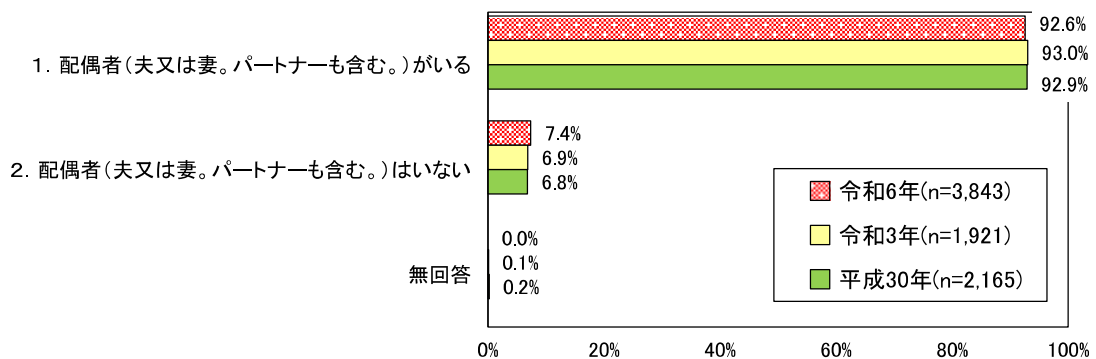
○きょうだい数については、3調査とも「2人」の割合が4割以上で最も高く、ほぼ横ばいで推移しています。次は「1人」となっており、平成30年（39.8%）から令和6年（28.8%）は11.0ポイント低くなっています。こうした中で、「3人」と「4人以上」の割合は高まる傾向で推移しています。

■きょうだい数【記入回答】



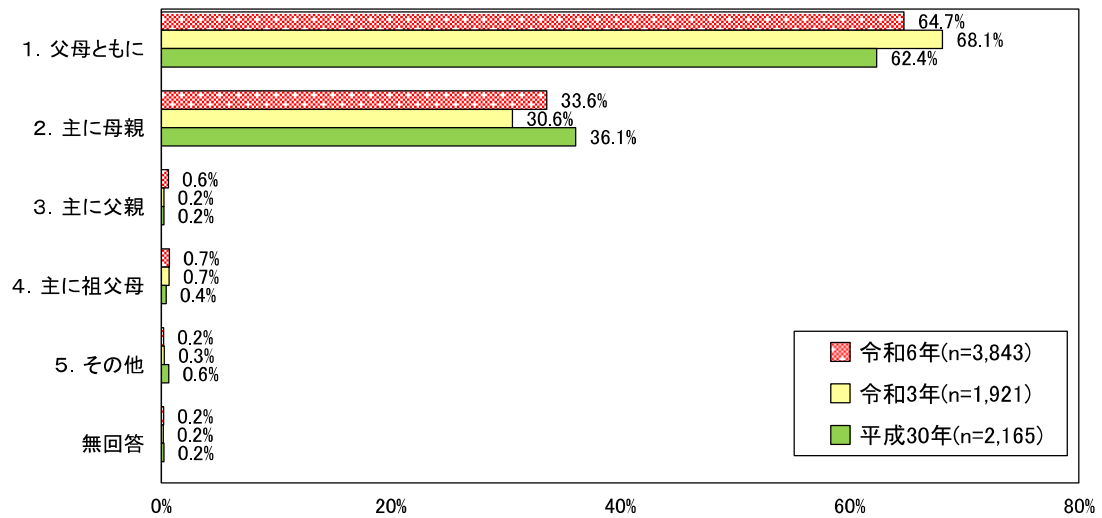
○ひとり親家庭率については、10%を下回っていますが、やや高まる傾向で推移しています。

■配偶者の有無【単数回答】



○子育て（教育を含む）を主に行っている方については、3調査とも「父母ともに」と「主に母親」の割合が高く、それぞれ6割台、3割台で推移しています。

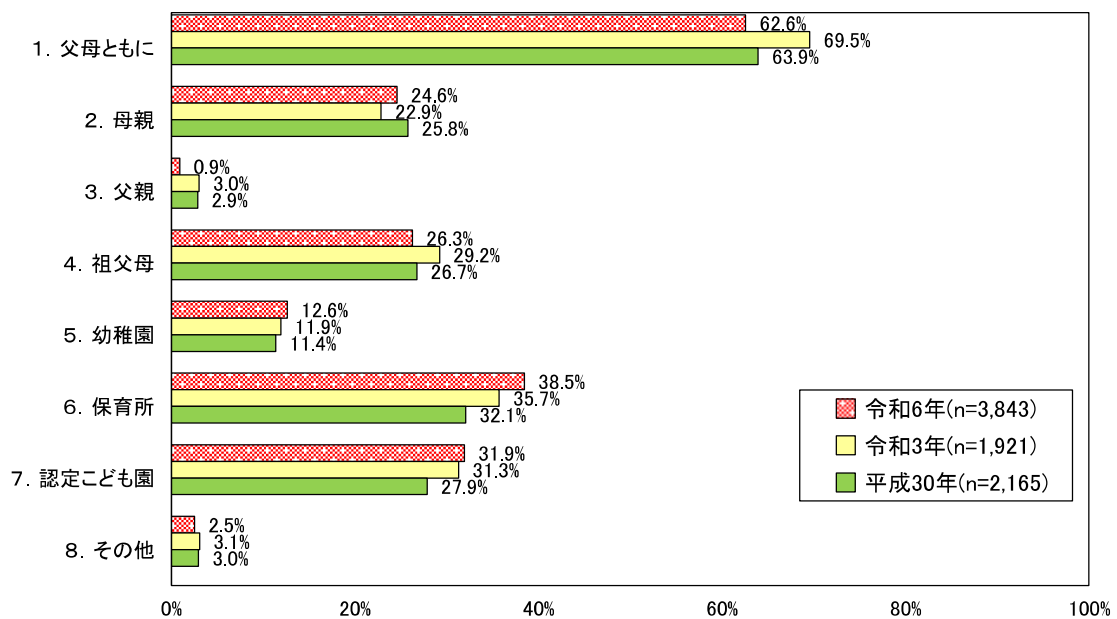
■子育て（教育を含む）を主に行っている方【単数回答】



②子育てに関わっている人や相談先について

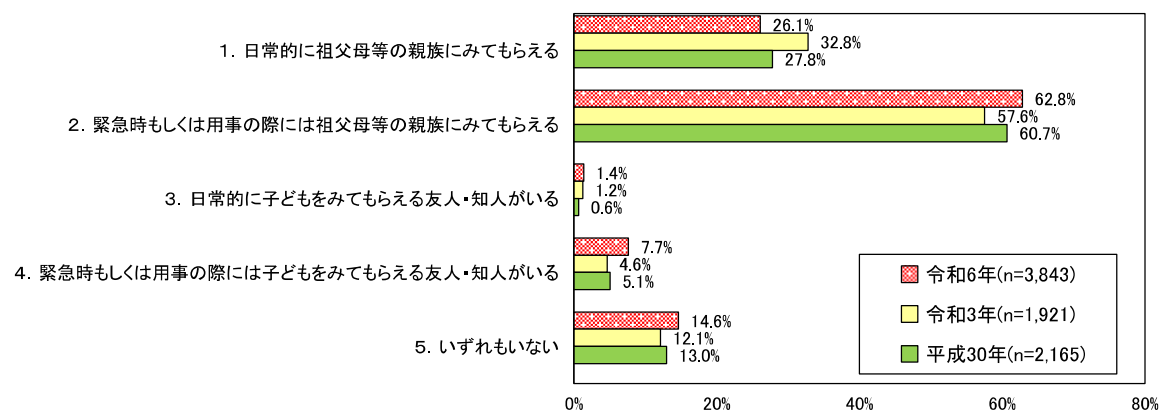
- 子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方については、3調査とも「父母ともに」の割合が最も高く、6割台で推移しています。
- また、「幼稚園」の割合は1割台で横ばいで推移している中で、「保育所」は平成30年（32.1%）から令和6年（38.5%）で6.4ポイント、「認定こども園」は同期間に4.0ポイントそれぞれ高まっています。なお、「祖父母」は4人に1人の割合をほぼ横ばいで推移しています。

■子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方【複数回答】

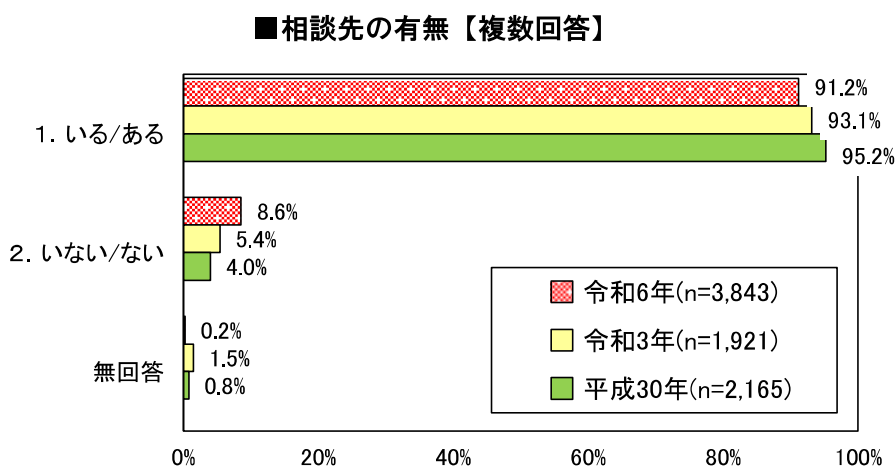


- 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」人の割合が3調査とも6割程度で最も高くなっています。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【複数回答】

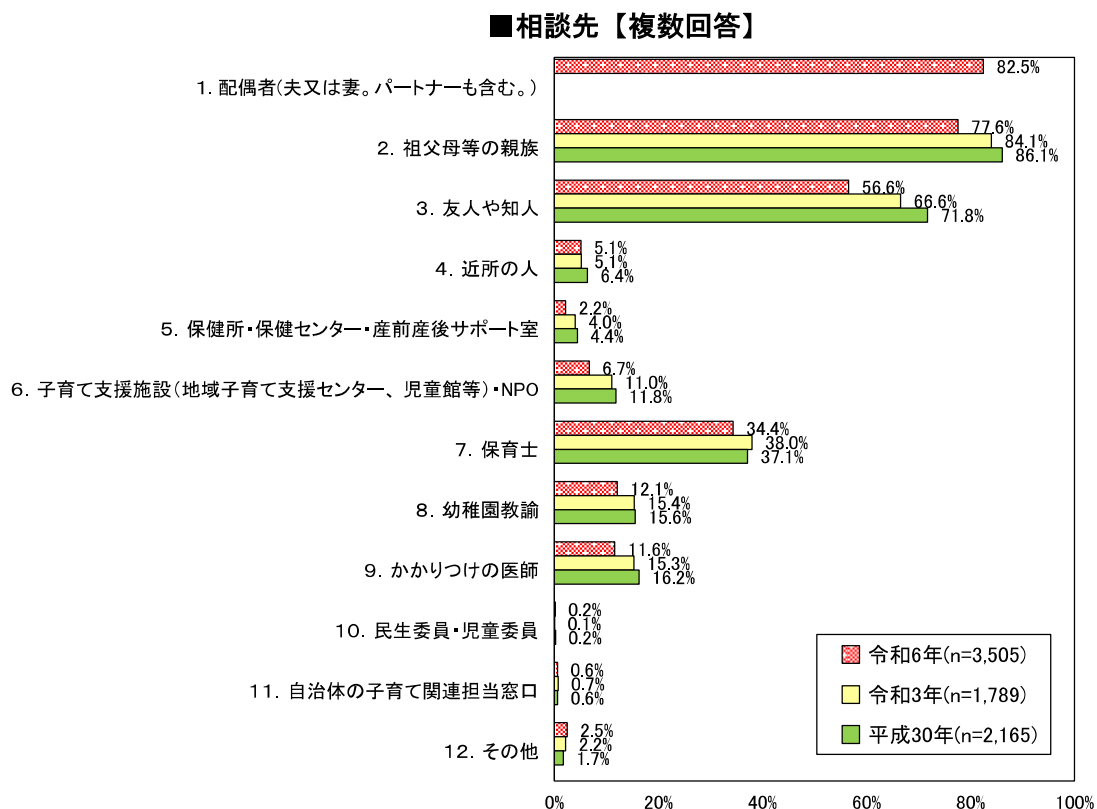


○相談先の有無については、3調査とも相談先が「いる/ある」の割合が9割以上となっています。一方で、「いない/ない」の割合は10%以下となっていますが、調査ごとに高まる傾向を示しています。



○相談先については、3調査とも「祖父母等の親族」の割合が高いものの、やや低下する傾向で推移しています（平成30年：86.1%→令和6年：77.6%…8.5ポイント低下）。また、「友人や知人」についても同期間に15.2ポイント低下しています。

○なお、令和6年は「配偶者（夫又は妻。パートナーも含む。）」が選択肢にあり、割合は82.5%で最も高くなっています。

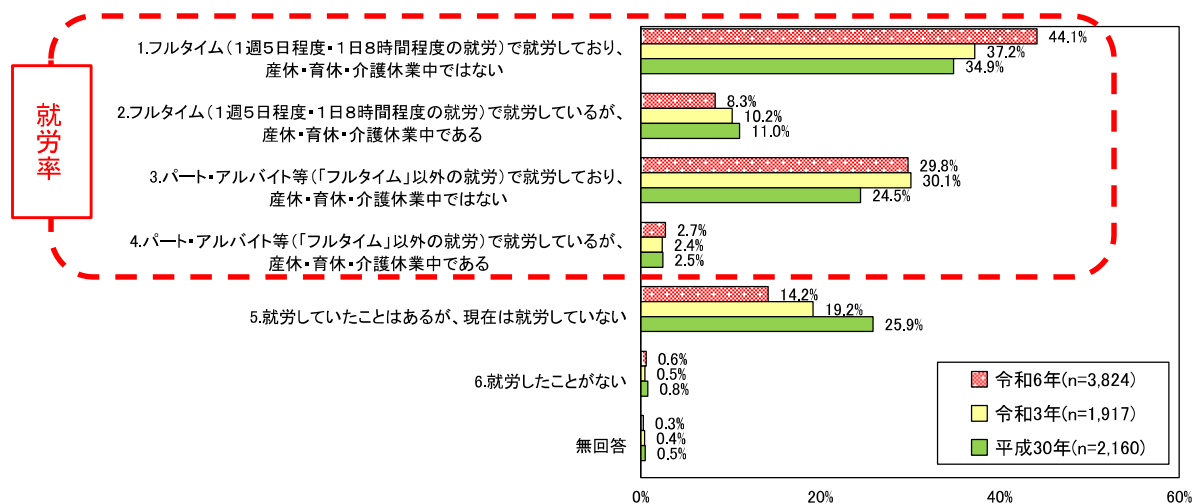


※「1. 配偶者(夫又は妻。パートナーを含む。)」は令和6年の選択肢

③保護者の就労状況について

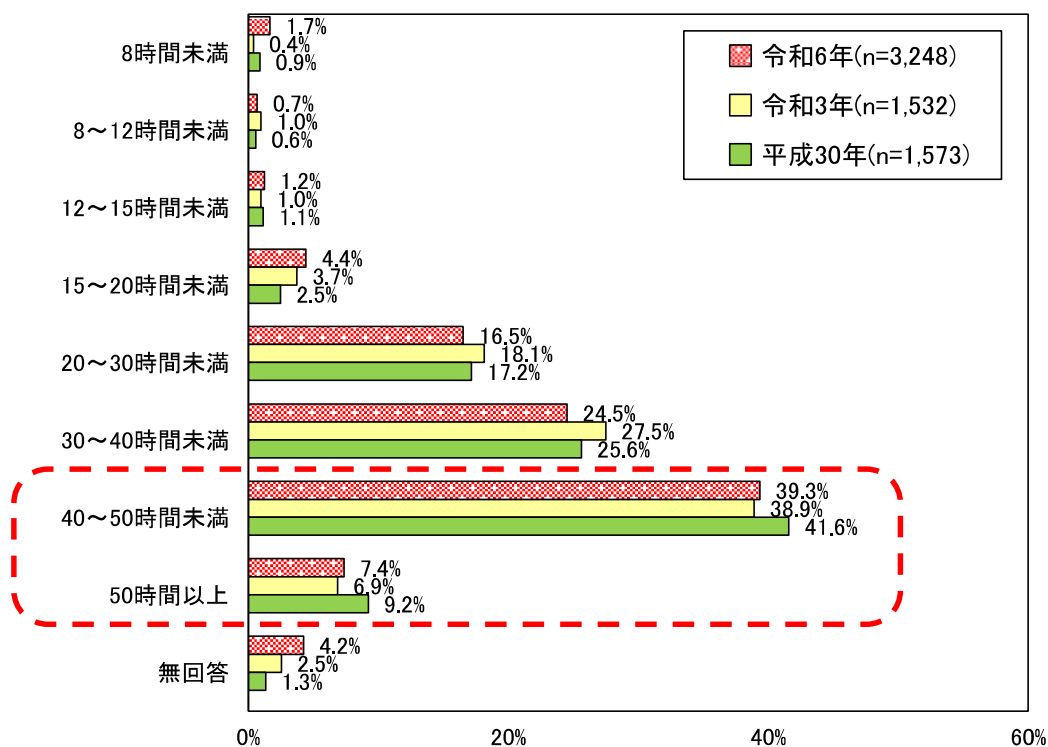
○母親の就労率については、平成30年の72.9%が、令和3年には79.9%、令和6年には84.9%と調査年ごとに高まっています。その中で「フルタイム就労」率は、平成30年の45.9%が、令和3年には47.4%、令和6年には52.4%と調査年ごとに高くなっています。

■母親の就労状況【単数回答】



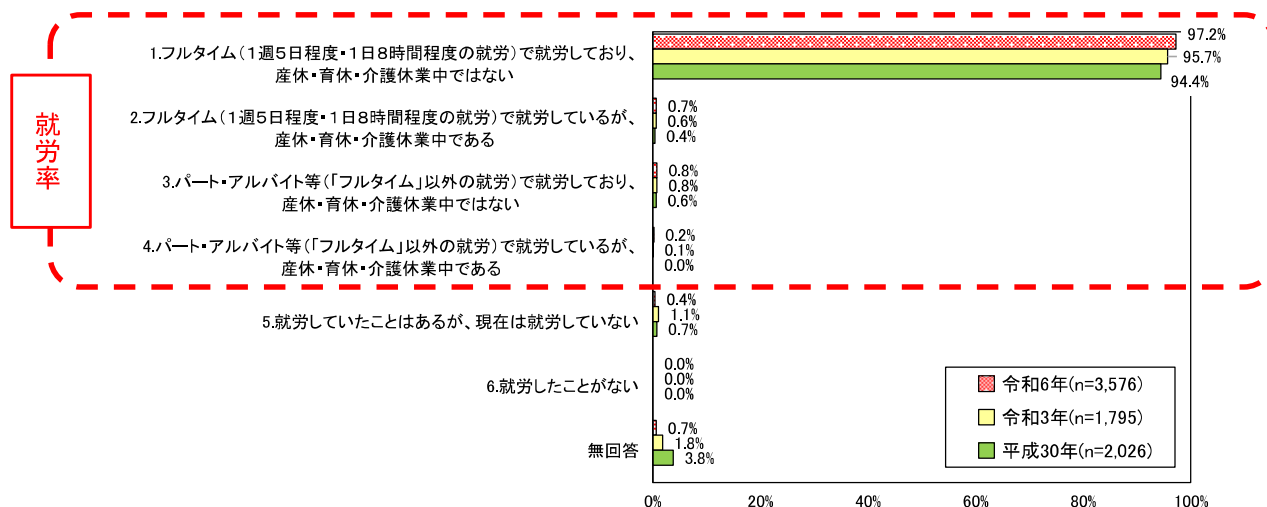
○母親の1週当たりの労働時間について、全体的にはほぼ横ばいで推移していますが、法定労働時間を上回る「40時間以上」の労働率は、平成30年の50.8%からわずかに低下する傾向で推移しています（令和3年：45.8%、令和6年:46.7%）。

■母親の1週当たりの就労時間【就労日数・1日当たり就労時間記入】



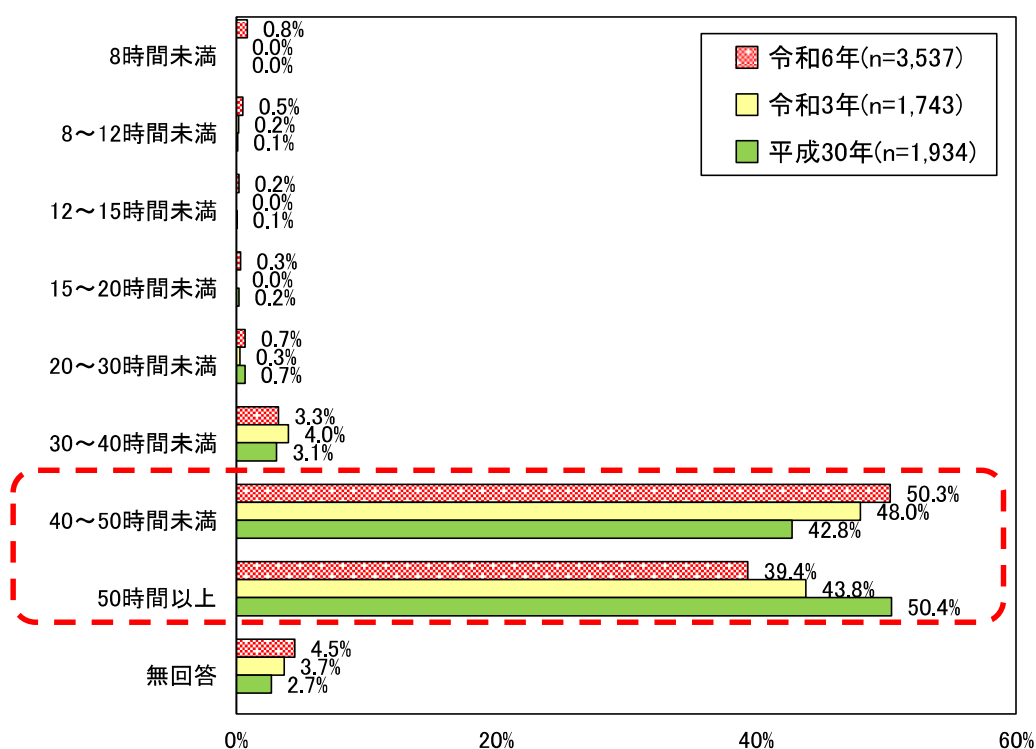
○父親の就労率は、3調査とも約9割を横ばいで推移しています。

■父親の就労状況【単数回答】



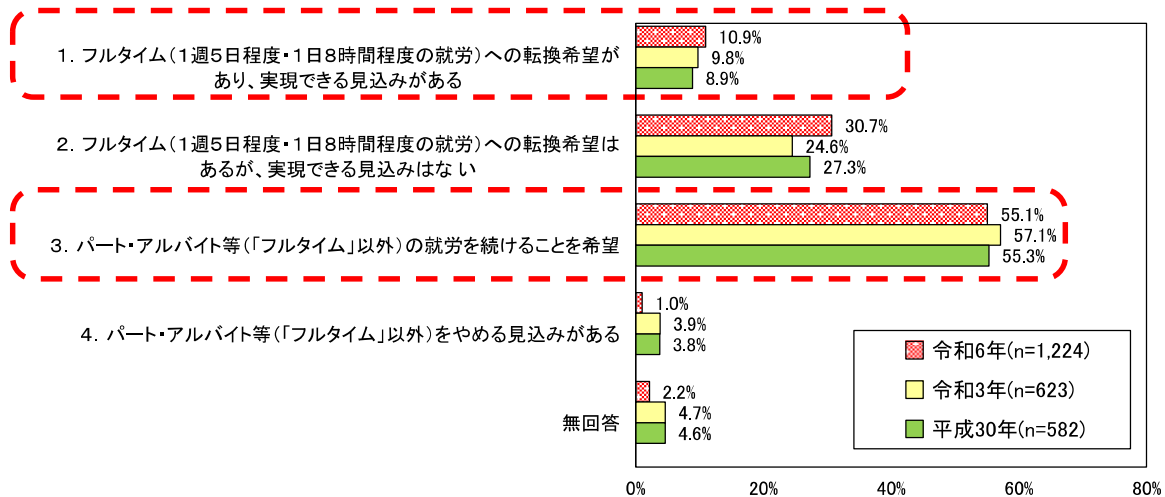
○父親の1週当たりの就労時間について、「40時間以上」の労働率はわずかに低下する傾向で推移しており、平成30年(93.2%)から令和6年(89.7%)は3.5ポイント低下しています。こうした中で、3調査とも「50時間以上」の割合は低下する傾向、「40～50時間未満」は高まる傾向を示しています。

■父親の1週当たりの就労時間【就労日数・1日当たり就労時間記入】



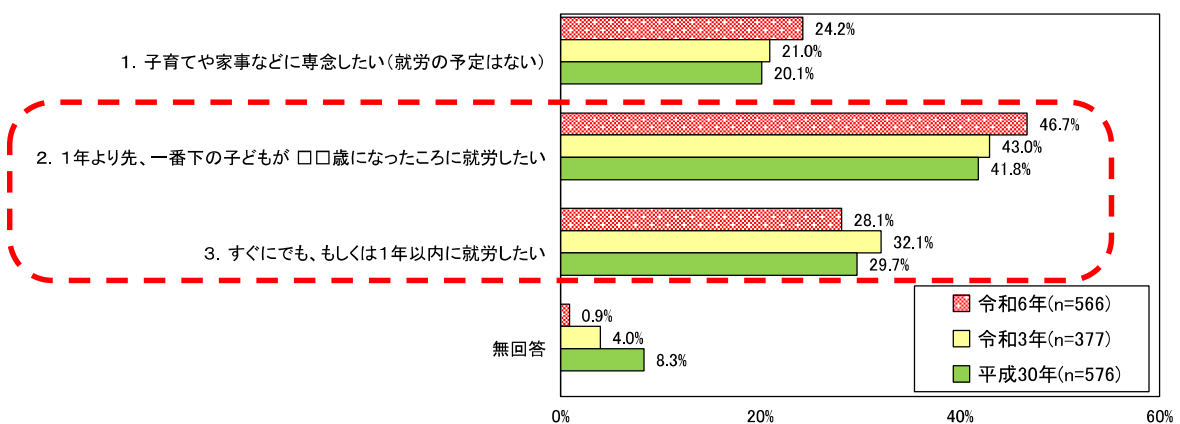
○パート・アルバイト等就労の母親のフルタイムへの転換希望について、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が最も高く、3調査とも5割強をほぼ横ばいで推移しています。「転換希望があり、実現できる見込みがある」は、調査ごとにわずかに高まる傾向を示しています。子育て中の母親においては、パート・アルバイト就労を希望する割合が高くなっています。

■パート・アルバイト等就労の母親のフルタイムへの転換希望【単数回答】



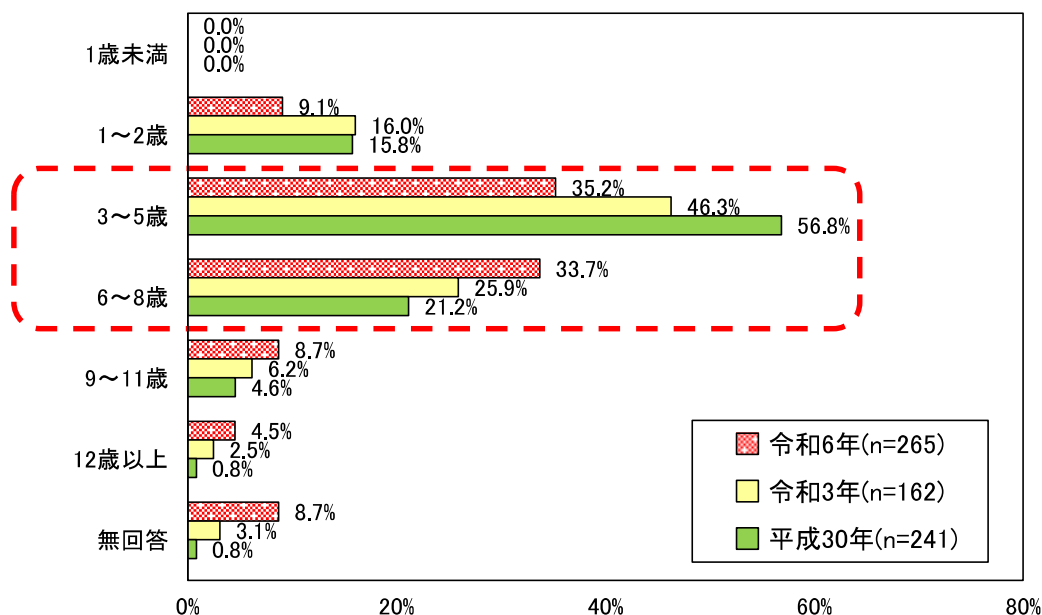
○未就労の母親の就労希望率については、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、3調査とも約7割を横ばいで推移しています。

■未就労の母親の就労意向【単数回答】



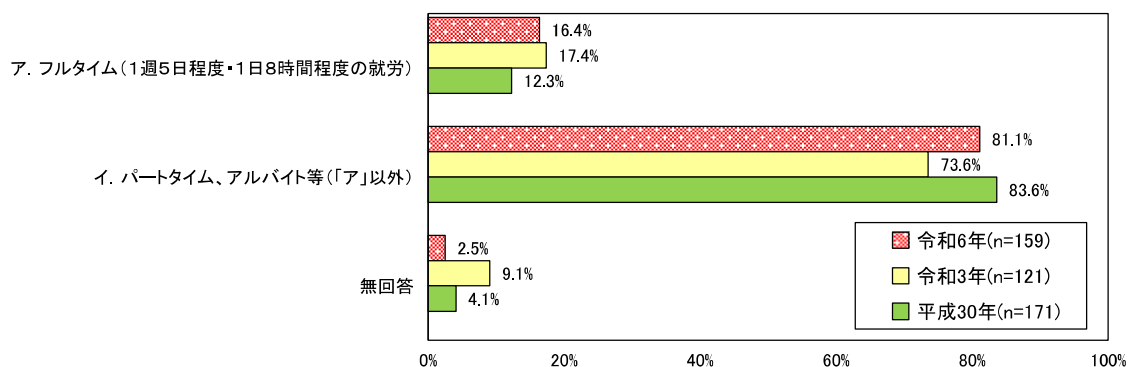
○「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の子どもの年齢は、3調査とも「3～5歳」の割合が最も高いものの、低下する傾向で推移しており、平成30年(56.8%)から令和6年(35.2%)で21.6ポイント低下しています。一方、「6～8歳」は、高まる傾向にあり、令和6年は「3～5歳」の割合に近くなっています。

■「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の子どもの年齢【年齢記入】



○「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択した方の希望就労形態については、3調査とも「パート・アルバイト等」の割合が最も高く、おおむね横ばいで推移しています。「フルタイム」はわずかに高まる傾向で推移しており、平成30年(12.3%)から令和6年(16.4%)で4.1ポイント高まっています。

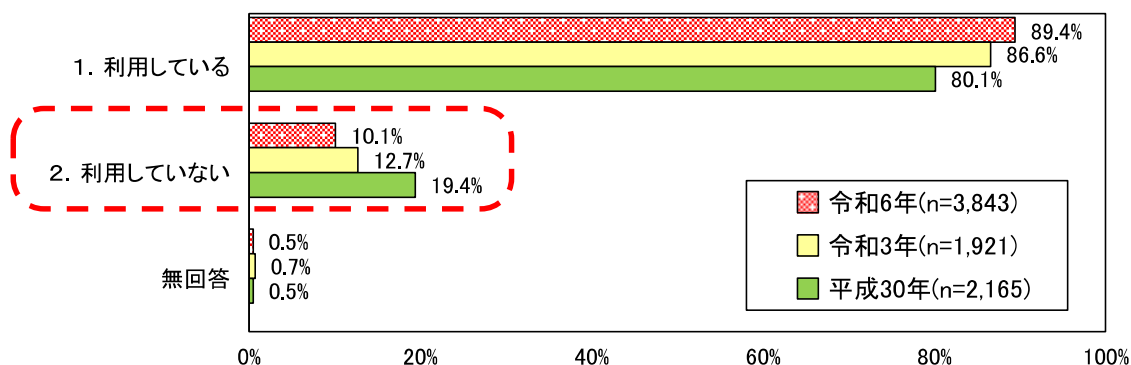
■「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の希望就労形態【単数回答】



④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

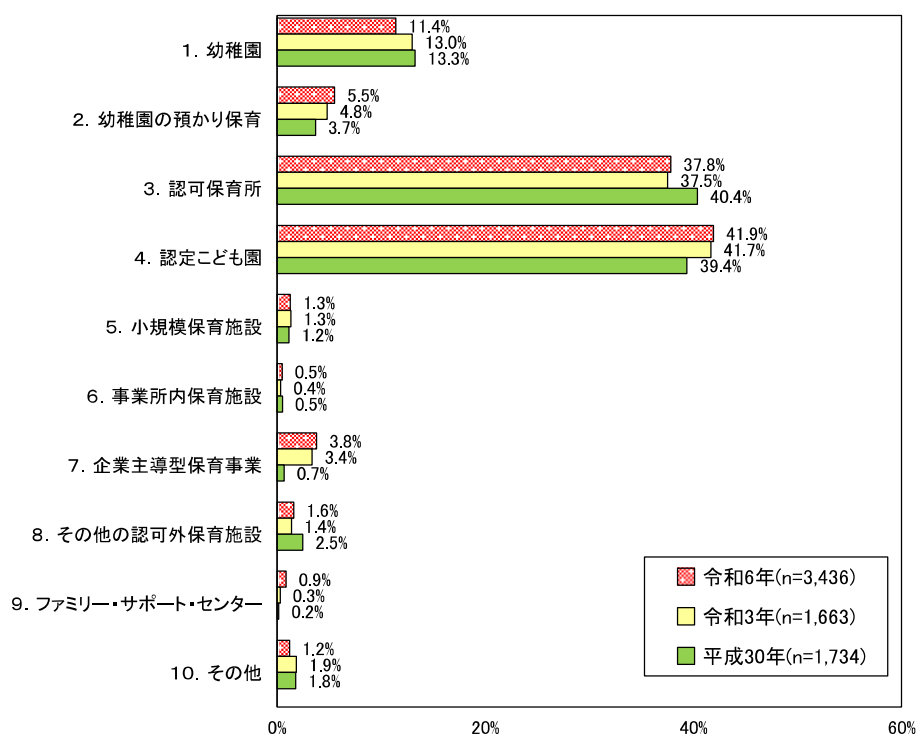
○平日の定期的な教育・保育事業の利用率は、3調査とも8割以上を上昇傾向で推移しています。一方、「利用していない」の割合は、平成30年（19.4%）から令和6年（10.1%）で9.3ポイント低下しています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無【単数回答】



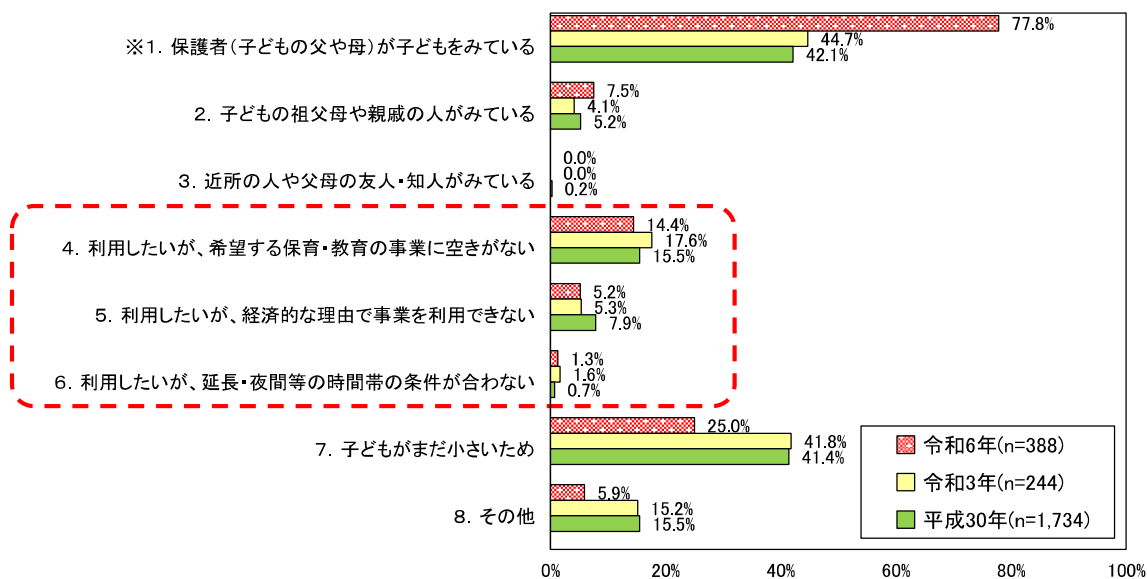
○利用している教育・保育事業については、「認定こども園」の割合が最も高く、約4割（令和6年：41.9%）を横ばいで推移しています。次が「認可保育所」で4割前後（令和6年：37.8%）となっています。なお、「幼稚園」を除いたその他の施設は、おおむね5%以下で推移しています。

■利用している教育・保育事業【複数回答】



○また、「利用したいが、利用できない」（「利用したいが、希望する保育・教育の事業に空きがない」と「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と「利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない」の計）の割合は2割台で推移しています。

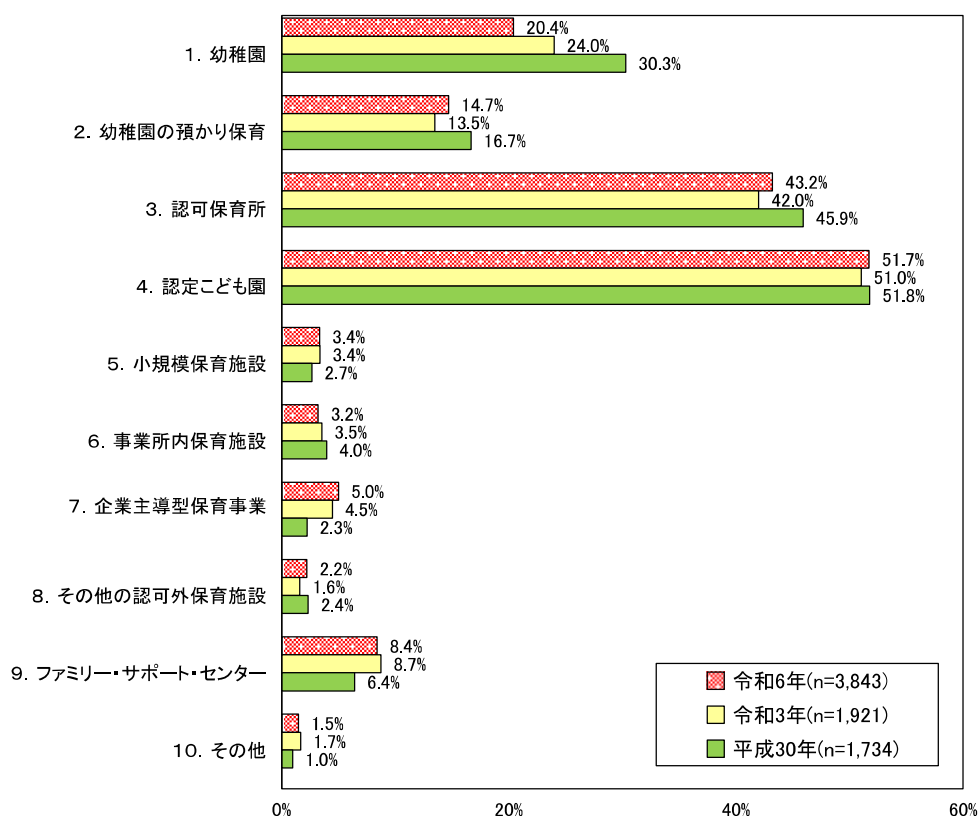
■定期的な教育・保育事業を利用していない理由【複数回答】



※平成30年と令和3年の選択肢は「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」となっている

○定期的に利用したい教育・保育事業について、3調査とも「認定こども園」の割合が最も高く、51%台を横ばいで推移しています。次が「認可保育所」で4割台をわずかに低下する傾向で推移しています。なお、「幼稚園」は平成30年（30.3%）から令和6年（20.4%）で9.9ポイント低下しています。

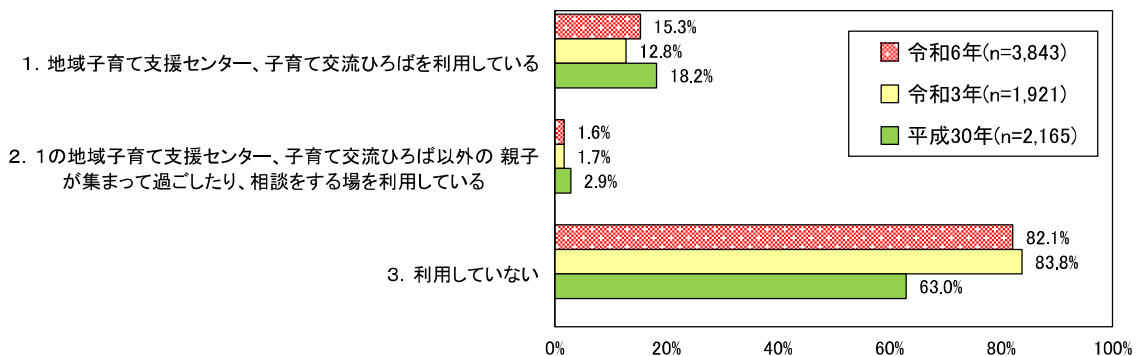
■定期的に利用したい教育・保育事業【複数回答】



⑤地域子育て支援センター等の利用状況について

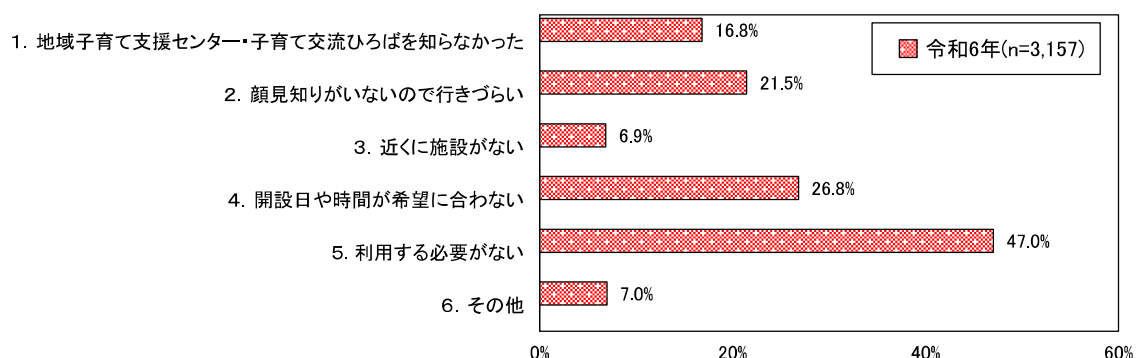
- 「地域子育て支援センター等」の利用率は、平成30年の18.2%を下回って推移しています。
また、「利用していない」の割合は8割を超えている状況です。

■地域子育て支援センター等の利用状況【複数回答】



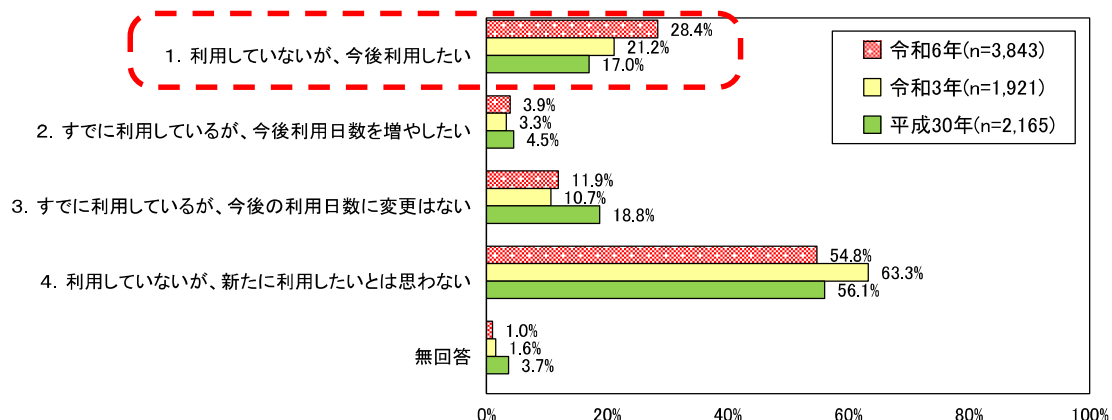
- 「地域子育て支援センター等」を利用していない理由は、「利用する必要がない」の割合が47.0%で最も高く、次が「開設日や時間が希望に合わない」(26.8%)となっています。

■地域子育て支援センター等を利用していない理由【複数回答】



- 「地域子育て支援センター等」の利用意向について、「利用していないが、今後利用したい」の割合は、平成30年の17.0%から調査年ごとに高まり、令和6年(28.4%)までに11.4ポイント高まっています。

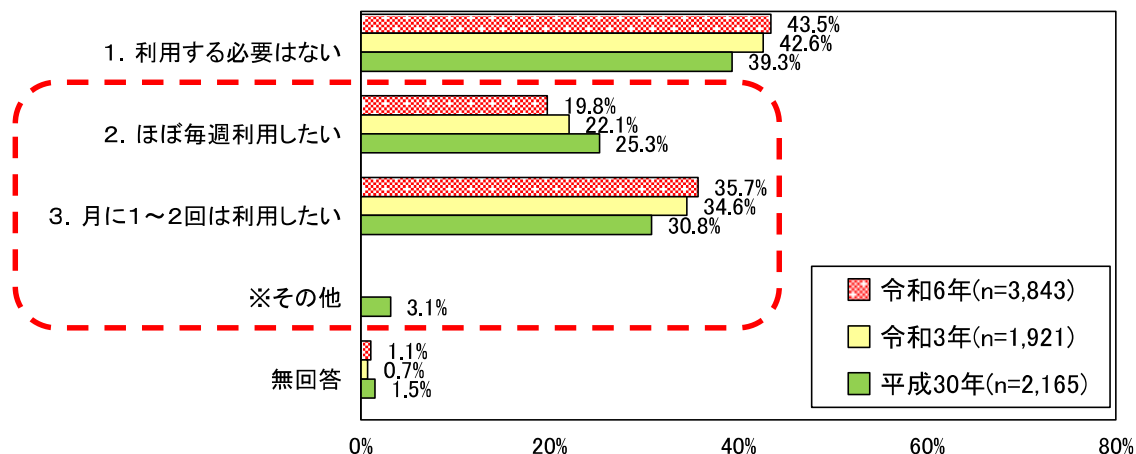
■地域子育て支援センター等の今後の利用意向【複数回答】



⑥土曜・休日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

○土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用したい」（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」と「その他」の計：以下同じ）の割合は、平成30年の59.2%が、令和3年は56.7%、令和6年には55.5%でわずかに低下する傾向を示しています。その中で、「月に1～2回は利用したい」は、平成30年（30.8%）から令和6年（35.7%）で4.9ポイント高まっています。

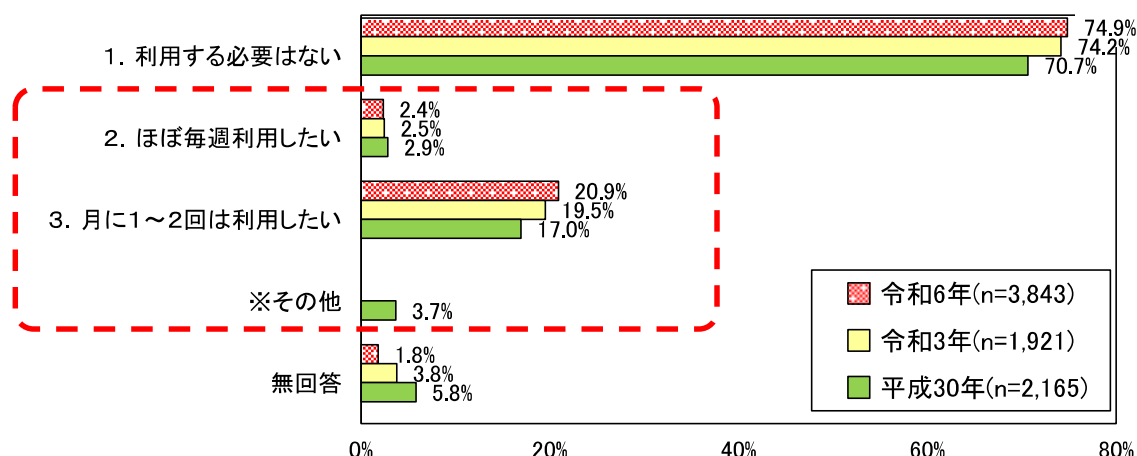
■土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望【単数回答】



※「その他」は平成30年の選択肢…以下同じ

○日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用したい」の割合は、平成30年が23.6%、令和3年が22.0%、令和6年が23.3%でほぼ横ばいで推移しています。

■日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望【単数回答】

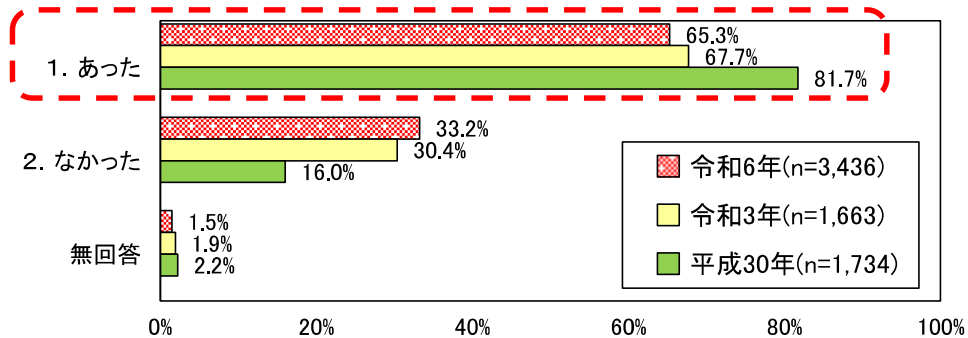


⑦病気の際の対応について

○この1年間に子どもが病気やケガで定期的な教育・保育事業を利用できなかったことについては、「あった」の割合は、平成30年（81.7%）から令和6年（65.3%）で16.4ポイント低下しています。

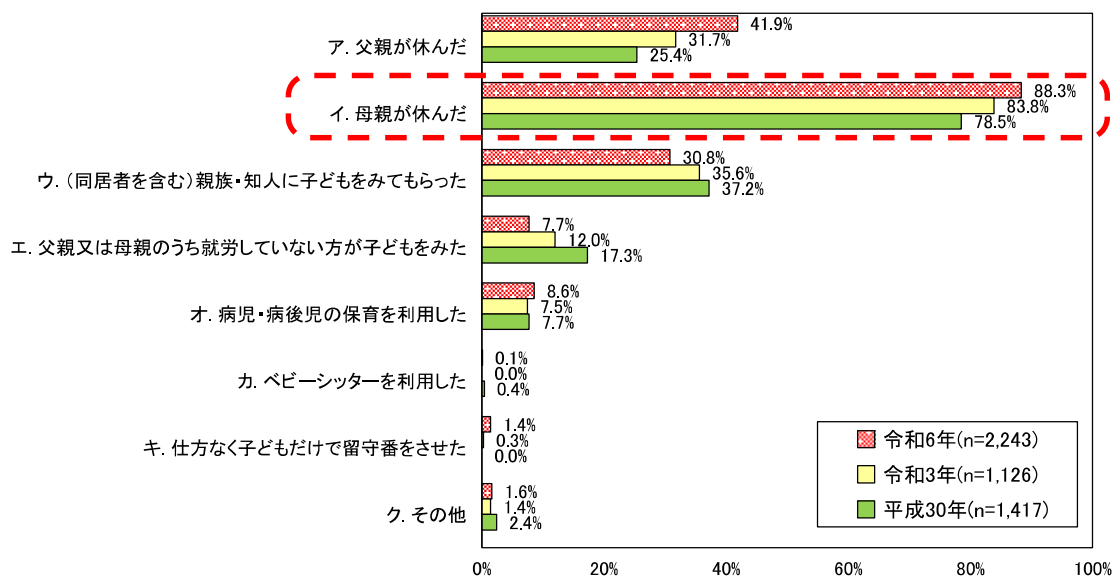
■この1年間に子どもが病気やケガで定期的な教育・保育事業を利用できなかったこと【単数回答】

（※定期的な教育・保育事業を利用している人）



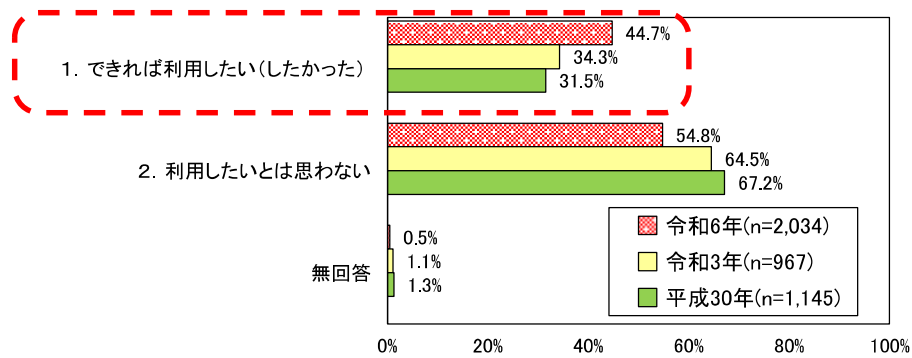
○利用できなかった場合の対処方法については、3調査とも「母親が休んだ」の割合が最も高く、平成30年（78.5%）から令和6年（88.3%）で9.8ポイント高まっています。また、「父親が休んだ」の割合も高まる傾向で推移しており、平成30年（25.4%）から令和6年（41.9%）で16.5ポイント高まっています。一方、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」は低下する傾向で推移しています。

■利用できなかった場合の対処方法【複数回答】



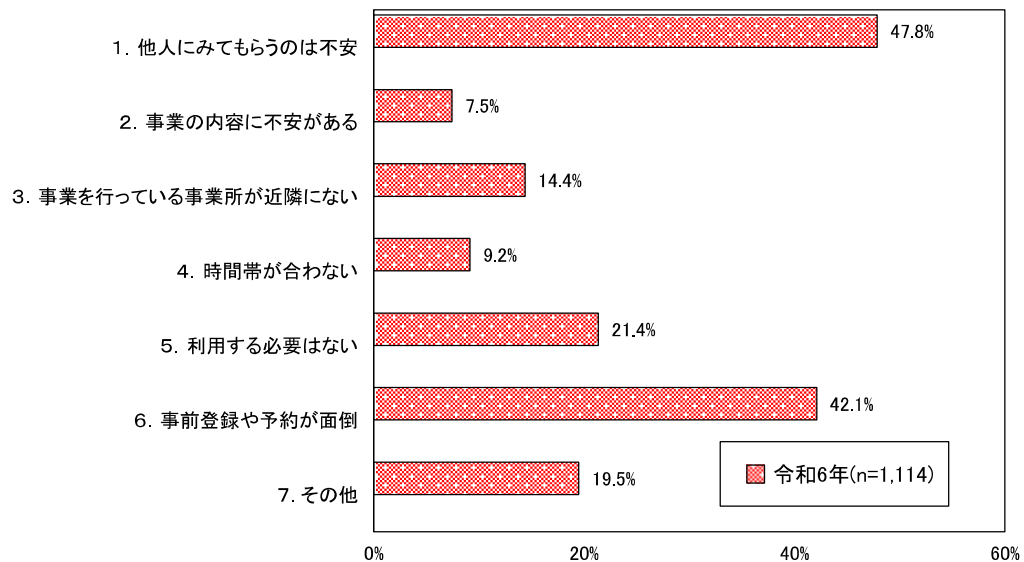
○父親、母親のいずれかが休んだ方の病児・病後児保育施設の利用希望については、「できれば利用したい（したかった）」の割合は高まる傾向で推移し、平成30年（31.5%）から令和6年（44.7%）は13.2ポイント高まっています。一方、「利用したいとは思わない」の割合は低下する傾向で推移し、平成30年（67.2%）から令和6年（54.8%）は12.4ポイント低下しています。

■父親、母親のいずれかが休んだ方の病児・病後児保育の利用希望【単数回答】



○利用したいと思わない理由については、「他人にみてもらうのは不安」の割合が47.8%で最も高くなっています。次に「事前登録や予約が面倒」（42.1%）が続いています。

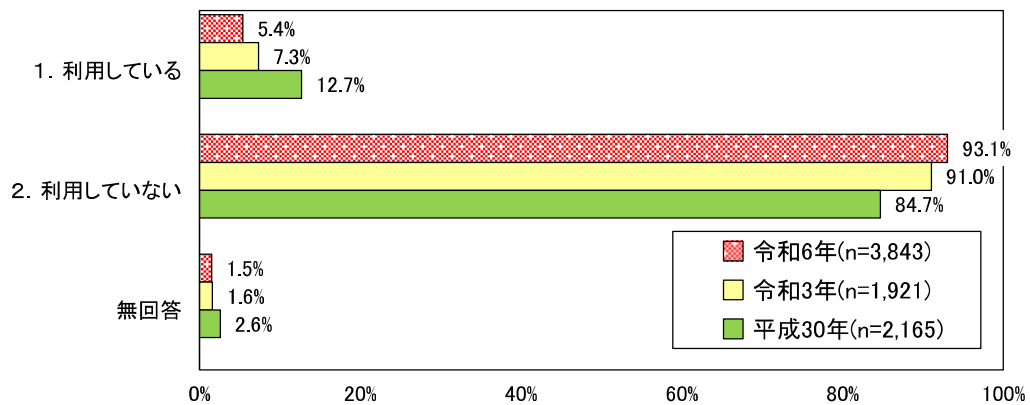
■利用したいと思わない理由【複数回答】



⑧不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

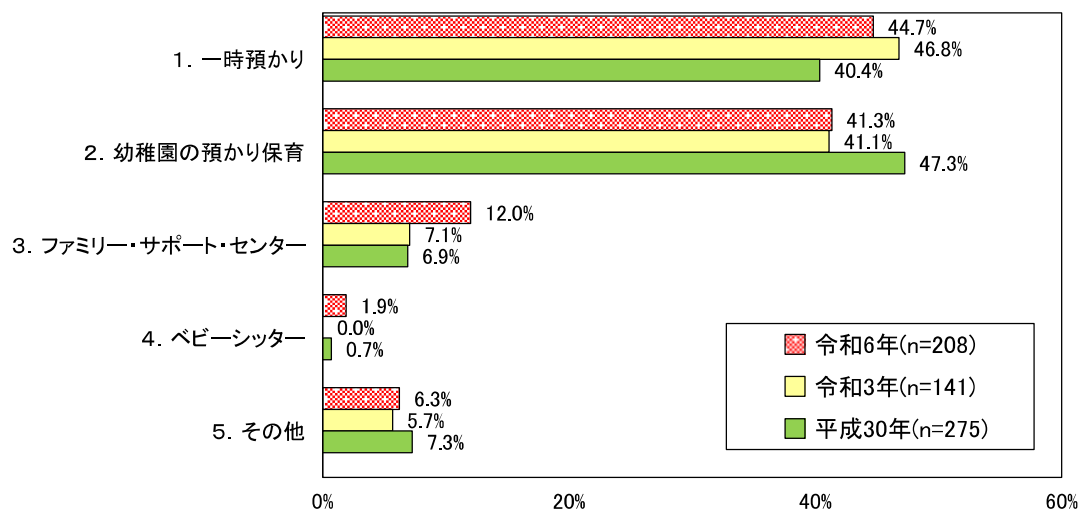
○不定期の教育・保育事業の利用率は、「利用している」の割合が調査年ごとに低下する傾向にあり、平成30年（12.7%）から令和6年（5.4%）は7.3ポイント低下しています。

■不定期の教育・保育事業の利用状況【単数回答】



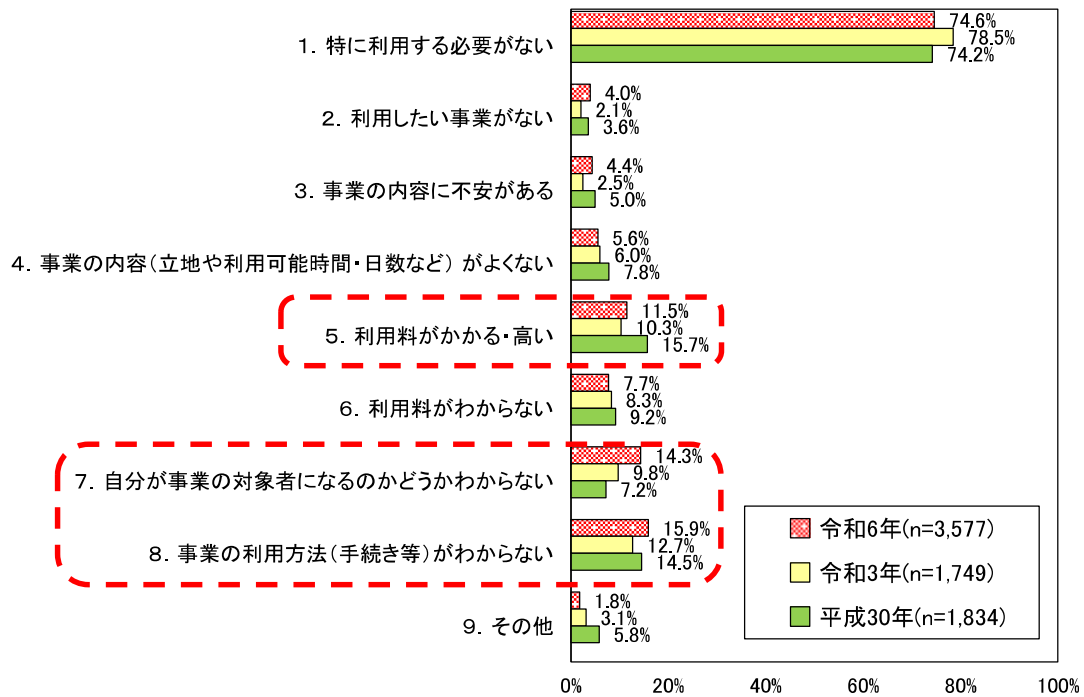
○利用している事業内容は、3調査とも「一時預かり」と「幼稚園の預かり保育」の割合が高く、それぞれ4割台となっています。

■利用している事業内容【複数回答】



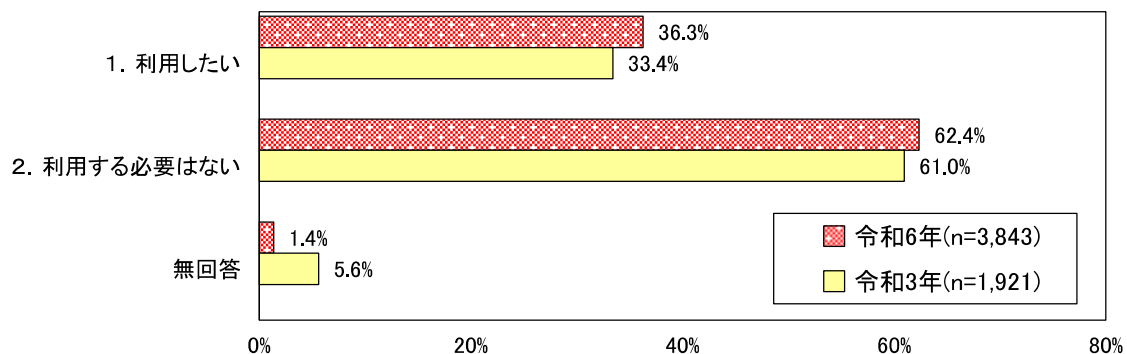
○不定期の教育・保育事業を利用していない理由については、3調査とも「特に利用する必要がない」の割合が7割以上で最も高くなっています。また、「利用料がかかる・高い」、「自分が事業の対象者になるのかどうか分からない」、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」の割合はそれぞれ1割程度あります。

■不定期の教育・保育事業を利用していない理由【複数回答】



○不定期の教育・保育事業の今後の利用希望については、「利用したい」の割合は令和3・6年は30%以上で3人に1人となっています。

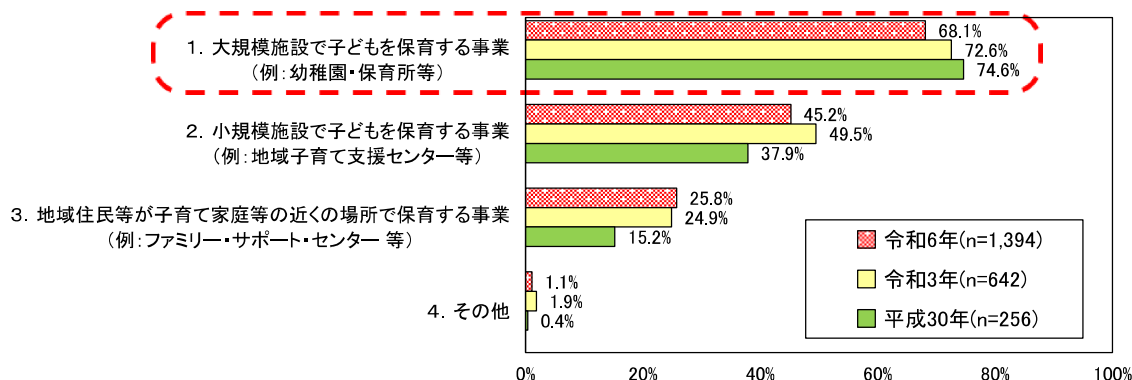
■不定期の教育・保育事業の今後の利用希望【単数回答】



※平成30年は、不定期の教育・保育事業の利用者のみを対象とした設問であるため除外

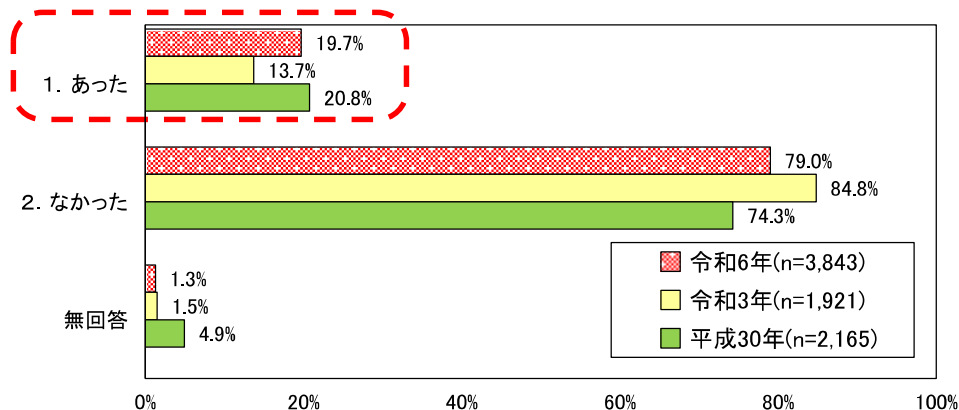
○今後の利用希望者の希望事業形態については、令和6年の「大規模施設で子どもを保育する事業」の割合は、平成30年の74.6%が、令和3年には72.6%、令和6年には68.1%と調査年ごとに低下しています。一方、「小規模施設で子どもを保育する事業」は、平成30年の37.9%が、令和6年（45.2%）と7.3ポイント高まっています。

■今後の利用希望者の希望事業形態【複数回答】



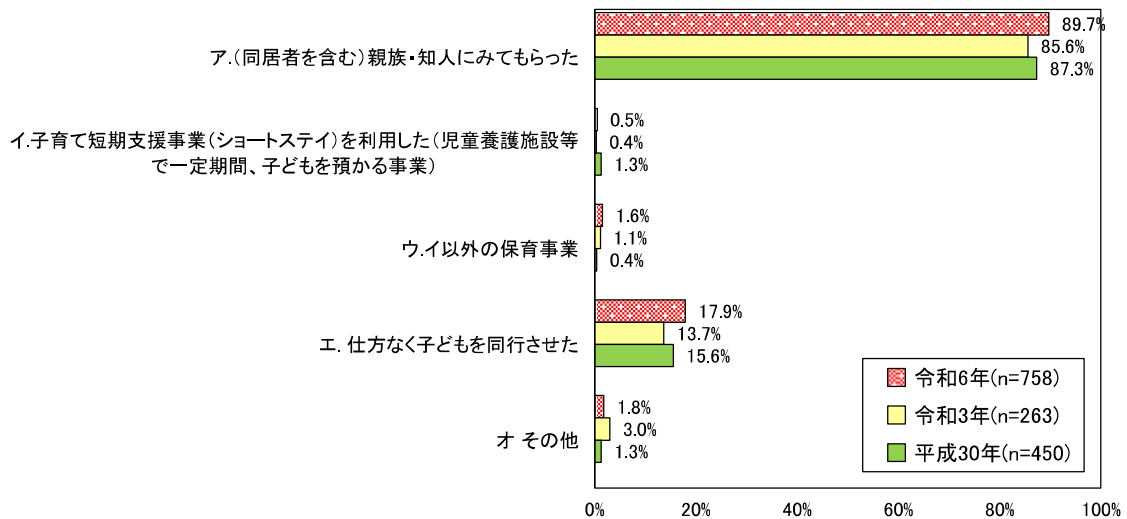
○この1年間に宿泊を伴う子どもの預かりの有無については、「あった」の割合は、平成30年が20.8%、令和3年が13.7%、令和6年が19.7%で全体的にはほぼ横ばいで推移しています。

■この1年間に宿泊を伴う子どもの預かりの有無【単数回答】



○預かりがあった場合の対処方法については、3調査とも「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」の割合が最も高く、約9割で推移しています。また、「仕方なく子どもを同行させた」の割合は1割台で推移しており、令和6年は17.9%となっています。

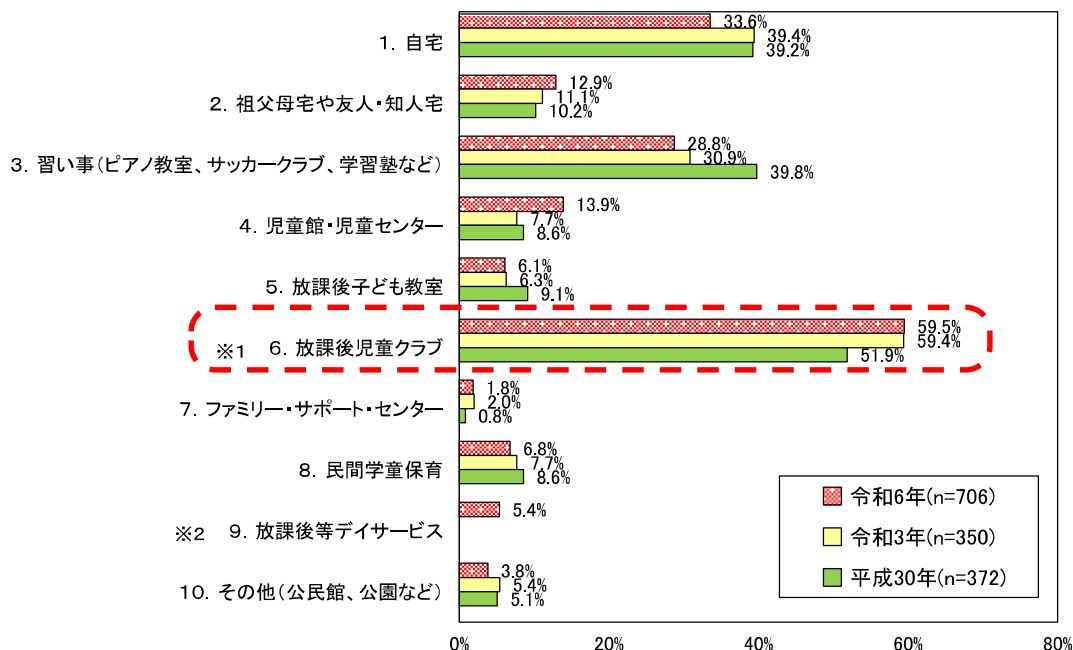
■この1年間の対処方法【複数回答】



⑨小学校就学後の放課後の過ごし方について(お子さんが令和6年度から小学生の人が回答)

○低学年時の放課後に過ごさせたい場所については、3調査とも「放課後児童クラブ※¹」の割合が最も高く、約6割で推移しています。

■低学年時の放課後に過ごさせたい場所【複数回答】

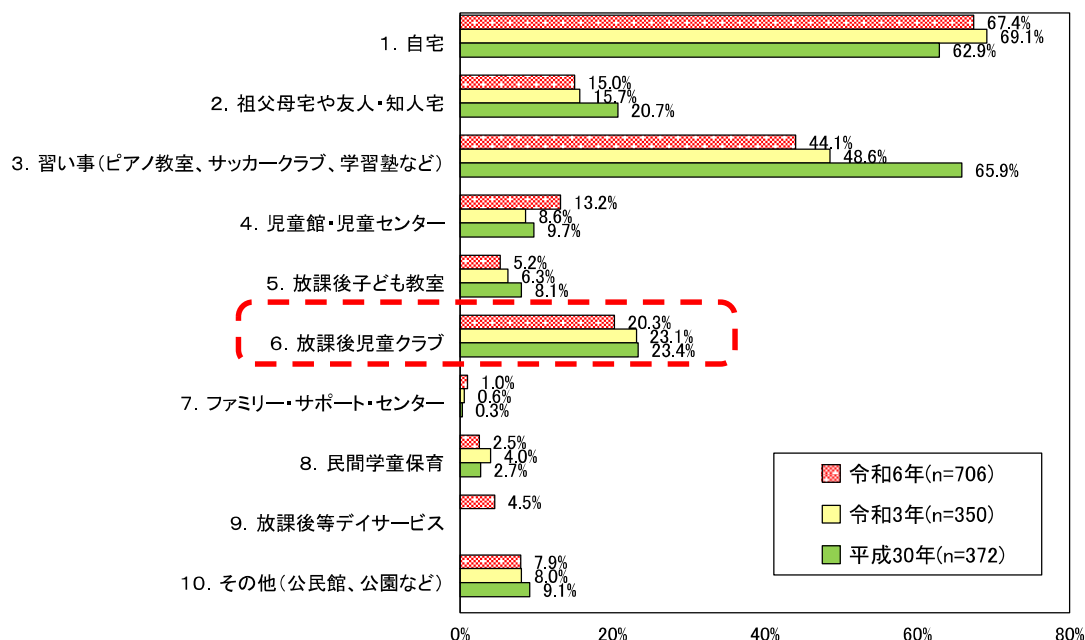


※1 放課後児童クラブ: 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※2 「9. 放課後等デイサービス」は令和6年の選択肢…以下同じ

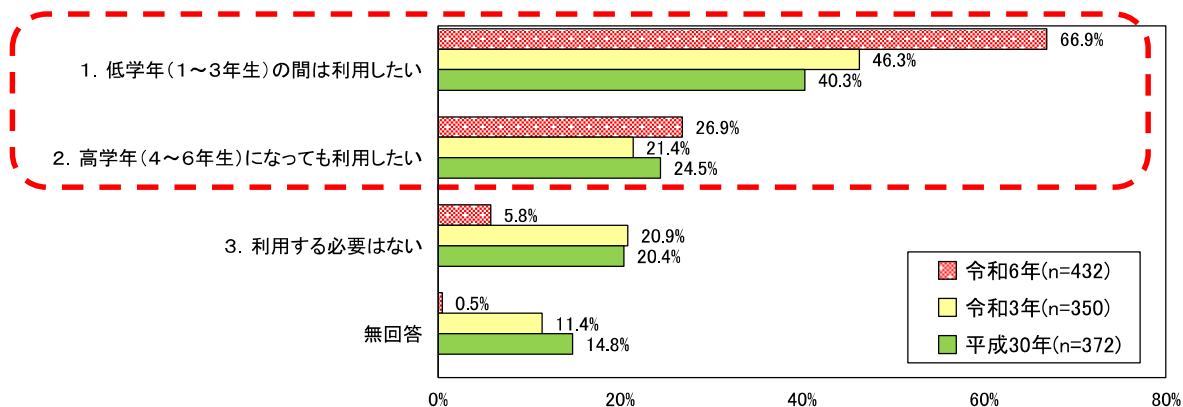
○高学年時については、平成30年は「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が最も高くなっていますが、その後は低下傾向で推移しています。一方、令和3・6年は「自宅」の割合が最も高く、約7割となっています。なお、「放課後児童クラブ」は3調査とも約2割となっています。

■高学年時の放課後に過ごさせたい場所【複数回答】



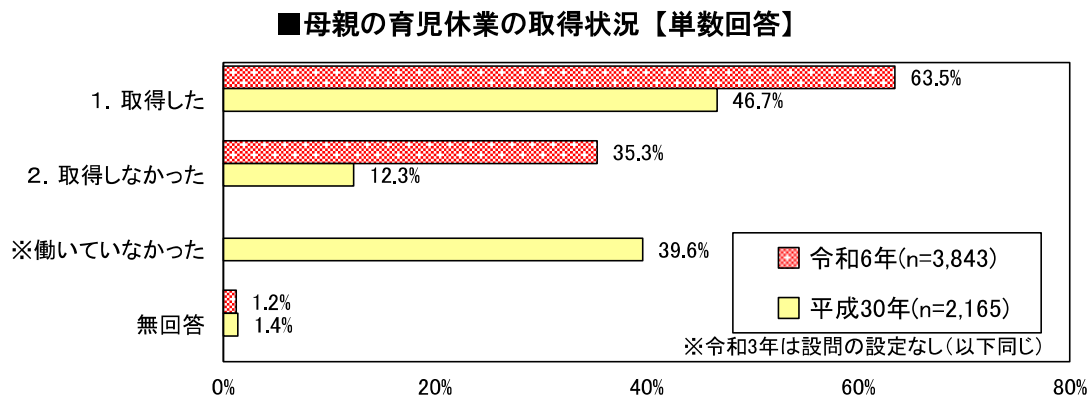
○長期休暇期間中の放課後児童クラブについては、「利用したい」の割合は、平成30年の64.8%、令和3年には67.7%、令和6年には93.8%と調査年ごとに上昇傾向で推移しています。

■長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望【単数回答】



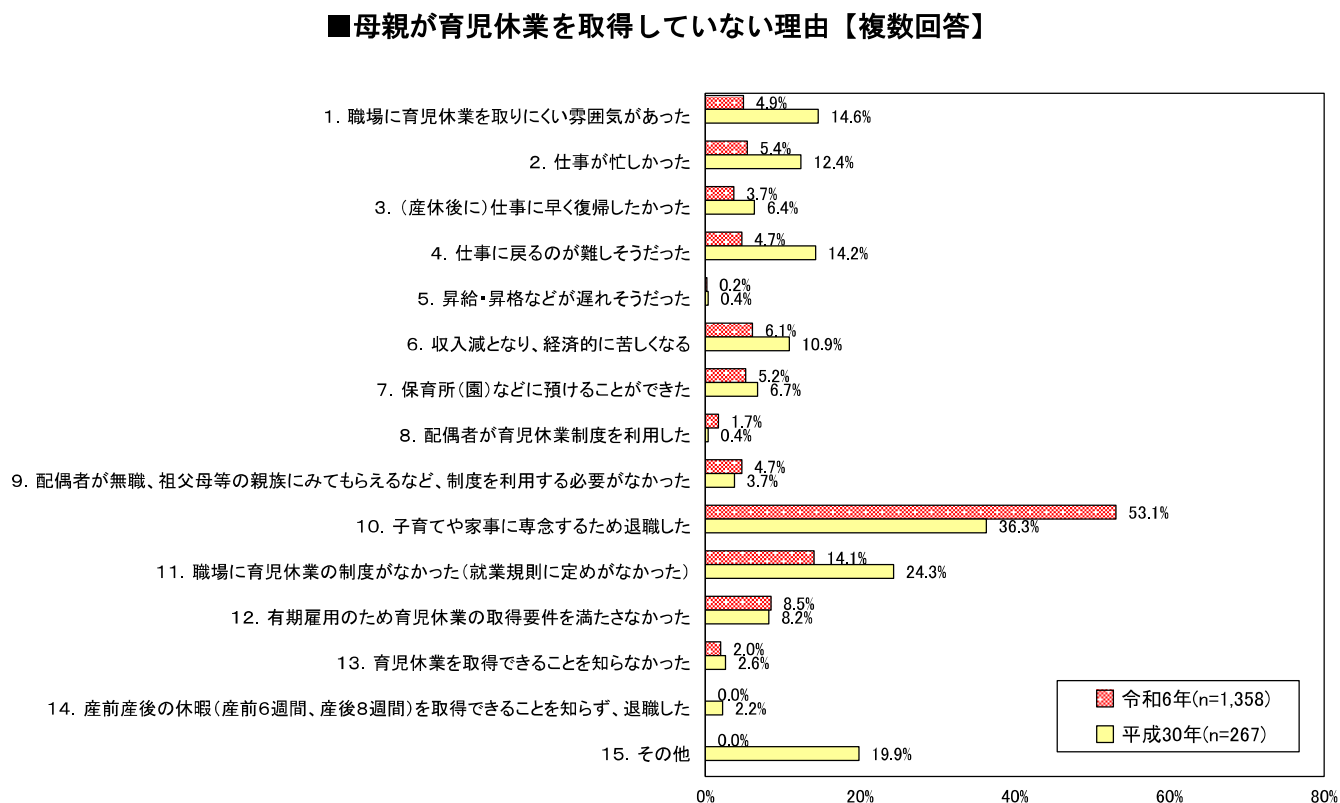
⑩育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

○母親の育児休業の取得状況について平成30年と令和6年を比較すると、「取得した」の割合は平成30年（46.7%）から令和6年（63.5%）は16.8ポイント高まっています。

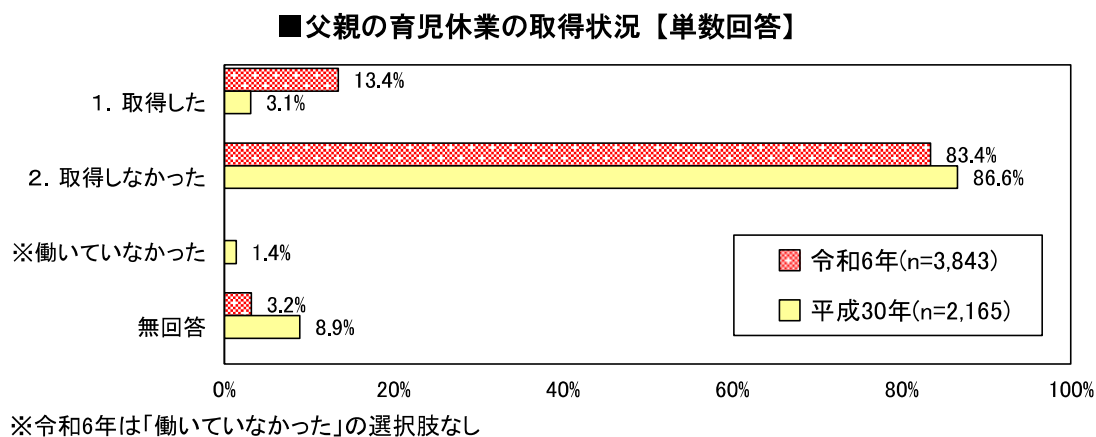


※令和6年は「働いていなかった」の選択肢なし

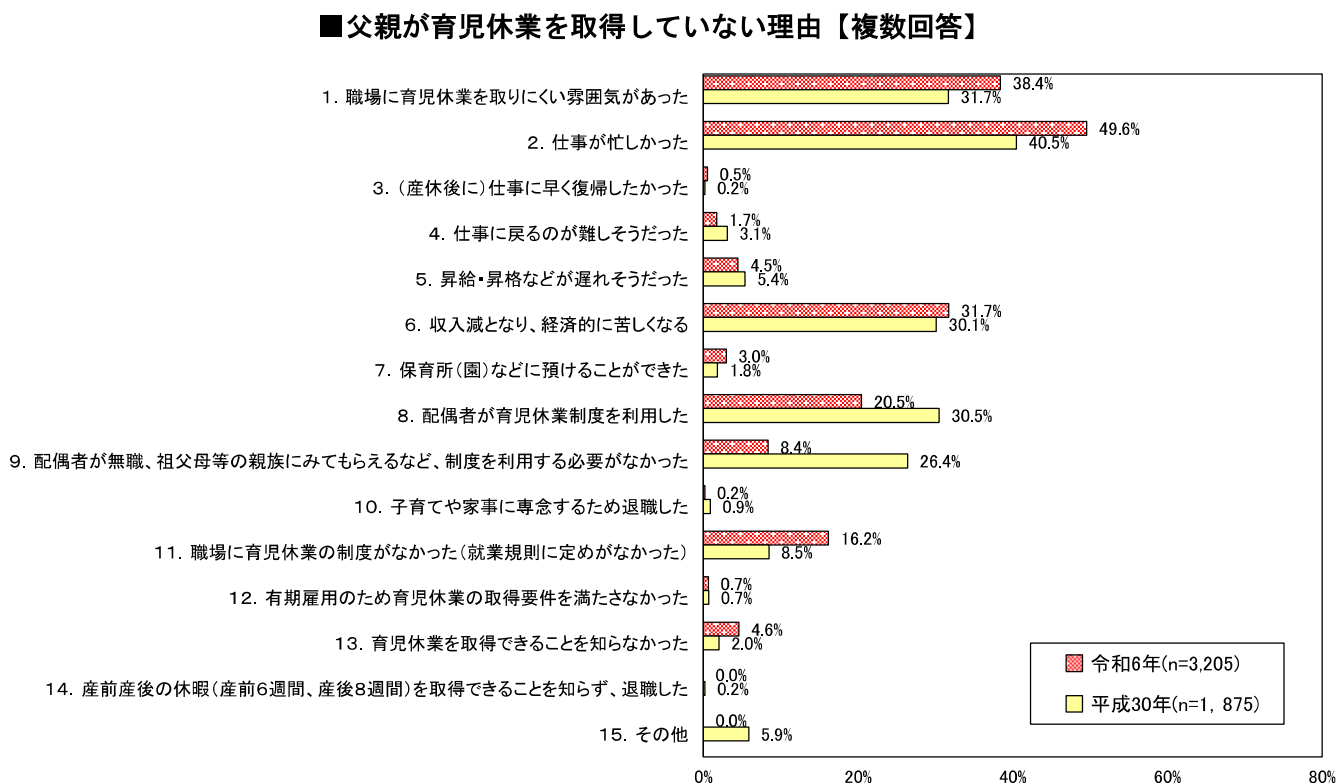
○母親が育児休業を取得していない理由について、「子育てや家事に専念するために退職した」の割合が両調査とも最も高く、平成30年（36.3%）から令和6年（53.1%）は16.8ポイント高まっています。次に割合が高い「職場に育児休業の制度がなかった」は、平成30年（24.3%）から令和6年（14.1%）は10.2ポイント低下しています。なお、平成30年は第3位の「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」は平成30年（14.6%）から令和6年（4.9%）は9.7ポイント低下しています。



○父親の育児休業の取得状況について、平成30年と令和6年を比較すると、「取得した」の割合は依然として低いものの、平成30年（3.1%）から令和6年（13.4%）は4.3倍の上昇となっています。一方、「取得しなかった」の割合は8割以上で推移し、3.2ポイントの低下にとどまっています。



○父親が育児休業を取得していない理由について、平成30年と令和6年を比較すると、両調査とも「仕事が忙しかった」の割合が最も高く4割以上となっています。次に「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「収入減となり、経済的に苦しくなる」が3割以上で推移しています。

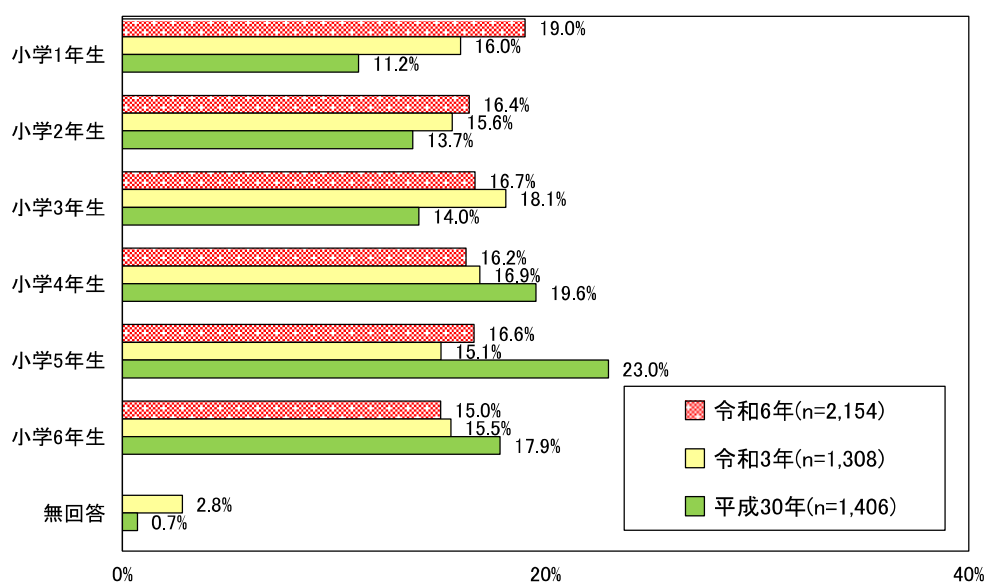


(3)小学生の保護者の調査結果

①子どもと家族の状況について

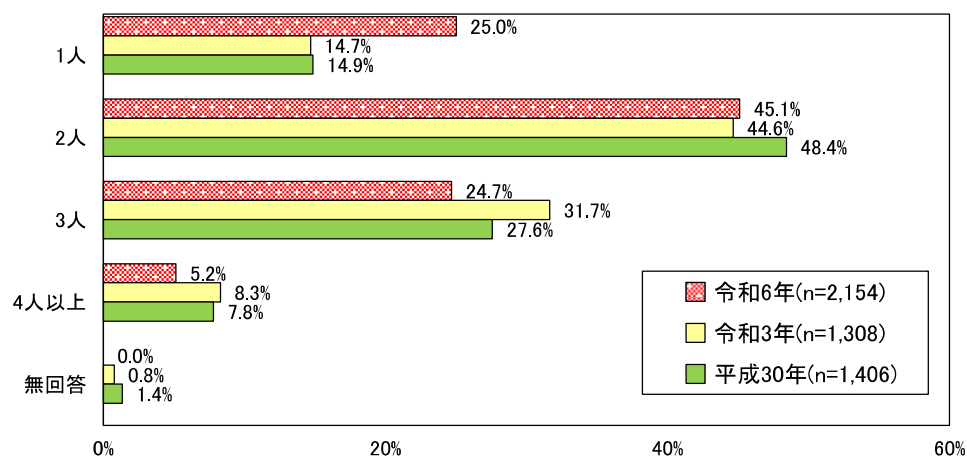
○子どもの学年については、「低学年」の割合が、平成30年（38.9%）から令和6年（52.1%）で13.2ポイント高まっています。一方、「高学年」は、平成30年（60.5%）から令和6年（47.8%）で12.7ポイント低下しています。

■子どもの学年【記入回答】



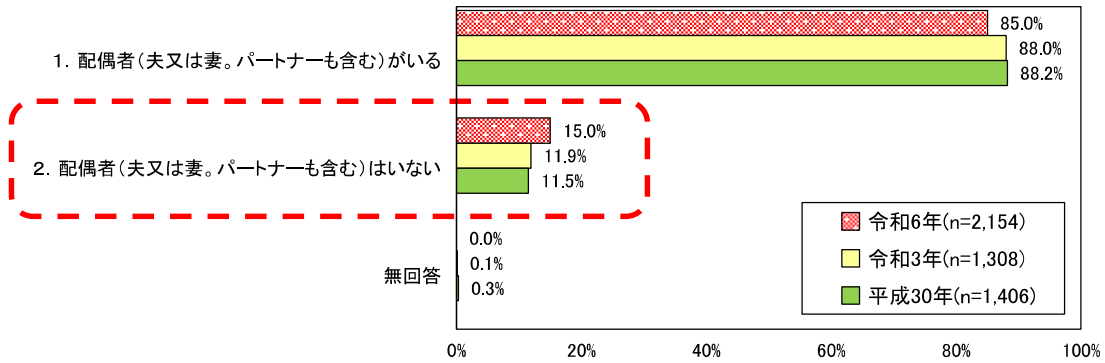
○きょうだい数については、3調査とも「2人」の割合が最も高く、45%前後で推移しています。

■きょうだい数【記入回答】



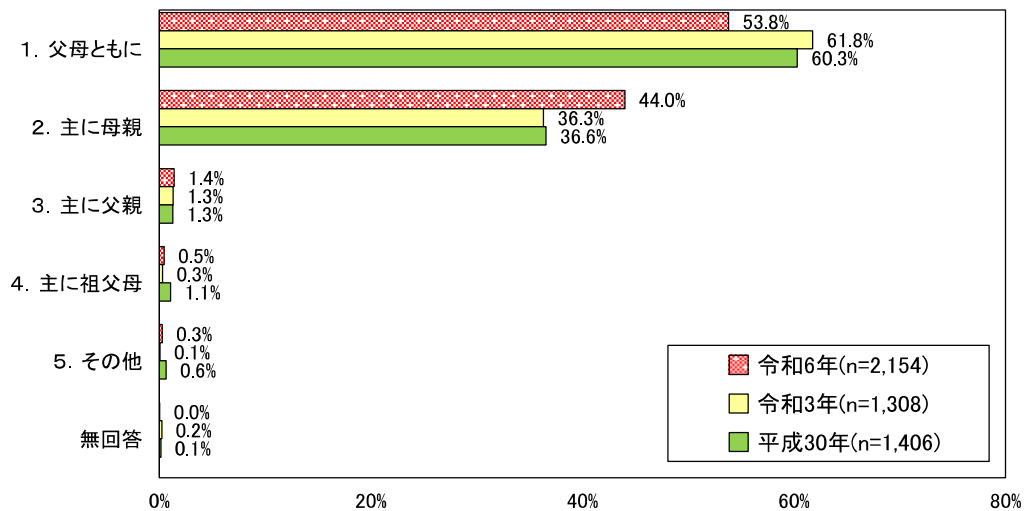
○ひとり親家庭率については、調査年ごとにわずかに高まる傾向で推移しており、平成30年（11.5%）から令和6年（15.0%）で3.5ポイント高まっています。

■配偶者の有無【単数回答】



○子育て（教育を含む）を主に行っている方については、3調査とも「父母ともに」の割合が最も高く、6割前後となっています。次が「主に母親」で、4割前後をやや高まる傾向で推移しており、平成30年（36.6%）から令和6年（44.0%）で7.4ポイント高まっています。

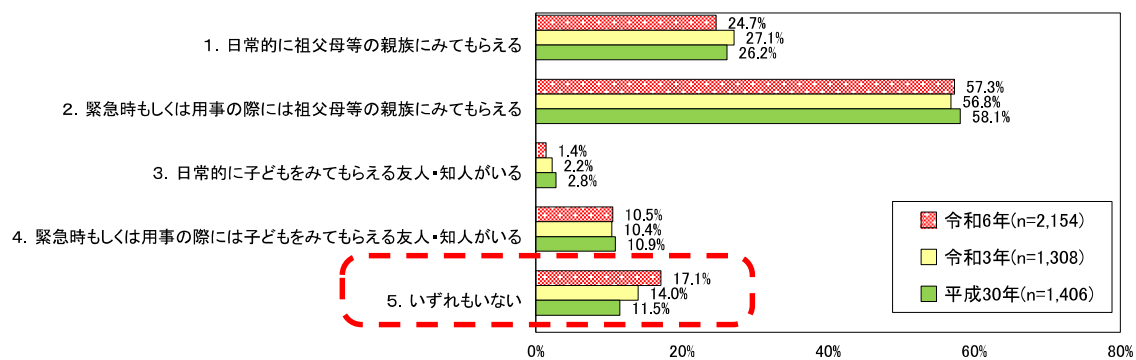
■子育て（教育を含む）を主に行っている方【単数回答】



②日常的に子育てに関わっている人や相談先について

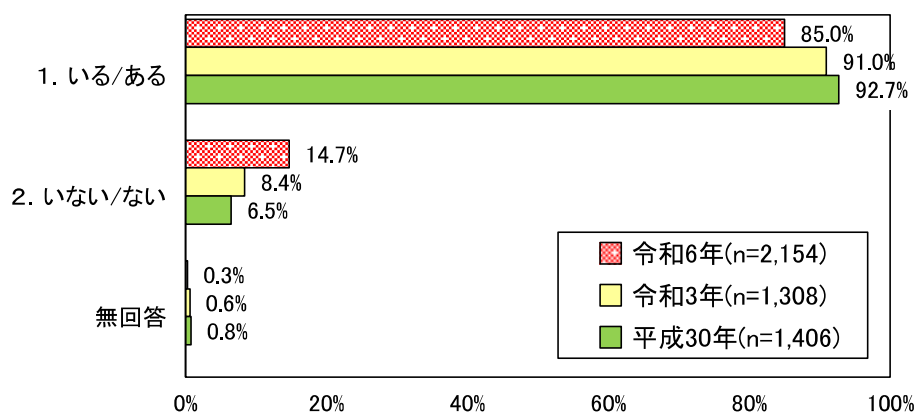
○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、3調査とも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く、約6割を推移しています。次に「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が、25%前後（4人に1人）で推移しています。なお、「いずれもない」は調査年ごとに高まっており、平成30年（11.5%）から令和6年（17.1%）で5.6ポイント高くなっています。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【複数回答】



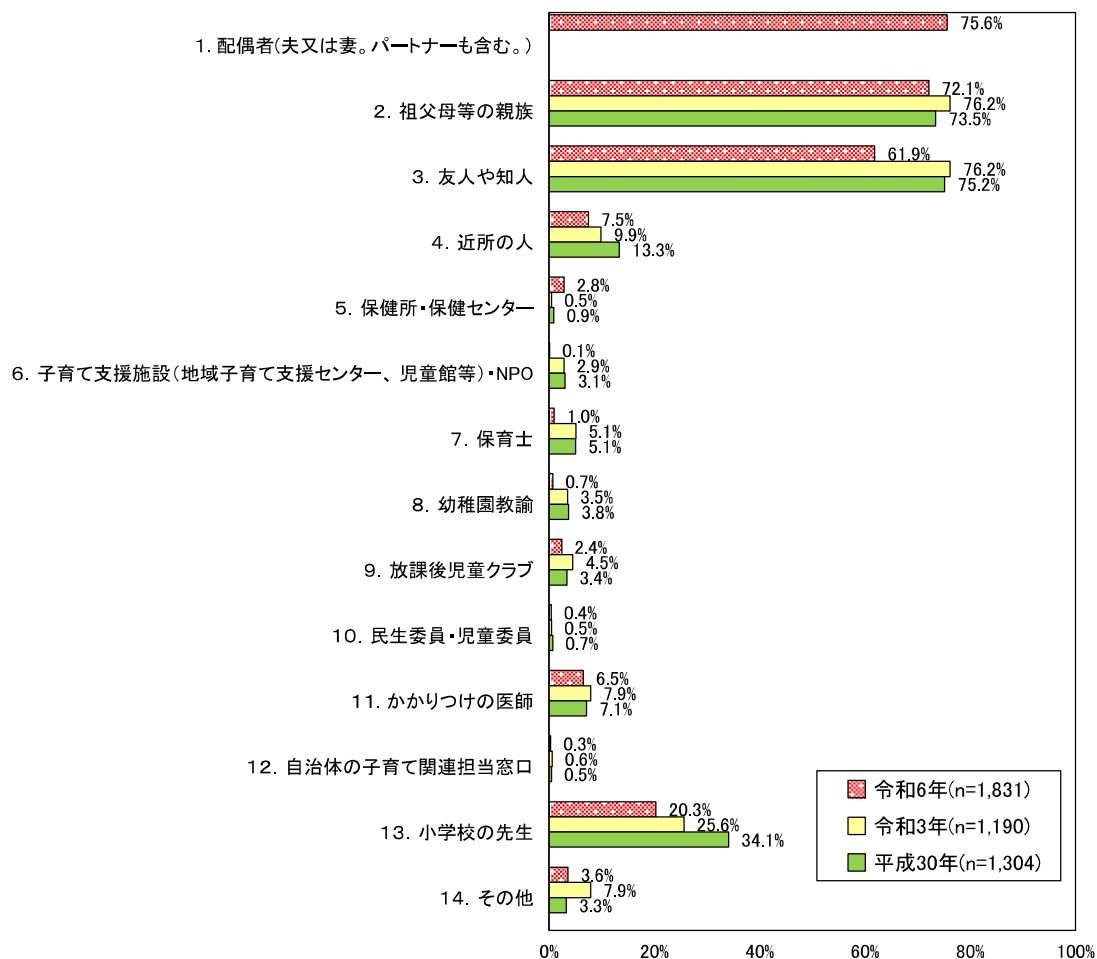
○相談先の有無については、3調査とも「いる/ある」の割合が、90%前後で推移しています。こうした中で、「いない/ない」の割合は15%以下ではあるが、平成30年（6.5%）から令和6年（14.7%）で約2.3倍高くなっています。

■相談先の有無【単数回答】



○相談先については、「祖父母等の親族」と「友人や知人」の割合が高く、おおむね7割以上で推移しています。また「小学校の先生」は、調査年ごとに低下する傾向で推移し、平成30年（34.1%）から令和6年（20.3%）で13.8ポイント低下しています。

■相談先【複数回答】

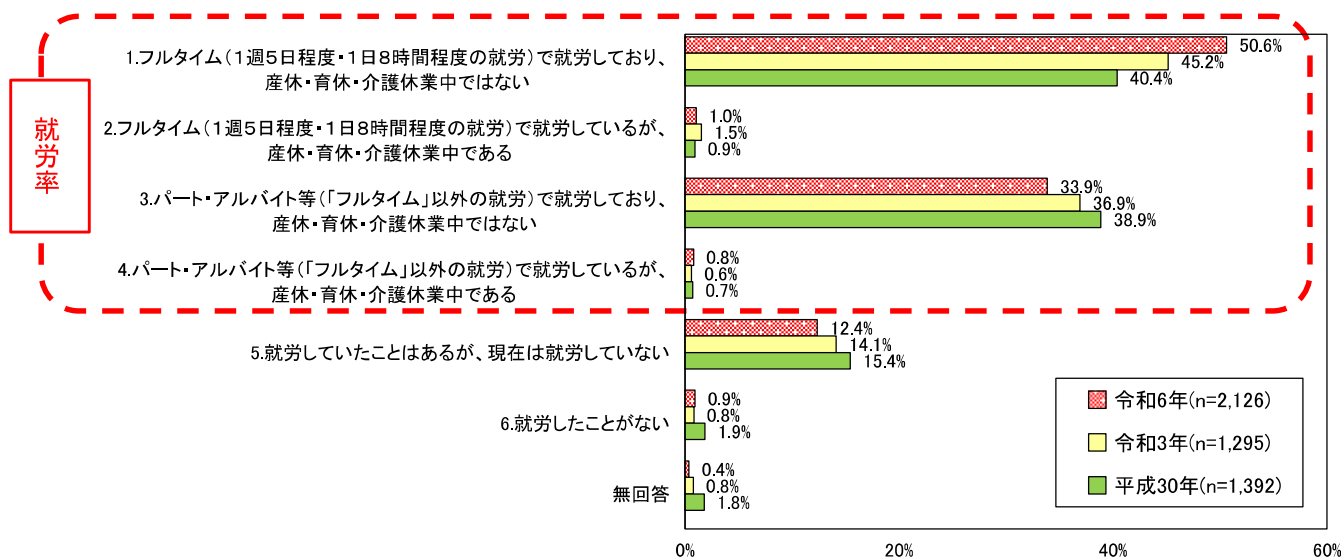


※「配偶者(夫又は妻。パートナーも含む。)」は令和6年の選択肢

③保護者の就労状況について

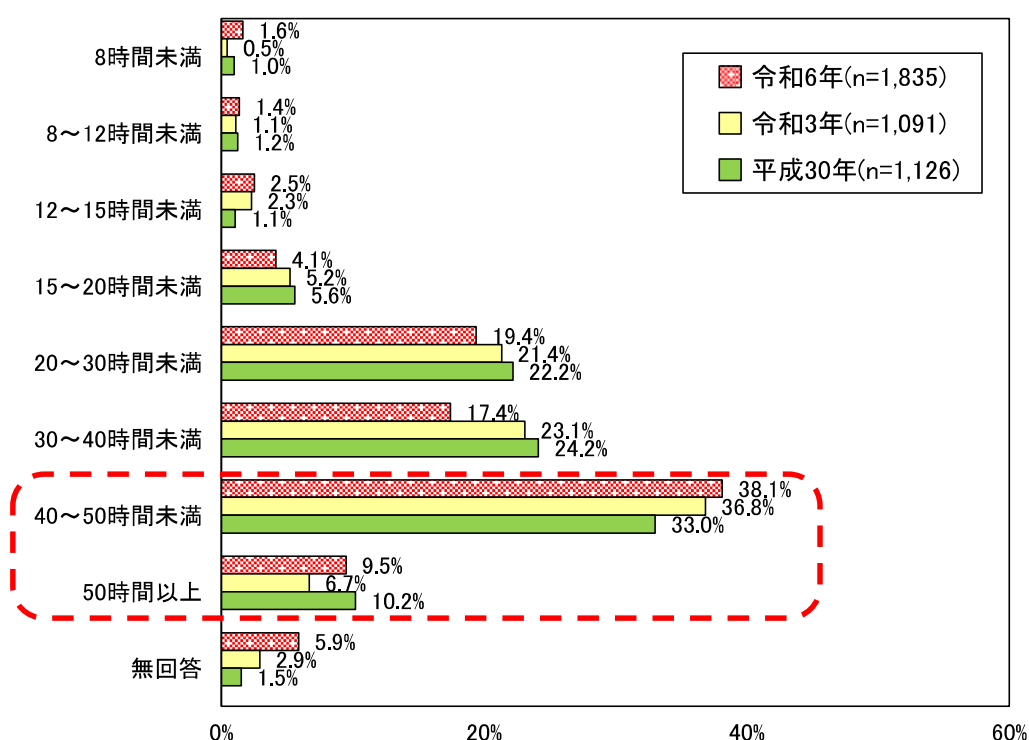
○母親の就労率については、調査年ごとに高まり、平成30年（80.9%）から令和6年（86.3%）で、5.4ポイント高くなっています。その中で「フルタイム就労」率は、平成30年（41.3%）から令和6年（51.6%）で10.3ポイント高くなっています。一方、「パート等就労」は調査年ごとに低下する傾向で推移しています。

■母親の就労状況【単数回答】



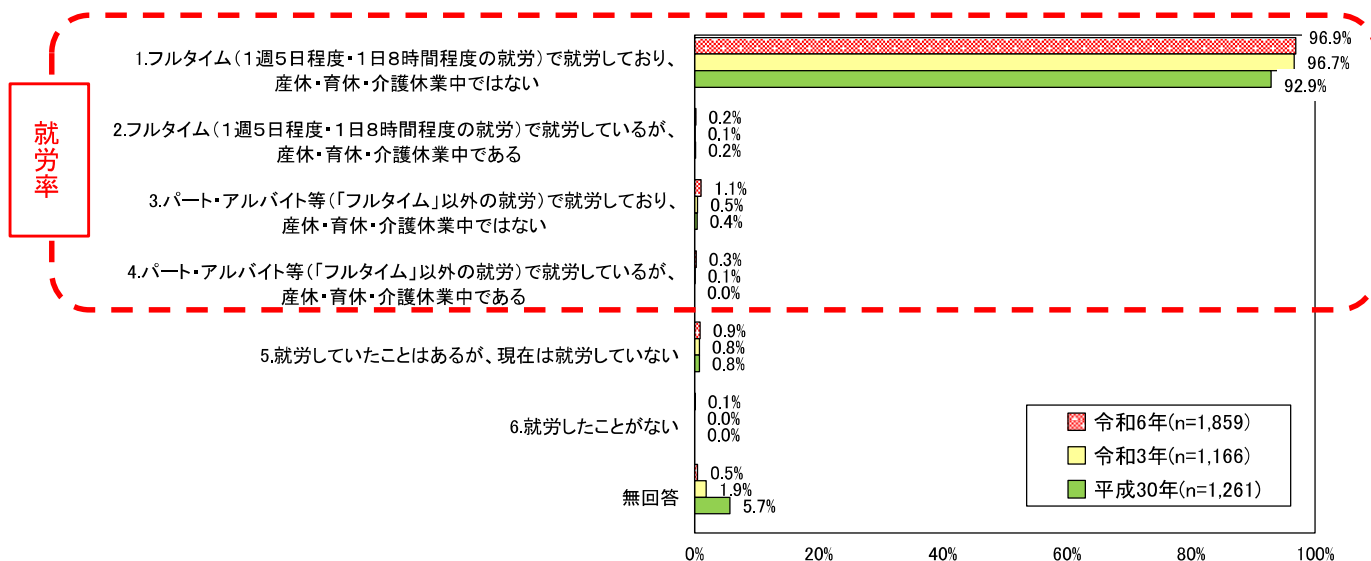
○母親の1週当たりの就労時間について、「40時間以上」の労働率は、調査年ごとに高まる傾向で推移し、平成30年（43.2%）から令和6年（47.6%）で4.4ポイント高くなっています。

■母親の1週当たりの就労時間【就労日数・1日当たり就労時間記入】



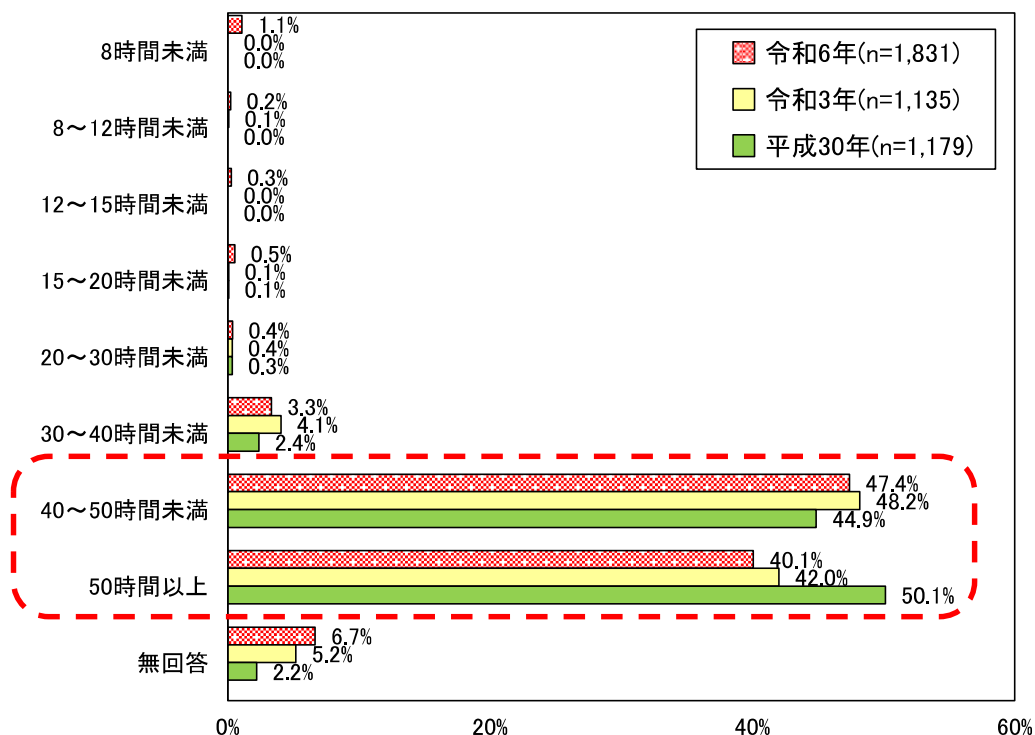
○父親の就労率については、平成30年の93.5%から調査年ごとに高くなり、100%に近付いています。

■父親の就労状況【単数回答】



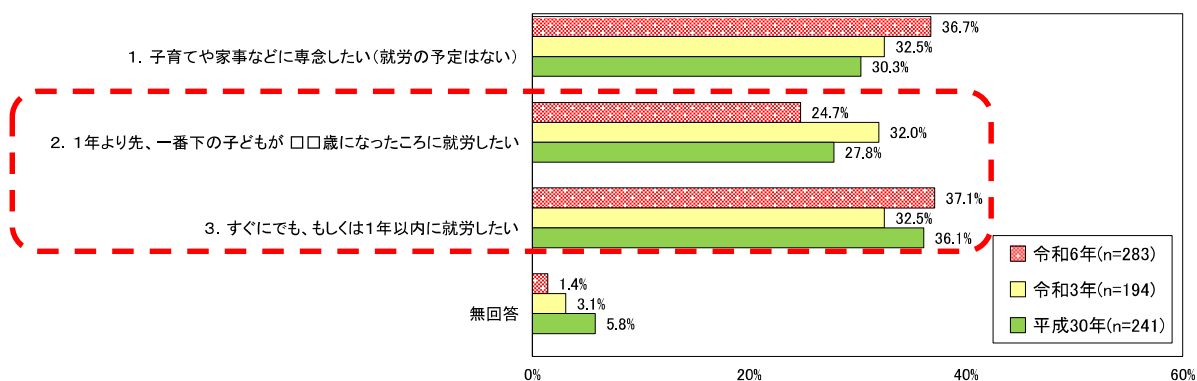
○父親の1週当たりの就労時間について、「40時間以上」の労働率は、調査年ごとに低下する傾向で推移し、平成30年（95.0%）から令和6年（87.5%）で7.5ポイント低下しています。その中で、「50時間以上」の労働率は低下する傾向で、一方、「40～50時間未満」は高まる傾向で推移しています。

■父親の1週当たりの就労時間【就労日数・1日当たり就労時間記入】



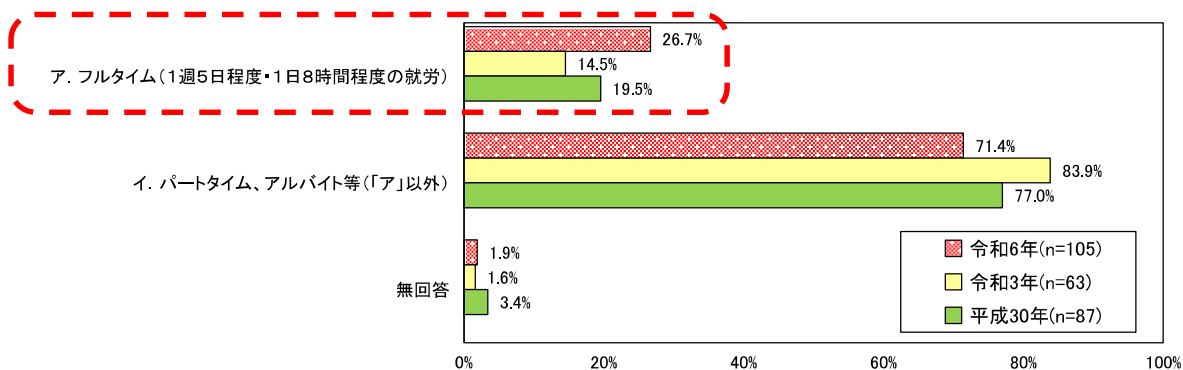
○未就労の母親の就労希望率については、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、平成30年が63.9%、令和3年が64.5%、令和6年が61.8%で、6割台を横ばいで推移しています。

■未就労の母親の就労意向【単数回答】



○「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の希望就労形態については、3調査ともに「パートタイム、アルバイト等」の割合が最も高く、平成30年が77.0%、令和3年が83.9%、令和6年が71.4%となっています。一方、「フルタイム」の割合は高まる傾向で推移し、平成30年（19.5%）から令和6年（26.7%）で7.2ポイント増加しています。

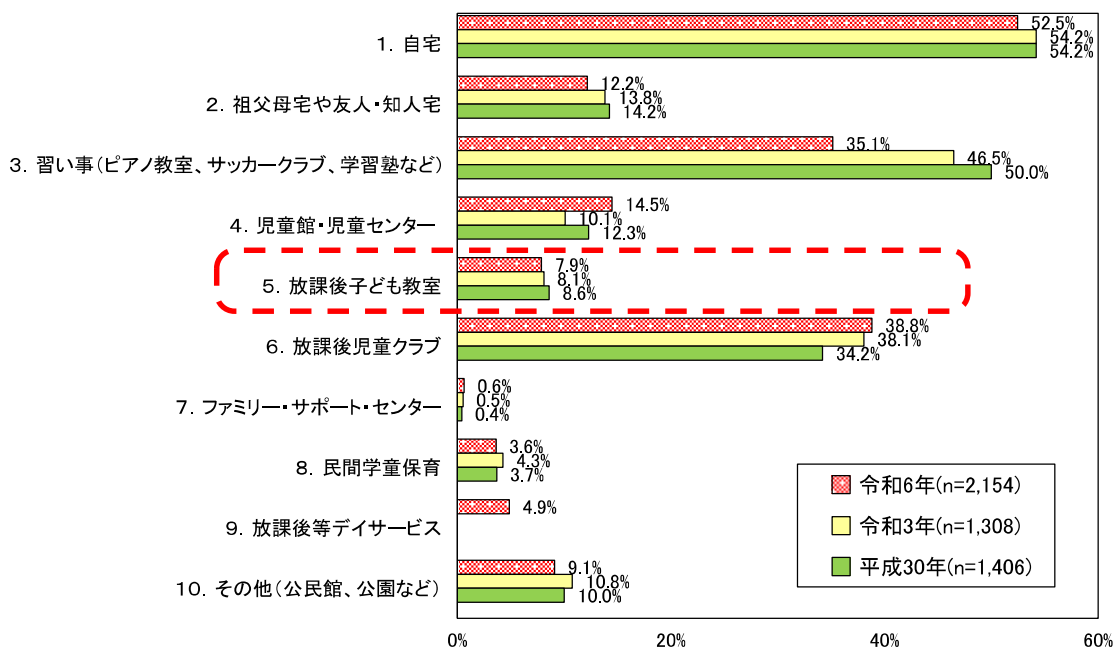
■「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の希望就労形態【単数回答】



④放課後や休日の過ごし方について

○低学年時の放課後に過ごさせたい場所については、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合は、調査年ごとに低下する傾向で推移しています。一方、「放課後児童クラブ」の割合は、平成30年が34.2%、令和3年が38.1%、令和6年が38.8%で、わずかに高まる傾向で推移しています。

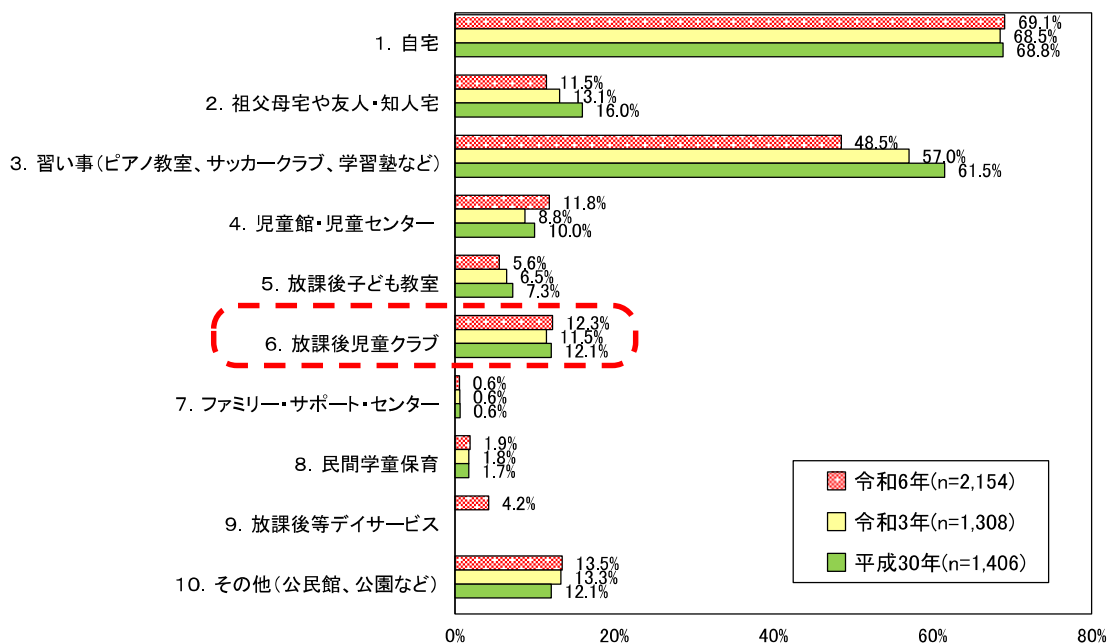
■低学年時の放課後に過ごさせたい場所【複数回答】



※「放課後等デイサービス」は令和6年の選択肢・・・以下同じ

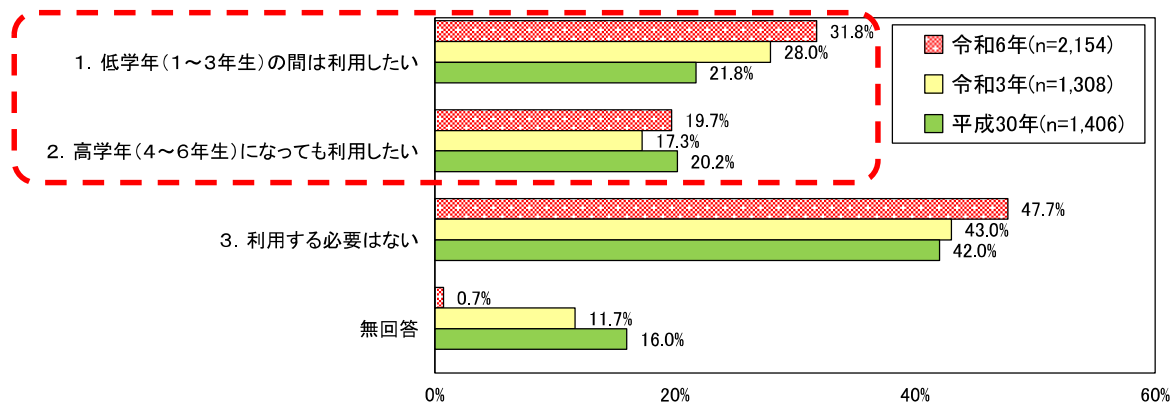
○高学年時の放課後に過ごさせたい場所について、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合は、調査年ごとに低下する傾向で推移しています。一方、「放課後児童クラブ」の割合は、約 1 割を横ばいで推移しています。

■高学年時の放課後に過ごさせたい場所【複数回答】



○長期休暇期間中に放課後児童クラブを「利用したい」の割合については、平成30年が42.0%、令和3年が45.3%、令和6年が51.5%で、高まる傾向で推移しています。

■長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望【単数回答】



8 宮崎県子どもの生活状況調査結果

(1)調査の概要

調査対象、配布・回収状況(※居住地が「宮崎市」の回答者を抽出)

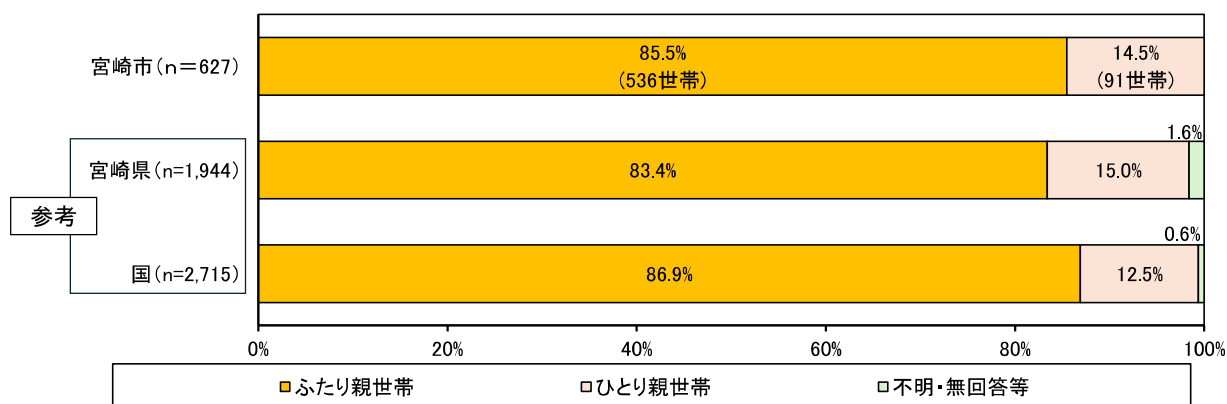
調査年度	対象	配布数	回収数	回収率	調査方法	調査時期
令和4年度調査	中学2年生の保護者	1,687票	627票	37.2%	郵送またはWEB回収	令和4年10～11月
	中学2年生	1,687票	627票	37.2%		

(2)保護者の調査結果(中学2年生の保護者の回答)

①子どもの親の婚姻状況

○子どもの親の婚姻状況については、「ふたり親世帯」の割合は85.5%、「ひとり親世帯」は14.5%となっています。

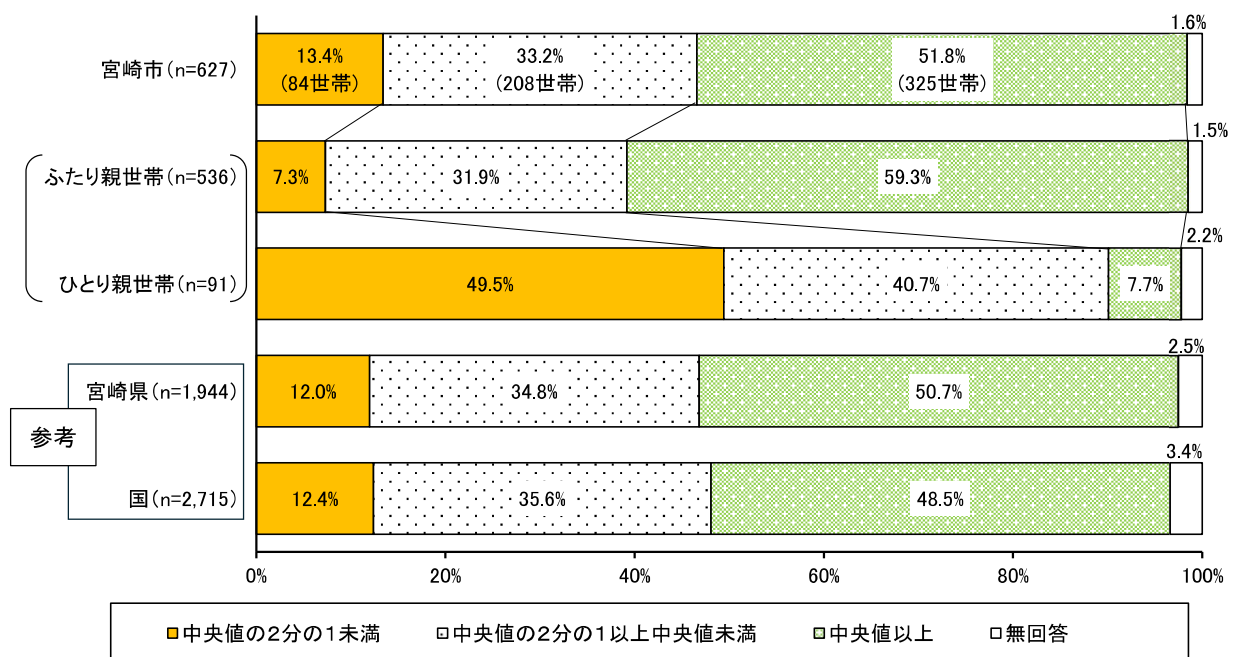
■子どもの親の婚姻状況【単数回答】



②世帯収入の分類

○令和3年の世帯全体のおおよその年間収入については、同居家族の人数を踏まえて「等価世帯収入※」の水準により分類しました。その結果、等価世帯収入の水準が全体は「中央値の1/2未満」に該当する世帯の割合は13.4%、「中央値の1/2以上中央値未満」は33.2%、「中央値以上」は51.8%となっています。ふたり親世帯は「中央値の1/2未満」割合が7.3%、「中央値の1/2以上中央値未満」が31.9%、「中央値以上」は59.3%となっています。ひとり親世帯は「中央値の1/2未満」割合が49.5%、「中央値の1/2以上中央値未満」が40.7%、「中央値以上」は7.7%となっています。

■世帯収入の分類



※等価世帯収入…世帯の年間収入の回答の選択肢の中央値をその世帯の収入の値とし（例：50～100万円未満であれば75万円）、同居家族の人数の平方根で割った値。

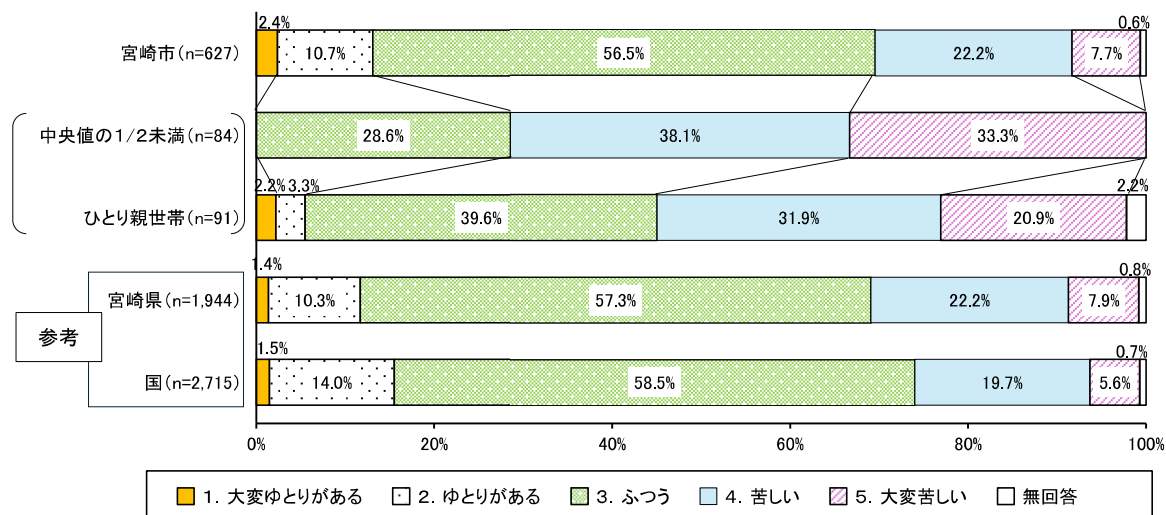
<等価世帯収入の中央値>

	宮崎市	宮崎県	国
「等価世帯収入」の中央値	275.00万円	245.97万円	317.54万円
上記値の1/2	137.50万円	122.98万円	158.77万円

③暮らしの状況

○現在の暮らしの状況については、『苦しい』（「苦しい」と「大変苦しい」の計）の割合は、全体では29.9%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は71.4%、ひとり親世帯は52.8%で全体より高くなっています。

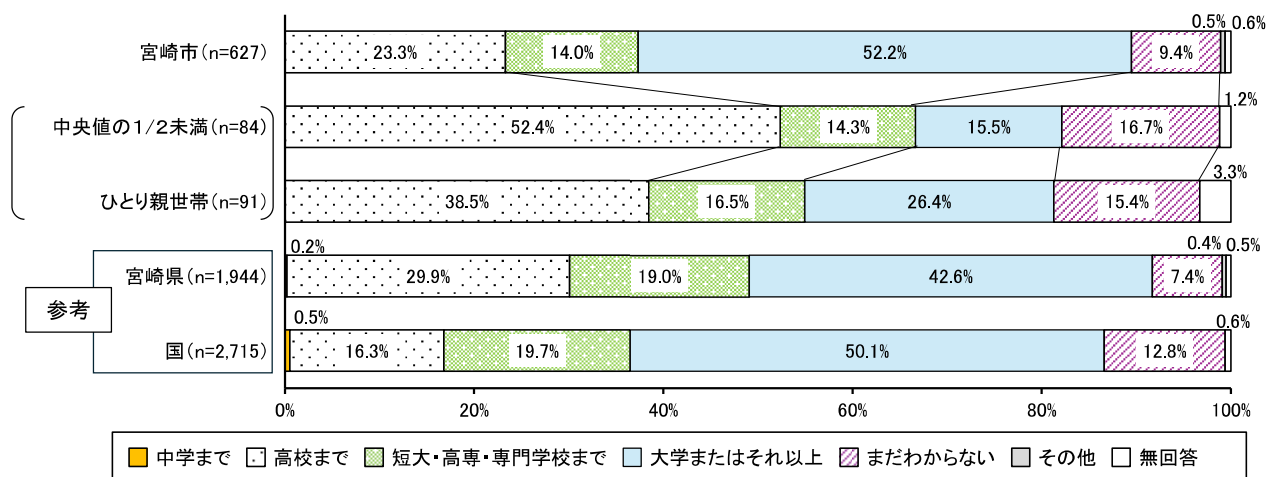
■暮らしの状況【単数回答】



④子どもに対する進学段階の希望・展望

○子どもの進学段階の希望・展望については、「大学またはそれ以上」の割合は、全体では52.2%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は15.5%、ひとり親世帯は26.4%で全体より低くなっています。

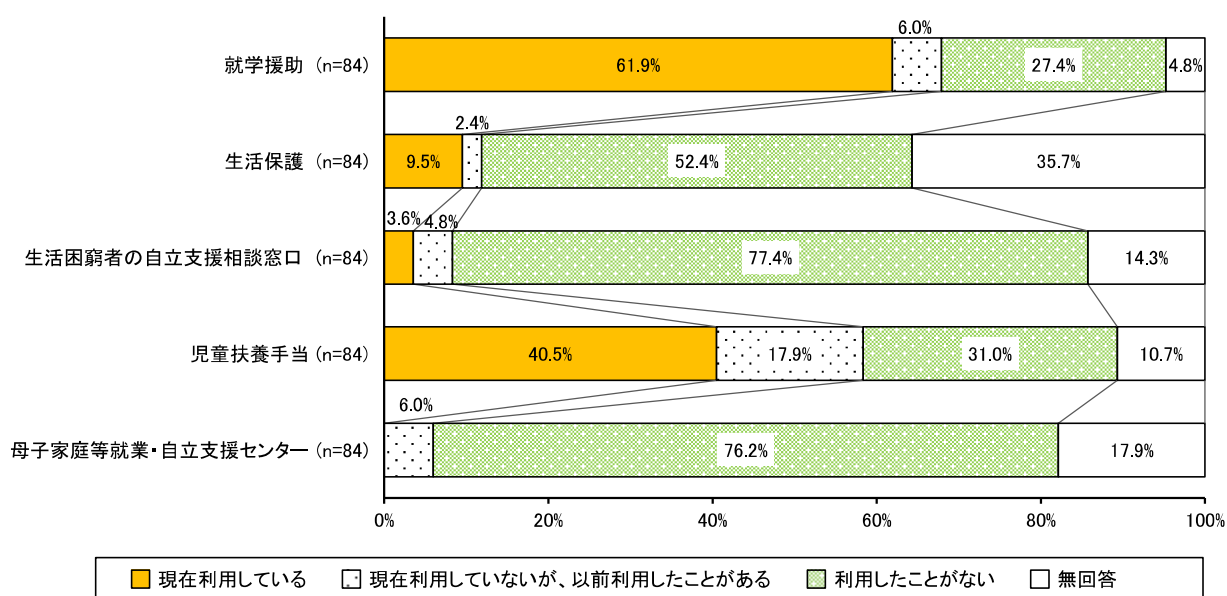
■子どもに対する進学段階の希望・展望【単数回答】



⑤支援制度の利用状況(中央値の1/2未満の世帯)

○支援制度の利用状況については、中央値の1/2未満の世帯でみると、「現在利用している」の割合は「就学援助」(61.9%) が最も高く、次が「児童扶養手当」(40.5%) となっています。なお、他の支援制度は10%以下となっています。

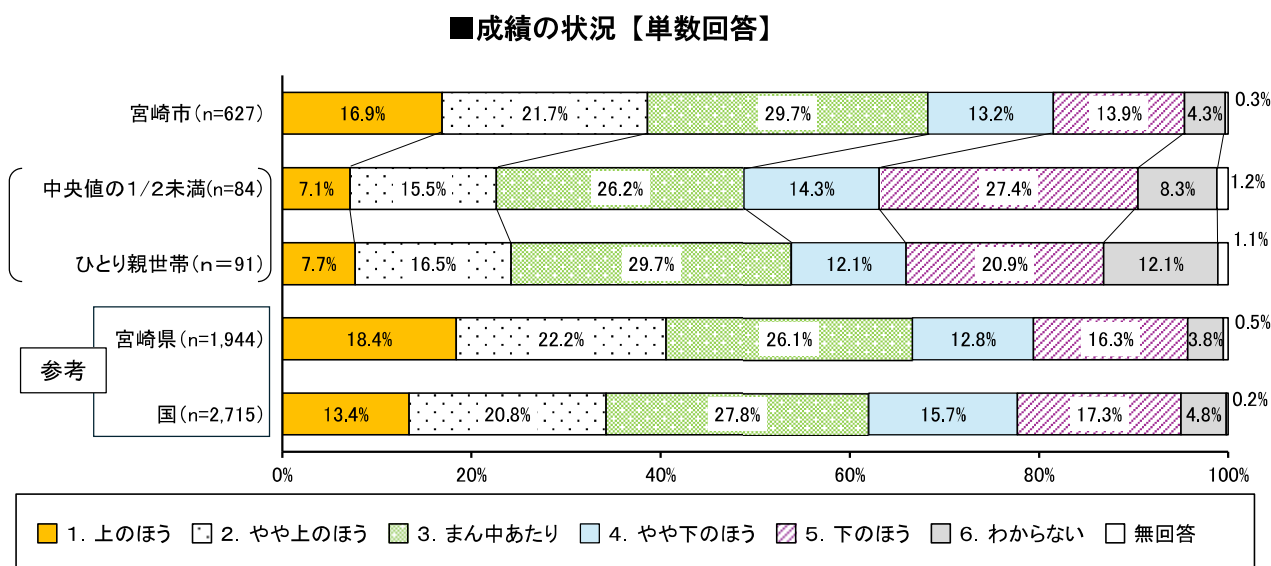
■支援制度の利用状況【単数回答】



(2)子どもの調査結果(中学2年生の回答)

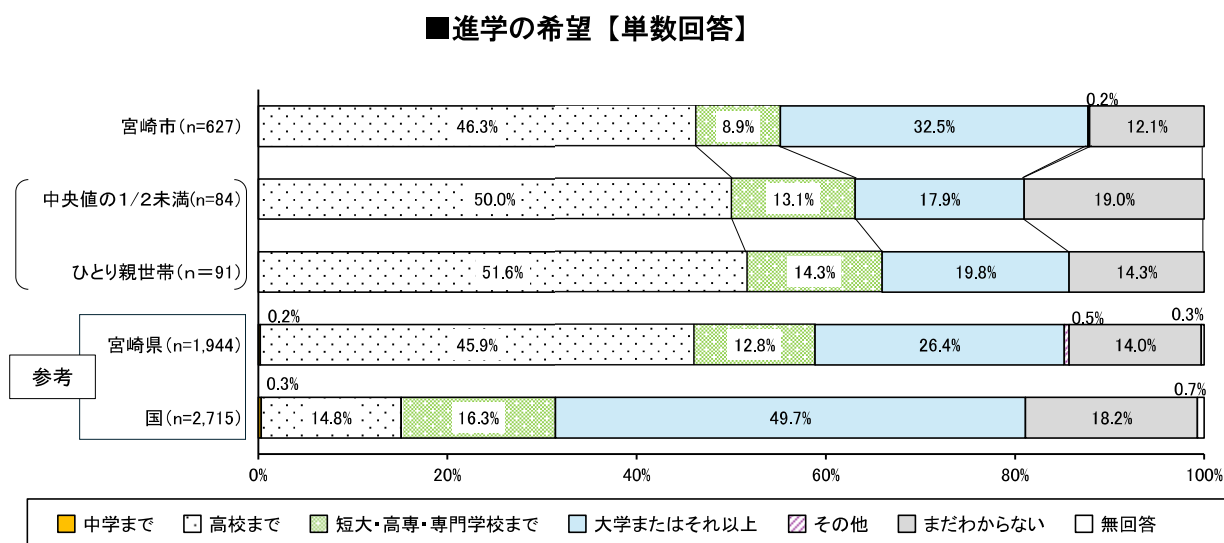
①成績の状況

○クラスの中での成績については、『下のほう』（「やや下のほう」と「下のほう」の計）の割合は、全体では27.1%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は41.7%、ひとり親世帯は33.0%で全体より高くなっています。



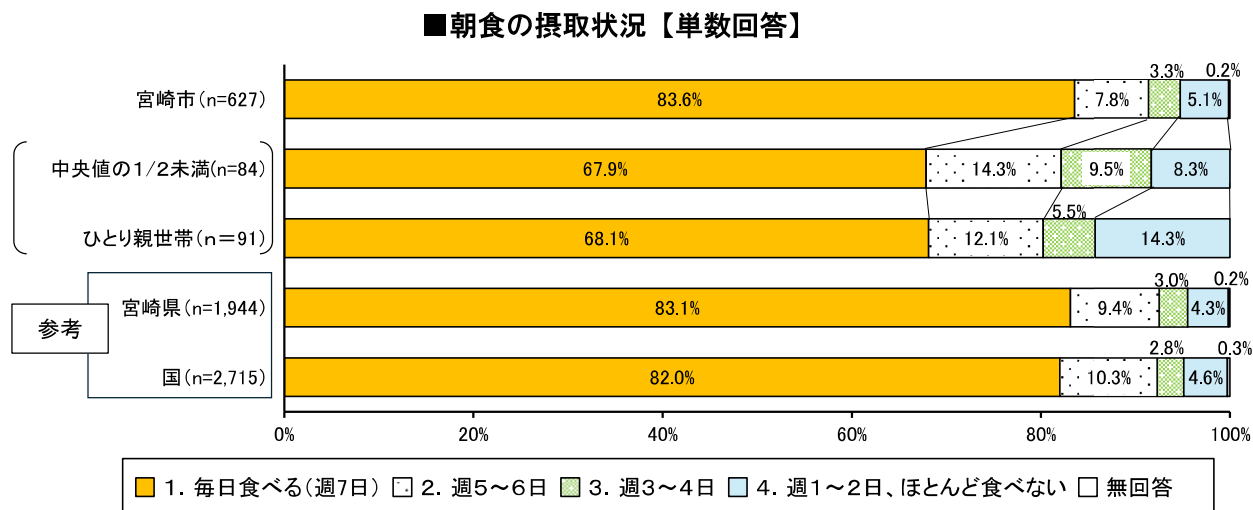
②進学希望

○進学希望については、「大学またはそれ以上」の割合は、全体では32.5%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は17.9%、ひとり親世帯は19.8%で全体より低くなっています。



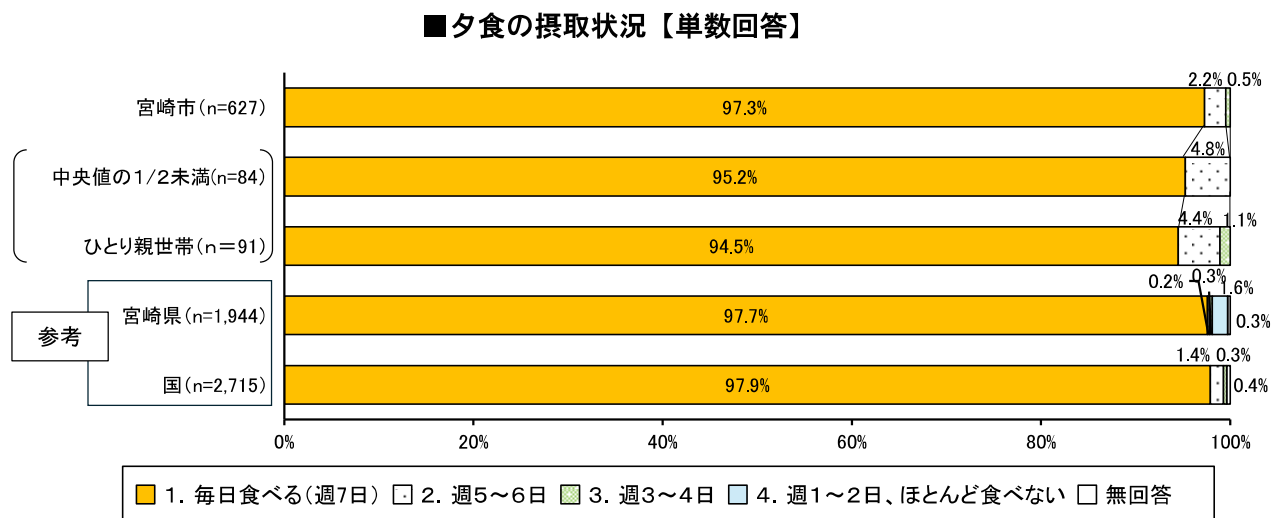
③朝食の摂取状況

○朝食の摂取状況については、「毎日食べる（週7日）」の割合は、全体では83.6%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は67.9%、ひとり親世帯は68.1%で全体より低くなっています。



④夕食の摂取状況

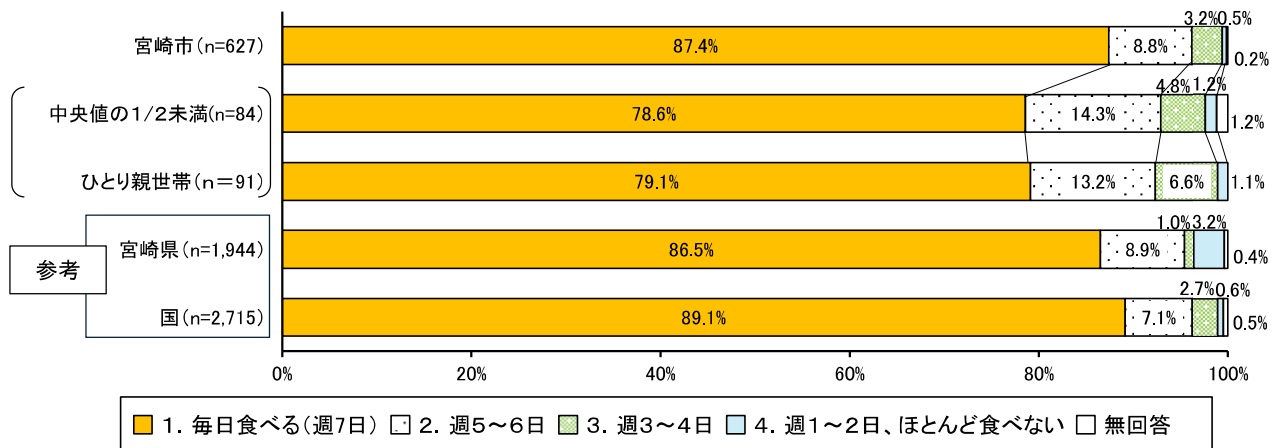
○夕食の摂取状況については、「毎日食べる（週7日）」の割合は、全体では97.3%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は95.2%、ひとり親世帯は94.5%で全体よりやや低くなっています。



⑤夏休みや冬休みなどの期間の昼食の摂取状況

○昼食の摂取状況については、「毎日食べる（週7日）」の割合は、全体では87.4%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は78.6%、ひとり親世帯は79.1%で全体よりやや低くなっています。

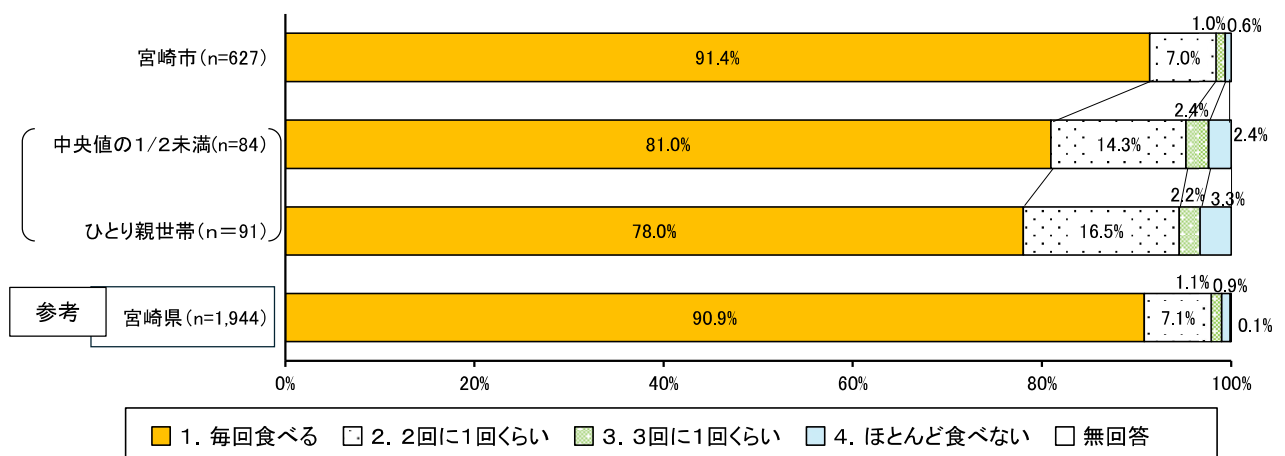
■夏休みや冬休みなどの期間の昼食の摂取状況【単数回答】



⑥土日祝日の昼食の摂取状況

○昼食の摂取状況については、「毎回食べる」の割合は、全体では91.4%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は81.0%、ひとり親世帯は78.0%で全体よりやや低くなっています。

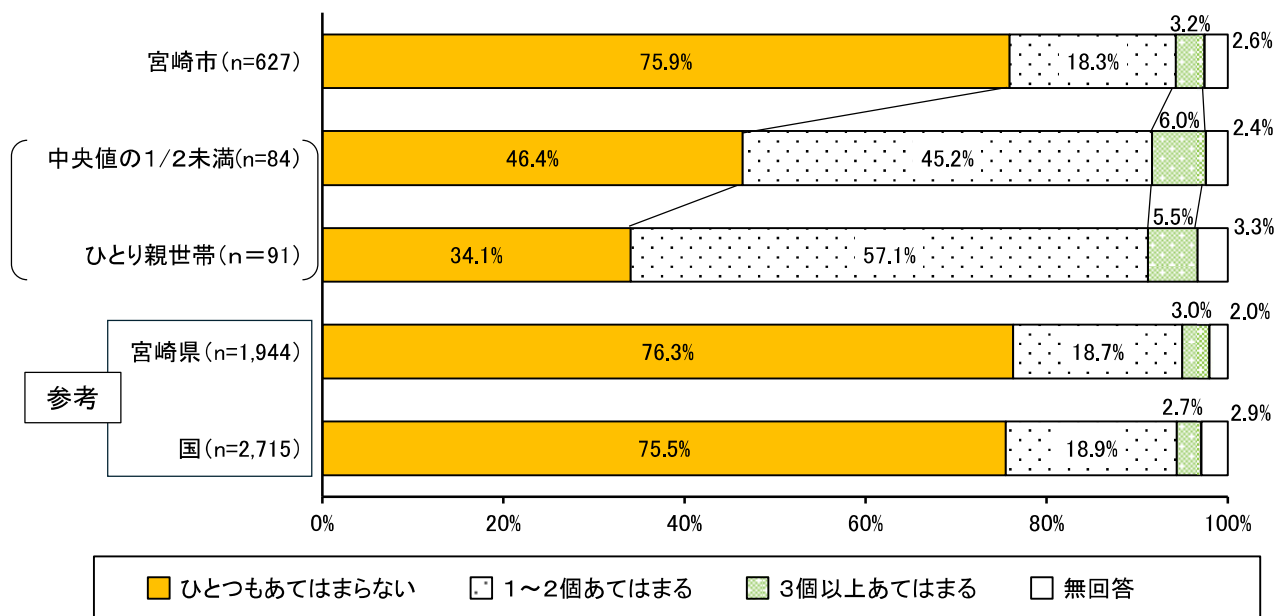
■土日祝日の昼食の摂取状況【単数回答】



⑦逆境体験の状況

○「逆境体験」に関する下記の8項目については、「ひとつもあてはまらない」の割合は、全体では75.9%であるのに対し、中央値の1/2未満の世帯は46.4%、ひとり親世帯は34.1%で全体より低くなっています。

■逆境体験の状況【単数回答】

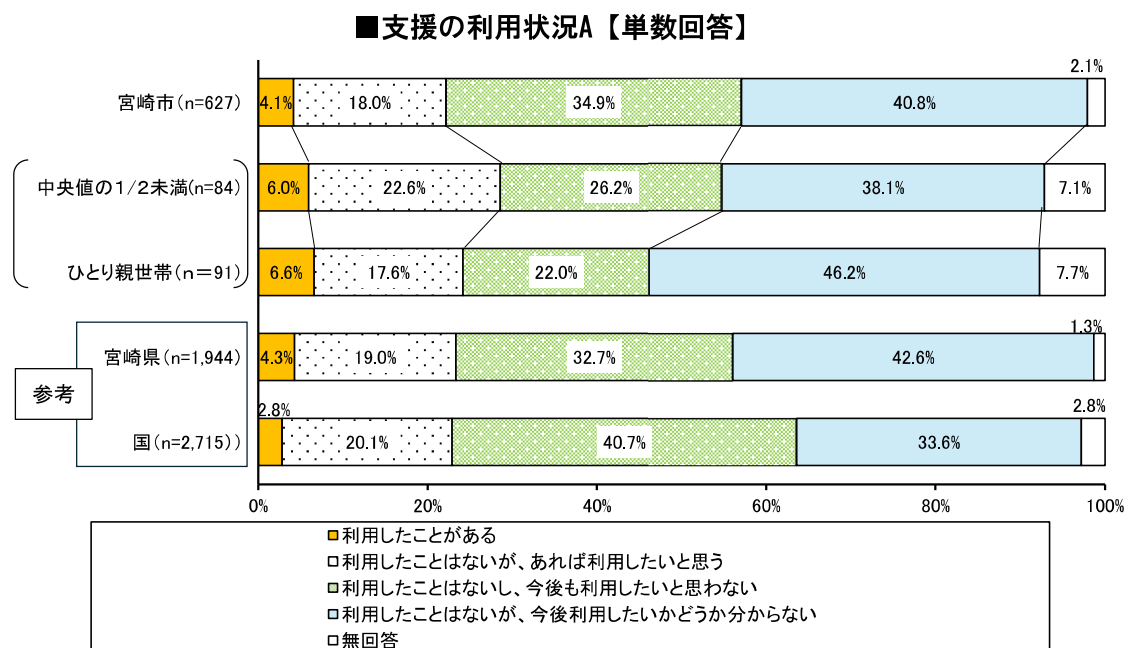


<逆境体験に関する8項目>

- ①一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
- ②一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げられるといったことがよくある。またはけがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
- ③家族の誰からも愛されていない、大切にされていない、支えてもらっていないと感じることがある
- ④必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
- ⑤両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある
- ⑥一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物でおどされたことが一度でもある
- ⑦一緒に住んでいる人にお酒を大量に飲んだり麻薬を使ったりして、自分の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる
- ⑧一緒に住んでいる人、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる

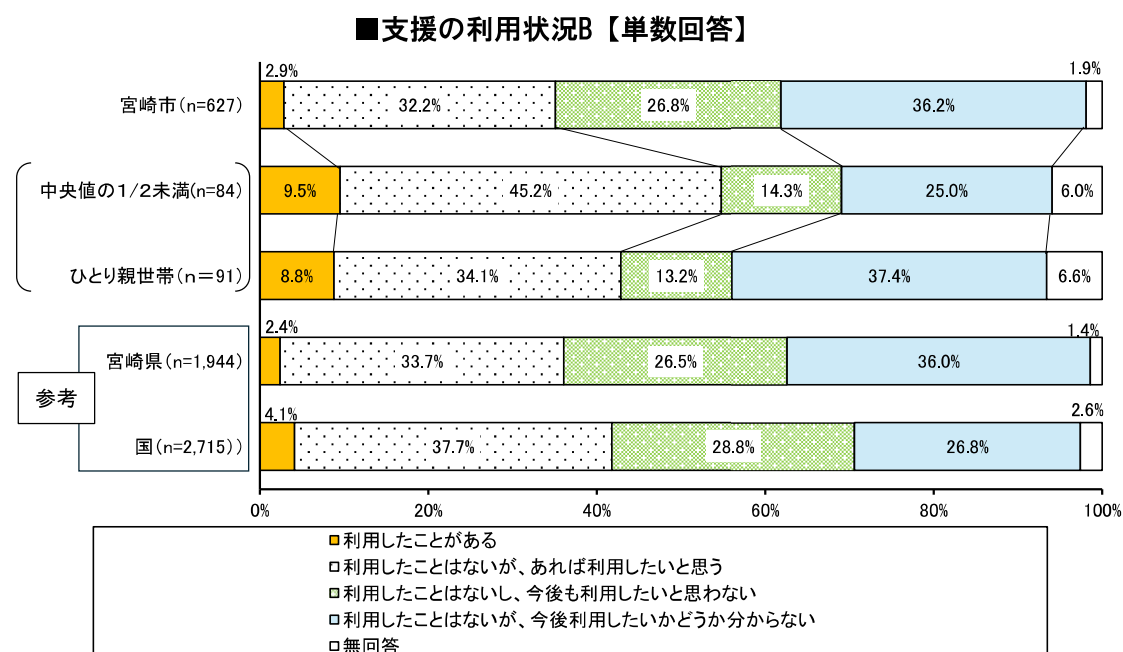
⑧支援の利用状況A(自分や友だちの家以外で夕ごはんを無料か安く食べることができる場所「子ども食堂など」)

- 「子ども食堂など」の利用状況については、「利用したことがある」の割合は、全体では4.1%、中央値の1/2未満の世帯は6.0%、ひとり親世帯は6.6%となっています。
- また、「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」の割合は、全体では18.0%、中央値の1/2未満の世帯は22.6%、ひとり親世帯は17.6%となっています。



⑨支援の利用状況B(勉強を無料または低額でみてる場所)

- 「(家や学校以外で) 何でも相談できる場所」の利用状況については、「利用したことがある」の割合は、全体では2.9%、中央値の1/2未満の世帯は9.5%、ひとり親世帯は8.8%となっています。
- また、「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」の割合は、全体では32.2%、中央値の1/2未満の世帯は45.2%、ひとり親世帯は34.1%となっています。



9 宮崎県ひとり親生活実態調査結果

(1)調査の概要

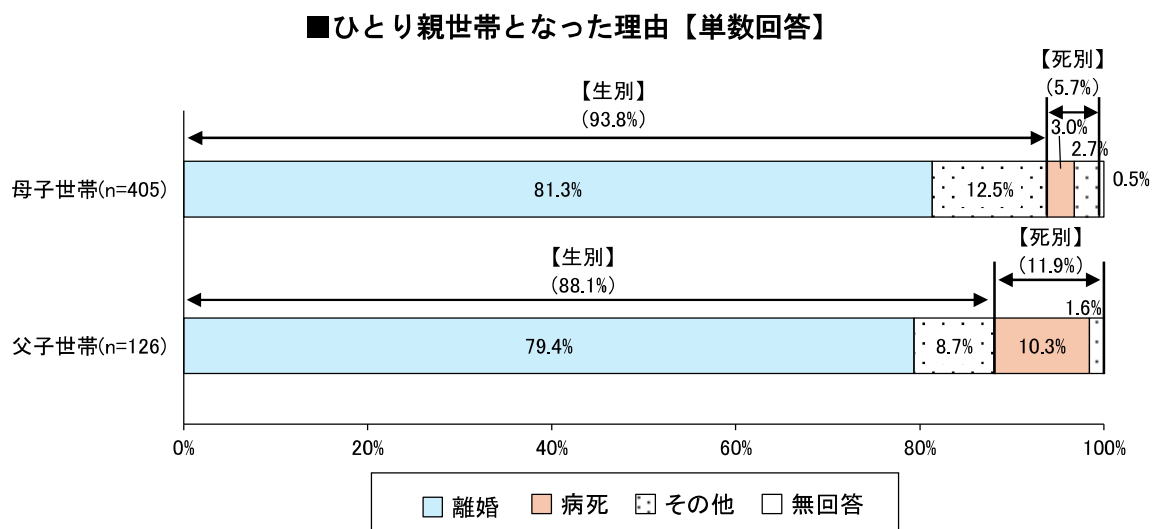
調査対象、配布・回収状況(※居住地が「宮崎市」の回答者を抽出)

調査年度	対象	配布数	回収数	回収率	調査方法	調査時期
令和4年度調査	母子世帯	1,163票	405票	34.8%	郵送または WEB回収	令和4年12月
	父子世帯	355票	126票	35.5%		

(2)ひとり親世帯の調査結果

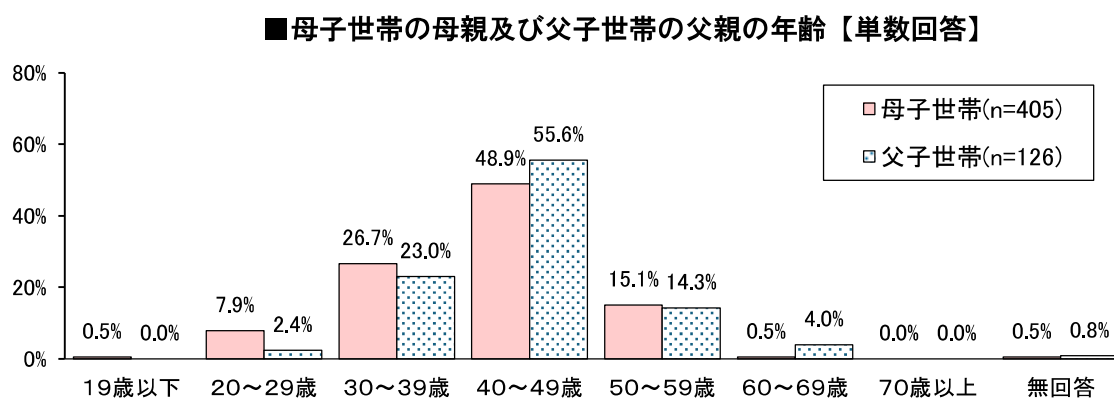
①ひとり親世帯となった理由

○ひとり親世帯となった理由については、母子世帯、父子世帯とも「離婚」の割合が80%前後で最も高くなっています。

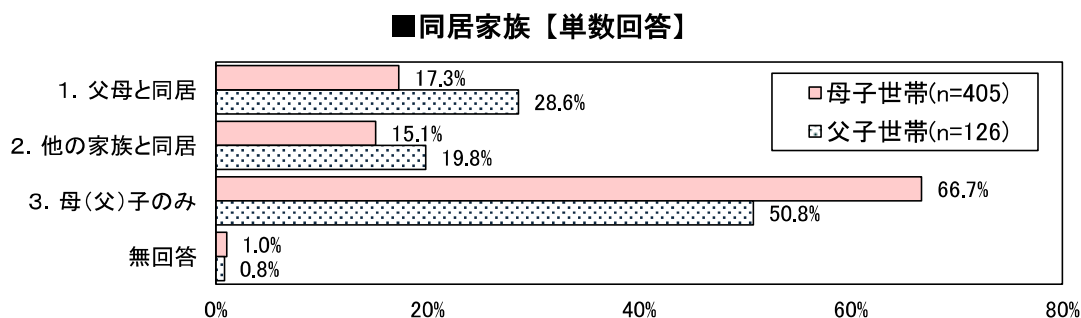


②世帯の状況

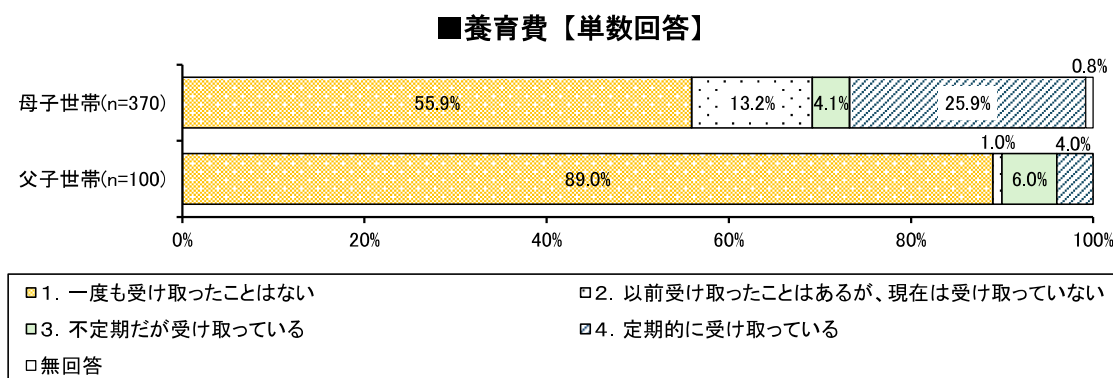
○母子世帯の母親及び父子世帯の父親の年齢については、母子世帯、父子世帯とも「40～49歳」の割合が50%前後で最も高くなっています。



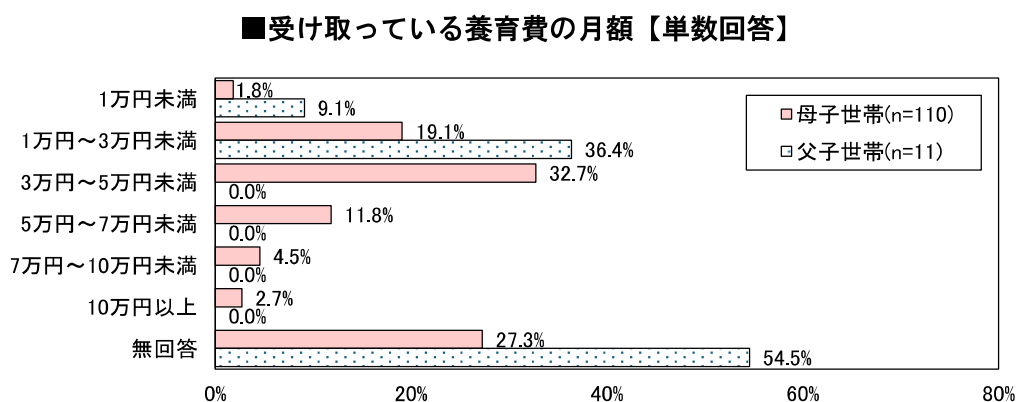
○同居家族については、母子世帯、父子世帯とも「母（父）子のみ」の割合が最も高くなっています。



○養育費については、母子世帯、父子世帯ともに「一度も受け取ったことはない」の割合が最も高くなっています。一方、母子世帯は「定期的に受け取っている」が25.9%で4人に1人となっています。

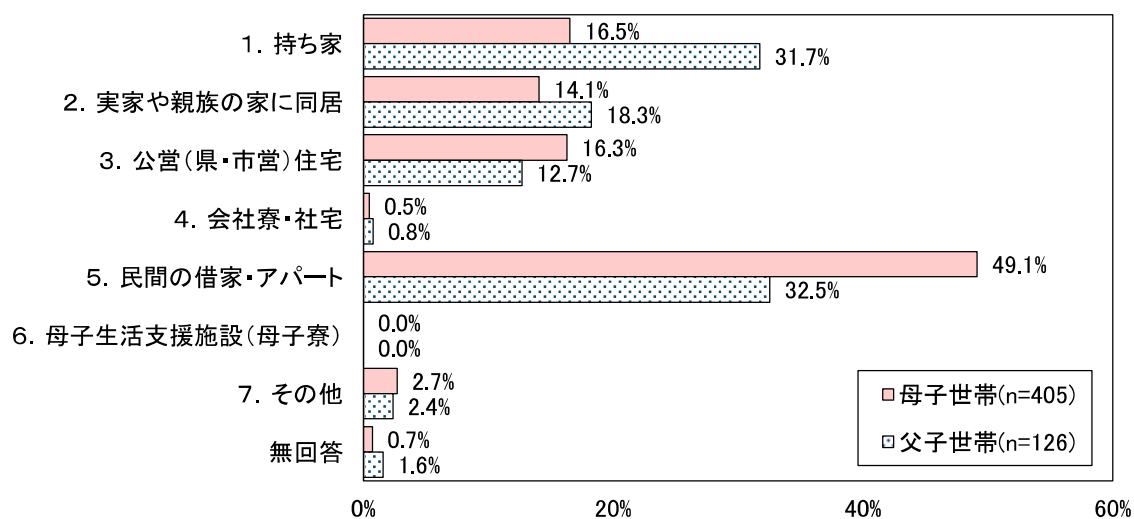


○受け取っている養育費の月額については、母子世帯は「3万円～5万円未満」の割合が最も高くなっています。（※父子世帯は母数が少ないため省略）



○住宅の所有状況については、母子世帯では「民間の借家・アパート」の割合が49.1%で最も高く、次いで「持ち家」(16.5%)、「公営(県・市営)住宅」(16.3%)が続いています。父子世帯では「民間の借家・アパート」(32.5%)と「持ち家」(31.7%)の割合が高くなっています。

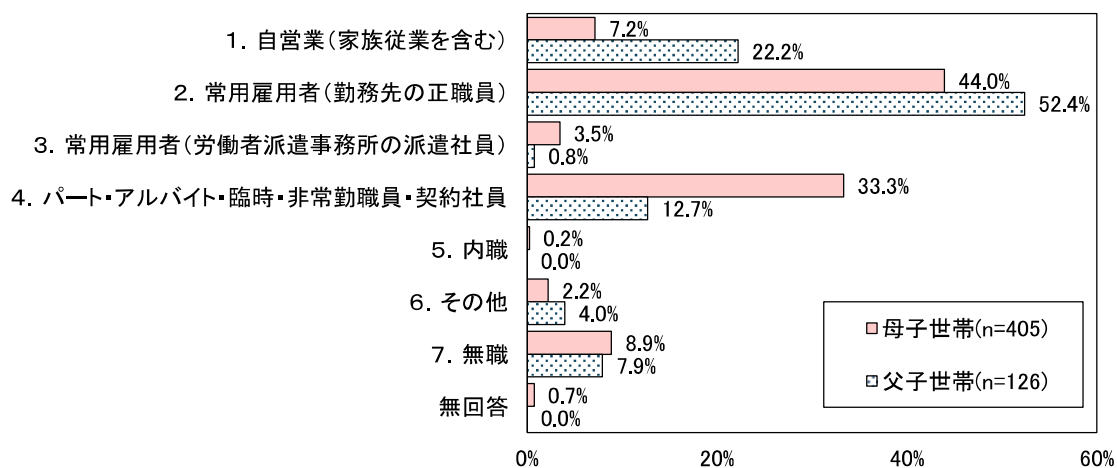
■住宅の所有状況【単数回答】



③保護者の就労状況

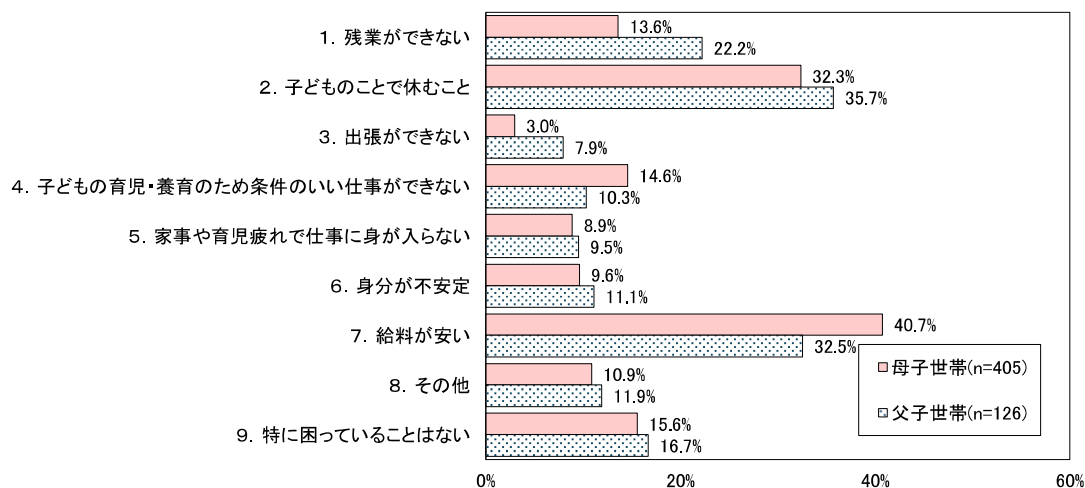
○就労形態については、母子世帯、父子世帯ともに「常用雇用者（勤務先の正職員）」の割合が最も高くなっています。このような中で、「パート・アルバイト・臨時・非常勤職員・契約社員」の割合は、母子世帯（33.3%）が父子世帯（12.7%）を20.6ポイント上回っています。「自営業（家族従業を含む）」では、父子世帯（22.2%）が母子世帯（7.2%）を15.0ポイント上回っています。

■就労形態【単数回答】



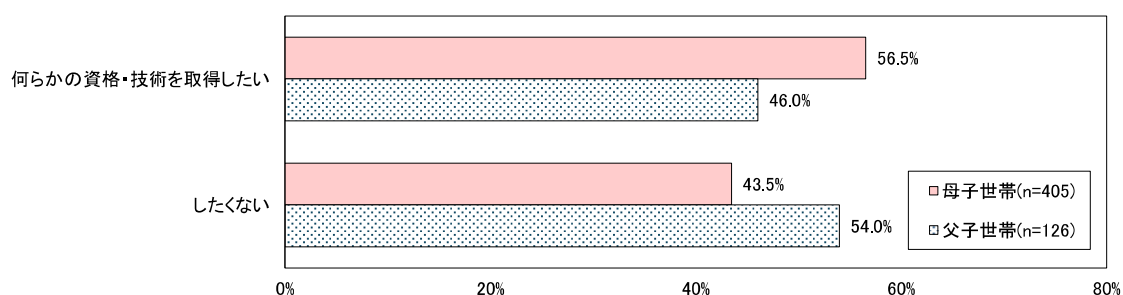
○仕事上で困っていることについては、母子世帯、父子世帯とも「給料が安い」と「子どものことで休むこと」の割合が高く、他の項目を大きく上回っています。

■仕事上で困っていること【複数回答】



- 今後の資格・技術の取得の希望については、母子世帯は「何らかの資格・技術を取得したい」の割合が56.5%であり、父子世帯（46.0%）を10.5ポイント上回っています。
- 今後取得したい資格・技術については、母子世帯では「IT（情報技術）の利活用に関する資格」の割合（16.8%）が最も高く、次いで「医療事務」（10.1%）、「栄養士・調理師」（8.9%）が続いています。父子世帯では「大型自動車免許」の割合（13.5%）が最も高く、次いで「IT（情報技術の利活用に関する資格）」（11.1%）、「土木・建築・電気・水道等技術」（10.3%）が続いています。

■今後の資格・技術の取得の希望【単数回答】



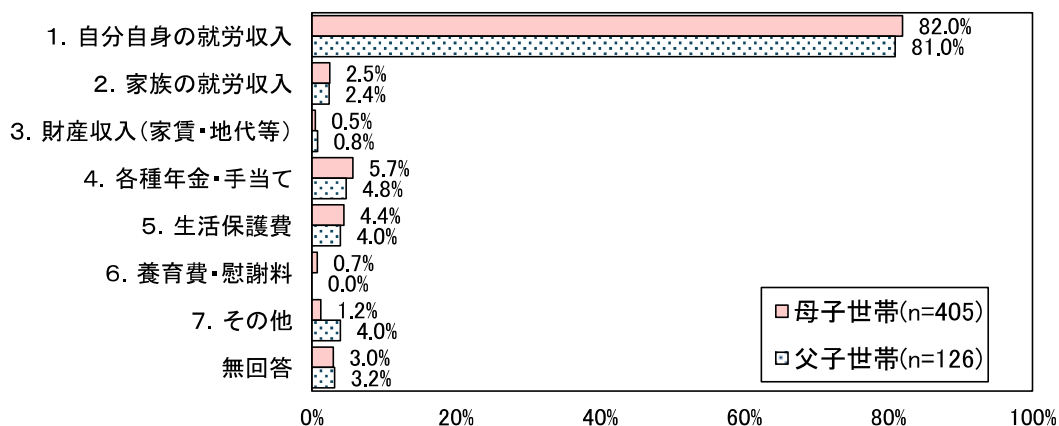
■今後取得したい資格・技術 上位の5項目【複数回答】

	母子世帯 (n=405)		父子世帯 (n=126)	
	項目	割合(%)	項目	割合(%)
第1位	IT(情報技術)の利活用に関する資格	16.8	大型自動車運転免許	13.5
第2位	医療事務	10.1	IT(情報技術)の利活用に関する資格	11.1
第3位	栄養士・調理師	8.9	土木・建築・電気・水道等技師	10.3
第4位	外国語検定、会話など	8.4	システム開発等に関する資格	9.5
第5位	看護師・保健師など	8.1	介護福祉士・ホームヘルパー	7.1

④生計の状況

○生計を支える主な収入源については、母子世帯、父子世帯とも「自分自身の就労収入」の割合が約80%で最も高くなっています。なお、「生活保護費」は、母子世帯、父子世帯とも4%程度となっています。

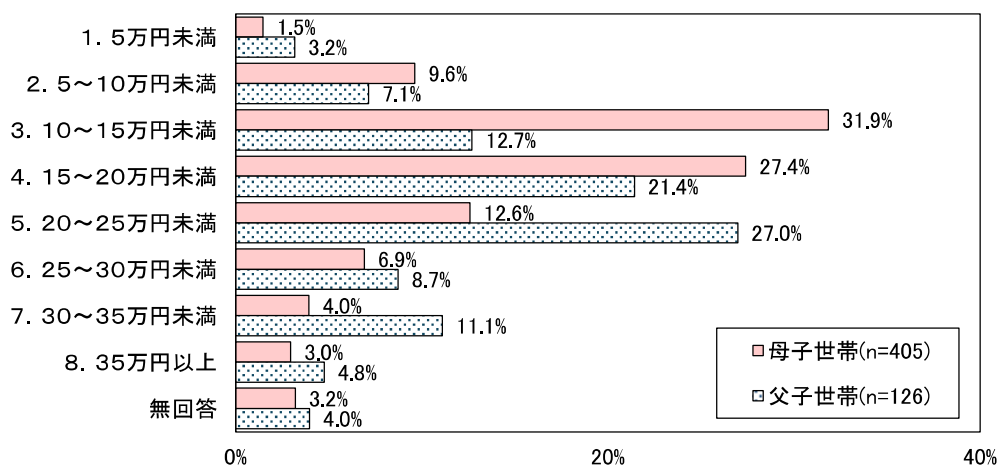
■生計を支える主な収入源【単数回答】



○母子世帯の平均月収については、「10～15万円未満」の割合が31.9%で最も高く、次いで「15～20万円未満」(27.4%)、「20～25万円未満」(12.6%)が続いています。

○父子世帯の平均月収については、「20～25万円未満」の割合が27.0%で最も高く、次いで「15～20万円未満」(21.4%)、「10～15万円未満」(12.7%)が続いています。

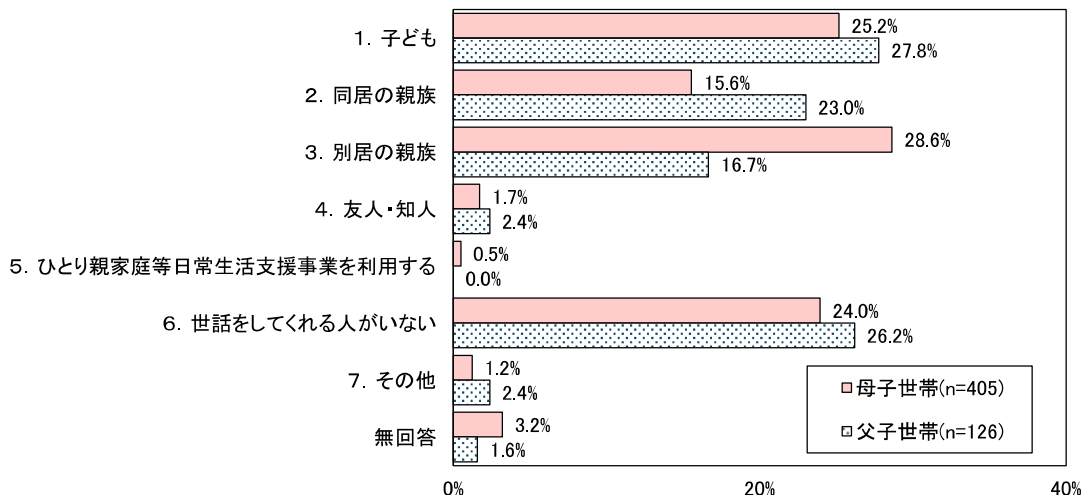
■世帯の平均月収【単数回答】



⑤看病について

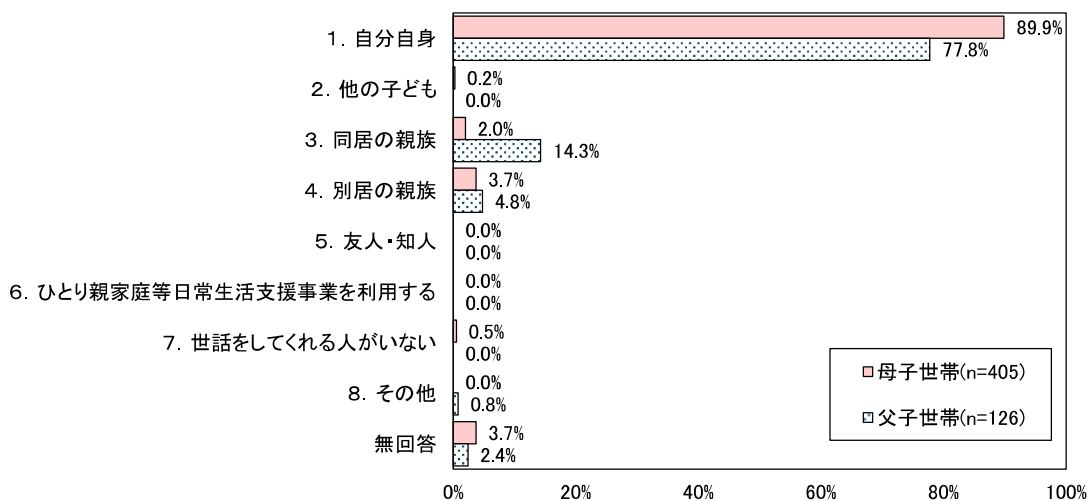
○自分自身が病気にかかったときに主に看病してくれる人については、母子世帯では「別居の親族」の割合（28.6%）が最も高く、次が「子ども」（25.2%）となっています。父子世帯では「子ども」の割合（27.8%）が最も高く、次が「同居の親族」（23.0%）となっています。なお、「世話をしてくれる人がいない」は、母子世帯、父子世帯とも25%前後で4人に1人となっています。

■自分自身が病気にかかったときに主に看病してくれる人【単数回答】



○子どもが病気や怪我のときに主に看病をする人については、母子世帯、父子世帯ともに「自分自身」の割合が最も高く、他の項目を大きく上回っています。

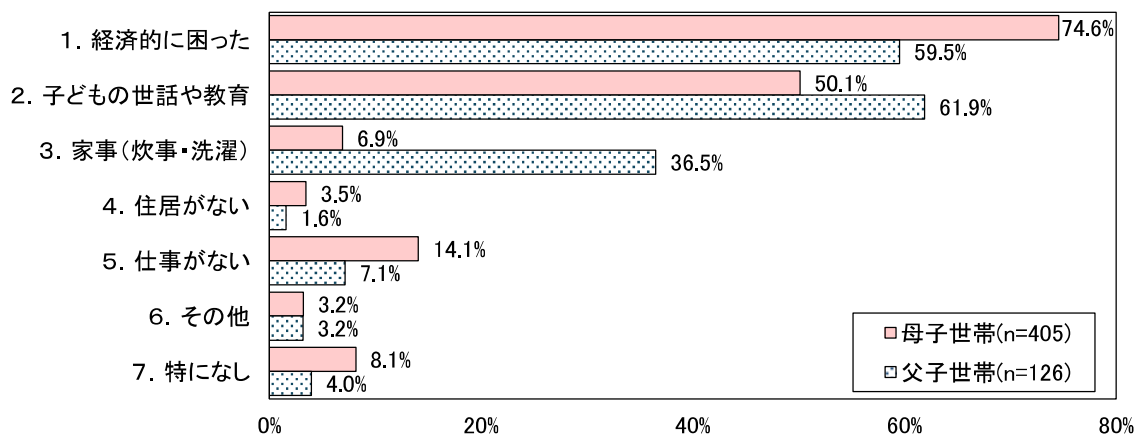
■子どもが病気や怪我のときに主に看病をする人【単数回答】



⑥ 困りごとや悩みの状況

○配偶者がいなくなった当時、生活上困ったことについては、母子世帯では「経済的に困った」の割合が74.6%で最も高く、父子世帯（59.5%）を15.1ポイント上回っています。父子世帯では「子どもの世話や教育」の割合（61.9%）が最も高く、母子世帯（50.1%）を11.8ポイント上回っています。また、「家事（炊事・洗濯）」では、父子世帯の割合（36.5%）が母子世帯（6.9%）を29.6ポイント高くなっています。

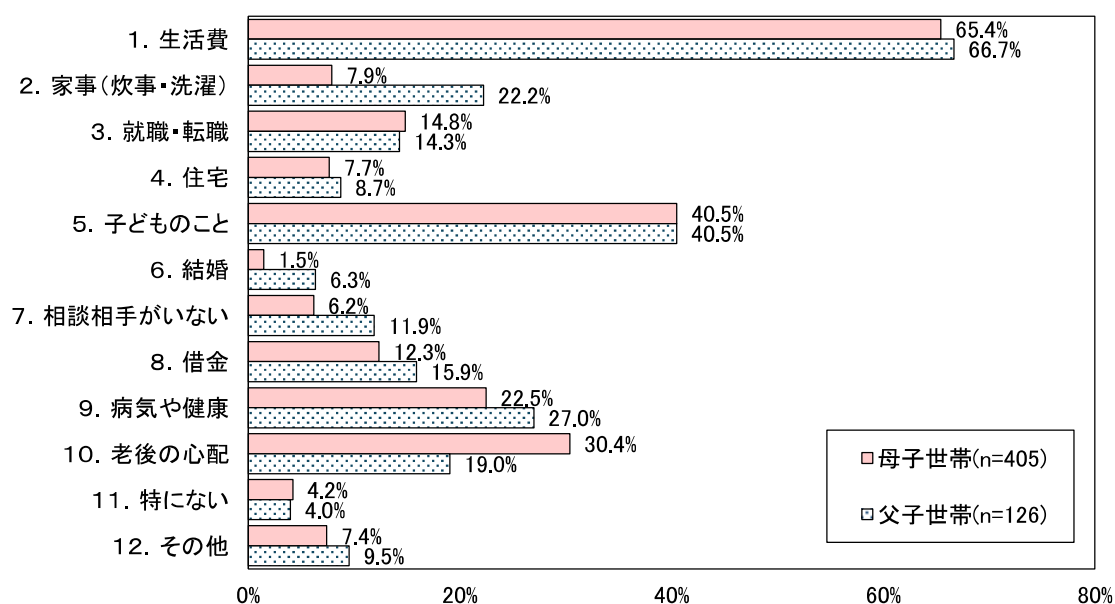
■ 配偶者がいなくなった当時、生活上困ったこと【複数回答】



○現在、生活上困っていることについては、母子世帯、父子世帯とも「生活費」の割合が最も高く、次が「子どものこと」で、この2つが他の項目を大きく上回っています。

○なお、「家事（炊事・洗濯）」と「老後の心配」については、母子世帯と父子世帯で割合の差が10ポイント以上あります。

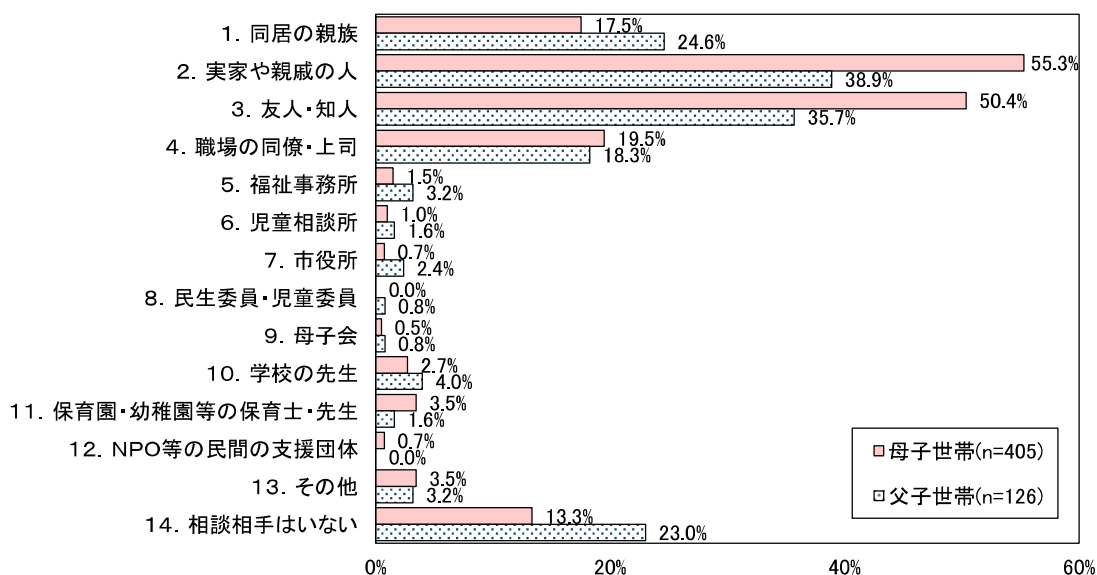
■ 現在、生活上困っていること【複数回答】



○困ったときの相談相手については、母子世帯、父子世帯とも「実家や親戚の人」と「友人・知人」の割合が高くなっており、特に母子世帯では50%を上回っています。このような中で、行政機関（「福祉事務所」、「児童相談所」、「市役所」、「民生委員・児童委員」等）の割合は、母子世帯、父子世帯ともに5%以下で低い状況です。

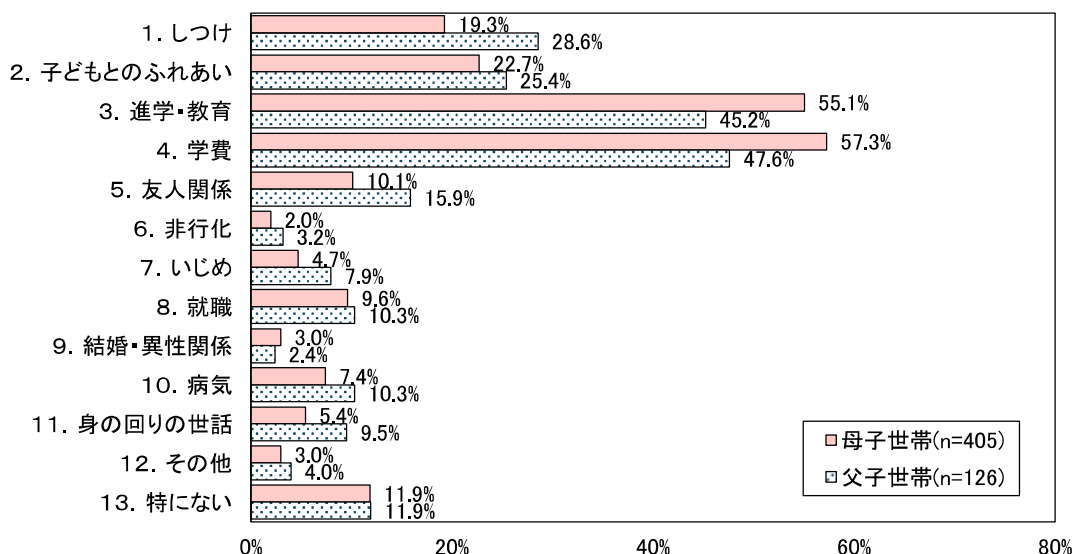
○一方、「相談相手はいない」の割合は、母子世帯では13.3%、父子世帯では23.0%となっています。

■困ったときの相談相手【複数回答】



○子どものことで悩んでいること、困っていることについては、母子世帯、父子世帯とも「学費」と「進学・教育」の割合が高く、他の項目を大きく上回っています。

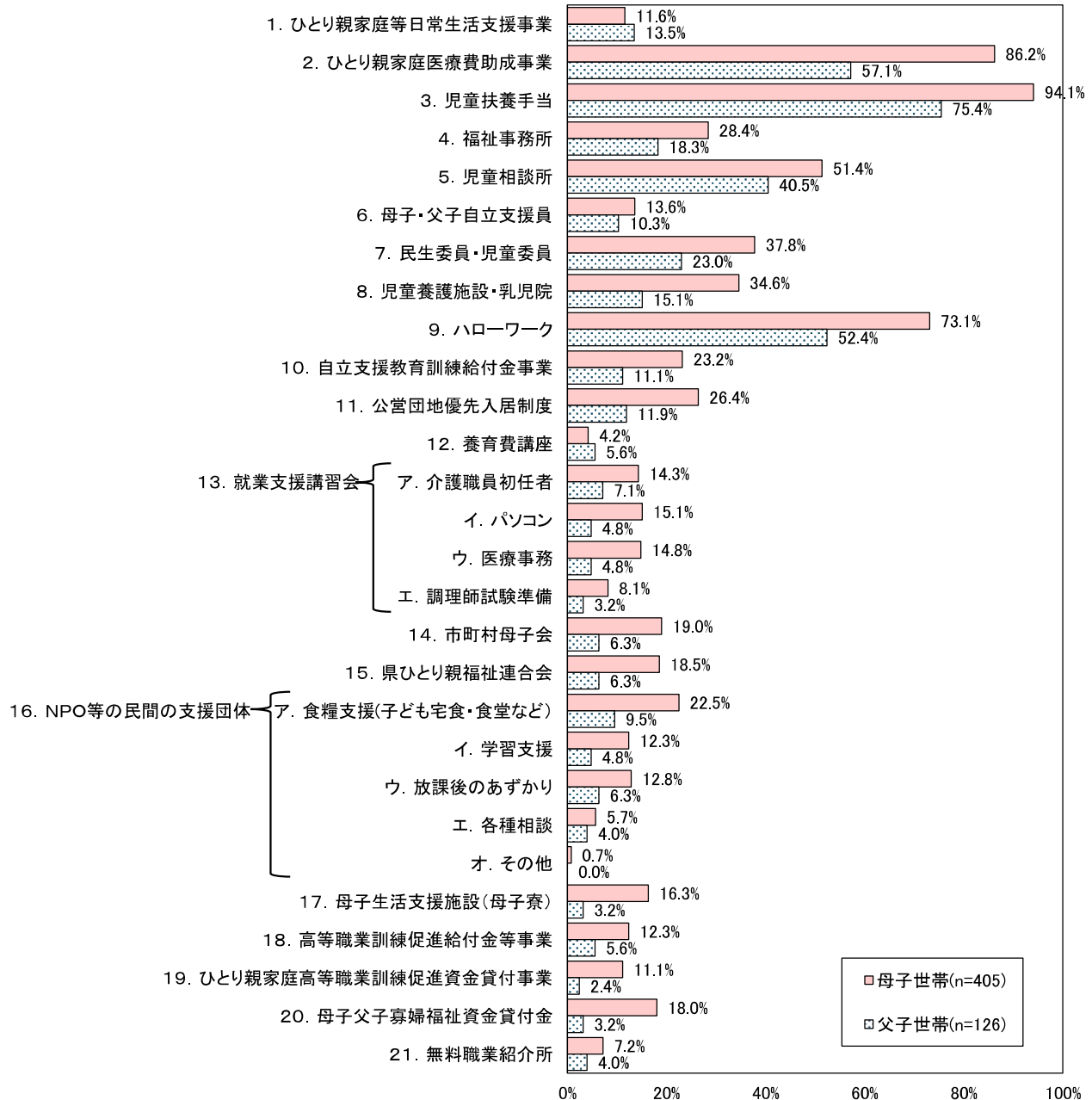
■子どものことで悩んでいること、困っていること【複数回答】



⑦公的制度や施設の認知度と利用状況

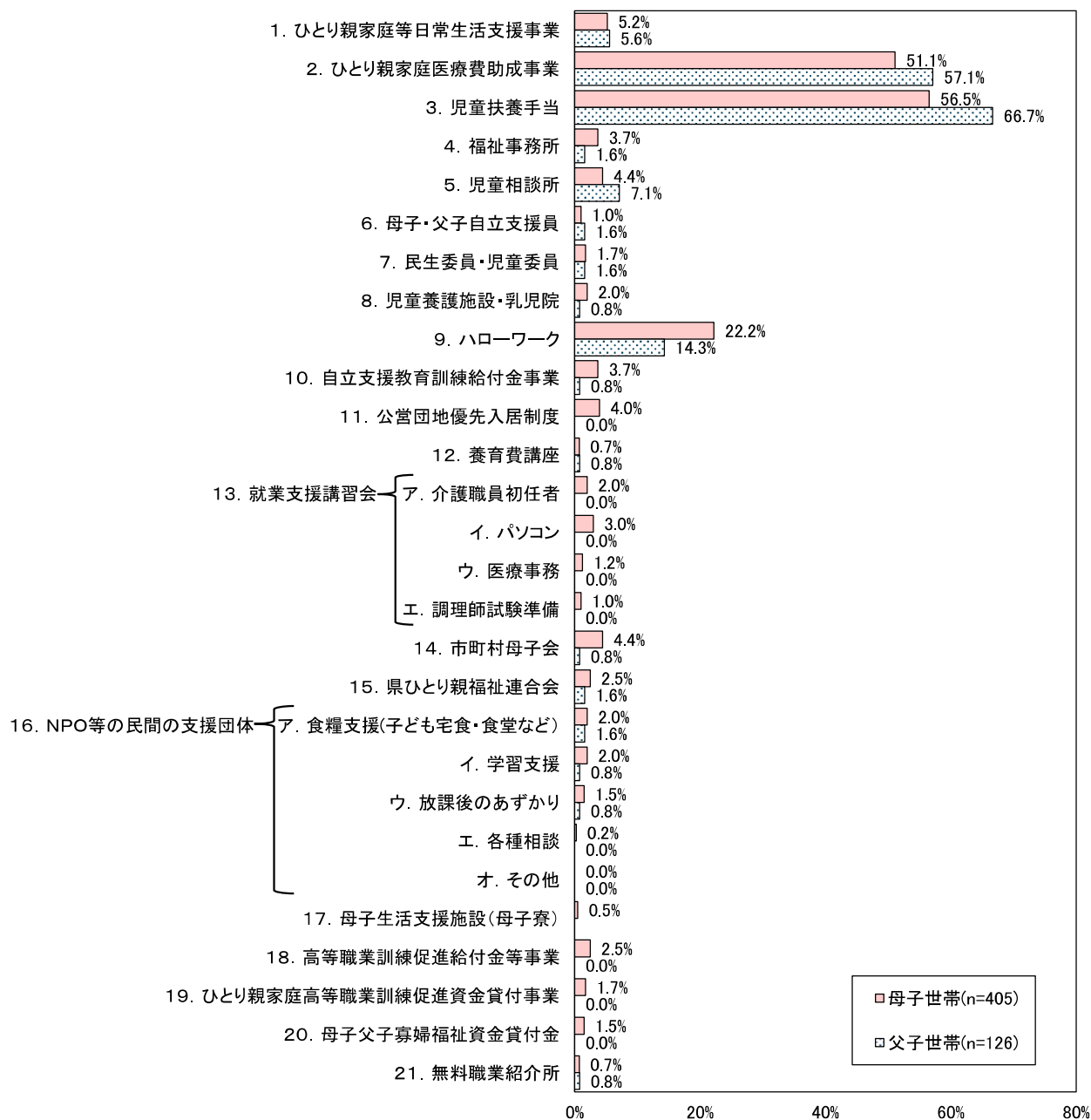
○公的制度や施設の認知度については、母子世帯、父子世帯とも「児童扶養手当」の割合が最も高く、次いで「ひとり親家庭医療費助成事業」、「ハローワーク」が続いています。

■公的制度や施設の認知度【複数回答】



○公的制度や施設の利用状況については、母子世帯、父子世帯とも「児童扶養手当」と「ひとり親家庭医療費助成事業」の割合が高く、他の項目を大きく上回っています。

■公的制度や施設の利用状況【複数回答】

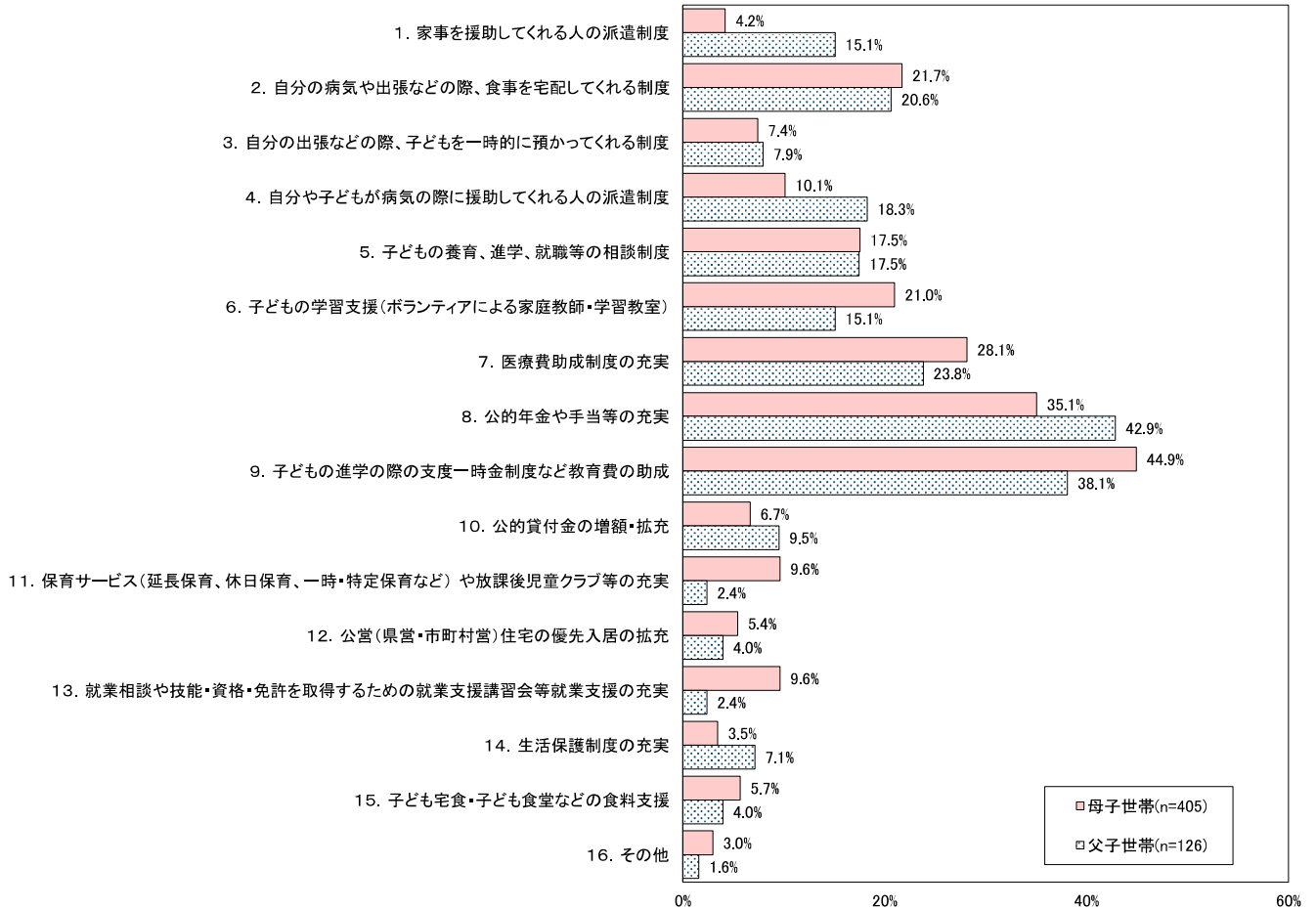


※「母子生活支援施設(母子寮)」は母子世帯だけの選択肢

⑧行政への要望

○行政への要望については、「子どもの進学の際の支度一時金制度など教育費の助成」と「公的年金や手当等の充実」の割合が、母子世帯、父子世帯とも高くなっています。

■行政への要望【複数回答】



10 宮崎県結婚・子育て意識調査結果

(1)調査の概要

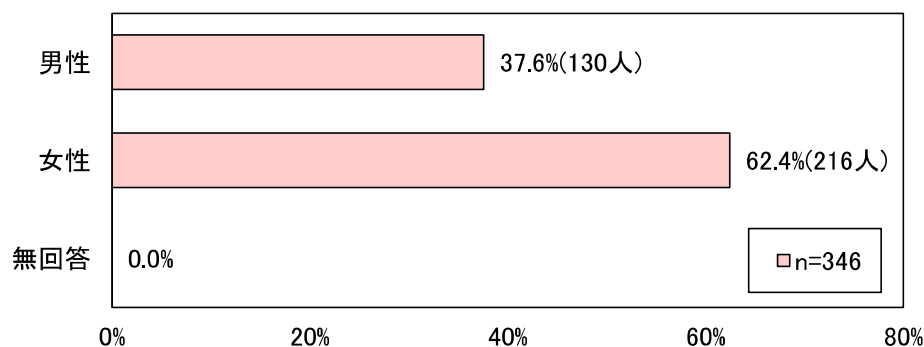
調査対象、配布・回収状況(※居住地为「宮崎市」の回答者を抽出)

調査年度	対象	配布数	回収数	回収率	調査方法	調査時期
令和6年度調査	20～40代の男性	587票	130票	22.1%	郵送または WEB回収	令和6年8月
	20～40代の女性	587票	216票	36.8%		

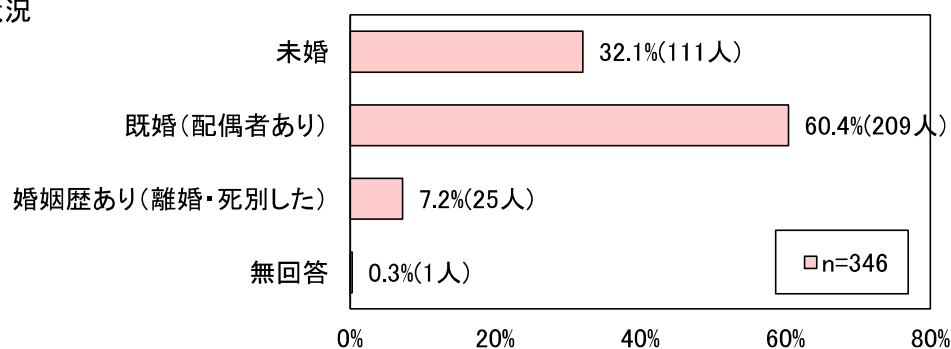
(2)調査結果

①回答者の属性

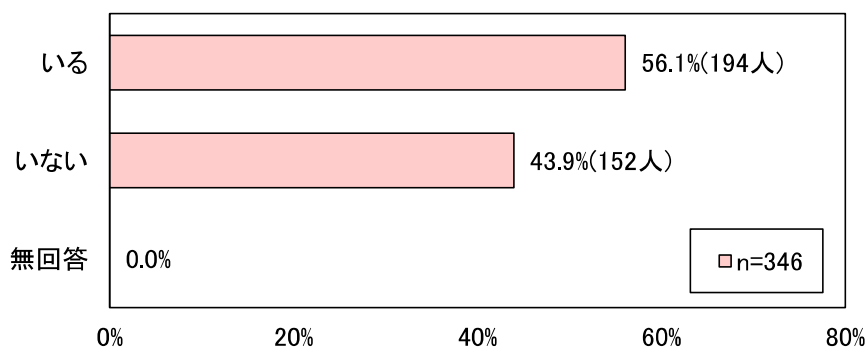
(i)性別



(ii)婚姻状況



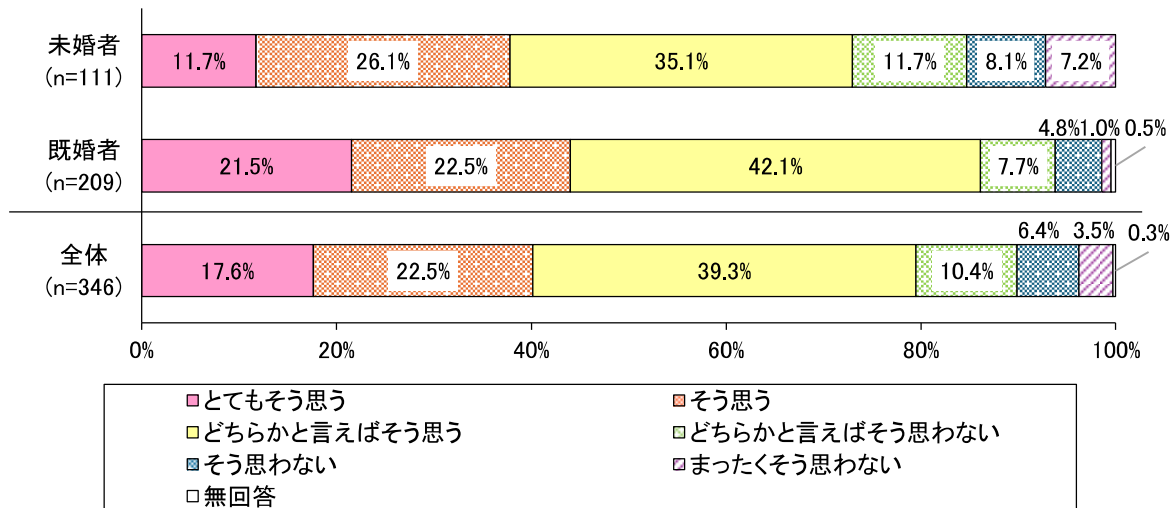
(iii)子どもの有無



②結婚や子どもを持つことについて

○結婚して配偶者がいたら生活が楽しく豊かになるについては、『思わない』（「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」と「まったくそう思わない」の計：以下同じ）割合は、未婚者が27.0%で、既婚者（13.5%）を13.5ポイント上回っています。

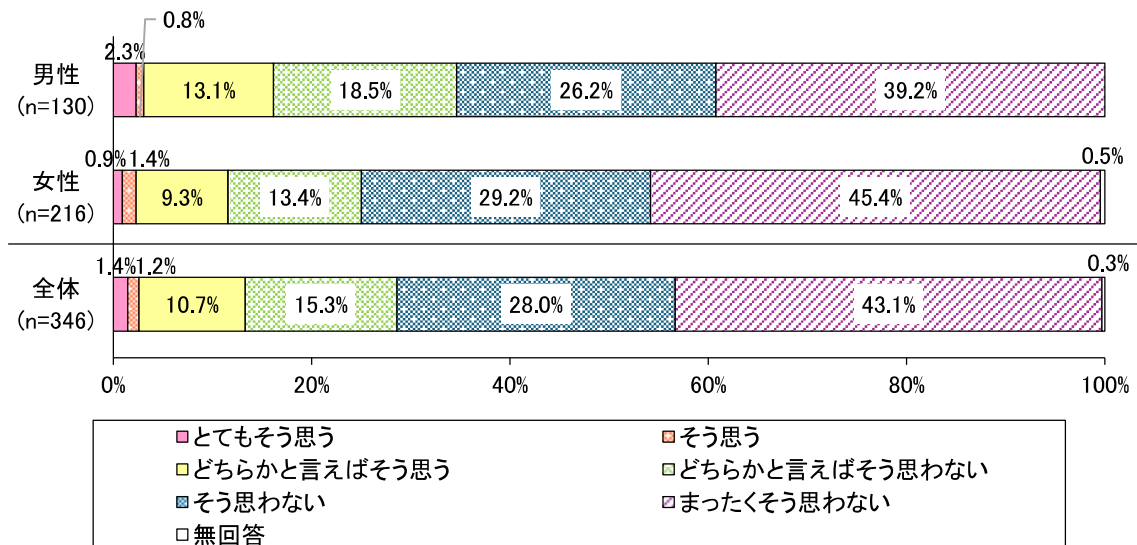
■結婚して配偶者がいたら生活が楽しく豊かになるという考え方【単数回答】



※「婚姻歴あり(離別・死別)」は除いています。(以下同じ)

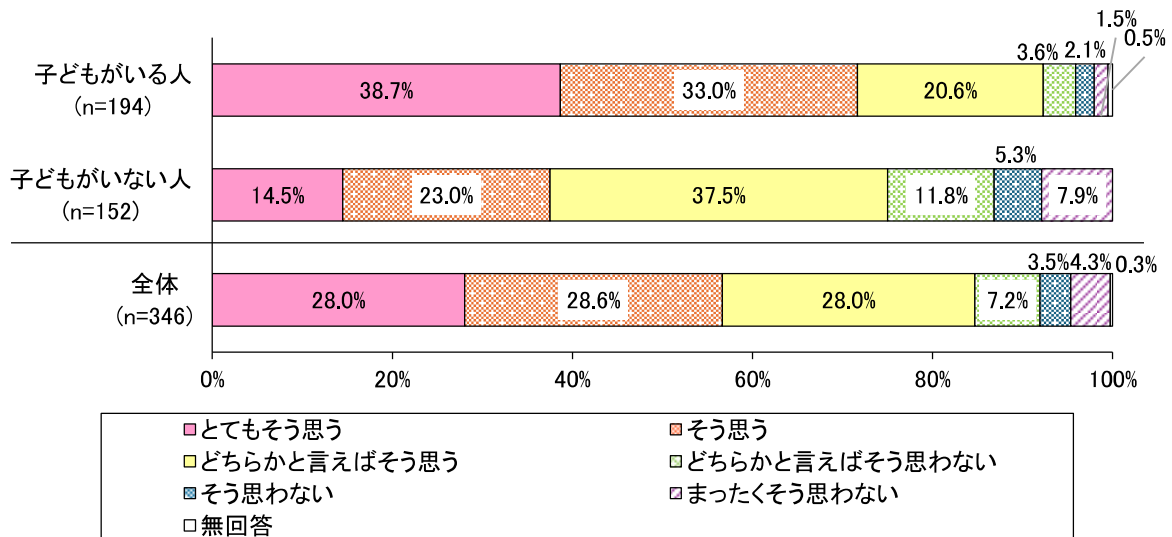
○「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な考え方については、『思う』（「とてもそう思う」と「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の計）割合は、男性が16.2%で女性（11.6%）を4.6ポイント上回っています。

■「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な考え方【単数回答】



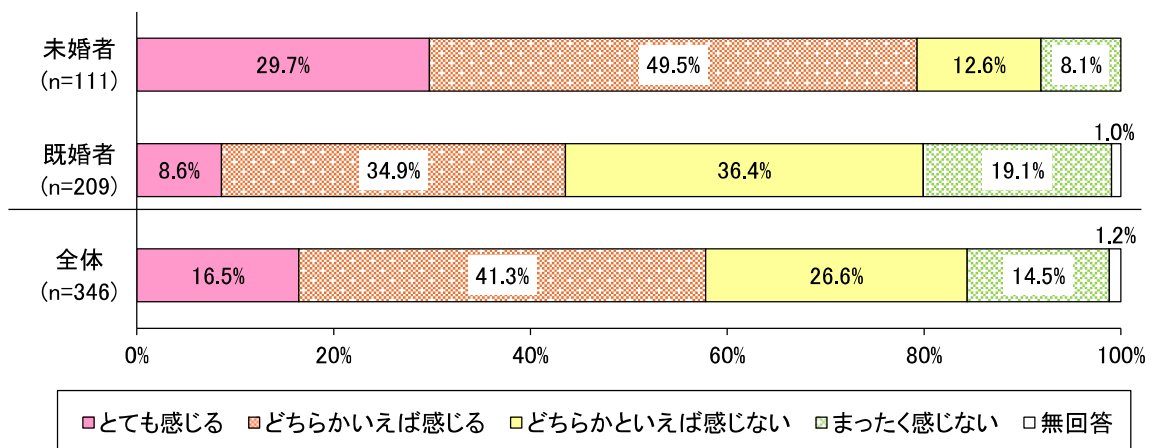
○子どもがいたら生活が楽しく豊かになるについては、『思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」と「まったくそう思わない」の計）割合は、子どもがいない人は25.0%で、子どもがいる人（7.2%）を17.8ポイント上回っています。

■子どもがいたら生活が楽しく豊かになるという考え方【単数回答】



○結婚に対する不安や負担感については、『感じる』（「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」の計）割合は、未婚者が79.2%で、既婚者（43.5%）を35.7ポイント上回っています。

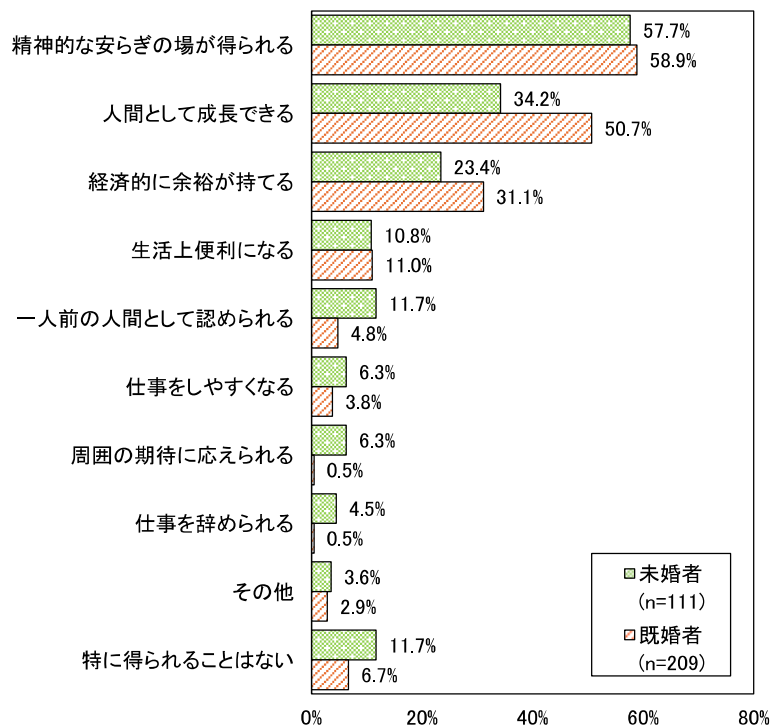
■結婚に対する不安や負担感【単数回答】



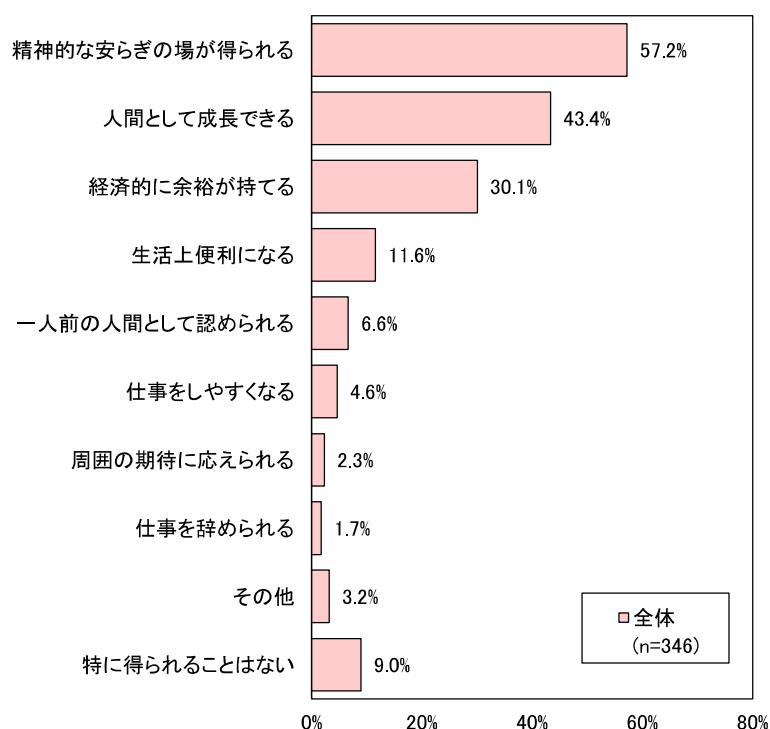
③結婚で得られると思うこと

○結婚で得られると思うことについては、未婚者と既婚者ともに「精神的な安らぎの場が得られる」の割合（未婚者：57.7%、既婚者：58.9%）が最も高く、次が「人間として成長できる」（未婚者：34.2%、既婚者：50.7%）となっています。その中で、「人間として成長できる」は既婚者が未婚者を16.5ポイント上回っています。

■結婚で得られると思うこと【複数回答】

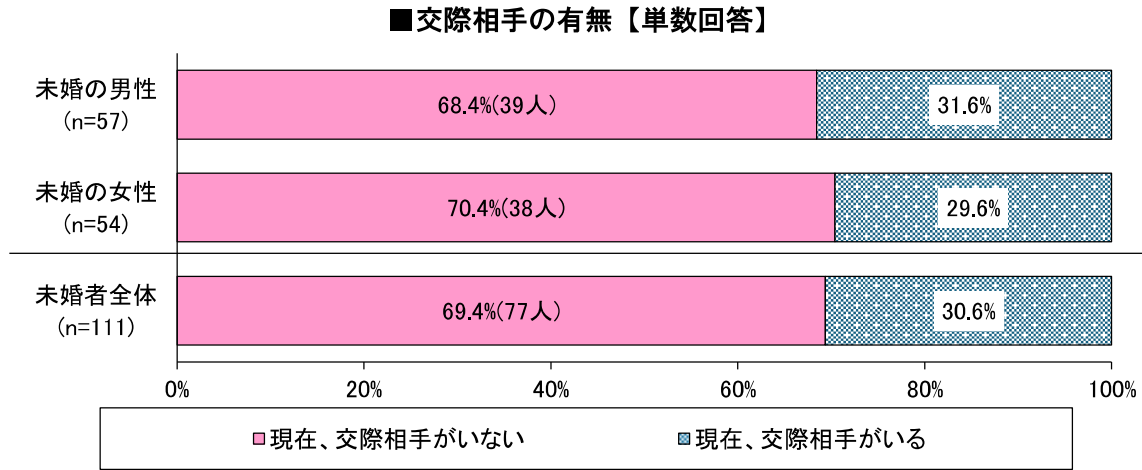


<全体>



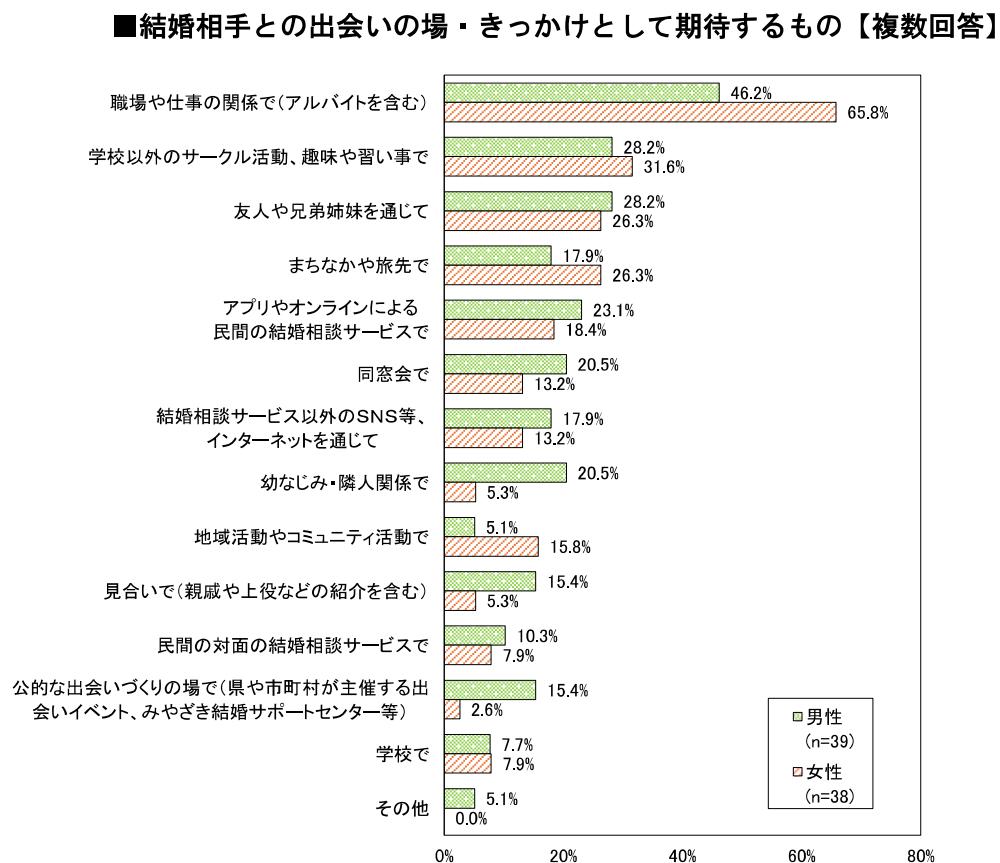
④交際相手の有無(未婚者の回答)

○交際相手の有無については、「現在、交際相手がいない」割合は、男性が68.4%、女性が70.4%で、ほぼ同じとなっています。

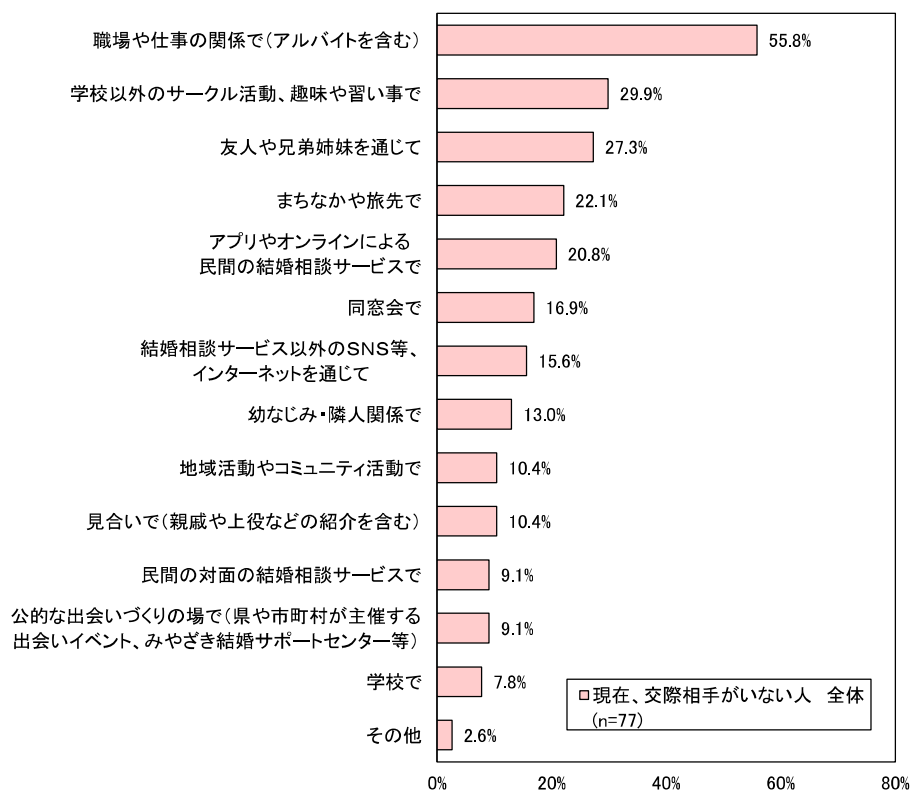


⑤結婚相手との出会いの場・きっかけとして期待するもの(現在、交際相手がいない人の回答)

○結婚相手との出会いの場・きっかけとして期待するものについては、男女とも「職場や仕事の関係で(アルバイトを含む)」の割合(男性：46.2%、女性：65.8%)が最も高くなっています。その中で、女性は男性を19.6ポイント上回っています。



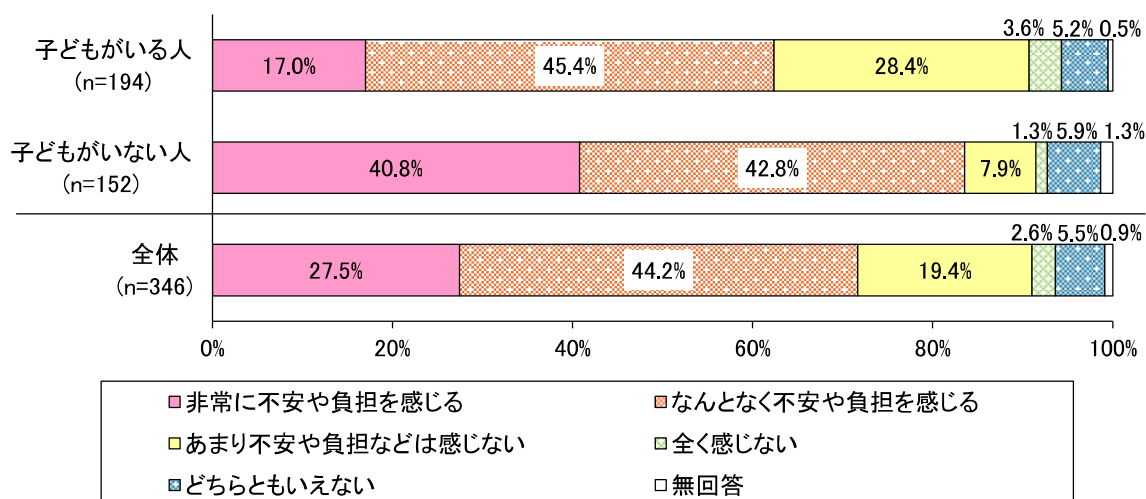
<全体>



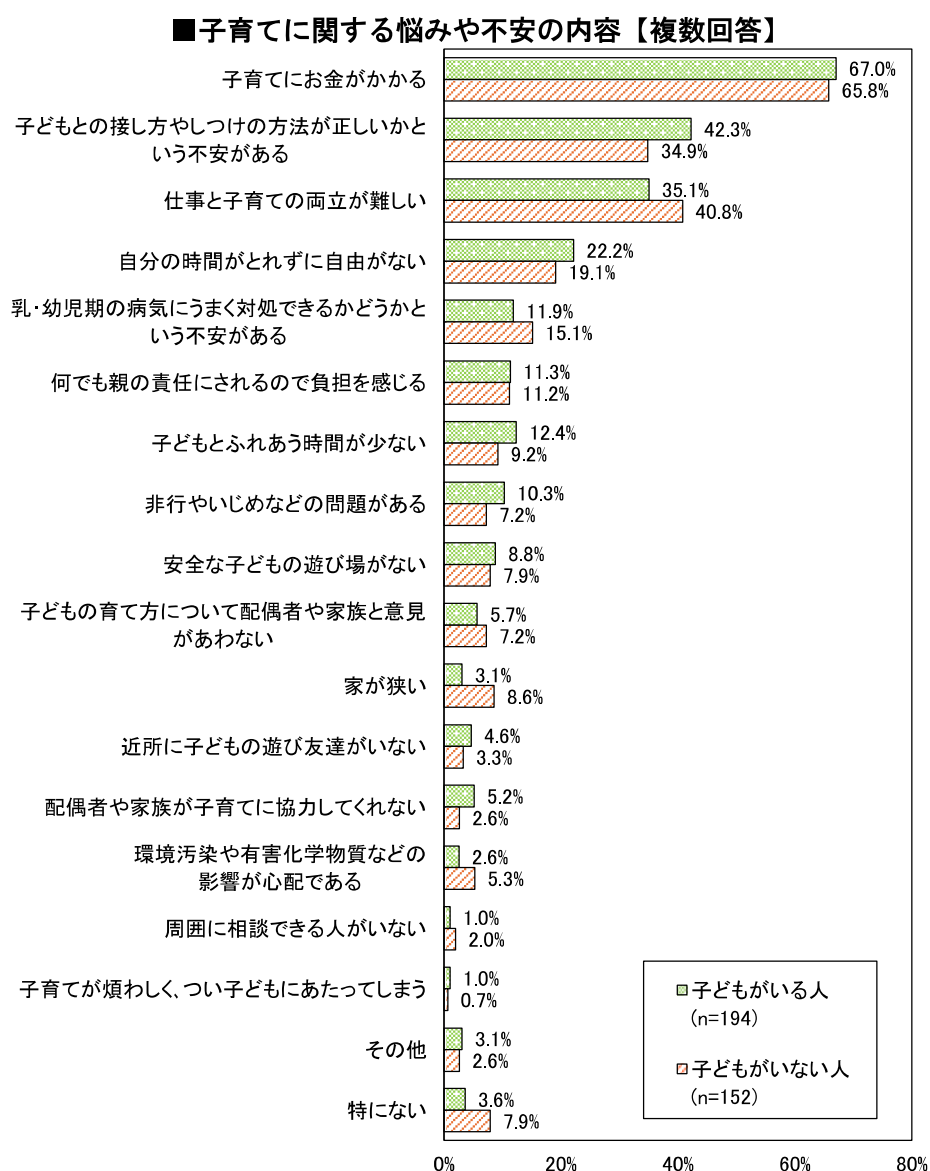
⑥出産や子育てに関することについて

○子育てに関する不安や負担については、『感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の計）割合は、こどもがいない人は83.6%で、子どもがいる人（62.4%）を21.2ポイント上回っています。

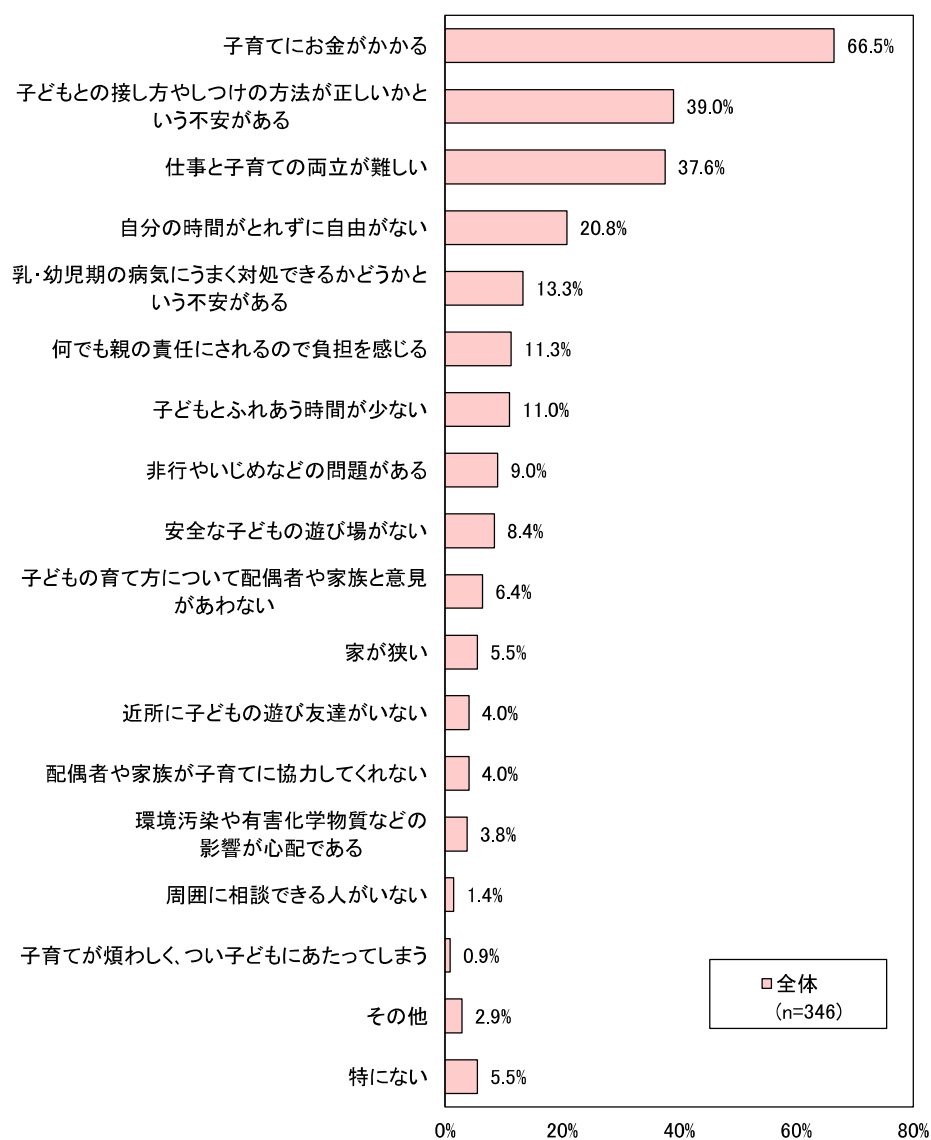
■子育てに関する不安や負担【単数回答】



○子育てに関する悩みや不安の内容については、子どもがいる人、子どもがいない人ともに上位3項目の順位は同じで、「子育てにお金がかかる」の割合（子どもがいる人：67.0%、子どもがいない人：65.8%）が最も高くなっています。その中で、「子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」は子どもがいる人（42.3%）が子どもがいない人（34.9%）を7.4ポイント上回っています。「仕事と子育ての両立が難しい」は子どもがいない人（40.8%）が子どもがいる人（35.1%）を5.7ポイント上回っています。



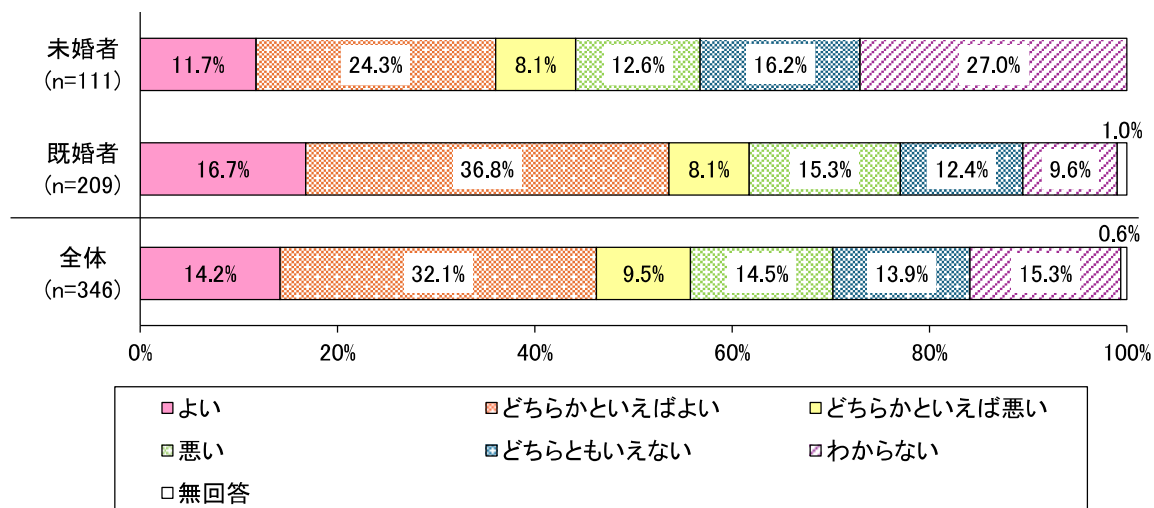
<全体>



⑦子育て環境に関することについて

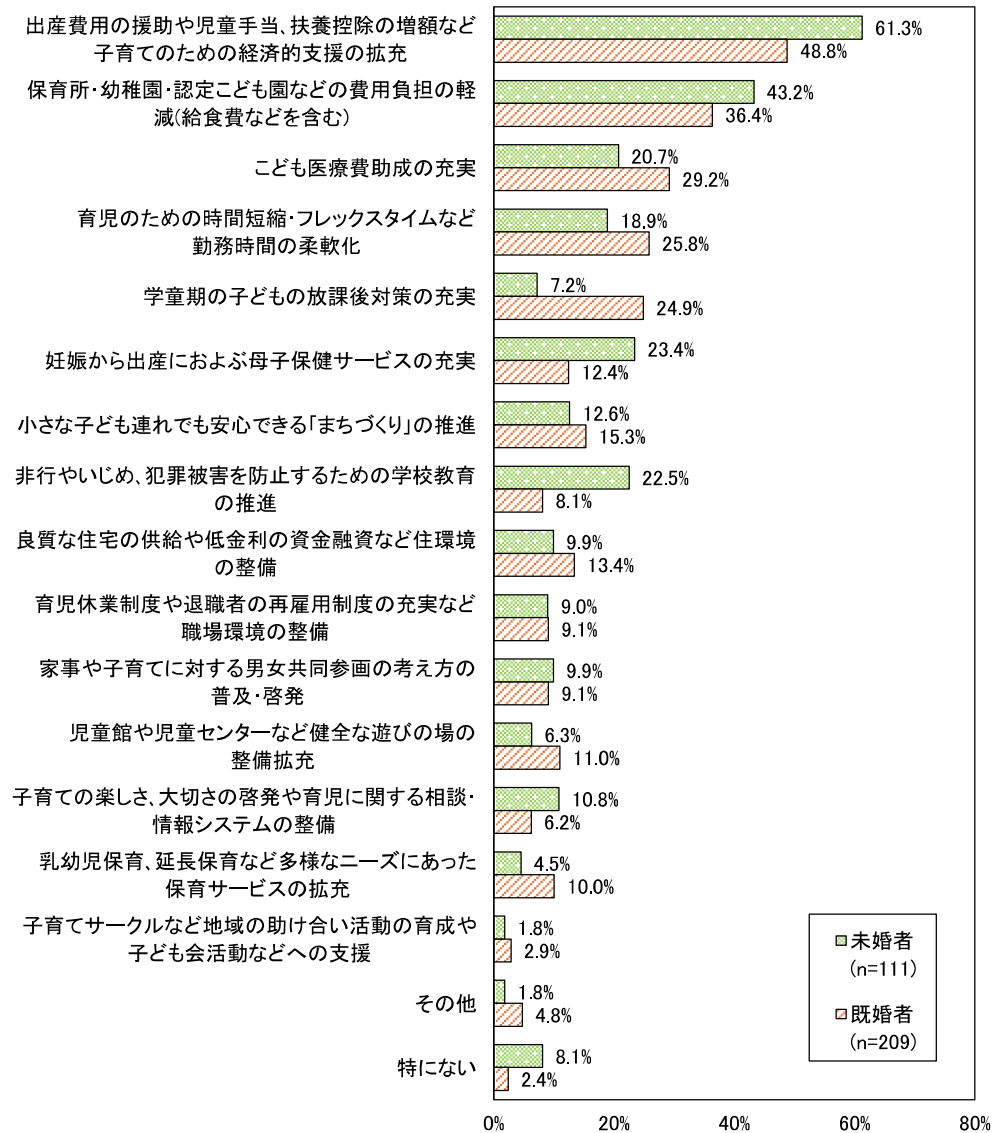
○子育てをしながら働ける職場環境の印象については、『悪い』（「どちらかといえば悪い」と「悪い」の計）の割合は、未婚者が20.7%、既婚者が23.4%でほぼ同じとなっています。

■子育てをしながら働ける職場環境の印象【単数回答】

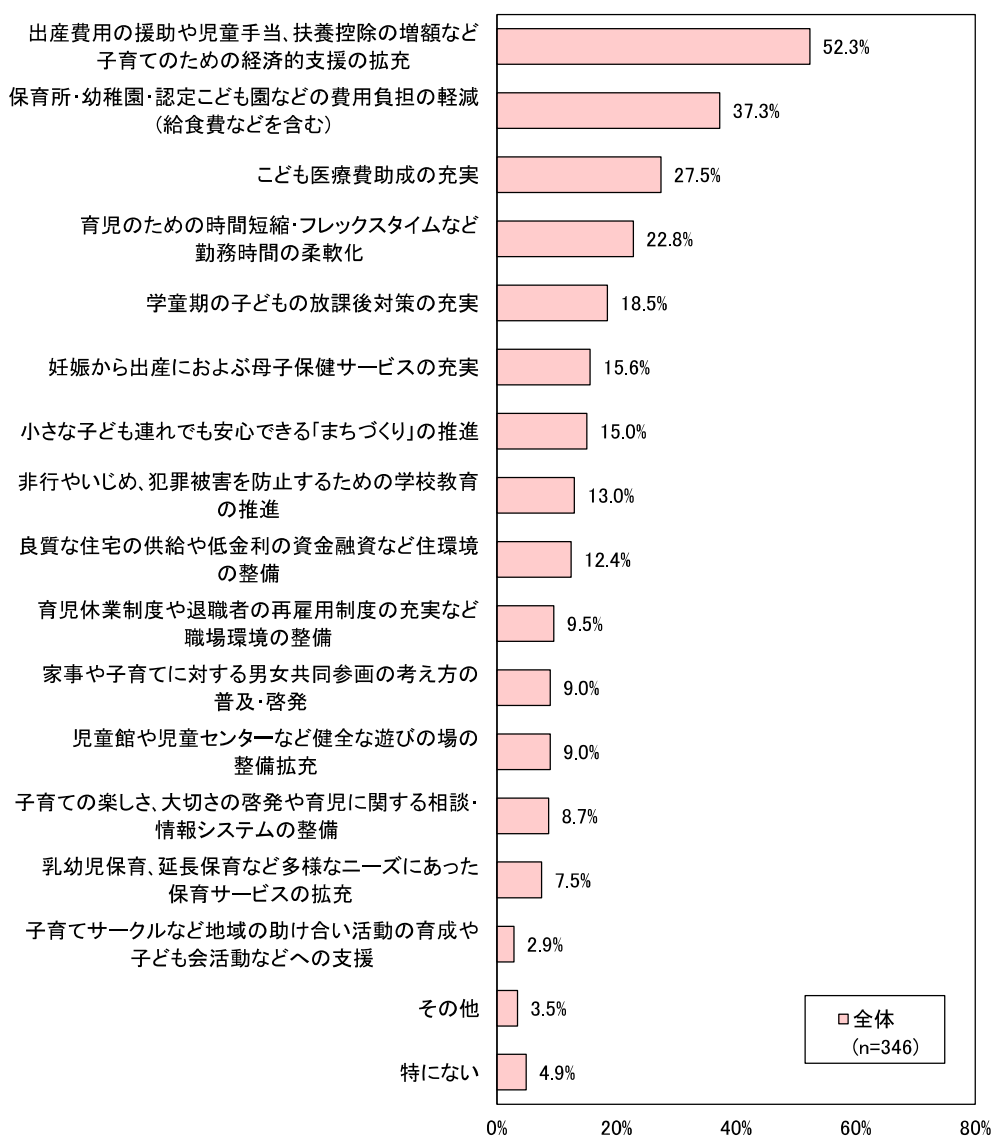


○子どもを安心して生み育てられる環境整備のために希望する政策については、未婚者、既婚者ともに上位3項目の順位はほぼ同じで、「出産費用の援助や児童手当、扶養控除の増額等、子育てのための経済的支援の拡充」の割合（未婚者：61.3%、既婚者：48.8%）が最も高くなっています。

■子どもを安心して生み育てられる環境整備のために希望する政策【複数回答】



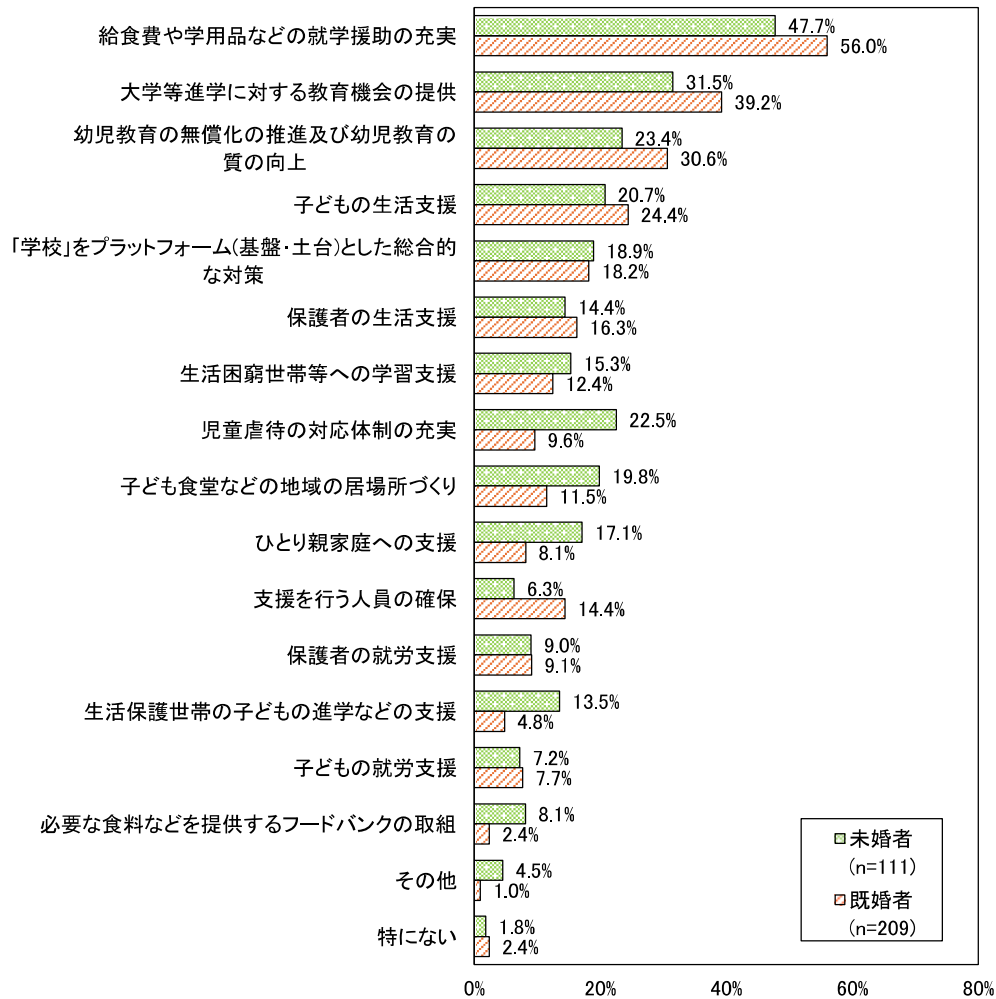
<全体>



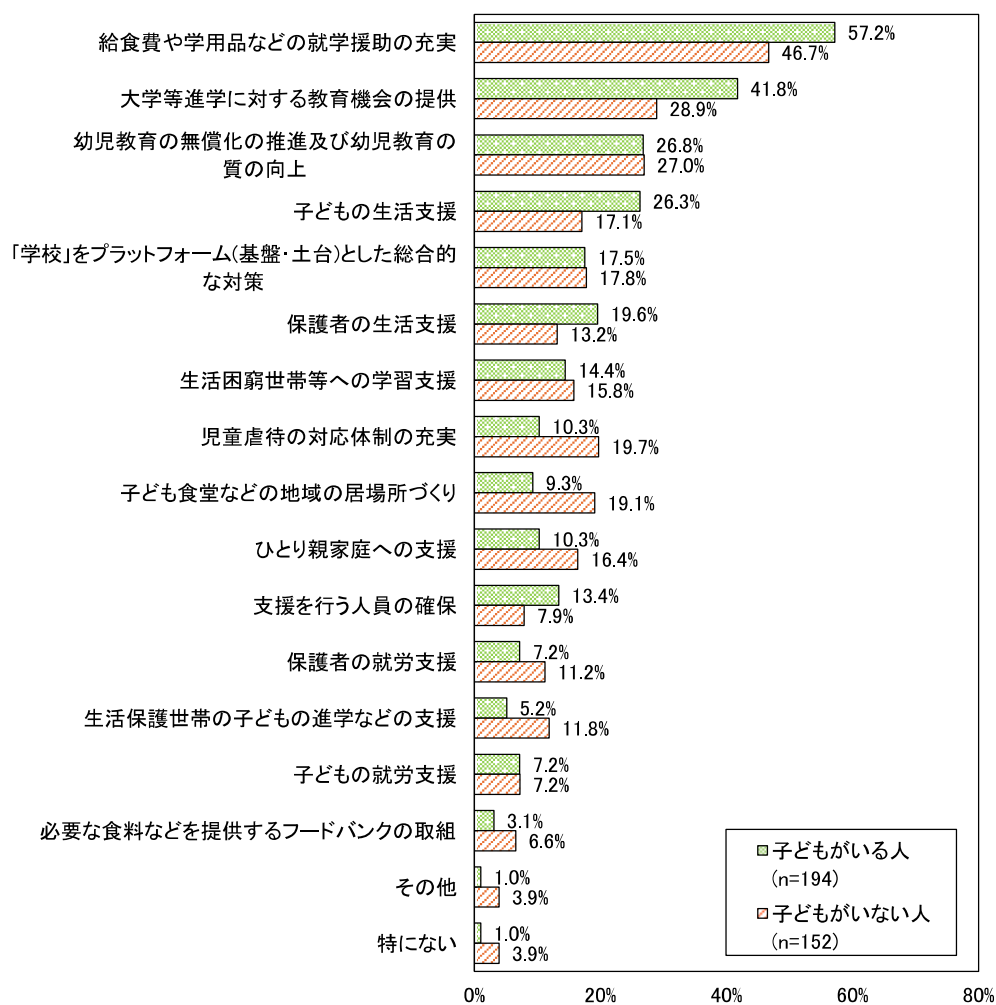
⑧子どもの貧困対策に関することについて

○子どもの貧困対策のために希望する政策については、未婚者、既婚者ともに上位3項目の順位は同じで、「給食費や学用品などの就学援助の充実」の割合（未婚者：47.7%、既婚者：56.0%）が最も高くなっています。

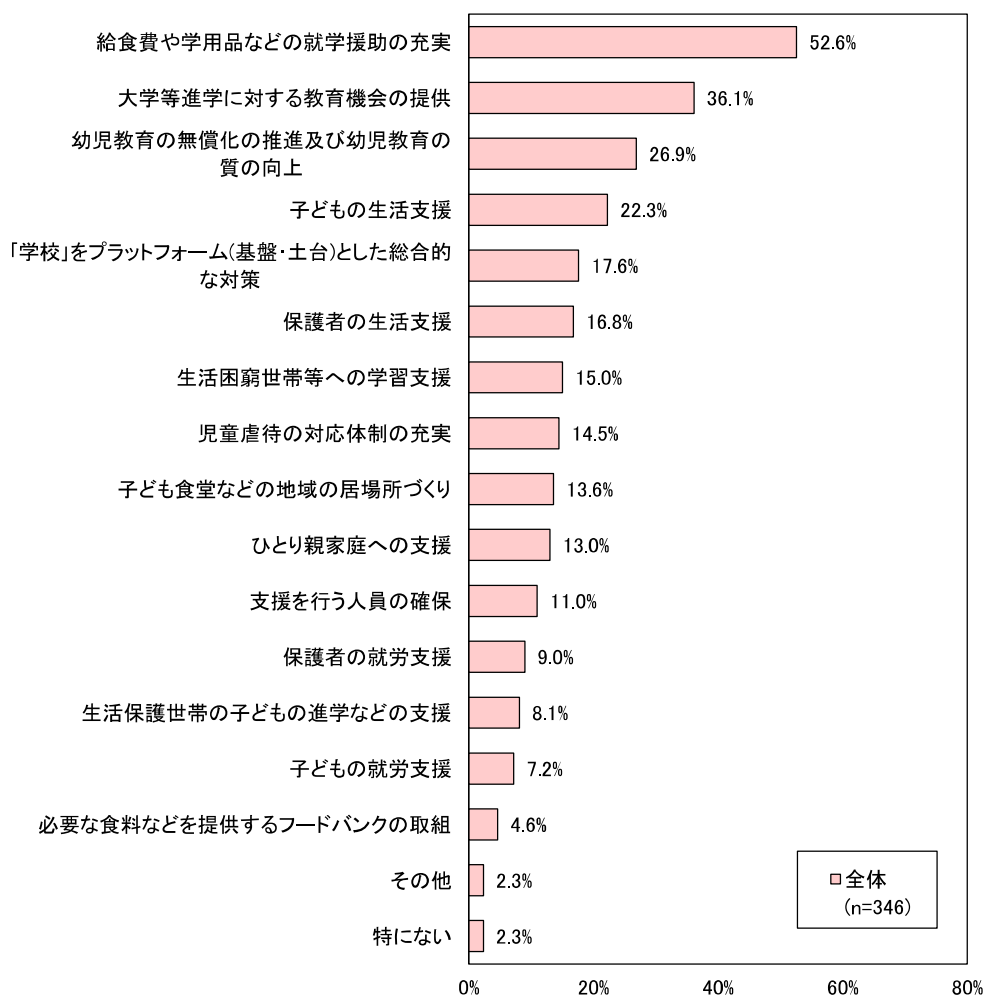
■子どもの貧困対策のために希望する政策【複数回答】



<子どもの有無別>



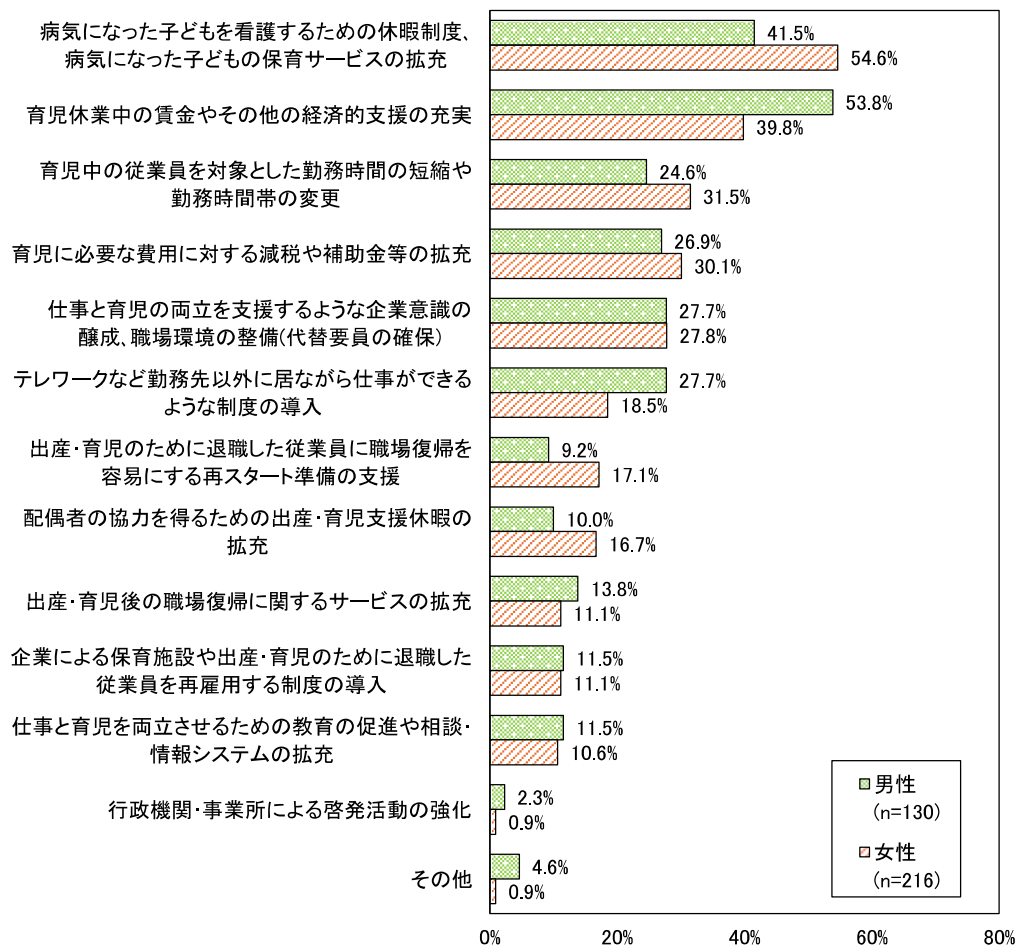
<全体>



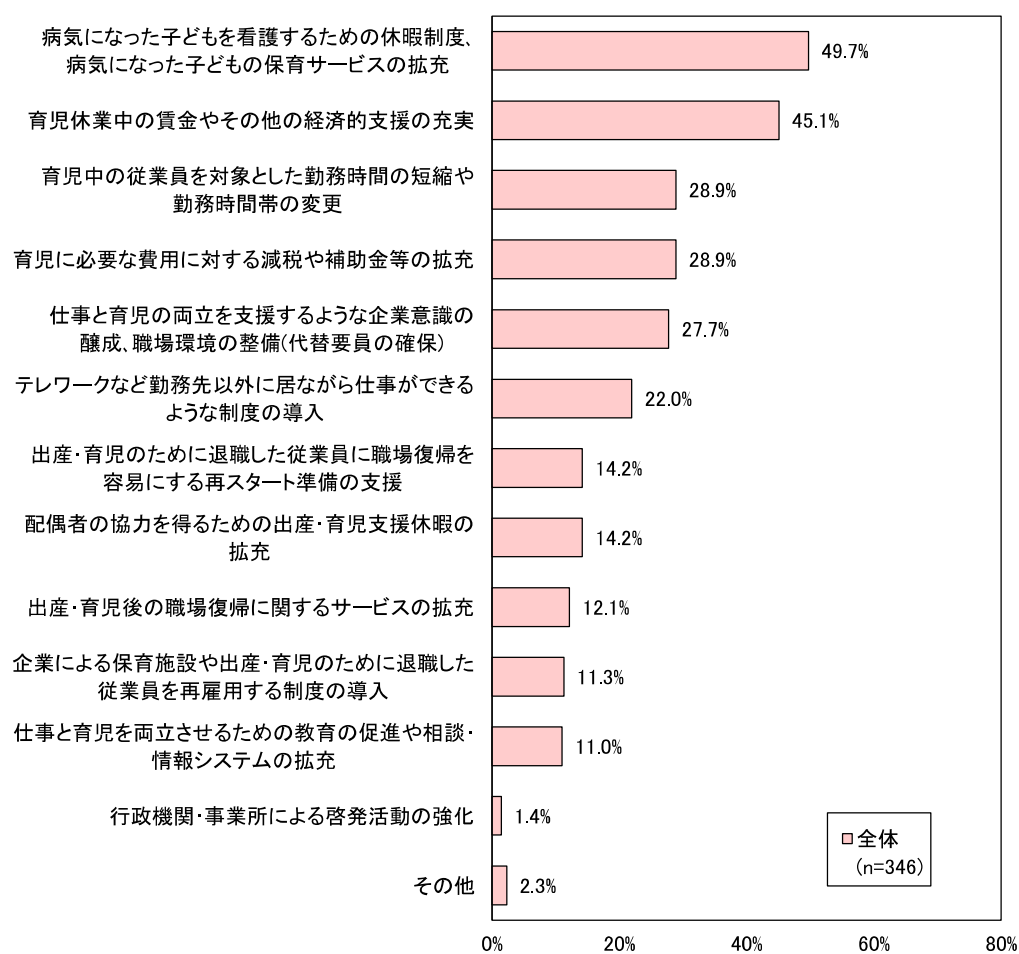
⑨仕事と子育ての両立に関することについて

○仕事と子育てを両立させるために必要な取組については、男女とも上位3項目の順位はほぼ同じとなっています。その中で、「病気になった子どもを看護するための休暇制度、病気になった子どもの保育サービスの拡充」の割合は女性（54.6%）が男性（41.5%）を13.1ポイント上回っています。「育児休業中の賃金やその他の経済的支援の充実」は男性（53.8%）が女性（39.8%）を14.0ポイント上回っています。

■仕事と子育てを両立させるために必要な取組【複数回答】

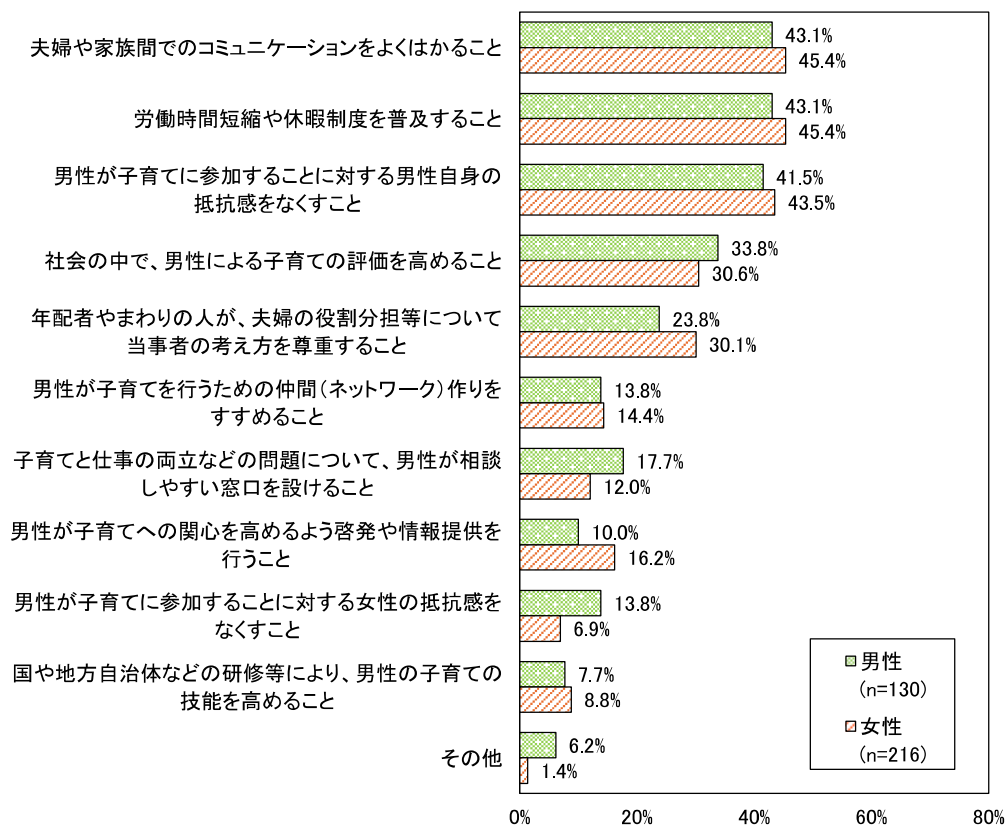


<全体>

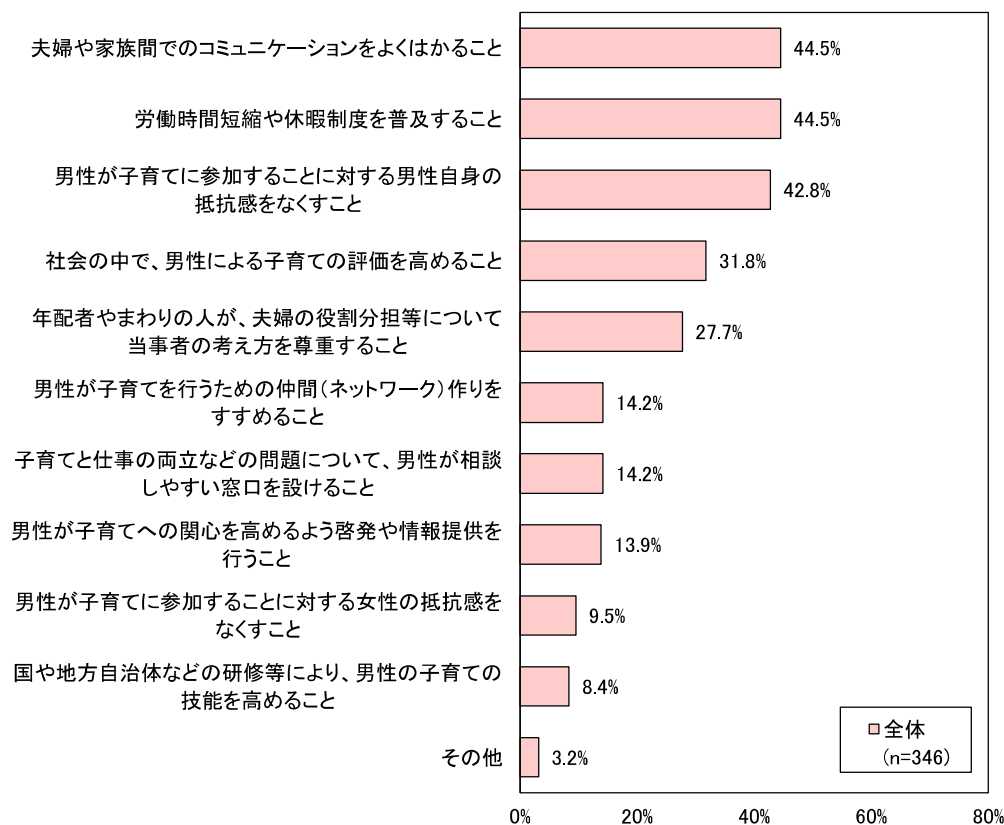


○男性が子育てに積極的に参加するために必要なことについては、男女とも上位3項目の順位と割合はほぼ同じとなっています。

■男性が子育てに積極的に参加するために必要なこと【複数回答】



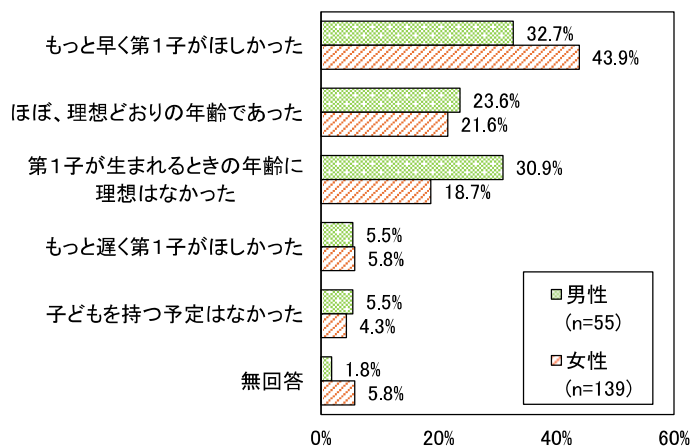
<全体>



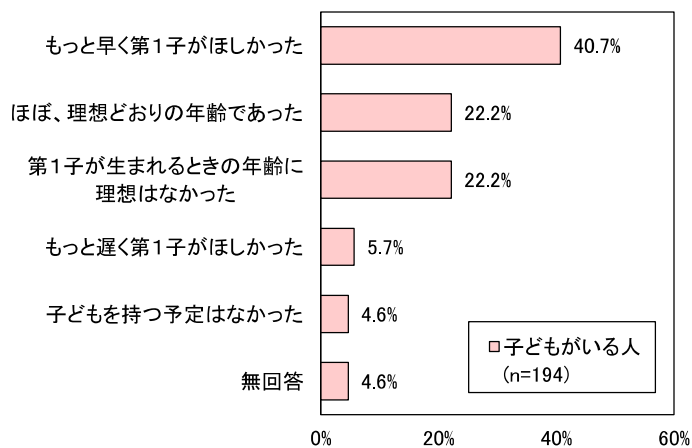
⑩子どもがいる人について

○第1子出産時の年齢に対する考えについては、「もっと早く第1子がほしかった」の割合は、女性（43.9%）が男性（32.7%）を11.2ポイント上回っています。

■第1子出産時の年齢に対する考え【単数回答】

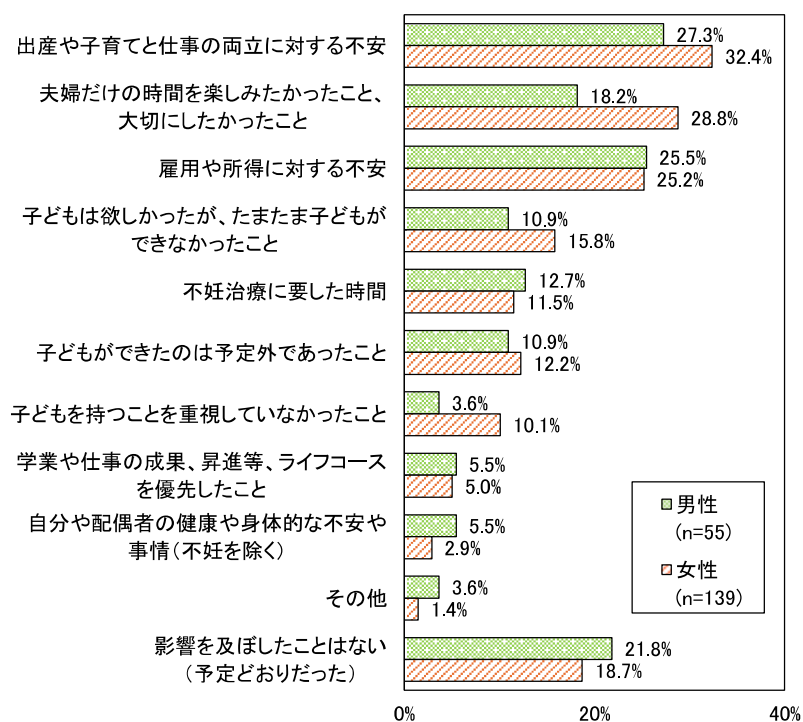


<全体>

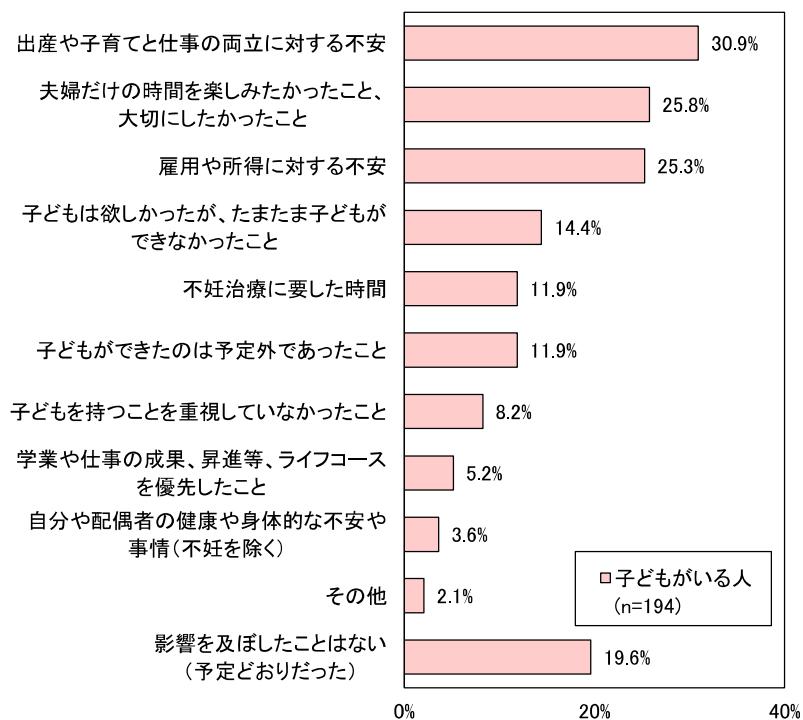


○結婚してから第1子出産までの期間に影響したことについて、男女とも上位3項目の順位はほぼ同じとなっています。その中で、「不安」に関する項目が2項目あり、「出産や子育てと仕事の両立に対する不安」については、女性の割合（32.4%）は男性（27.3%）を5.1ポイント上回っています。「雇用や所得に対する不安」については、男女ともほぼ同じ割合となっています。

■結婚してから第1子出産までの期間に影響したこと【単数回答】



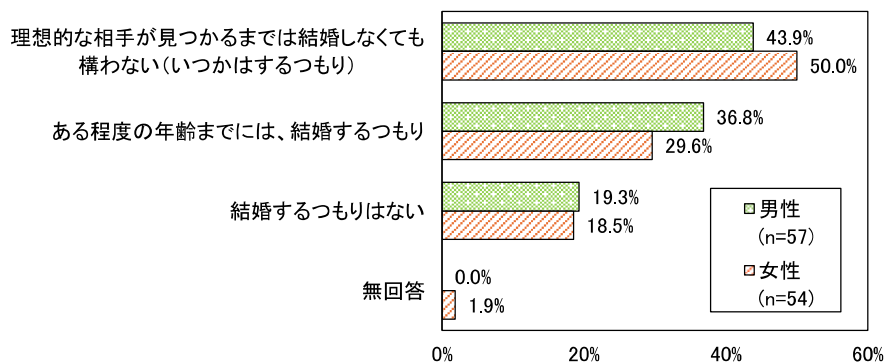
<全体>



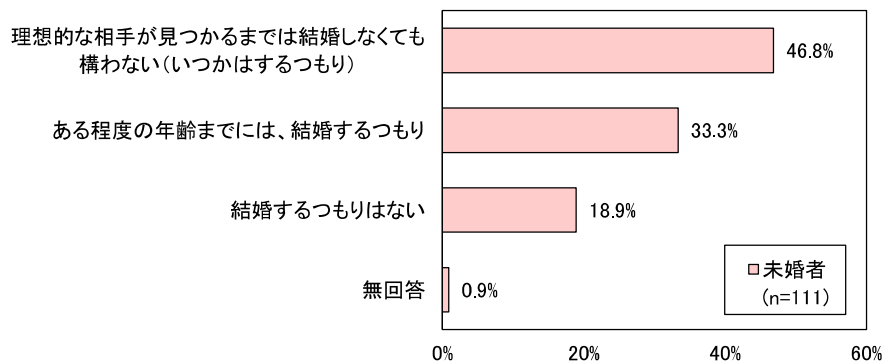
⑪未婚の人について

○結婚に対する考えについては、『結婚するつもりがある』（「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくても構わない（いつかはするつもり）」と「ある程度の年齢までには、結婚するつもり」の計）の割合は、男性が80.7%、女性が79.6%でほぼ同じとなっています。

■結婚に対する考え【単数回答】

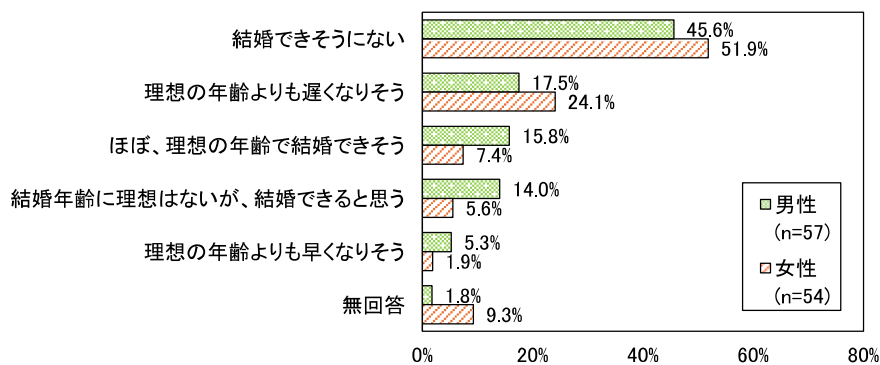


<全体>

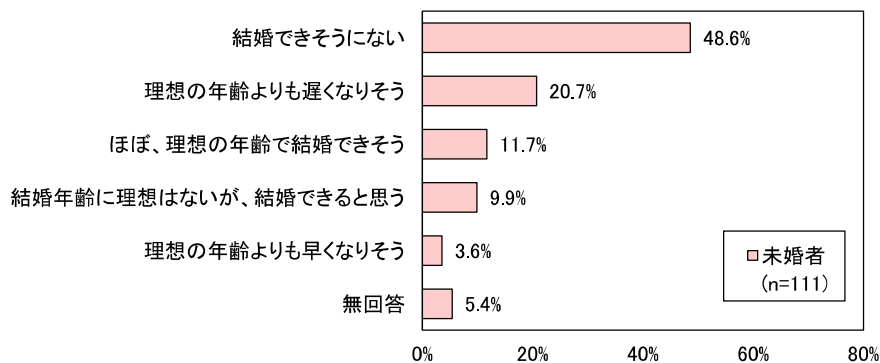


○結婚の見通しについて、「結婚できそうにない」割合は、女性が51.9%で男性（45.6%）を6.3ポイント上回っています。

■結婚の見通し【単数回答】

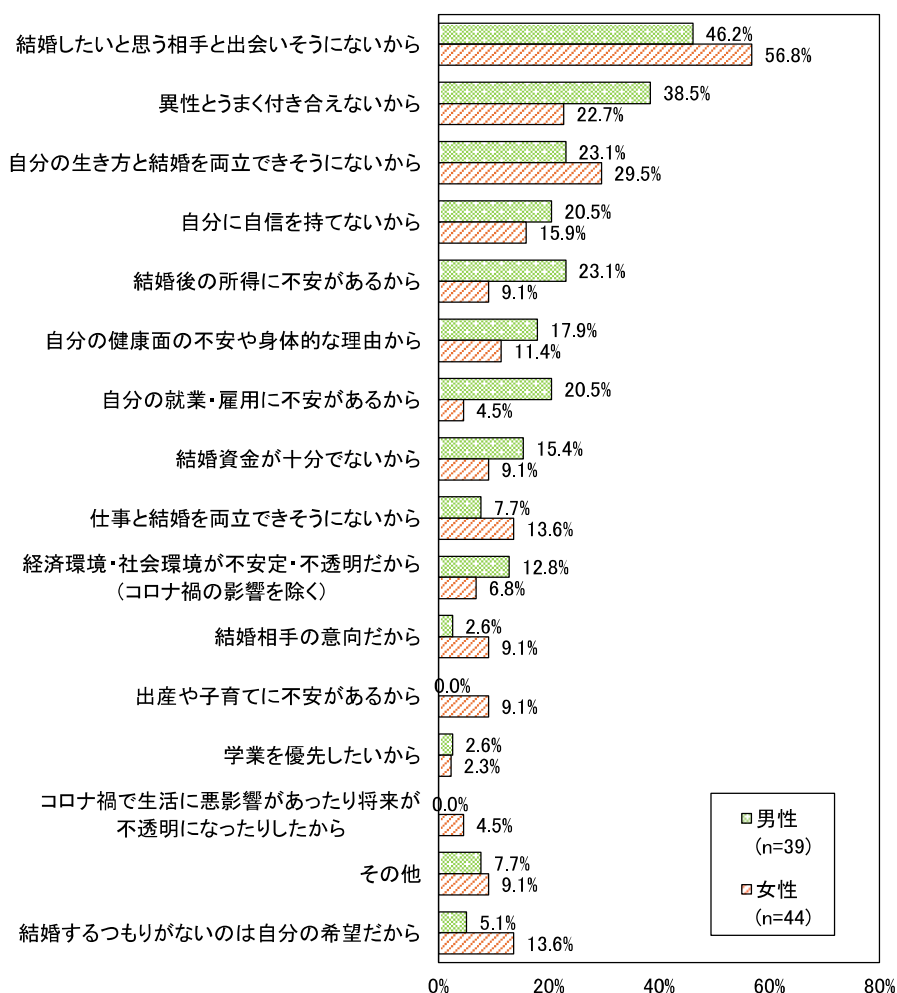


<全体>

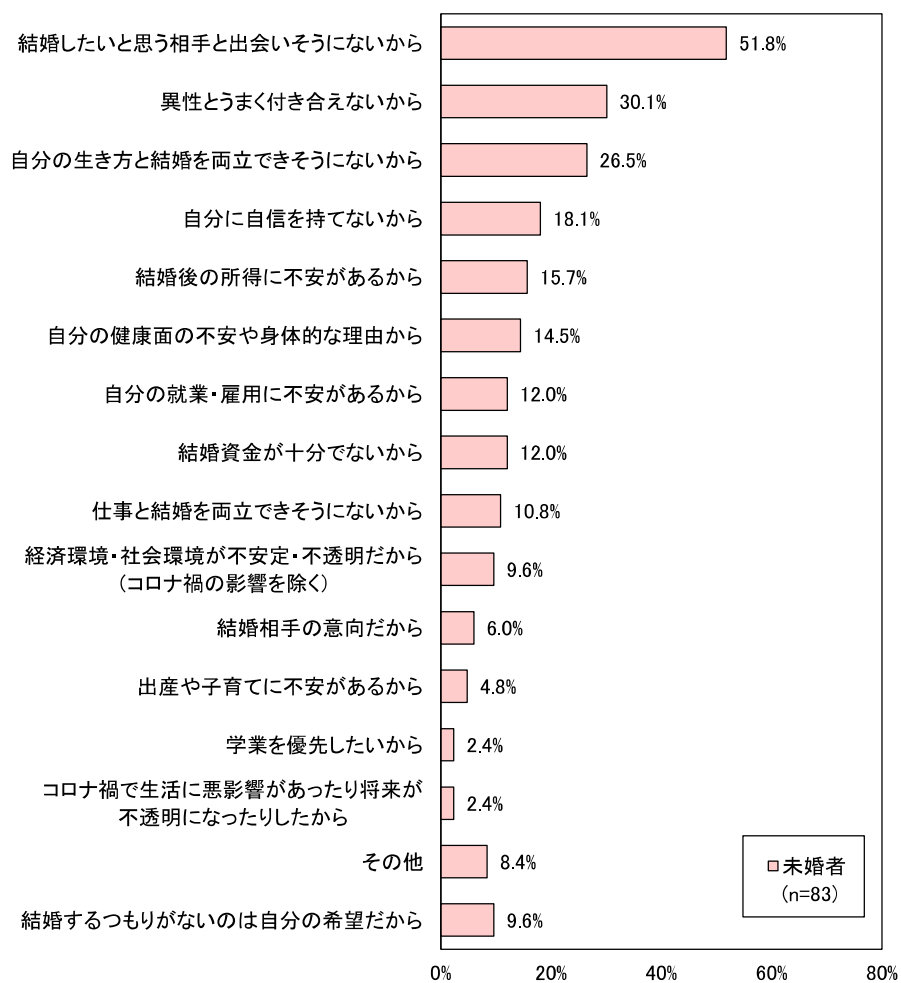


○結婚に消極的な理由について、男女とも上位3項目の順位はほぼ同じとなっています。その中で、「結婚したいと思う相手と出会いそうにないから」の割合は女性(56.8%)が男性(46.2%)を10.6ポイント上回っています。「異性とうまく付き合えないから」は男性(38.5%)が女性(22.7%)を15.8ポイント上回っています。

■結婚に消極的な理由【複数回答】



<全体>



11 子どもの権利条約



資料：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約(子どもの権利条約関連資料)」ホームページ(<https://www.unicef.or.jp/crc/tools/>)

宮崎市こども計画
(第三期宮崎市子ども・子育て支援事業計画)

令和7年3月

発行・編集：宮崎市 子ども未来部 子育て支援課

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電話 (0985) 21-1765 メール 10jidou02@city.miyazaki.miyazaki.jp